

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰 囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給 が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後 の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する。交流 電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると 仮定する。 ※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリ オと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故 等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2 台 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット 1 台</p> <p>事象発生から約 45 時間以降に原子炉格納容器ベントに至るこ とを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニッ ト及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は原 子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うことと する。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量につい て</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用 の大容量送水ポンプ (タイプ I) について実負荷での燃料消費量 から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電 設備軽油タンクへの補給にタンクローリ 1 台、熱交換器ユニット 及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設備へ の補給にタンクローリ 1 台で行うことを想定する。熱交換器ユニ ット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は、原子炉格納容器除熱 等に必要な流量は約 1,200m³/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去 系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実 施する状況において必要な流量は 600m³/h (0.7MPa) 以下である ため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱 交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) の流量を絞る ことにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 50 条第 2 項に要求により、原子 炉格納容器内の圧力を大気中に逃がす ための設備である原子炉格納容器フィ ルタベント系を設けている。一方、PWR アイスコンデンサ型格納容器を有しな い泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ（タイプI）の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$16\text{h}-12\text{h}=4\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は$12\text{h} \div 4\text{h}=3$回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. 1mSv/h × (45 ÷ 60) h = 5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。 高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約3時間毎の給油間隔としている。 大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電圧車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

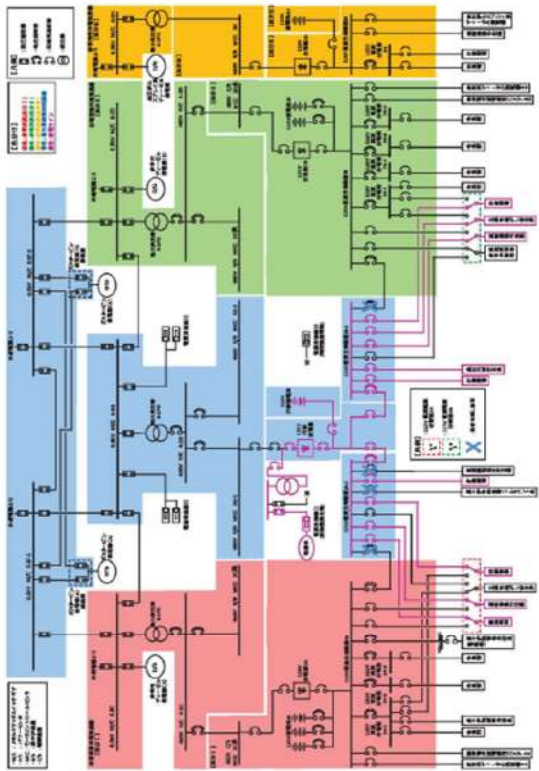
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

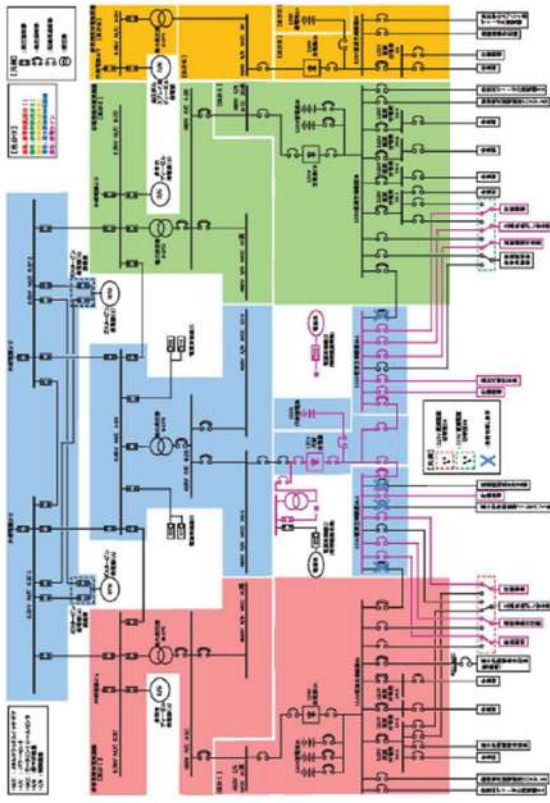
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 941 1146 981">図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋北側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

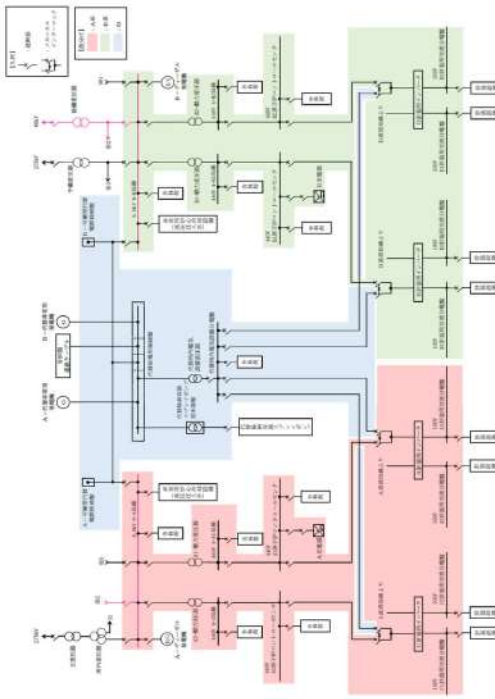
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.12.1 後備変圧器系統図 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) ・送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設) →泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：予備ケーブル</p> <p>(以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ビット 女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル <p>【女川】 記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

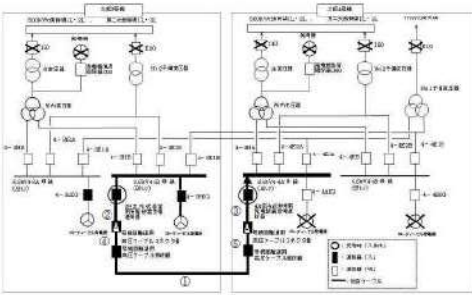
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。




設計基準対称設備から追加した箇所

電線ケーブル、コネクタ仕様	大飯3号炉	大飯4号炉
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条		約50m
② FR-CSHVT 3c-30sq 2条		約50m
③ FR-CSHVT 3c-30sq 2条		約100m
④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続部	約1条	約2条

(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



女川原子力発電所2号炉

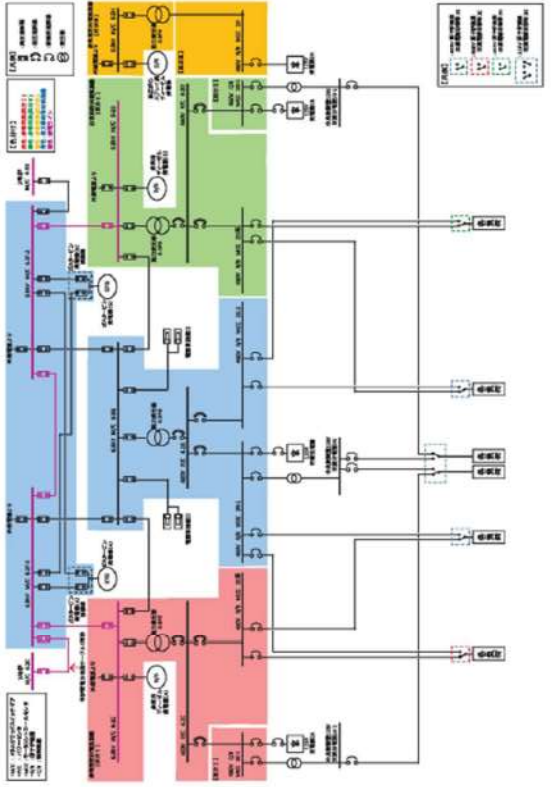


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設)~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

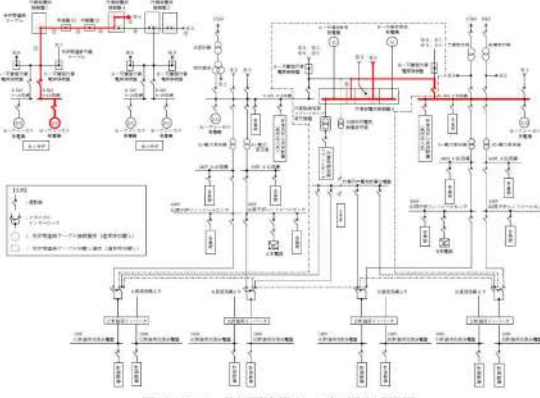


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル概略系統図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

	電路 (ケーブル)	敷設長さ
①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

【女川】
 記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【大飯】
 記載表現の相違
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯】
 設計・運用の相違 (号機間電力融通設備)

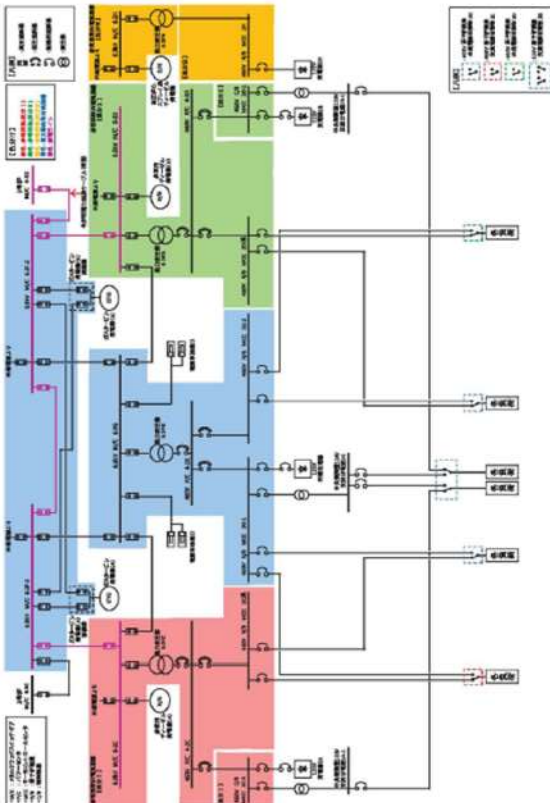
【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 女川：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

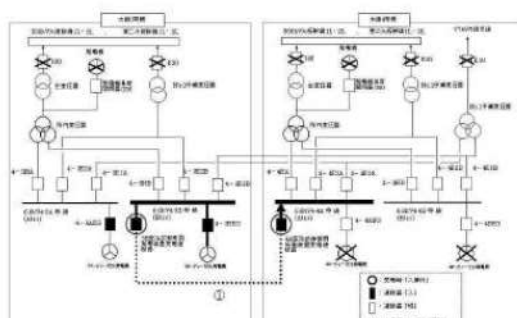

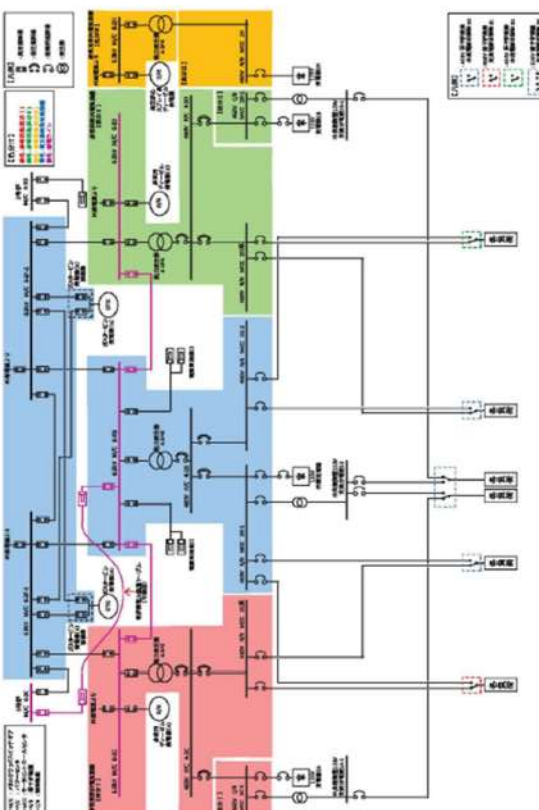
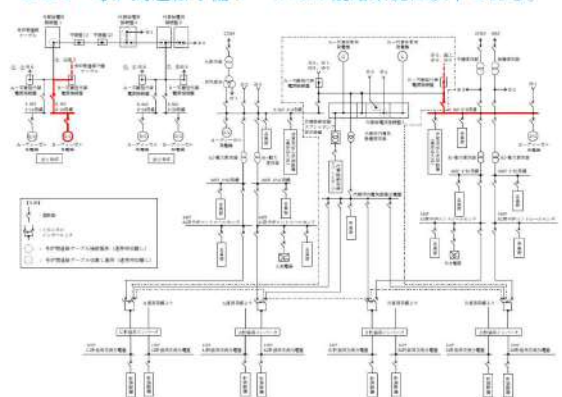

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 973 1153 1045"> 図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(常設) ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1937 191">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 199 2150 279">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2139 343">記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

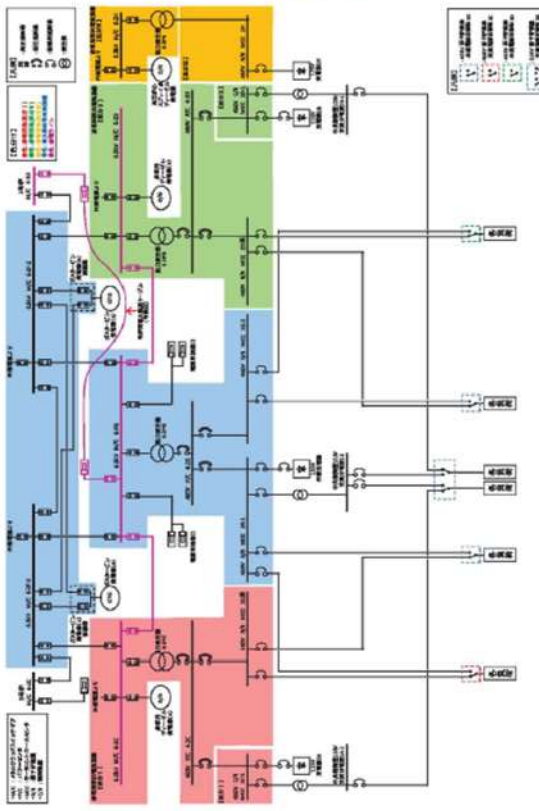
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要</p> <p>(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。</p>  <p>予備ケーブルの仕様、配線数</p> <table border="1" data-bbox="112 686 627 766"> <thead> <tr> <th>電線(ケーブル、コネクタ)種類</th> <th>大飯3、4号炉</th> <th>配線数量(組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-C30HVT 3c-38sq 2条</td> <td>約300m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 連結方法</p> <p>号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。</p> <p>予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。</p> 	電線(ケーブル、コネクタ)種類	大飯3、4号炉	配線数量(組)	FR-C30HVT 3c-38sq 2条	約300m	1 (予備1)	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 67-12-5 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3C系〜号炉間電力融通ケーブル(可搬型)〜非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル概略系統図</p> <p>表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配線数</p> <table border="1" data-bbox="1254 702 1814 893"> <thead> <tr> <th>可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)</th> <th>敷設長さ</th> <th>配線数量(組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>② 1号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>④ 1号炉D 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約340m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 2号炉B 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 2号炉B 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約310m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2 連結方法</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。</p>  <p>図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所</p>	可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)	敷設長さ	配線数量(組)	① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	② 1号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	④ 1号炉D 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑤ 2号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑥ 2号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)	⑦ 2号炉B 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑧ 2号炉B 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実(大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号機間電力融通ケーブル(可搬型)→泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯・女川】 記載表現の相違 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。</p> <p>【大飯・女川】 設備構成の相違 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</p>
電線(ケーブル、コネクタ)種類	大飯3、4号炉	配線数量(組)																																		
FR-C30HVT 3c-38sq 2条	約300m	1 (予備1)																																		
可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)	敷設長さ	配線数量(組)																																		
① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																		
② 1号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																		
③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																		
④ 1号炉D 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																		
⑤ 2号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																		
⑥ 2号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)																																		
⑦ 2号炉B 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																		
⑧ 2号炉B 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 965 1153 1029"> 図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 279"> 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 </p> <p data-bbox="1848 287 2139 343"> 【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>320A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)</td> <td>425A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>320A</td> <td>約20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = $\sqrt{3} V I \cos \theta$ $I = 1,759,000 / \sqrt{3} \times 6,600 \times 0.8 \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m	③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	425A		電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 239 1814 287"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 335 1814 383"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量 (kW) = $\sqrt{3} V I \cos \theta$ から、I[A] を求める。 $I[A] = 2,139 / \sqrt{3} \times 6.6 \times 0.8 \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1220"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ¹⁾</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計 (連続負荷) (最大負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ¹⁾	7kW	合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・大飯：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失 <p>【大飯、女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																			
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																			
③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	425A																																																																																				
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m																																																																																			
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																				
充電器 (A, B)	77																																																																																				
	77																																																																																				
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																				
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																				
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																				
中央制御室空調ファン	19																																																																																				
中央制御室循環ファン	11																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																				
合計 (kW)	1,759																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)																																																																																			
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																			
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)																																																																																			
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																			
負荷名称	負荷容量																																																																																				
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																				
充電器 (A, B)	113kW																																																																																				
	113kW																																																																																				
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																				
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																				
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																				
中央制御室照明等	23kW																																																																																				
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																				
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ¹⁾	7kW																																																																																				
合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW																																																																																				
	2,139kW																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" data-bbox="100 491 533 1093"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td> (S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA） </td> </tr> <tr> <td>仮設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td>3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td>1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	仮設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p>【大阪】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
仮設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}																													
合計(kW)	1,567																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違

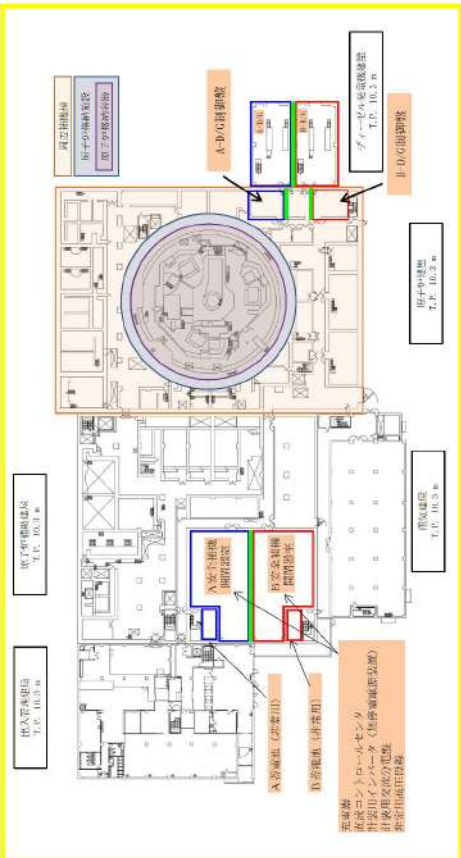
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>うしなう</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>			<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>失う</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：うしなう→泊：失う <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 																	
共通要因	対応（確認）方針	状況	表 57.13.1 所内電気設備の信頼性																		
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応（確認）方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設に設置された敷地において、基準津波による浸上高を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。</td> <td>電気機器等は、3時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべ全溢水（浸水・蒸気・排水）に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> <td>内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。</td> </tr> <tr> <td>火山灰 電塵</td> <td>火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。</td> <td>火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電塵及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応（確認）方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設に設置された敷地において、基準津波による浸上高を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気機器等は、3時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	溢水	想定すべ全溢水（浸水・蒸気・排水）に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	火山灰 電塵	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電塵及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。
共通要因	対応（確認）方針	状況																			
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。																			
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設に設置された敷地において、基準津波による浸上高を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。																			
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気機器等は、3時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。																			
溢水	想定すべ全溢水（浸水・蒸気・排水）に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。																			
火山灰 電塵	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電塵及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 855" style="border: 2px solid black; height: 425px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="168 869 515 885">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		 <p data-bbox="1720 335 1758 805">3時間耐火能力を有する耐火壁 (壁厚) により分離した設計としている (厚さは150mm以上のコンクリート壁)。</p> <p data-bbox="1736 869 1758 949">緑線： 壁壁</p> <p data-bbox="1792 470 1814 710">図 57.13.1 非常用所内電気設備の配置図</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 196">記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 229 1960 253">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2150 367" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、非常用所内電気設備の2系統が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）

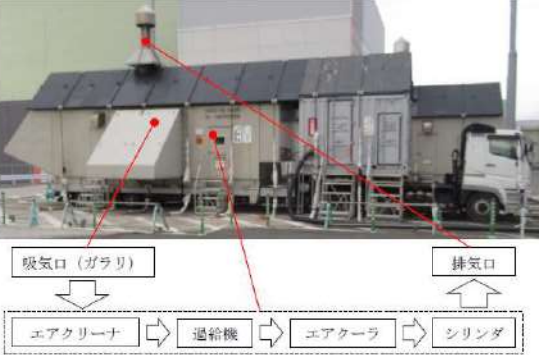
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 ブランド名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護→泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に→泊；さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図 57. 14. 1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r.10.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

58条

令和5年8月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大阪発電所3/4号炉 (大阪3/4号炉は目次なし)	58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 単線結線図 58-3 配置図 58-4 系統図 58-5 試験及び検査 58-6 容量設定根拠 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	目次 58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 配置図 58-3 試験・検査説明資料 58-4 系統図 58-5 容量設定根拠 58-6 単線結線図 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・資料構成順の相違 ・資料名称の相違 【女川】設備構成の相違（相違理由③）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

58-1 SA 設備基準適合性一覧表

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

女川原子力発電所2号炉

58-1 SA 設備基準適合性一覧表

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

泊発電所3号炉

58-1 SA設備基準適合性一覧表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

相違理由

【女川、大飯】記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	項目内容		適合性	相違理由
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・記録機能	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測に機能も具備する)	-		
	海水	海水を通水しない	対応あり		
	振動機軸心からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-		
	電線経路確保	(電線経路により機能が低下おそれがない)	-		
	防護塗料	第1-2 防護塗料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	試験・検査 (保潔性、系統構成・内蔵入力)	計測制御設備	K		
	防護塗料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	防護塗料	保存不要	対応あり		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		

項目	項目名	項目内容		適合性	相違理由
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・記録機能	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測に機能も具備する)	-		
	海水	海水を通水しない	対応あり		
	振動機軸心からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-		
	電線経路確保	(電線経路により機能が低下おそれがない)	-		
	防護塗料	第1-2 防護塗料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	試験・検査 (保潔性、系統構成・内蔵入力)	計測制御設備	K		
	防護塗料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	防護塗料	保存不要	対応あり		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		

項目	項目名	項目内容		適合性	相違理由
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・記録機能	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測に機能も具備する)	-		
	海水	海水を通水しない	対応あり		
	振動機軸心からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-		
	電線経路確保	(電線経路により機能が低下おそれがない)	-		
	防護塗料	第1-2 防護塗料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	試験・検査 (保潔性、系統構成・内蔵入力)	計測制御設備	K		
	防護塗料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	防護塗料	保存不要	対応あり		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
計装設備	記録・保存	本機の用途として採用一切不要	B		
	防護塗料	第1-4 記録機能	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		
	防護塗料	-	-		
	記録設計	記録設計/記録の系統構成	A・D		
	その他(埋設型)	埋設型	対応あり		

- 記号「A」: 計装設備の仕様(内容)に設計と相違が認められる。
 - 「D」: 計装設備の仕様(内容)に設計と相違が認められることにより、機能喪失の恐れがあるため、相違を無視して対応する。相違を無視して対応する場合は、相違を無視して対応することとする。
 - 「K」: 計装設備の仕様(内容)に設計と相違が認められることにより、計装設備の仕様(内容)に設計と相違が認められることとする。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設備
...

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目
...
...
...

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目
...
...
...

・項目に「-」が付く場合は記載内容がないことを示す。
 ・「-」は表中の記載と一致する記載内容がないことを示す。記載内容が一致する場合は記載せず。相違理由としてのみ記載する。
 ・「-」は当該記載の記載内容がないことを示す。当該記載内容がないことを示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

項目	相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由	
	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由
運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由
運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由
運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)	運転監視装置 (運転監視装置)

・記号は「表5」記載事項の記載内容に比較する欄等には必ずしも一致しない。
 ・「/」は「表5」記載事項の記載内容に比較する欄等には必ずしも一致しない。
 ・「/」は「表5」記載事項の記載内容に比較する欄等には必ずしも一致しない。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

項目	項目名	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
		仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質
炉内・炉外機器	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	仕様	品質	検査	運用	保守	廃止
炉内・炉外機器	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	仕様	品質	検査	運用	保守	廃止
炉内・炉外機器	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料

*適用しうる 適用範囲及び品質内容) 及び品質内容が異なる。
 *1) 品質内容に適用する範囲の品質内容であること及び、適用範囲の品質内容と記載する。品質内容が異なるため記載する。
 *2) 品質内容に適用する範囲の品質内容であること及び、適用範囲の品質内容と記載する。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6 から再掲

項目	計装設備		機器類		制御設備		監視設備		保護設備		安全設備		その他	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類
制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備
監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備
保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備
安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	計装設備	機器類	制御設備	監視設備	保護設備	安全設備	その他
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類
制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備
監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備
保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備
安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	計装設備	機器類	制御設備	監視設備	保護設備	安全設備	その他
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類	機器類
制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備	制御設備
監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備	監視設備
保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備	保護設備
安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

- 灰色は、女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容を示す。
- 赤字は、設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)を示す。
- 青字は、記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)を示す。
- 緑字は、記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第4章 計装設備		第4章 計装設備	
第4章 計装設備		第4章 計装設備	
第4章 計装設備		第4章 計装設備	
第4章 計装設備		第4章 計装設備	
第4章 計装設備		第4章 計装設備	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>原子炉核種管理装置ディスプレイ概要</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報</td> <td>原子炉核種管理装置内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>直感</td> <td>(直感に機能も発報する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設計値からの影響</td> <td>(設計機能等から影響により機能を生じない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線径により機能が異なる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作作</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験止禁</td> <td>本来の用途として使用、切替不要</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系図SAの登録</td> <td>最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置物</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付の禁止</td> <td>(取付しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サージ・トキ短絡</td> <td>対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 警報装置図、図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	原子炉核種管理装置ディスプレイ概要	類型化区分	第1種	環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報	原子炉核種管理装置内	D	直感	(直感に機能も発報する)	—	海水	海水を過水しない	対象外	設計値からの影響	(設計機能等から影響により機能を生じない)	—	電線経路表	(電線径により機能が異なる)	—	関連資料	図-2 配置図	—	操作作	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第2種	試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	—	試験止禁	本来の用途として使用、切替不要	なし	第3種	系統設計	その他	Aa	その他 (種別物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第4種	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	系図SAの登録	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A	第5種	関連資料	図-6 設置設置物	—	取付の禁止	(取付しない設備)	—	関連資料	—	—	第6種	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内	Aa	サージ・トキ短絡	対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼	Ca	関連資料	図-2 警報装置図、図-3 配置図	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>核種管理装置ディスプレイ設置概要</th> <th>類型化区分</th> <th>備考資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報</td> <td>原子炉核種管理装置内</td> <td>A</td> <td>【備考資料】図-1 設置図</td> </tr> <tr> <td>直感</td> <td>(直感に機能も発報する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> <td>【備考資料】図-1 設置図</td> </tr> <tr> <td>設計値からの影響</td> <td>(設計機能等から影響により機能を生じない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線径により機能が異なる)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作作</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>F</td> <td>【備考資料】図-3 試験・検査装置図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>なし</td> <td>【備考資料】図-1 設置図</td> </tr> <tr> <td>試験止禁</td> <td>本来の用途として使用、切替不要</td> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> <td>【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系図SAの登録</td> <td>最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置物</td> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付の禁止</td> <td>(取付しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> <td>【備考資料】図-1 設置図</td> </tr> <tr> <td>サージ・トキ短絡</td> <td>対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼</td> <td>Ca</td> <td>【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 警報装置図、図-3 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	核種管理装置ディスプレイ設置概要	類型化区分	備考資料	第1種	環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報	原子炉核種管理装置内	A	【備考資料】図-1 設置図	直感	(直感に機能も発報する)	—	—	海水	海水を過水しない	対象外	【備考資料】図-1 設置図	設計値からの影響	(設計機能等から影響により機能を生じない)	—	—	電線経路表	(電線径により機能が異なる)	—	—	関連資料	図-2 配置図	—	—	操作作	操作不要	対象外	—	関連資料	—	—	—	第2種	試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)	計装制御設備	F	【備考資料】図-3 試験・検査装置図	関連資料	図-3 試験及び検査	なし	【備考資料】図-1 設置図	試験止禁	本来の用途として使用、切替不要	なし	—	第3種	系統設計	その他	Ba	【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図	その他 (種別物)	対象外	—	—	関連資料	—	—	—	第4種	設置場所	操作不要	対象外	—	関連資料	—	—	—	系図SAの登録	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A	—	第5種	関連資料	図-6 設置設置物	なし	—	取付の禁止	(取付しない設備)	—	—	関連資料	—	—	—	第6種	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内	Aa	【備考資料】図-1 設置図	サージ・トキ短絡	対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼	Ca	【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図	関連資料	図-2 警報装置図、図-3 配置図	—	—	<p>相違理由</p>
項目名・計装設備	原子炉核種管理装置ディスプレイ概要	類型化区分																																																																																																																																																																																					
第1種	環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報	原子炉核種管理装置内	D																																																																																																																																																																																				
	直感	(直感に機能も発報する)	—																																																																																																																																																																																				
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																																																																																																																				
	設計値からの影響	(設計機能等から影響により機能を生じない)	—																																																																																																																																																																																				
	電線経路表	(電線径により機能が異なる)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-2 配置図	—																																																																																																																																																																																				
	操作作	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
	第2種	試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																			
		関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																			
試験止禁		本来の用途として使用、切替不要	なし																																																																																																																																																																																				
第3種	系統設計	その他	Aa																																																																																																																																																																																				
	その他 (種別物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第4種	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
	系図SAの登録	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																				
第5種	関連資料	図-6 設置設置物	—																																																																																																																																																																																				
	取付の禁止	(取付しない設備)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第6種	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																																				
	サージ・トキ短絡	対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼	Ca																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-2 警報装置図、図-3 配置図	—																																																																																																																																																																																				
項目名・計装設備	核種管理装置ディスプレイ設置概要	類型化区分	備考資料																																																																																																																																																																																				
第1種	環境・湿度、圧力・電圧の監視・強制警報	原子炉核種管理装置内	A	【備考資料】図-1 設置図																																																																																																																																																																																			
	直感	(直感に機能も発報する)	—	—																																																																																																																																																																																			
	海水	海水を過水しない	対象外	【備考資料】図-1 設置図																																																																																																																																																																																			
	設計値からの影響	(設計機能等から影響により機能を生じない)	—	—																																																																																																																																																																																			
	電線経路表	(電線径により機能が異なる)	—	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-2 配置図	—	—																																																																																																																																																																																			
	操作作	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																			
	第2種	試験・検査 (検査性、系統構成・再入力)	計装制御設備	F	【備考資料】図-3 試験・検査装置図																																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査	なし	【備考資料】図-1 設置図																																																																																																																																																																																		
試験止禁		本来の用途として使用、切替不要	なし	—																																																																																																																																																																																			
第3種	系統設計	その他	Ba	【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図																																																																																																																																																																																			
	その他 (種別物)	対象外	—	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																			
第4種	設置場所	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																			
	系図SAの登録	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A	—																																																																																																																																																																																			
第5種	関連資料	図-6 設置設置物	なし	—																																																																																																																																																																																			
	取付の禁止	(取付しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																			
第6種	環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備一対象 (代替警報設備あり) → 屋内	Aa	【備考資料】図-1 設置図																																																																																																																																																																																			
	サージ・トキ短絡	対象 (サージ・トキあり) → 緊急通報装置は高信頼	Ca	【備考資料】図-1 設置図 【備考資料】図-2 設置図																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-2 警報装置図、図-3 配置図	—	—																																																																																																																																																																																			

・記号は「a」が設置のみの設置内容に、記号は機能内容を示す。
 ・「-」は元の設備に該当する内容が図示と異なることを示す。備考資料の図に記号を付して記載する。設置内容が異なる場合は記載する。
 ・「/」は両方の設備とも該当することを示す。設置内容が異なる場合は記載する。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-6 から再掲

項目	項目名	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
		仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	計装設備	ドライウェル編度	型式記号
計装設備	構造・強度・圧力・漏洩の検出/監視	炉子中部的設置内	A
	異常	(右側に機能を実現する)	-
	漏水	漏水を通知しない	対象外
	放射線からの影響	(周辺の機器等から放射線等により機能に影響を及ぼすおそれがない)	-
	電磁的障害	(電磁波により機能に影響を及ぼすおそれがない)	-
	設置場所	計装室	-
	操作性	操作手続	対象外
	関連資料	-	-
	試験・検査 (種別・検査項目・承認機関・承認人員)	計装設備試験	K
	関連資料	計装室及び関連	-
	設置工程	本場の取組として従来一貫管工程	H1
	関連資料	計装室	-
保守	点検	Aa	
その他 (種別・検査項目)	対象外	対象外	
関連資料	-	-	
設置場所	操作手続	対象外	
関連資料	-	-	
設置工程	重大事故等への対応を本場の目的として設置するもの	A	
関連資料	計装室	-	
運用の禁止	(適用しない設備)	-	
関連資料	-	-	
その他	警備条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	Aa	
その他 (種別・検査項目)	対象 (「モード」あり) 一貫管の駆動又は送液機	Ca	
関連資料	計装室	-	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	計装設備	特殊設備内(ドライウェル編度) (見出し)	型式記号	関連資料
計装設備	構造・強度・圧力・漏洩の検出/監視	炉子中部的設置内	A	(検査設備資料)計装室設置
	異常	(右側に機能を実現する)	-	-
	漏水	漏水を通知しない	対象外	(検査設備資料)計装室設置
	放射線からの影響	(周辺の機器等から放射線等により機能に影響を及ぼすおそれがない)	-	-
	電磁的障害	(電磁波により機能に影響を及ぼすおそれがない)	-	-
	設置場所	計装室	-	-
	操作性	操作手続	対象外	-
	関連資料	-	-	-
	試験・検査 (種別・検査項目・承認機関・承認人員)	計装設備試験	J	(検査設備資料)計装室試験・検査設備資料
	関連資料	計装室及び関連	Ba	(検査設備資料)計装室設置
	設置工程	本場の取組として従来一貫管工程 (送液機は計装室設置して使用)	Ba	(検査設備資料)計装室設置
	関連資料	計装室	-	-
保守	点検	Aa	(検査設備資料)計装室設置	
その他 (種別・検査項目)	対象外	-	-	
関連資料	-	-	-	
設置場所	操作手続	対象外	-	
関連資料	-	-	-	
設置工程	重大事故等への対応を本場の目的として設置するもの	A	-	
関連資料	計装室	-	-	
運用の禁止	(適用しない設備)	-	-	
関連資料	-	-	-	
その他	警備条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	Aa	-	
その他 (種別・検査項目)	対象 (「モード」あり) 一貫管の駆動又は送液機	Ca	(検査設備資料)計装室設置	
関連資料	計装室	-	-	
その他	警備条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	Aa	-	
その他 (種別・検査項目)	対象 (「モード」あり) 一貫管の駆動又は送液機	Ca	(検査設備資料)計装室設置	
関連資料	計装室	-	-	

相違理由

*記号は「A」は常設設備以外の設備内容、に該当する設備内容を示す。
 「J」は計装設備試験に関する設備設計内容であることを示す。計装室の設置内容については記載せず、検査設備資料として記載する。
 「Ca」は計装設備試験に関する設備設計内容であることを示す。計装室の設置内容については記載せず、検査設備資料として記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	設計		製造		設置		運用		保守		検査		その他	
		仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面

項目	項目名	仕様	内容	適合性
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A

項目	項目名	仕様	内容	適合性
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A
	計装設備の設置距離	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	A
	計装設備の設置間隔	1.5m以上	1.5m以上	A
	計装設備の設置向き	正面	正面	A
	計装設備の設置角度	正面	正面	A

・記号は「A」を基準とし、Aより適合性が低い場合は「B」「C」を示す。
 ・「/」は互いの記載に相違する点を示す。
 ・「/」は互いの記載に相違する点を示す。
 ・「/」は互いの記載に相違する点を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-22 から再掲

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目		項目	項目
		項目	項目		
...

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目		項目	項目
		項目	項目		
...

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
設置	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合
設置	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	適合	適合	適合	適合	適合	適合
製造	適合	適合	適合	適合	適合	適合
設置	適合	適合	適合	適合	適合	適合
運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合
保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合
廃止	適合	適合	適合	適合	適合	適合

・記号は「表1」欄に記載の相違内容に該当する場合は「適合」を付記する。
 ・「/」は「/」記号に該当する相違内容に該当することを示す。相違内容の相違として記載せず、相違内容として記載する。
 ・「/」は「/」記号に該当する相違内容に該当することを示す。相違内容の相違として記載せず、相違内容として記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																							
<p>第4号機</p> <p>第1号機</p> <p>第2号機</p> <p>第3号機</p> <p>第4号機</p> <p>第5号機</p> <p>第6号機</p> <p>第7号機</p> <p>第8号機</p> <p>第9号機</p> <p>第10号機</p> <p>第11号機</p> <p>第12号機</p> <p>第13号機</p> <p>第14号機</p> <p>第15号機</p> <p>第16号機</p> <p>第17号機</p> <p>第18号機</p> <p>第19号機</p> <p>第20号機</p> <p>第21号機</p> <p>第22号機</p> <p>第23号機</p> <p>第24号機</p> <p>第25号機</p> <p>第26号機</p> <p>第27号機</p> <p>第28号機</p> <p>第29号機</p> <p>第30号機</p> <p>第31号機</p> <p>第32号機</p> <p>第33号機</p> <p>第34号機</p> <p>第35号機</p> <p>第36号機</p> <p>第37号機</p> <p>第38号機</p> <p>第39号機</p> <p>第40号機</p> <p>第41号機</p> <p>第42号機</p> <p>第43号機</p> <p>第44号機</p> <p>第45号機</p> <p>第46号機</p> <p>第47号機</p> <p>第48号機</p> <p>第49号機</p> <p>第50号機</p> <p>第51号機</p> <p>第52号機</p> <p>第53号機</p> <p>第54号機</p> <p>第55号機</p> <p>第56号機</p> <p>第57号機</p> <p>第58号機</p> <p>第59号機</p> <p>第60号機</p> <p>第61号機</p> <p>第62号機</p> <p>第63号機</p> <p>第64号機</p> <p>第65号機</p> <p>第66号機</p> <p>第67号機</p> <p>第68号機</p> <p>第69号機</p> <p>第70号機</p> <p>第71号機</p> <p>第72号機</p> <p>第73号機</p> <p>第74号機</p> <p>第75号機</p> <p>第76号機</p> <p>第77号機</p> <p>第78号機</p> <p>第79号機</p> <p>第80号機</p> <p>第81号機</p> <p>第82号機</p> <p>第83号機</p> <p>第84号機</p> <p>第85号機</p> <p>第86号機</p> <p>第87号機</p> <p>第88号機</p> <p>第89号機</p> <p>第90号機</p> <p>第91号機</p> <p>第92号機</p> <p>第93号機</p> <p>第94号機</p> <p>第95号機</p> <p>第96号機</p> <p>第97号機</p> <p>第98号機</p> <p>第99号機</p> <p>第100号機</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>機内設置内要図及び特種サーキット図</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>湿度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>海水</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>施設漏れからの影響</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>電磁的妨害</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>第1-3 配置済</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>遮断装置</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>主の地 (建築物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>設計SAの弁替</td> <td>設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>第1-6 質量設定機構</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災</td> <td>禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内</td> </tr> <tr> <td>第23号機</td> <td>干渉-1 系設備</td> <td>対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源</td> </tr> <tr> <td>第24号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>第1-2 事故試験済、SA-3 配置済</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	機内設置内要図及び特種サーキット図	適合性区分	第1号機	温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備	対象外	第2号機	湿度	—	第3号機	海水	対象外	第4号機	施設漏れからの影響	—	第5号機	電磁的妨害	—	第6号機	閉鎖材料	第1-3 配置済	第7号機	操作性	操作不要	第8号機	閉鎖材料	—	第9号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)	K	第10号機	閉鎖材料	第1-3 試験及び検査	第11号機	閉鎖材料	—	第12号機	閉鎖材料	—	第13号機	遮断装置	対象外	第14号機	主の地 (建築物)	対象外	第15号機	閉鎖材料	—	第16号機	閉鎖材料	操作不要	第17号機	閉鎖材料	—	第18号機	設計SAの弁替	設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分	第19号機	閉鎖材料	第1-6 質量設定機構	第20号機	閉鎖材料	—	第21号機	閉鎖材料	—	第22号機	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内	第23号機	干渉-1 系設備	対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源	第24号機	閉鎖材料	第1-2 事故試験済、SA-3 配置済	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>機内設置内要図及び特種サーキット図</th> <th>適合性区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>湿度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>海水</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>施設漏れからの影響</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>電磁的妨害</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)</td> <td>K</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>遮断装置</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>主の地 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>操作不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>設計SAの弁替</td> <td>設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災</td> <td>禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>干渉-1 系設備</td> <td>対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>閉鎖材料</td> <td>第1-2 事故試験済、SA-3 配置済</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	機内設置内要図及び特種サーキット図	適合性区分	備考	第1号機	温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備	対象外	—	第2号機	湿度	—	—	第3号機	海水	対象外	—	第4号機	施設漏れからの影響	—	—	第5号機	電磁的妨害	—	—	第6号機	閉鎖材料	—	—	第7号機	操作性	操作不要	—	第8号機	閉鎖材料	—	—	第9号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)	K	—	第10号機	閉鎖材料	—	—	第11号機	閉鎖材料	—	—	第12号機	遮断装置	対象外	—	第13号機	主の地 (建築物)	対象外	—	第14号機	閉鎖材料	—	—	第15号機	閉鎖材料	操作不要	—	第16号機	閉鎖材料	—	—	第17号機	設計SAの弁替	設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分	—	第18号機	閉鎖材料	—	—	第19号機	閉鎖材料	—	—	第20号機	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内	—	第21号機	干渉-1 系設備	対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源	—	第22号機	閉鎖材料	第1-2 事故試験済、SA-3 配置済	—	<p>相違理由</p>
項目名・計装設備	機内設置内要図及び特種サーキット図	適合性区分																																																																																																																																																																								
第1号機	温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備	対象外																																																																																																																																																																								
第2号機	湿度	—																																																																																																																																																																								
第3号機	海水	対象外																																																																																																																																																																								
第4号機	施設漏れからの影響	—																																																																																																																																																																								
第5号機	電磁的妨害	—																																																																																																																																																																								
第6号機	閉鎖材料	第1-3 配置済																																																																																																																																																																								
第7号機	操作性	操作不要																																																																																																																																																																								
第8号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第9号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)	K																																																																																																																																																																								
第10号機	閉鎖材料	第1-3 試験及び検査																																																																																																																																																																								
第11号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第12号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第13号機	遮断装置	対象外																																																																																																																																																																								
第14号機	主の地 (建築物)	対象外																																																																																																																																																																								
第15号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第16号機	閉鎖材料	操作不要																																																																																																																																																																								
第17号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第18号機	設計SAの弁替	設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分																																																																																																																																																																								
第19号機	閉鎖材料	第1-6 質量設定機構																																																																																																																																																																								
第20号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第21号機	閉鎖材料	—																																																																																																																																																																								
第22号機	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内																																																																																																																																																																								
第23号機	干渉-1 系設備	対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源																																																																																																																																																																								
第24号機	閉鎖材料	第1-2 事故試験済、SA-3 配置済																																																																																																																																																																								
項目名・計装設備	機内設置内要図及び特種サーキット図	適合性区分	備考																																																																																																																																																																							
第1号機	温度、湿度、圧力、 ノイズの監視・計測設備	対象外	—																																																																																																																																																																							
第2号機	湿度	—	—																																																																																																																																																																							
第3号機	海水	対象外	—																																																																																																																																																																							
第4号機	施設漏れからの影響	—	—																																																																																																																																																																							
第5号機	電磁的妨害	—	—																																																																																																																																																																							
第6号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第7号機	操作性	操作不要	—																																																																																																																																																																							
第8号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第9号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再投入時)	K	—																																																																																																																																																																							
第10号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第11号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第12号機	遮断装置	対象外	—																																																																																																																																																																							
第13号機	主の地 (建築物)	対象外	—																																																																																																																																																																							
第14号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第15号機	閉鎖材料	操作不要	—																																																																																																																																																																							
第16号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第17号機	設計SAの弁替	設計基準対象施設の弁替及び機器の弁替等が十分	—																																																																																																																																																																							
第18号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第19号機	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																							
第20号機	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	禁止設備-対象 (汽部対策設備あり) -機内	—																																																																																																																																																																							
第21号機	干渉-1 系設備	対象 (干渉-1系あり) - 異な少振動源及び音源源	—																																																																																																																																																																							
第22号機	閉鎖材料	第1-2 事故試験済、SA-3 配置済	—																																																																																																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)	泊発電所3号炉 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)	相違理由																																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計装設備</th> <th>起動継ぎ手</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組</td> <td>原子炉核燃料容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有効に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>海水を透過しない</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>設置箇からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線径の確保</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>切替と程</td> <td>本家の用途として機能-切替不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>影響 / その他(振動等)</td> <td>影響なし</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>取設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量計算書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実装の禁止 (取組しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項</td> <td>用途</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>A、a</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要</td> <td>C、a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計装設備	起動継ぎ手	型式記号	第1項	構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組	原子炉核燃料容器内	A	用途	(有効に機能を実現する)	-	構造	海水を透過しない	対応済	設置箇からの影響	(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)	-	電線径の確保	(電線径により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-3 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対応済	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計装制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査	-	切替と程	本家の用途として機能-切替不要	対応済	関連資料	図-4 系統図	-	第4項	影響 / その他(振動等)	影響なし	A、d	関連資料	-	-	設置箇所	操作不要	対応済	関連資料	-	-	第5項	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H	関連資料	図-6 容量計算書	-	実装の禁止 (取組しない設備)	-	-	第6項	用途	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	A、a	構造	対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要	C、a	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-	設置箇所	操作不要	対応済	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計装設備</th> <th>機内機器の寸法 (高さ)</th> <th>型式記号</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組</td> <td>機内機器設置 (機内機器の寸法は設計時に決定)</td> <td>B</td> <td>【関連設備図】図-4 設備図</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有効に機能を実現する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>海水を透過しない</td> <td>-</td> <td>【関連設備図】図-4 設備図</td> </tr> <tr> <td>設置箇からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線径の確保</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> <td>【関連設備図】図-4 設備図、機内機器図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>切替と程</td> <td>機内機器として機能(操作なし) (代替対策設備)</td> <td>K、L</td> <td>【関連設備図】図-4 設備図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>影響 / その他(振動等)</td> <td>影響なし</td> <td>M</td> <td>【関連設備図】図-4 設備図 【関連設備図】図-4 設備図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>取設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量計算書</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実装の禁止 (取組しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項</td> <td>用途</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計装設備	機内機器の寸法 (高さ)	型式記号	関連資料	第1項	構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組	機内機器設置 (機内機器の寸法は設計時に決定)	B	【関連設備図】図-4 設備図	用途	(有効に機能を実現する)	-	-	構造	海水を透過しない	-	【関連設備図】図-4 設備図	設置箇からの影響	(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)	-	-	電線径の確保	(電線径により機能が損なわれない)	-	-	関連資料	図-3 配線図	-	-	第2項	操作性	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第3項	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計装制御設備	J	【関連設備図】図-4 設備図、機内機器図	関連資料	図-5 試験及び検査	-	-	切替と程	機内機器として機能(操作なし) (代替対策設備)	K、L	【関連設備図】図-4 設備図	関連資料	図-4 系統図	-	-	第4項	影響 / その他(振動等)	影響なし	M	【関連設備図】図-4 設備図 【関連設備図】図-4 設備図	関連資料	-	-	-	設置箇所	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第5項	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	-	-	関連資料	図-6 容量計算書	-	-	実装の禁止 (取組しない設備)	-	-	-	第6項	用途	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	-	-	構造	対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要	-	-	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-	-	設置箇所	操作不要	-	-	
項目	計装設備	起動継ぎ手	型式記号																																																																																																																																																																																						
第1項	構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組	原子炉核燃料容器内	A																																																																																																																																																																																						
	用途	(有効に機能を実現する)	-																																																																																																																																																																																						
	構造	海水を透過しない	対応済																																																																																																																																																																																						
	設置箇からの影響	(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)	-																																																																																																																																																																																						
	電線径の確保	(電線径により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																						
	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																						
	第2項	操作性	操作不要	対応済																																																																																																																																																																																					
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																					
	第3項	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																					
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																					
切替と程		本家の用途として機能-切替不要	対応済																																																																																																																																																																																						
関連資料		図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																						
第4項	影響 / その他(振動等)	影響なし	A、d																																																																																																																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
	設置箇所	操作不要	対応済																																																																																																																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
第5項	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H																																																																																																																																																																																						
	関連資料	図-6 容量計算書	-																																																																																																																																																																																						
	実装の禁止 (取組しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																						
第6項	用途	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	A、a																																																																																																																																																																																						
	構造	対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要	C、a																																																																																																																																																																																						
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																						
	設置箇所	操作不要	対応済																																																																																																																																																																																						
項目	計装設備	機内機器の寸法 (高さ)	型式記号	関連資料																																																																																																																																																																																					
第1項	構造・形状・寸法 / 屋内外の区分・取組	機内機器設置 (機内機器の寸法は設計時に決定)	B	【関連設備図】図-4 設備図																																																																																																																																																																																					
	用途	(有効に機能を実現する)	-	-																																																																																																																																																																																					
	構造	海水を透過しない	-	【関連設備図】図-4 設備図																																																																																																																																																																																					
	設置箇からの影響	(周辺機器等からの影響により機能喪失のおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																																					
	電線径の確保	(電線径により機能が損なわれない)	-	-																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																					
	第2項	操作性	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																				
	第3項	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計装制御設備	J	【関連設備図】図-4 設備図、機内機器図																																																																																																																																																																																				
		関連資料	図-5 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																				
切替と程		機内機器として機能(操作なし) (代替対策設備)	K、L	【関連設備図】図-4 設備図																																																																																																																																																																																					
関連資料		図-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																																					
第4項	影響 / その他(振動等)	影響なし	M	【関連設備図】図-4 設備図 【関連設備図】図-4 設備図																																																																																																																																																																																					
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																					
	設置箇所	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																					
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																					
第5項	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	-	-																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-6 容量計算書	-	-																																																																																																																																																																																					
	実装の禁止 (取組しない設備)	-	-	-																																																																																																																																																																																					
第6項	用途	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	-	-																																																																																																																																																																																					
	構造	対象 (サブポートあり) 一基なら駆動装置は必要	-	-																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																					
	設置箇所	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																					
<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1220 798"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>主要出力範囲(MVA)</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>表露</td> <td>(有防) (構造と同等する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置仕様</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>保護設計回路の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定図表</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>共用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-8 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備名称	主要出力範囲(MVA)	型式記号	第1項	環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備	炉子炉格納容器内	A	表露	(有防) (構造と同等する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-1 配置図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-3 試験及び検査	-	第4項	設置仕様	本来の用途として使用し検査不要	Ba	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	系統設計	保護設計回路の系統構成	Aa	その他 (種別物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第7項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分	B	関連資料	図-6 容量設定図表	-	第8項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-	関連資料	-	-	第9項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa	その他 (種別物)	対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認	Ca		関連資料	図-7 制御系統図、図-8 配置図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="1254 167 1814 901"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>主要出力範囲(MVA)</th> <th>型式記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>表露</td> <td>(有防) (構造と同等する)</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配置図</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置仕様</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>Ba</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>保護設計回路の系統構成</td> <td>Aa</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分</td> <td>B</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定図表</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>共用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認</td> <td>Ca</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-8 配置図</td> <td>-</td> <td>[備忘録] 設備設計中、BWR固有</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	主要出力範囲(MVA)	型式記号	備考	第1項	環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備	炉子炉格納容器内	A	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	表露	(有防) (構造と同等する)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	漏水	漏水を遮断しない	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	図-1 配置図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第2項	操作性	操作不要	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第3項	試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)	計装制御設備	B	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	図-3 試験及び検査	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第4項	設置仕様	本来の用途として使用し検査不要	Ba	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	図-4 系統図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第5項	系統設計	保護設計回路の系統構成	Aa	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	その他 (種別物)	対象外	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第6項	設置場所	操作不要	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第7項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分	B	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	図-6 容量設定図表	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第8項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	第9項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	その他 (種別物)	対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認	Ca	[備忘録] 設備設計中、BWR固有		関連資料	図-7 制御系統図、図-8 配置図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有	<p>相違理由</p>
項目	設備名称	主要出力範囲(MVA)	型式記号																																																																																																																																																																																																					
第1項	環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備	炉子炉格納容器内	A																																																																																																																																																																																																					
	表露	(有防) (構造と同等する)	-																																																																																																																																																																																																					
	漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																					
	施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																					
	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-1 配置図	-																																																																																																																																																																																																					
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																				
		第3項	試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																																																																			
			関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																			
第4項	設置仕様	本来の用途として使用し検査不要	Ba																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																					
第5項	系統設計	保護設計回路の系統構成	Aa																																																																																																																																																																																																					
	その他 (種別物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																					
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																					
第7項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分	B																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-6 容量設定図表	-																																																																																																																																																																																																					
第8項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																					
第9項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa																																																																																																																																																																																																					
	その他 (種別物)	対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認	Ca																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-7 制御系統図、図-8 配置図	-																																																																																																																																																																																																					
項目	設備名称	主要出力範囲(MVA)	型式記号	備考																																																																																																																																																																																																				
第1項	環境・高度・圧力・腐食の対策・防振設備	炉子炉格納容器内	A	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	表露	(有防) (構造と同等する)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	漏水	漏水を遮断しない	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-1 配置図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	第2項	操作性	操作不要	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																			
		関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																			
		第3項	試験・検査 (保守性、事故構成・再投入力)	計装制御設備	B	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																		
			関連資料	図-3 試験及び検査	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																		
第4項	設置仕様	本来の用途として使用し検査不要	Ba	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-4 系統図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
第5項	系統設計	保護設計回路の系統構成	Aa	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	その他 (種別物)	対象外	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
第6項	設置場所	操作不要	対象外	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
第7項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等30分	B	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-6 容量設定図表	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
第8項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	-	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
第9項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	その他 (種別物)	対象 (予部-1とあり) - 異なる機能設計は再確認	Ca	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-7 制御系統図、図-8 配置図	-	[備忘録] 設備設計中、BWR固有																																																																																																																																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	内容	基準	適合性	
設計	設計	設計	設計	
	製造	製造	製造	
	検査	検査	検査	
	運用	運用	運用	
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	製造	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	
検査		設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	運用	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	
保守		設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	廃止	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	内容	基準	適合性	
設計	設計	設計	設計	
	製造	製造	製造	
	検査	検査	検査	
	運用	運用	運用	
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	製造	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	
検査		設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	運用	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	
保守		設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
	保守	保守	保守	
	廃止	廃止	廃止	
	廃止	設計	設計	設計
		製造	製造	製造
		検査	検査	検査
		運用	運用	運用
保守		保守	保守	
廃止		廃止	廃止	

相違理由

・記号「A」は「設計」欄に記載の設計内容に於ける設計方針を示す。
 ・「C」は設計内容に於ける設計内容を示す。設計内容の相違を示す。
 ・「K」は「設計」欄に記載の設計内容に於ける設計内容を示す。設計内容の相違を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-36 から再掲

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>フィルタ装置本体 (広業機)</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に構造を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により構造が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置条件</td> <td>本室の用途として使用一回線不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>遮断 系統図</td> <td>その機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>干渉 (電磁的)</td> <td>影響なし</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>要設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 常備設備表</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災</td> <td>防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号機</td> <td>干渉 (電磁的)</td> <td>対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図、第1-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号	第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	B	荷重	(荷重に構造を考慮する)	-	高さ	基本を越えない*	対応なし	地震動からの影響	1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない	-	電磁的障害	(電磁波により構造が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図	-	第2号機	操作性	操作不要	対応なし	関連資料	-	-	第3号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K	関連資料	第1-5 試験及び検査	-	第4号機	設置条件	本室の用途として使用一回線不要	Ba	関連資料	第1-4 配置図	-	第5号機	遮断 系統図	その機	Aa	干渉 (電磁的)	影響なし	対応なし	第6号機	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対応なし	第7号機	関連資料	-	-	要設SAの容量	重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの	A	第8号機	関連資料	第1-6 常備設備表	-	取扱い禁止	(適用しない設備)	-	第9号機	関連資料	-	-	構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災	防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分	Aa	第10号機	干渉 (電磁的)	対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性	Ca	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>型式記号</th> <th>型式記号</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に構造を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により構造が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置条件</td> <td>本室の用途として使用一回線不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>遮断 系統図</td> <td>その機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>干渉 (電磁的)</td> <td>影響なし</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>要設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 常備設備表</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災</td> <td>防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号機</td> <td>干渉 (電磁的)</td> <td>対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図、第1-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	型式記号	型式記号	型式記号	第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	Ba	荷重	(荷重に構造を考慮する)	-	高さ	基本を越えない*	対応なし	地震動からの影響	1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない	-	電磁的障害	(電磁波により構造が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図	-	第2号機	操作性	操作不要	対応なし	関連資料	-	-	第3号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	J	関連資料	第1-5 試験及び検査	-	第4号機	設置条件	本室の用途として使用一回線不要	Ba	関連資料	第1-4 配置図	-	第5号機	遮断 系統図	その機	Aa	干渉 (電磁的)	影響なし	対応なし	第6号機	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対応なし	第7号機	関連資料	-	-	要設SAの容量	重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの	A	第8号機	関連資料	第1-6 常備設備表	-	取扱い禁止	(適用しない設備)	-	第9号機	関連資料	-	-	構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災	防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分	Ba	第10号機	干渉 (電磁的)	対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性	Ca	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	-	<p>相違理由</p>
設備名・計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号																																																																																																																																																																												
第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																											
	荷重	(荷重に構造を考慮する)	-																																																																																																																																																																											
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																											
	地震動からの影響	1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない	-																																																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波により構造が損なわれない)	-																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-2 配置図	-																																																																																																																																																																											
	第2号機	操作性	操作不要	対応なし																																																																																																																																																																										
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																										
	第3号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																										
		関連資料	第1-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																										
第4号機	設置条件	本室の用途として使用一回線不要	Ba																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-4 配置図	-																																																																																																																																																																											
第5号機	遮断 系統図	その機	Aa																																																																																																																																																																											
	干渉 (電磁的)	影響なし	対応なし																																																																																																																																																																											
第6号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	設置場所	操作不要	対応なし																																																																																																																																																																											
第7号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	要設SAの容量	重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																											
第8号機	関連資料	第1-6 常備設備表	-																																																																																																																																																																											
	取扱い禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																											
第9号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災	防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分	Aa																																																																																																																																																																											
第10号機	干渉 (電磁的)	対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性	Ca																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	-																																																																																																																																																																											
設備名・計装設備	型式記号	型式記号	型式記号																																																																																																																																																																											
第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	Ba																																																																																																																																																																											
	荷重	(荷重に構造を考慮する)	-																																																																																																																																																																											
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																											
	地震動からの影響	1) 固有周期等から影響により構造を考慮しなければならない	-																																																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波により構造が損なわれない)	-																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-2 配置図	-																																																																																																																																																																											
	第2号機	操作性	操作不要	対応なし																																																																																																																																																																										
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																										
	第3号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	J																																																																																																																																																																										
		関連資料	第1-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																										
第4号機	設置条件	本室の用途として使用一回線不要	Ba																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-4 配置図	-																																																																																																																																																																											
第5号機	遮断 系統図	その機	Aa																																																																																																																																																																											
	干渉 (電磁的)	影響なし	対応なし																																																																																																																																																																											
第6号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	設置場所	操作不要	対応なし																																																																																																																																																																											
第7号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	要設SAの容量	重大事故等への対応を本室の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																											
第8号機	関連資料	第1-6 常備設備表	-																																																																																																																																																																											
	取扱い禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																											
第9号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																											
	構造条件、自然現象、人為事 故、論争、火災	防火設備一対象 (代替材料の設備あり) - 部分	Ba																																																																																																																																																																											
第10号機	干渉 (電磁的)	対象 (干渉レベルあり) - 異なる電磁波の伝播特性	Ca																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	-																																																																																																																																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を反映する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を基本とし、</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>軌道からの影響</td> <td>(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>放射線計</td> <td>その他</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線計)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置SAの位置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td>試験・検査</td> <td>対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 検査設定書、第1-3 配管図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	規格区分	第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B	質量	(圧力に機能を反映する)	-	高さ	基本を基本とし、	対象外	軌道からの影響	(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-3 配管図	-	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	B3	関連資料	第1-4 系統図	-	第5号	放射線計	その他	A4	その他 (放射線計)	対象外	対象外	第6号	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第7号	関連資料	-	-	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	第8号	関連資料	第1-6 設置設定書	-	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	第9号	関連資料	-	-	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	第10号	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査	C4	関連資料	第1-2 検査設定書、第1-3 配管図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B3</td> <td>【施設標準設計(1)】と記載</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を生じない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を基本とし、</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>軌道からの影響</td> <td>(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>-</td> <td>【施設標準設計(1)】と記載</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>放射線計</td> <td>その他</td> <td>A4</td> <td>【施設標準設計(1)】と記載</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線計)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置SAの位置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定書</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内</td> <td>A4</td> <td>【施設標準設計(1)】と記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td>試験・検査</td> <td>対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査</td> <td>C4</td> <td>【施設標準設計(1)】と記載</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 検査設定書、第1-3 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	規格区分	備考	第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B3	【施設標準設計(1)】と記載	質量	(圧力に機能を生じない)	-	-	高さ	基本を基本とし、	-	-	軌道からの影響	(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない	-	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	-	関連資料	第1-3 配管図	-	-	操作性	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計装制御設備	-	【施設標準設計(1)】と記載	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-	第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	B3	-	関連資料	第1-4 系統図	-	-	第5号	放射線計	その他	A4	【施設標準設計(1)】と記載	その他 (放射線計)	対象外	-	-	第6号	関連資料	-	-	-	設置場所	操作不要	-	-	第7号	関連資料	-	-	-	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	-	第8号	関連資料	第1-6 設置設定書	-	-	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	-	第9号	関連資料	-	-	-	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	【施設標準設計(1)】と記載	第10号	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査	C4	【施設標準設計(1)】と記載	関連資料	第1-2 検査設定書、第1-3 配管図	-	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	規格区分																																																																																																																																																																																																			
第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																																																																			
	質量	(圧力に機能を反映する)	-																																																																																																																																																																																																			
	高さ	基本を基本とし、	対象外																																																																																																																																																																																																			
	軌道からの影響	(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない	-																																																																																																																																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-3 配管図	-																																																																																																																																																																																																			
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																		
第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	B3																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																			
第5号	放射線計	その他	A4																																																																																																																																																																																																			
	その他 (放射線計)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																			
第6号	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
第7号	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																			
第8号	関連資料	第1-6 設置設定書	-																																																																																																																																																																																																			
	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																																																			
第9号	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4																																																																																																																																																																																																			
第10号	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査	C4																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-2 検査設定書、第1-3 配管図	-																																																																																																																																																																																																			
項目	項目名	項目内容	規格区分	備考																																																																																																																																																																																																		
第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B3	【施設標準設計(1)】と記載																																																																																																																																																																																																		
	質量	(圧力に機能を生じない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	高さ	基本を基本とし、	-	-																																																																																																																																																																																																		
	軌道からの影響	(軌道軌道等からの影響)により機能を生じおそれない	-	-																																																																																																																																																																																																		
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-3 配管図	-	-																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計装制御設備	-	【施設標準設計(1)】と記載																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																																	
第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	B3	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																																																		
第5号	放射線計	その他	A4	【施設標準設計(1)】と記載																																																																																																																																																																																																		
	その他 (放射線計)	対象外	-	-																																																																																																																																																																																																		
第6号	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置場所	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																		
第7号	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	-																																																																																																																																																																																																		
第8号	関連資料	第1-6 設置設定書	-	-																																																																																																																																																																																																		
	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																																		
第9号	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	【施設標準設計(1)】と記載																																																																																																																																																																																																		
第10号	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気系統確認(1)検査	C4	【施設標準設計(1)】と記載																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-2 検査設定書、第1-3 配管図	-	-																																																																																																																																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]</td> <td>炉子や構造物の種類</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>[圧力に機能と関係する]</td> </tr> <tr> <td>耐火</td> <td>耐火を要しない</td> </tr> <tr> <td>地震揺動への影響</td> <td>[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>[電磁誘起により機能不全おそれがない]</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 銅製鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作物</td> <td>中央制御室操作 非発生</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-③ 配管鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]</td> <td>計測制御設備</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-③ 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-④ 系統鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5種</td> <td>遮断装置 [その他]</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>遮断装置 [その他]</td> <td>非発生</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 配管鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-⑥ 常設設定機構</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9種</td> <td>使用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10種</td> <td>構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格	第1種	構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]	炉子や構造物の種類	質量	[圧力に機能と関係する]	耐火	耐火を要しない	地震揺動への影響	[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]	電磁的障害	[電磁誘起により機能不全おそれがない]	閉鎖材料	①-② 銅製鋼	第2種	操作物	中央制御室操作 非発生	閉鎖材料	①-③ 配管鋼	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]	計測制御設備	閉鎖材料	①-③ 試験及び検査	第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止	閉鎖材料	①-④ 系統鋼	第5種	遮断装置 [その他]	その他	閉鎖材料	—	第6種	遮断装置 [その他]	非発生	閉鎖材料	—	第7種	閉鎖特性	発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	閉鎖材料	①-② 配管鋼	第8種	常設SAの設置	最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの	閉鎖材料	①-⑥ 常設設定機構	第9種	使用の禁止	(利用しない設備)	閉鎖材料	—	第10種	構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内	閉鎖材料	①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]</td> <td>炉子や構造物の種類</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>[圧力に機能と関係する]</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐火</td> <td>耐火を要しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震揺動への影響</td> <td>[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>[電磁誘起により機能不全おそれがない]</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 銅製鋼</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作物</td> <td>中央制御室操作 非発生</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-③ 配管鋼</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-③ 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>本来の用途として使用一切禁止 (安全停止装置)</td> <td>B,C</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-④ 系統鋼</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5種</td> <td>遮断装置 [その他]</td> <td>その他</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>遮断装置 [その他]</td> <td>非発生</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 配管鋼</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-⑥ 常設設定機構</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9種</td> <td>使用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10種</td> <td>構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格	備考	第1種	構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]	炉子や構造物の種類	B	質量	[圧力に機能と関係する]	—	耐火	耐火を要しない	—	地震揺動への影響	[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]	—	電磁的障害	[電磁誘起により機能不全おそれがない]	—	閉鎖材料	①-② 銅製鋼	—	第2種	操作物	中央制御室操作 非発生	A	閉鎖材料	①-③ 配管鋼	—	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]	計測制御設備	J	閉鎖材料	①-③ 試験及び検査	—	第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止 (安全停止装置)	B,C	閉鎖材料	①-④ 系統鋼	—	第5種	遮断装置 [その他]	その他	B	閉鎖材料	—	—	第6種	遮断装置 [その他]	非発生	—	閉鎖材料	—	—	第7種	閉鎖特性	発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	J	閉鎖材料	①-② 配管鋼	—	第8種	常設SAの設置	最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの	A	閉鎖材料	①-⑥ 常設設定機構	—	第9種	使用の禁止	(利用しない設備)	—	閉鎖材料	—	—	第10種	構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内	B	閉鎖材料	①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼	—	<p>相違理由</p>
項目	設備名	規格																																																																																																																																																				
第1種	構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]	炉子や構造物の種類																																																																																																																																																				
	質量	[圧力に機能と関係する]																																																																																																																																																				
	耐火	耐火を要しない																																																																																																																																																				
	地震揺動への影響	[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]																																																																																																																																																				
	電磁的障害	[電磁誘起により機能不全おそれがない]																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	①-② 銅製鋼																																																																																																																																																				
	第2種	操作物	中央制御室操作 非発生																																																																																																																																																			
		閉鎖材料	①-③ 配管鋼																																																																																																																																																			
	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]	計測制御設備																																																																																																																																																			
		閉鎖材料	①-③ 試験及び検査																																																																																																																																																			
第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	①-④ 系統鋼																																																																																																																																																				
第5種	遮断装置 [その他]	その他																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	—																																																																																																																																																				
第6種	遮断装置 [その他]	非発生																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	—																																																																																																																																																				
第7種	閉鎖特性	発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	①-② 配管鋼																																																																																																																																																				
第8種	常設SAの設置	最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	①-⑥ 常設設定機構																																																																																																																																																				
第9種	使用の禁止	(利用しない設備)																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	—																																																																																																																																																				
第10種	構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内																																																																																																																																																				
	閉鎖材料	①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼																																																																																																																																																				
項目	設備名	規格	備考																																																																																																																																																			
第1種	構造・強度・圧力 [炉体の尺取、圧力負荷]	炉子や構造物の種類	B																																																																																																																																																			
	質量	[圧力に機能と関係する]	—																																																																																																																																																			
	耐火	耐火を要しない	—																																																																																																																																																			
	地震揺動への影響	[周辺の構造物から影響により機能不全おそれがない]	—																																																																																																																																																			
	電磁的障害	[電磁誘起により機能不全おそれがない]	—																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	①-② 銅製鋼	—																																																																																																																																																			
	第2種	操作物	中央制御室操作 非発生	A																																																																																																																																																		
		閉鎖材料	①-③ 配管鋼	—																																																																																																																																																		
	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・外部入力]	計測制御設備	J																																																																																																																																																		
		閉鎖材料	①-③ 試験及び検査	—																																																																																																																																																		
第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止 (安全停止装置)	B,C																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	①-④ 系統鋼	—																																																																																																																																																			
第5種	遮断装置 [その他]	その他	B																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																			
第6種	遮断装置 [その他]	非発生	—																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																			
第7種	閉鎖特性	発生時作 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	J																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	①-② 配管鋼	—																																																																																																																																																			
第8種	常設SAの設置	最大事故時への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	①-⑥ 常設設定機構	—																																																																																																																																																			
第9種	使用の禁止	(利用しない設備)	—																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																			
第10種	構造条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 炉内	B																																																																																																																																																			
	閉鎖材料	①-② 銅製鋼、③-④ 配管鋼	—																																																																																																																																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第0号表: 計装設備		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		
第1号表	第1号表	監視・保護・圧力・流量の外観/印刷機	その他の機室内	監視室	C	
		倉庫	(有線に機能を拡張する)		—	
		機室	機室を確保しない*	制御室		
		熱設備からの影響	(機器機器等からの影響により機能不全が生じない)		—	
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)		—	
		関連資料	第1-3 配線図		—	
		第2号表	機室の設置	機室設置	機室の設置	
		第3号表	監視・検査 (検査性、非破壊的・非侵入的)	計測制御設備		C
		第4号表	監視資料	第1-5 監視点一覧表		—
		第5号表	計算条件	本館の用途として使用一切禁止		Ba
		第6号表	監視資料	第1-4 非破壊		—
		第7号表	非破壊検査	その他		Aa
		第8号表	その他 (非破壊検査)	検査性		別添件
		第9号表	監視資料	—		—
		第10号表	機室の設置	機室設置	機室の設置	
第11号表	監視資料	—		—		
第12号表	放射線への対策	重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの		A		
第13号表	監視資料	第1-6 放射線計測機		—		
第14号表	監視の停止	(表裏しない設備)		—		
第15号表	監視資料	—		—		
第16号表	監視条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	防止設備の対象 (対象対象設備あり) → 機内		Aa		
第17号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ) → 異なる形態機室又は設備		Ca		
第18号表	監視資料	第1-2 線路図、第1-3 配線図		—		
第19号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第20号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第21号表	監視資料	—		—		
第22号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第23号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第24号表	監視資料	—		—		
第25号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第26号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第27号表	監視資料	—		—		
第28号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第29号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第30号表	監視資料	—		—		
第31号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第32号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第33号表	監視資料	—		—		
第34号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第35号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第36号表	監視資料	—		—		
第37号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第38号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第39号表	監視資料	—		—		
第40号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第41号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第42号表	監視資料	—		—		
第43号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第44号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第45号表	監視資料	—		—		
第46号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第47号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第48号表	監視資料	—		—		
第49号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第50号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第51号表	監視資料	—		—		
第52号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第53号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第54号表	監視資料	—		—		
第55号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第56号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第57号表	監視資料	—		—		
第58号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第59号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第60号表	監視資料	—		—		
第61号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第62号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第63号表	監視資料	—		—		
第64号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第65号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第66号表	監視資料	—		—		
第67号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第68号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第69号表	監視資料	—		—		
第70号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第71号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第72号表	監視資料	—		—		
第73号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第74号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第75号表	監視資料	—		—		
第76号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第77号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第78号表	監視資料	—		—		
第79号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第80号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第81号表	監視資料	—		—		
第82号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第83号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第84号表	監視資料	—		—		
第85号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第86号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第87号表	監視資料	—		—		
第88号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第89号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第90号表	監視資料	—		—		
第91号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第92号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第93号表	監視資料	—		—		
第94号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第95号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第96号表	監視資料	—		—		
第97号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第98号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第99号表	監視資料	—		—		
第100号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第101号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第102号表	監視資料	—		—		
第103号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第104号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第105号表	監視資料	—		—		
第106号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第107号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第108号表	監視資料	—		—		
第109号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第110号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第111号表	監視資料	—		—		
第112号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第113号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第114号表	監視資料	—		—		
第115号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第116号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第117号表	監視資料	—		—		
第118号表	監視条件、放射線計測機、非破壊検査、その他	防止設備 (対象 (対象対象設備あり)) → 機内		Ba		
第119号表	予備トリアクティブ	対象 (予備トリアクティブ)		—		
第120号表	監視資料	—		—		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																							
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>高圧機器と高圧受電線入線区</th> <th>製造仕 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機</td> <td>炉子中/機器室中/炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>質量</td> <td>(青字)機能と実装する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>毎本</td> <td>毎本を過剰しない</td> <td>短巻巻</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>設計値からの影響</td> <td>(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>電線経路表</td> <td>(電線図)により精度が細くない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>操作巻</td> <td>操作手巻</td> <td>短巻巻</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>調整特性</td> <td>本来の用途として使用一部電子部</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>遮断設計</td> <td>保護設計/回路の非連続性</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>立の機 (制御機)</td> <td>制御機</td> <td>短巻巻</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>調整巻</td> <td>操作手巻</td> <td>短巻巻</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災</td> <td>防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第23号機</td> <td>予備-1と並列機</td> <td>短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>第24号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備図/回路、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	高圧機器と高圧受電線入線区	製造仕 区分	第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉子中/機器室中/炉内	B	第2号機	質量	(青字)機能と実装する	-	第3号機	毎本	毎本を過剰しない	短巻巻	第4号機	設計値からの影響	(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる	-	第5号機	電線経路表	(電線図)により精度が細くない	-	第6号機	関連資料	図-3 配線図	-	第7号機	操作巻	操作手巻	短巻巻	第8号機	関連資料	-	-	第9号機	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	B	第10号機	関連資料	図-3 試験及び検査	-	第11号機	調整特性	本来の用途として使用一部電子部	Ba	第12号機	関連資料	図-4 系統図	-	第13号機	遮断設計	保護設計/回路の非連続性	Aa	第14号機	立の機 (制御機)	制御機	短巻巻	第15号機	関連資料	-	-	第16号機	調整巻	操作手巻	短巻巻	第17号機	関連資料	-	-	第18号機	常設SAの容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	第19号機	関連資料	図-6 容量設定図	-	第20号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-	第21号機	関連資料	-	-	第22号機	遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災	防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内	Aa	第23号機	予備-1と並列機	短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御	Ca	第24号機	関連資料	図-2 準備図/回路、図-3 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>炉子中/機器室中/高圧受電線 (炉内)</th> <th>製造仕 区分</th> <th>備考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機</td> <td>炉子中/機器室中/炉内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>質量</td> <td>(青字)機能と実装する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>毎本</td> <td>毎本を過剰しない</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>設計値からの影響</td> <td>(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>電線経路表</td> <td>(電線図)により精度が細くない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>操作巻</td> <td>操作手巻</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>調整特性</td> <td>本来の用途として使用一部電子部</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>遮断設計</td> <td>保護設計/回路の非連続性</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>立の機 (制御機)</td> <td>制御機</td> <td>短巻巻</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>調整巻</td> <td>操作手巻</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災</td> <td>防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>第23号機</td> <td>予備-1と並列機</td> <td>短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第24号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備図/回路、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	炉子中/機器室中/高圧受電線 (炉内)	製造仕 区分	備考事項	第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉子中/機器室中/炉内	Ba	第2号機	質量	(青字)機能と実装する	-	第3号機	毎本	毎本を過剰しない	B	第4号機	設計値からの影響	(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる	-	第5号機	電線経路表	(電線図)により精度が細くない	-	第6号機	関連資料	図-3 配線図	-	第7号機	操作巻	操作手巻	B	第8号機	関連資料	-	-	第9号機	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	B	第10号機	関連資料	図-3 試験及び検査	-	第11号機	調整特性	本来の用途として使用一部電子部	Ba	第12号機	関連資料	図-4 系統図	-	第13号機	遮断設計	保護設計/回路の非連続性	Aa	第14号機	立の機 (制御機)	制御機	短巻巻	第15号機	関連資料	-	-	第16号機	調整巻	操作手巻	B	第17号機	関連資料	-	-	第18号機	常設SAの容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	第19号機	関連資料	図-6 容量設定図	-	第20号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-	第21号機	関連資料	-	-	第22号機	遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災	防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内	Ba	第23号機	予備-1と並列機	短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御	B	第24号機	関連資料	図-2 準備図/回路、図-3 配線図	-	<p>相違理由</p>
項目名	高圧機器と高圧受電線入線区	製造仕 区分																																																																																																																																																																																																								
第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉子中/機器室中/炉内	B																																																																																																																																																																																																							
第2号機	質量	(青字)機能と実装する	-																																																																																																																																																																																																							
第3号機	毎本	毎本を過剰しない	短巻巻																																																																																																																																																																																																							
第4号機	設計値からの影響	(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる	-																																																																																																																																																																																																							
第5号機	電線経路表	(電線図)により精度が細くない	-																																																																																																																																																																																																							
第6号機	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																							
第7号機	操作巻	操作手巻	短巻巻																																																																																																																																																																																																							
第8号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第9号機	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																																																																							
第10号機	関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																							
第11号機	調整特性	本来の用途として使用一部電子部	Ba																																																																																																																																																																																																							
第12号機	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																							
第13号機	遮断設計	保護設計/回路の非連続性	Aa																																																																																																																																																																																																							
第14号機	立の機 (制御機)	制御機	短巻巻																																																																																																																																																																																																							
第15号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第16号機	調整巻	操作手巻	短巻巻																																																																																																																																																																																																							
第17号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第18号機	常設SAの容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																							
第19号機	関連資料	図-6 容量設定図	-																																																																																																																																																																																																							
第20号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																																																							
第21号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第22号機	遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災	防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内	Aa																																																																																																																																																																																																							
第23号機	予備-1と並列機	短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御	Ca																																																																																																																																																																																																							
第24号機	関連資料	図-2 準備図/回路、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																							
項目名	炉子中/機器室中/高圧受電線 (炉内)	製造仕 区分	備考事項																																																																																																																																																																																																							
第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉子中/機器室中/炉内	Ba																																																																																																																																																																																																							
第2号機	質量	(青字)機能と実装する	-																																																																																																																																																																																																							
第3号機	毎本	毎本を過剰しない	B																																																																																																																																																																																																							
第4号機	設計値からの影響	(緑字)機器等から影響を受けずより精度を失わずおこなわれる	-																																																																																																																																																																																																							
第5号機	電線経路表	(電線図)により精度が細くない	-																																																																																																																																																																																																							
第6号機	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																							
第7号機	操作巻	操作手巻	B																																																																																																																																																																																																							
第8号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第9号機	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																																																																							
第10号機	関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																							
第11号機	調整特性	本来の用途として使用一部電子部	Ba																																																																																																																																																																																																							
第12号機	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																							
第13号機	遮断設計	保護設計/回路の非連続性	Aa																																																																																																																																																																																																							
第14号機	立の機 (制御機)	制御機	短巻巻																																																																																																																																																																																																							
第15号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第16号機	調整巻	操作手巻	B																																																																																																																																																																																																							
第17号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第18号機	常設SAの容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																							
第19号機	関連資料	図-6 容量設定図	-																																																																																																																																																																																																							
第20号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																																																							
第21号機	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																							
第22号機	遮断条件、自然現象、人為事 故、誤作、火災	防止設備-短巻 (代替制御設備あり) -炉内	Ba																																																																																																																																																																																																							
第23号機	予備-1と並列機	短巻 (予備-1と並列機) - 電気自動機/計装制御	B																																																																																																																																																																																																							
第24号機	関連資料	図-2 準備図/回路、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																							

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29 から再掲

補58-1-65 から再掲

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with multiple columns for equipment categories (e.g., 監視・計測設備, 制御設備) and their compliance status across different power plant units.

Table titled '女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)' showing compliance details for various equipment items.

Main comparison table for '泊発電所3号炉 SA設備基準適合性' with columns for equipment name, description, and compliance level.

注1) 女川2号炉記載内容が本表に記述されていない項目は、本表記載内容に準じて記載せず、相違の項目としての記載はしない。
注2) 本表記載内容と異なる内容が本表に記載されている項目は、相違の項目としての記載はしない。
注3) 本表記載内容と異なる内容が本表に記載されている項目は、相違の項目としての記載はしない。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補 58-1-36 から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

注1) 本表 設計・製造・検査・運用・保守・廃止の項目に記すものは設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれかである。
 注2) 記す項目は設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれかである。相違内容の補足を記すことで記載せず、相違理由としてのみ記載する。
 注3) 両設備間の相違が認められる場合は、記す項目の両方とも記す。記す項目の両方とも記す場合は、相違内容の補足を記すことで記載せず、相違理由としてのみ記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名・計装設備</th> <th>高圧機器用圧力ポンプ組立装置</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(自然に機能と密閉する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>最大全速をしない</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>耐設備中心の衝撃</td> <td>(周辺機器等から衝撃等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により機能を損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>00-3 配管閉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 承認書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>承認設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認済)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>防護装置</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>承認済Aの設置</td> <td>無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-9 容量設定設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(取扱いしない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>承認済Aの設置</td> <td>対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 承認設計書、00-9 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名・計装設備	高圧機器用圧力ポンプ組立装置	型式記号	第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉格納容器	B	構造	(自然に機能と密閉する)	—	耐震性	最大全速をしない	対応済	耐設備中心の衝撃	(周辺機器等から衝撃等により機能を失うおそれがない)	—	電磁的妨害	(電磁波により機能を損なわれない)	—	防護装置	00-3 配管閉	—	操作性	操作不要	対応済	関連資料	—	—	第2項	試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)	計装制御設備	B	関連資料	00-3 試験及び検査	—	第3項	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	Bb	関連資料	00-4 承認書	—	第4項	承認設計	その他	Aa	その他 (承認済)	対応済	対応済	関連資料	—	—	第5項	防護装置	操作不要	対応済	関連資料	—	—	第6項	承認済Aの設置	無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	00-9 容量設定設備	—	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	—	関連資料	—	—	第7項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内	Aa	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca	関連資料	00-2 承認設計書、00-9 配管図	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>型式記号</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備 (対象) (対象対象設備あり) - 屋内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>承認済Aの設置</td> <td>対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要 (設置不要)</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>承認設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>承認設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認済)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>防護装置</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>承認済Aの設置</td> <td>無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-9 容量設定設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(取扱いしない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>承認済Aの設置</td> <td>対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 承認設計書、00-9 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	型式記号	型式記号	第1項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備 (対象) (対象対象設備あり) - 屋内	Ba	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca	防護装置	操作不要	対応済	操作性	操作不要	対応済	関連資料	—	—	第2項	試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)	計装制御設備	J	関連資料	—	—	第3項	信頼性	本来の用途として使用・設置不要 (設置不要)	BaC	承認設計	その他	Ba	関連資料	—	—	第4項	承認設計	その他	Aa	その他 (承認済)	対応済	対応済	関連資料	—	—	第5項	防護装置	操作不要	対応済	関連資料	—	—	第6項	承認済Aの設置	無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	00-9 容量設定設備	—	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	—	関連資料	—	—	第7項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内	Aa	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca	関連資料	00-2 承認設計書、00-9 配管図	—	<p>相違理由</p>
項目	設備名・計装設備	高圧機器用圧力ポンプ組立装置	型式記号																																																																																																																																																																
第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉格納容器	B																																																																																																																																																																
	構造	(自然に機能と密閉する)	—																																																																																																																																																																
	耐震性	最大全速をしない	対応済																																																																																																																																																																
	耐設備中心の衝撃	(周辺機器等から衝撃等により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																
	電磁的妨害	(電磁波により機能を損なわれない)	—																																																																																																																																																																
	防護装置	00-3 配管閉	—																																																																																																																																																																
	操作性	操作不要	対応済																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
	第2項	試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																															
	関連資料	00-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																
第3項	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	Bb																																																																																																																																																																
関連資料	00-4 承認書	—																																																																																																																																																																	
第4項	承認設計	その他	Aa																																																																																																																																																																
	その他 (承認済)	対応済	対応済																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
	第5項	防護装置	操作不要	対応済																																																																																																																																																															
関連資料	—	—																																																																																																																																																																	
第6項	承認済Aの設置	無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																
	関連資料	00-9 容量設定設備	—																																																																																																																																																																
	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	—																																																																																																																																																																
関連資料	—	—																																																																																																																																																																	
第7項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内	Aa																																																																																																																																																																
	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca																																																																																																																																																																
	関連資料	00-2 承認設計書、00-9 配管図	—																																																																																																																																																																
項目	設備名	型式記号	型式記号																																																																																																																																																																
第1項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備 (対象) (対象対象設備あり) - 屋内	Ba																																																																																																																																																																
	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca																																																																																																																																																																
	防護装置	操作不要	対応済																																																																																																																																																																
	操作性	操作不要	対応済																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
	第2項	試験・検査 (検査性、事前検検・外部入力)	計装制御設備	J																																																																																																																																																															
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
	第3項	信頼性	本来の用途として使用・設置不要 (設置不要)	BaC																																																																																																																																																															
	承認設計	その他	Ba																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
第4項	承認設計	その他	Aa																																																																																																																																																																
	その他 (承認済)	対応済	対応済																																																																																																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																
	第5項	防護装置	操作不要	対応済																																																																																																																																																															
関連資料	—	—																																																																																																																																																																	
第6項	承認済Aの設置	無人事務所への付帯を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																
	関連資料	00-9 容量設定設備	—																																																																																																																																																																
	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	—																																																																																																																																																																
関連資料	—	—																																																																																																																																																																	
第7項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (対象対象設備あり) - 屋内	Aa																																																																																																																																																																
	承認済Aの設置	対象 (承認済A) - 屋外を駆動装置の設置	Ca																																																																																																																																																																
	関連資料	00-2 承認設計書、00-9 配管図	—																																																																																																																																																																

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>扉扉</td> <td>(有効に閉鎖を保障する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床面</td> <td>床面を適水しない*</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>施設面からの影響</td> <td>(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の降伏</td> <td>(電線径により降伏が認められる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>燃焼室材料</td> <td>20-3 配管同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">留置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止事項</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統同</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">遮断装置 (遮断性)</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他(緊急時)</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">施設SAの位置</td> <td>重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-6 設置設定機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">利用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td rowspan="3">燃焼室材料 (耐火性)</td> <td>防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予部トモ設備</td> <td>対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-7 事故検出機、20-9 配管同</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備	その他の構内内	C	扉扉	(有効に閉鎖を保障する)	-	床面	床面を適水しない*	対応済	施設面からの影響	(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)	-	電線の降伏	(電線径により降伏が認められる)	-	燃焼室材料	20-3 配管同	-	第2項	操作性	操作手順	対応済	関連資料	-	第3項	試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	20-4 試験及び検査	第4項	留置之地	本来の用途として使用一切禁止事項	B1	関連資料	20-4 系統同	第5項	遮断装置 (遮断性)	その他	A+	その他(緊急時)	対応済	関連資料	-	第6項	設置場所	操作手順	対応済	関連資料	-	第7項	施設SAの位置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	20-6 設置設定機	第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-	第9項	燃焼室材料 (耐火性)	防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内	A+	予部トモ設備	対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内	C+	関連資料	20-7 事故検出機、20-9 配管同	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>扉扉</td> <td>(有効に閉鎖を保障する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床面</td> <td>床面を適水しない*</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>施設面からの影響</td> <td>(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の降伏</td> <td>(電線径により降伏が認められる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>燃焼室材料</td> <td>20-3 配管同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">留置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止事項</td> <td>B2</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統同</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">遮断装置 (遮断性)</td> <td>その他</td> <td>B+</td> </tr> <tr> <td>その他(緊急時)</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">施設SAの位置</td> <td>重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-6 設置設定機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">利用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td rowspan="3">燃焼室材料 (耐火性)</td> <td>防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予部トモ設備</td> <td>対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-7 事故検出機、20-9 配管同</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備	その他の構内内	C	扉扉	(有効に閉鎖を保障する)	-	床面	床面を適水しない*	対応済	施設面からの影響	(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)	-	電線の降伏	(電線径により降伏が認められる)	-	燃焼室材料	20-3 配管同	-	第2項	操作性	操作手順	対応済	関連資料	-	第3項	試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	J	関連資料	-	第4項	留置之地	本来の用途として使用一切禁止事項	B2	関連資料	20-4 系統同	第5項	遮断装置 (遮断性)	その他	B+	その他(緊急時)	対応済	関連資料	-	第6項	設置場所	操作手順	対応済	関連資料	-	第7項	施設SAの位置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	20-6 設置設定機	第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-	第9項	燃焼室材料 (耐火性)	防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内	A+	予部トモ設備	対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内	C+	関連資料	20-7 事故検出機、20-9 配管同	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																								
第1項	構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備	その他の構内内	C																																																																																																																																																								
		扉扉	(有効に閉鎖を保障する)	-																																																																																																																																																							
		床面	床面を適水しない*	対応済																																																																																																																																																							
		施設面からの影響	(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)	-																																																																																																																																																							
		電線の降伏	(電線径により降伏が認められる)	-																																																																																																																																																							
		燃焼室材料	20-3 配管同	-																																																																																																																																																							
		第2項	操作性	操作手順	対応済																																																																																																																																																						
				関連資料	-																																																																																																																																																						
		第3項	試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																						
				関連資料	20-4 試験及び検査																																																																																																																																																						
第4項	留置之地	本来の用途として使用一切禁止事項	B1																																																																																																																																																								
		関連資料	20-4 系統同																																																																																																																																																								
第5項	遮断装置 (遮断性)	その他	A+																																																																																																																																																								
		その他(緊急時)	対応済																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第6項	設置場所	操作手順	対応済																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第7項	施設SAの位置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																								
		関連資料	20-6 設置設定機																																																																																																																																																								
第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第9項	燃焼室材料 (耐火性)	防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内	A+																																																																																																																																																								
		予部トモ設備	対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内	C+																																																																																																																																																							
		関連資料	20-7 事故検出機、20-9 配管同																																																																																																																																																								
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																								
第1項	構造・形状・寸法 / 屋内の天板・屋根設備	その他の構内内	C																																																																																																																																																								
		扉扉	(有効に閉鎖を保障する)	-																																																																																																																																																							
		床面	床面を適水しない*	対応済																																																																																																																																																							
		施設面からの影響	(施設面等から燃焼室により漏洩を防止するものあり)	-																																																																																																																																																							
		電線の降伏	(電線径により降伏が認められる)	-																																																																																																																																																							
		燃焼室材料	20-3 配管同	-																																																																																																																																																							
		第2項	操作性	操作手順	対応済																																																																																																																																																						
				関連資料	-																																																																																																																																																						
		第3項	試験・検査 (漏洩性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	J																																																																																																																																																						
				関連資料	-																																																																																																																																																						
第4項	留置之地	本来の用途として使用一切禁止事項	B2																																																																																																																																																								
		関連資料	20-4 系統同																																																																																																																																																								
第5項	遮断装置 (遮断性)	その他	B+																																																																																																																																																								
		その他(緊急時)	対応済																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第6項	設置場所	操作手順	対応済																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第7項	施設SAの位置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																								
		関連資料	20-6 設置設定機																																																																																																																																																								
第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																								
		関連資料	-																																																																																																																																																								
第9項	燃焼室材料 (耐火性)	防火設備(対象(代替耐火設備あり)) - 屋内	A+																																																																																																																																																								
		予部トモ設備	対応(予部トモあり) - 異なると燃焼室又は炉内	C+																																																																																																																																																							
		関連資料	20-7 事故検出機、20-9 配管同																																																																																																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)					
第4号表	計装設備	代名義機名簿(ポンプ出力圧力)		機名簿					
		型式・容量・出力 / 設備の名称・仕様	その他の機名簿	C					
		第1号表	環境条件における健全性	設置	(有誤に機名を記載する)	—			
				海水	海水を過剰しない	計装機			
				施設からの影響	(周辺施設等から悪影響により機名を欠くおそれがない)	—			
				電磁的障害	(電磁波により機名が損なわれない)	—			
				防護材料	20-3 防護網	—			
				操作性	操作不要	計装機			
				関連資料	—				
				第3号表	試験・検査 (検査性、承認検定・再加入力)	計装機設置	K		
				関連資料	20-2 試験及び検査				
				第4号表	設置上性	本来の用途として取得・設置不要	計装		
		関連資料	20-4 承認状						
		第10号表	遮断装置	遮断設計	その他	A			
				その他(機名等)	計装機	計装機			
				関連資料	—				
		第16号表	防護場所	操作不要	計装機				
				関連資料	—				
		第1号表	専設SAの設置	専設SAの設置	専設SA等の設置を本来の目的として設置するもの	A			
				関連資料	20-9 設置設定書				
遮断の禁止	(使用しない設備)			—					
関連資料	—								
第10号表	遮断装置	遮断条件、自然現象、人為事故、漏れ、火災	機名設備 (又は防止でも機名でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)	B					
		モード転換	対象 (モード転換あり) → 機名を機名として記載	C					
		関連資料	20-2 承認状、20-3 配置図						
第2号表	計装機	機名簿		機名簿					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					
		機名簿	機名簿	B					

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名: 計装設備</th> <th>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</th> <th>類型区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1種</td> <td>構造・設置・圧力・取付位置</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を基本とした</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設側からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波)により機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-6 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>信頼性</td> <td>本系の用途として常用・留置手続</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-6 設置設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>取除の禁止</td> <td>(取用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9種</td> <td>運用手続, 自然現象, 人為事象, 爆発, 火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>対象 (手続-)とあり) -敷外(駆動装置)は対象</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-7 駆動装置図, SA-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名: 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	類型区分	第1種	構造・設置・圧力・取付位置	原子炉建屋原子炉棟内	B	設置	(有線)機能を実現する	-	基本	基本を基本とした	対象外	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	-	関連資料	SA-3 配線図		第2種	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-		第3種	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	SA-6 試験及び検査		第4種	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	Ba	関連資料	SA-4 系統図		第5種	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	-		第6種	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	-		第7種	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	関連資料	SA-6 設置設定図		第8種	取除の禁止	(取用しない設備)	-	関連資料	-		第9種	運用手続, 自然現象, 人為事象, 爆発, 火災	防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外	Aa	その他	対象 (手続-)とあり) -敷外(駆動装置)は対象	Ca	関連資料	SA-7 駆動装置図, SA-3 配線図			
設備名: 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	類型区分																																																																																					
第1種	構造・設置・圧力・取付位置	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																					
	設置	(有線)機能を実現する	-																																																																																					
	基本	基本を基本とした	対象外																																																																																					
	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																					
	電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	-																																																																																					
	関連資料	SA-3 配線図																																																																																						
第2種	操作性	操作手続	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第3種	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																					
	関連資料	SA-6 試験及び検査																																																																																						
第4種	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	Ba																																																																																					
	関連資料	SA-4 系統図																																																																																						
第5種	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa																																																																																					
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第6種	設置場所	操作手続	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第7種	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																					
	関連資料	SA-6 設置設定図																																																																																						
第8種	取除の禁止	(取用しない設備)	-																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第9種	運用手続, 自然現象, 人為事象, 爆発, 火災	防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外	Aa																																																																																					
	その他	対象 (手続-)とあり) -敷外(駆動装置)は対象	Ca																																																																																					
	関連資料	SA-7 駆動装置図, SA-3 配線図																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第00条 計装設備</th> <th style="text-align: center;">真円中心スプレッドポンプ組立圧力</th> <th style="text-align: center;">類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="text-align: center;">構成要件</td> <td>速度・変位・圧力ノイズの検出・知照機</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要素</td> <td>(圧力に機能を実現する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">組立</td> <td>組立を適さない</td> <td style="text-align: center;">知照機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検出</td> <td>検出機等からの影響により機能不全を招きおそれがない</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線経路表</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="text-align: center;">検出機</td> <td>検出不能</td> <td style="text-align: center;">知照機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td style="text-align: center;">信頼性</td> <td>本系の用途として検出・制御不能</td> <td style="text-align: center;">B3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-4 信頼性</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td style="text-align: center;">基盤設計</td> <td>制御部と同様の基盤構成</td> <td style="text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (異動機)</td> <td>発生機</td> <td style="text-align: center;">知照機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td style="text-align: center;">防護措置</td> <td>検出不能</td> <td style="text-align: center;">知照機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="text-align: center;">装置5Aの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-8 容量設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取用の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="text-align: center;">自然条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災</td> <td>計装設備・対象 (計装制御設備あり) - 屋内</td> <td style="text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サボート系統</td> <td>対象 (サボート系統あり) - 異動機(駆動機又は制御機)</td> <td style="text-align: center;">C4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-2 制御設備図、第1-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第00条 計装設備		真円中心スプレッドポンプ組立圧力	類型化区分	第1号	構成要件	速度・変位・圧力ノイズの検出・知照機	B	要素	(圧力に機能を実現する)	-	組立	組立を適さない	知照機	検出	検出機等からの影響により機能不全を招きおそれがない	-	電線経路表	(電線径により機能が損なわれない)	-	関連資料		第1-3 配線図		第2号	検出機	検出不能	知照機	関連資料	-		第3号	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査		第4号	信頼性	本系の用途として検出・制御不能	B3	関連資料	第1-4 信頼性		第5号	基盤設計	制御部と同様の基盤構成	A4	その他 (異動機)	発生機	知照機	関連資料	-		第6号	防護措置	検出不能	知照機	関連資料	-		第1号	装置5Aの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	第1-8 容量設定機		取用の禁止	(適用しない設備)	-	関連資料		-		第2号	自然条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	計装設備・対象 (計装制御設備あり) - 屋内	A4	サボート系統	対象 (サボート系統あり) - 異動機(駆動機又は制御機)	C4	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配線図			
第00条 計装設備		真円中心スプレッドポンプ組立圧力	類型化区分																																																																																						
第1号	構成要件	速度・変位・圧力ノイズの検出・知照機	B																																																																																						
	要素	(圧力に機能を実現する)	-																																																																																						
	組立	組立を適さない	知照機																																																																																						
	検出	検出機等からの影響により機能不全を招きおそれがない	-																																																																																						
	電線経路表	(電線径により機能が損なわれない)	-																																																																																						
関連資料		第1-3 配線図																																																																																							
第2号	検出機	検出不能	知照機																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第3号	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	K																																																																																						
	関連資料	第1-3 試験及び検査																																																																																							
第4号	信頼性	本系の用途として検出・制御不能	B3																																																																																						
	関連資料	第1-4 信頼性																																																																																							
第5号	基盤設計	制御部と同様の基盤構成	A4																																																																																						
	その他 (異動機)	発生機	知照機																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第6号	防護措置	検出不能	知照機																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第1号	装置5Aの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
	関連資料	第1-8 容量設定機																																																																																							
	取用の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																						
関連資料		-																																																																																							
第2号	自然条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	計装設備・対象 (計装制御設備あり) - 屋内	A4																																																																																						
	サボート系統	対象 (サボート系統あり) - 異動機(駆動機又は制御機)	C4																																																																																						
	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配線図																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="674 172 1220 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>機器からスタートイネポート項目は任意</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td rowspan="5">機</td> <td>保護・検出・注力 (炉内の欠陥/放射線)</td> <td>炉子炉内層原子炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(負荷に機能と重複する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮断しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(別の機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線内により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号機</td> <td rowspan="2">試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-1 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御系統</td> <td>本来の用途として使用・計算手続</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号機</td> <td rowspan="2">系統設計</td> <td>保護設計/系統の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>予知 (調整用)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>保護場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6号機</td> <td rowspan="2">常設S.Aの設置</td> <td>設計基準対象施設内系統及び機器の容量等十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 容量設定根拠</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">系統の閉止</td> <td>(有用しない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td rowspan="2">共通 警四 防正</td> <td>警備条件、自然現象、人為事故、洪水、地震</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>予ポート系統線</td> <td>対象 (予ポートあり) - 異なる駆動源での系統線</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 系統図表、30-2 配線図</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目は任意	型式化区分	第1号機	機	保護・検出・注力 (炉内の欠陥/放射線)	炉子炉内層原子炉内	B	負荷	(負荷に機能と重複する)	-	海水	海水を遮断しない*	対象外	施設内からの影響	(別の機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線内により機能が損なわれる)	-	関連資料	30-2 配線図		第2号機	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	B	関連資料	30-1 試験及び検査	制御系統	本来の用途として使用・計算手続	Ba	関連資料	30-4 系統図	第4号機	系統設計	保護設計/系統の系統構成	A d	予知 (調整用)	対象外	関連資料	-	第5号機	保護場所	操作手続	対象外	関連資料	-	第6号機	常設S.Aの設置	設計基準対象施設内系統及び機器の容量等十分	B	関連資料	30-4 容量設定根拠	系統の閉止	(有用しない)設備	-	関連資料	-	第7号機	共通 警四 防正	警備条件、自然現象、人為事故、洪水、地震	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A a	予ポート系統線	対象 (予ポートあり) - 異なる駆動源での系統線	C a	関連資料	30-2 系統図表、30-2 配線図		
設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目は任意	型式化区分																																																																													
第1号機	機	保護・検出・注力 (炉内の欠陥/放射線)	炉子炉内層原子炉内	B																																																																												
		負荷	(負荷に機能と重複する)	-																																																																												
		海水	海水を遮断しない*	対象外																																																																												
		施設内からの影響	(別の機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																												
		電線の障害	(電線内により機能が損なわれる)	-																																																																												
	関連資料	30-2 配線図																																																																														
	第2号機	操作性	操作手続	対象外																																																																												
		関連資料	-																																																																													
	第3号機	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	B																																																																												
			関連資料	30-1 試験及び検査																																																																												
制御系統		本来の用途として使用・計算手続	Ba																																																																													
		関連資料	30-4 系統図																																																																													
第4号機	系統設計	保護設計/系統の系統構成	A d																																																																													
		予知 (調整用)	対象外																																																																													
	関連資料	-																																																																														
第5号機	保護場所	操作手続	対象外																																																																													
	関連資料	-																																																																														
第6号機	常設S.Aの設置	設計基準対象施設内系統及び機器の容量等十分	B																																																																													
		関連資料	30-4 容量設定根拠																																																																													
	系統の閉止	(有用しない)設備	-																																																																													
		関連資料	-																																																																													
第7号機	共通 警四 防正	警備条件、自然現象、人為事故、洪水、地震	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A a																																																																												
		予ポート系統線	対象 (予ポートあり) - 異なる駆動源での系統線	C a																																																																												
	関連資料	30-2 系統図表、30-2 配線図																																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号機 - 計装設備</th> <th>機器機軸系系ポンプ組立圧力</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>環境条件 / 震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>炉子中核燃料炉子中核内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(有償に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮断しない*</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁誘起により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>試験・検査 (漏洩性、圧壊破壊・過熱入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td>設置土地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号機</td> <td>事故影響 その他 (放射性)</td> <td>放射線</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>常設 SA の設置</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 設置設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>設置場所</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、震動、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>非原子力系設備</td> <td>対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3号機 - 計装設備		機器機軸系系ポンプ組立圧力	相違状況	第1号機	環境条件 / 震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中核燃料炉子中核内	B	設置	(有償に機能を喪失する)	-	海水	海水を遮断しない*	相違あり	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁誘起により機能が損なわれる)	-	関連資料	図-3 配管図		第2号機	操作性	操作不要	相違あり	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (漏洩性、圧壊破壊・過熱入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5号機	事故影響 その他 (放射性)	放射線	Aa	関連資料	-	相違あり	第6号機	設置場所	操作不要	相違あり	関連資料	-		第1号機	常設 SA の設置	設計基準対象機器の系統及び機器の設置等が十分	B	関連資料	図-4 設置設定図		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第2号機	設置場所	-		環境条件、自然現象、人為事 故、震動、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	A*	非原子力系設備	対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応	C*	関連資料	図-2 系統図、図-3 配管図			
第3号機 - 計装設備		機器機軸系系ポンプ組立圧力	相違状況																																																																																	
第1号機	環境条件 / 震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中核燃料炉子中核内	B																																																																																	
	設置	(有償に機能を喪失する)	-																																																																																	
	海水	海水を遮断しない*	相違あり																																																																																	
	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)	-																																																																																	
	電磁的障害	(電磁誘起により機能が損なわれる)	-																																																																																	
	関連資料	図-3 配管図																																																																																		
第2号機	操作性	操作不要	相違あり																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
第3号機	試験・検査 (漏洩性、圧壊破壊・過熱入力)	計装制御設備	K																																																																																	
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																		
第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb																																																																																	
	関連資料	図-4 系統図																																																																																		
第5号機	事故影響 その他 (放射性)	放射線	Aa																																																																																	
	関連資料	-	相違あり																																																																																	
第6号機	設置場所	操作不要	相違あり																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
第1号機	常設 SA の設置	設計基準対象機器の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																	
	関連資料	図-4 設置設定図																																																																																		
	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																	
第2号機	設置場所	-																																																																																		
	環境条件、自然現象、人為事 故、震動、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	A*																																																																																	
	非原子力系設備	対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応	C*																																																																																	
関連資料	図-2 系統図、図-3 配管図																																																																																			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> </tr> <!-- Additional rows would follow the same pattern, capturing the dense data in the image --> </tbody> </table>	項目名	項目内容	適合状況	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項		
項目名	項目内容	適合状況							
第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項							

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第3項 計装設備</th> <th style="text-align: center;">炉子中継管内本機構造</th> <th style="text-align: center;">相違点 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td style="text-align: center;">環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)</td> <td>炉子中継管炉子中継管内</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負荷</td> <td>(有期)機能と発揮する</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">過渡 に お け る 機 能 変 化</td> <td>機本を過渡しない</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機器構造からの影響</td> <td>(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的障害 特性</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2項</td> <td style="text-align: center;">操作性</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (検査性, 事故検出・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4項</td> <td style="text-align: center;">故障止</td> <td>本機の用途として必要-信頼不要</td> <td style="text-align: center;">Bb</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td style="text-align: center;">過渡 影 響 防 止</td> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">Aa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (放射線)</td> <td>対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6項</td> <td style="text-align: center;">設置条件</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td style="text-align: center;">設計上の留意</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-6 設置認定書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8項</td> <td style="text-align: center;">使用の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9項</td> <td style="text-align: center;">環境条件, 自然現象, 人為事 故, 盗水, 火災</td> <td>緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td style="text-align: center;">Bb</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予部-1と並列</td> <td>対象 (予部-1と並列) → 異なる機能又は再発防止</td> <td style="text-align: center;">Ca</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 系統図参照, 20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3項 計装設備		炉子中継管内本機構造	相違点 区分	第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	炉子中継管炉子中継管内	B	負荷	(有期)機能と発揮する	—	過渡 に お け る 機 能 変 化	機本を過渡しない	対象外	機器構造からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害 特性	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	20-2 配線図			第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—			第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再発防止)	計装制御設備	K	関連資料	20-2 試験及び検査		第4項	故障止	本機の用途として必要-信頼不要	Bb	関連資料	20-4 系統図			第5項	過渡 影 響 防 止	その他	Aa	その他 (放射線)	対象外	対象外	関連資料	—			第6項	設置条件	操作不要	対象外	関連資料	—			第7項	設計上の留意	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	20-6 設置認定書類		第8項	使用の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—			第9項	環境条件, 自然現象, 人為事 故, 盗水, 火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)	Bb	予部-1と並列	対象 (予部-1と並列) → 異なる機能又は再発防止	Ca	関連資料	20-2 系統図参照, 20-3 配線図			
第3項 計装設備		炉子中継管内本機構造	相違点 区分																																																																																											
第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	炉子中継管炉子中継管内	B																																																																																											
	負荷	(有期)機能と発揮する	—																																																																																											
	過渡 に お け る 機 能 変 化	機本を過渡しない	対象外																																																																																											
	機器構造からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																											
	電磁的障害 特性	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																											
関連資料	20-2 配線図																																																																																													
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																											
関連資料	—																																																																																													
第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再発防止)	計装制御設備	K																																																																																											
	関連資料	20-2 試験及び検査																																																																																												
第4項	故障止	本機の用途として必要-信頼不要	Bb																																																																																											
関連資料	20-4 系統図																																																																																													
第5項	過渡 影 響 防 止	その他	Aa																																																																																											
	その他 (放射線)	対象外	対象外																																																																																											
関連資料	—																																																																																													
第6項	設置条件	操作不要	対象外																																																																																											
関連資料	—																																																																																													
第7項	設計上の留意	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																											
	関連資料	20-6 設置認定書類																																																																																												
第8項	使用の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																											
関連資料	—																																																																																													
第9項	環境条件, 自然現象, 人為事 故, 盗水, 火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)	Bb																																																																																											
	予部-1と並列	対象 (予部-1と並列) → 異なる機能又は再発防止	Ca																																																																																											
	関連資料	20-2 系統図参照, 20-3 配線図																																																																																												

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>静的無模式本装置総合装置動作監視装置</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・機械・圧力 異常の検出・監視</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)に検出を発生する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td>検出を発生しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(同じ機能等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)</td> <td>計装検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>取替方法</td> <td>本来の用途として使用・留置手続</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>想定事故</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(相動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>異常SAの保護</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 保護設定仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示の禁止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、暴風、火災</td> <td>検知設備 (Cは禁止でも検知できない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>予部-1) 蒸気降</td> <td>対象 (予部-1) 蒸気降) 一異なる駆動源の冷却器</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分	第1項	環境・機械・圧力 異常の検出・監視	原子炉建屋原子炉棟内	B	用途	(有線)に検出を発生する	—	注記	検出を発生しない	対象外	施設間からの影響	(同じ機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配置図		第2項	操作性	操作手続	対象外	関連資料	—		第3項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	取替方法	本来の用途として使用・留置手続	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	想定事故	その他	Aa	その他(相動物)	対象外	対象外	関連資料	—		第6項	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	—		第7項	異常SAの保護	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 保護設定仕様		表示の禁止	(表示しない設備)	—	第8項	関連資料	—		環境条件、自然現象、人為事 業、暴風、火災	検知設備 (Cは禁止でも検知できない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B	予部-1) 蒸気降	対象 (予部-1) 蒸気降) 一異なる駆動源の冷却器	Ca	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配置図			
設備名・計装設備	静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分																																																																																				
第1項	環境・機械・圧力 異常の検出・監視	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																			
	用途	(有線)に検出を発生する	—																																																																																			
	注記	検出を発生しない	対象外																																																																																			
	施設間からの影響	(同じ機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																			
	関連資料	図-2 配置図																																																																																				
	第2項	操作性	操作手続	対象外																																																																																		
	関連資料	—																																																																																				
	第3項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																			
第4項	取替方法	本来の用途として使用・留置手続	Bb																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図																																																																																				
第5項	想定事故	その他	Aa																																																																																			
	その他(相動物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第6項	設置場所	操作手続	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第7項	異常SAの保護	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																			
	関連資料	図-6 保護設定仕様																																																																																				
	表示の禁止	(表示しない設備)	—																																																																																			
第8項	関連資料	—																																																																																				
	環境条件、自然現象、人為事 業、暴風、火災	検知設備 (Cは禁止でも検知できない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B																																																																																			
	予部-1) 蒸気降	対象 (予部-1) 蒸気降) 一異なる駆動源の冷却器	Ca																																																																																			
	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配置図																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名: 計装設備</th> <th>核種管理内管理対象設備</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1編</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>電源・電圧・圧力・流量計</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>(有線に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>母本</td> <td>母本を継承しない</td> <td>継承済</td> </tr> <tr> <td>電源機からの影響</td> <td>(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の断断</td> <td>(電線断断により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作機</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>始動条件</td> <td>本業の用途として始動一始動不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td>差圧設計</td> <td>始動計・同様の差圧検出</td> <td>A, d</td> </tr> <tr> <td>予知 (検知物)</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第7号</td> <td>差圧SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の新設及び稼働の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-6 容量設定仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差圧の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故・環境条件, 自然現象, 人為事象, 漏洩, 火災</td> <td>核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>予知 (検知物)</td> <td>対象 (予知) 一異なる駆動源又は検知機</td> <td>C, a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 準備図面図, 00-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備名: 計装設備		核種管理内管理対象設備	型式化区分	第1編	第1号	電源・電圧・圧力・流量計	原子炉建屋原子炉室内	B	表層	(有線に機能を実現する)	-	母本	母本を継承しない	継承済	電源機からの影響	(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)	-	電線の断断	(電線断断により機能に影響を及ぼさない)	-	関連資料	00-3 配線図		第2号	操作機	中央制御室操作	A	関連資料	00-3 配線図		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	00-3 試験及び検査		第4号	始動条件	本業の用途として始動一始動不要	Bb	関連資料	00-4 系統図		第5号	差圧設計	始動計・同様の差圧検出	A, d	予知 (検知物)	発電機	発電機	関連資料	-		第6号	設置場所	中央制御室操作	B	関連資料	00-3 配線図		第7号	差圧SAの容量	設計基準対象施設の新設及び稼働の容量等が十分	H	関連資料	00-6 容量設定仕様		差圧の禁止	(適用しない設備)	-	第8号	関連資料	-		事故・環境条件, 自然現象, 人為事象, 漏洩, 火災	核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B	予知 (検知物)	対象 (予知) 一異なる駆動源又は検知機	C, a	関連資料	00-2 準備図面図, 00-3 配線図	
設備名: 計装設備		核種管理内管理対象設備	型式化区分																																																																																					
第1編	第1号	電源・電圧・圧力・流量計	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																				
		表層	(有線に機能を実現する)	-																																																																																				
		母本	母本を継承しない	継承済																																																																																				
		電源機からの影響	(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)	-																																																																																				
		電線の断断	(電線断断により機能に影響を及ぼさない)	-																																																																																				
		関連資料	00-3 配線図																																																																																					
	第2号	操作機	中央制御室操作	A																																																																																				
		関連資料	00-3 配線図																																																																																					
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																				
		関連資料	00-3 試験及び検査																																																																																					
第4号	始動条件	本業の用途として始動一始動不要	Bb																																																																																					
	関連資料	00-4 系統図																																																																																						
第5号	差圧設計	始動計・同様の差圧検出	A, d																																																																																					
	予知 (検知物)	発電機	発電機																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第6号	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																					
	関連資料	00-3 配線図																																																																																						
第7号	差圧SAの容量	設計基準対象施設の新設及び稼働の容量等が十分	H																																																																																					
	関連資料	00-6 容量設定仕様																																																																																						
	差圧の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																					
第8号	関連資料	-																																																																																						
	事故・環境条件, 自然現象, 人為事象, 漏洩, 火災	核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B																																																																																					
	予知 (検知物)	対象 (予知) 一異なる駆動源又は検知機	C, a																																																																																					
	関連資料	00-2 準備図面図, 00-3 配線図																																																																																						

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条:計装設備</th> <th>使用消費材料/その他/留意 (ヒートサーキス)</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>環境条件に起因する</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td>(音響に機能に影響する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感水しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>配線箇所の影響</td> <td>(周辺機器等からの電磁界により機能に影響を及ぼしていない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能に影響を及ぼしていない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、革様検査、作業入力)</td> <td>計測回路設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として設置(設置不要)</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>影響 (その他 (稼働時))</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設5人の作業</td> <td>基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-6 常設設定資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td>表示の禁止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事故、漏水、火災</td> <td>計装設備一式 (代替用計装設備あり) 一組内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td>予部1) 点検</td> <td>対象 (予部1) 点検あり) 一組内</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 設置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第58条:計装設備		使用消費材料/その他/留意 (ヒートサーキス)	相違化区分	第1項	環境条件に起因する	原子炉建屋原子炉室内	B	音響	(音響に機能に影響する)	-	漏水	漏水を感水しない*	対象外	配線箇所の影響	(周辺機器等からの電磁界により機能に影響を及ぼしていない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能に影響を及ぼしていない)	-	関連資料	第1-2 設置図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		試験・検査 (検査性、革様検査、作業入力)	計測回路設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査		第2項	設置条件	本来の用途として設置(設置不要)	Bb	関連資料	第1-4 設置図		影響 (その他 (稼働時))	その他	Aa	関連資料	-	対象外	第3項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	第1-3 設置図		常設5人の作業	基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-6 常設設定資料		第4項	表示の禁止	(表示しない設備)	-	関連資料	-		環境条件、自然現象、人為事故、漏水、火災	計装設備一式 (代替用計装設備あり) 一組内	Aa	関連資料	第1-2 設置図		第5項	予部1) 点検	対象 (予部1) 点検あり) 一組内	Ca	関連資料	第1-2 設置図			
第58条:計装設備		使用消費材料/その他/留意 (ヒートサーキス)	相違化区分																																																																																	
第1項	環境条件に起因する	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																	
	音響	(音響に機能に影響する)	-																																																																																	
	漏水	漏水を感水しない*	対象外																																																																																	
	配線箇所の影響	(周辺機器等からの電磁界により機能に影響を及ぼしていない)	-																																																																																	
	電磁的障害	(電磁界により機能に影響を及ぼしていない)	-																																																																																	
	関連資料	第1-2 設置図																																																																																		
	操作性	操作不要	対象外																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
	試験・検査 (検査性、革様検査、作業入力)	計測回路設備	K																																																																																	
	関連資料	第1-3 試験及び検査																																																																																		
第2項	設置条件	本来の用途として設置(設置不要)	Bb																																																																																	
	関連資料	第1-4 設置図																																																																																		
	影響 (その他 (稼働時))	その他	Aa																																																																																	
	関連資料	-	対象外																																																																																	
第3項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																	
	関連資料	第1-3 設置図																																																																																		
	常設5人の作業	基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																	
	関連資料	第1-6 常設設定資料																																																																																		
第4項	表示の禁止	(表示しない設備)	-																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
	環境条件、自然現象、人為事故、漏水、火災	計装設備一式 (代替用計装設備あり) 一組内	Aa																																																																																	
	関連資料	第1-2 設置図																																																																																		
第5項	予部1) 点検	対象 (予部1) 点検あり) 一組内	Ca																																																																																	
	関連資料	第1-2 設置図																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名 / 計装設備</th> <th>使用済燃料プールの水位/温度 (ダイナミック)</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>環境条件、異常・圧力、燃料の欠損/燃料漏</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(右記に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電源機からの影響</td> <td>(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路差</td> <td>(電線径により機能が生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>容疑欠陥</td> <td>本来の用途として使用一切不可</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (廃棄物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>計装制御</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 容量設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>起用の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災</td> <td>禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は常設</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 系統図/配置図, 30-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名 / 計装設備		使用済燃料プールの水位/温度 (ダイナミック)	類型化区分	第1号機	環境条件、異常・圧力、燃料の欠損/燃料漏	原子炉建屋原子炉棟内	B	異常	(右記に機能を実現する)	-	漏水	漏水を感知しない*	対象外	電源機からの影響	(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)	-	電線経路差	(電線径により機能が生じおそれがない)	-	関連資料	30-2 配置図		第2号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K	関連資料	30-2 試験及び検査		第4号機	容疑欠陥	本来の用途として使用一切不可	Bb	関連資料	30-4 系統図		第5号機	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa	その他 (廃棄物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6号機	計装制御	操作不要	対象外	関連資料	-		第7号機	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	30-4 容量設定図		第8号機	起用の禁止	(適用しない設備)	-	関連資料	-		第9号機	環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災	禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内	Aa	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は常設	Ca	関連資料	30-2 系統図/配置図, 30-2 配置図			
項目名 / 計装設備		使用済燃料プールの水位/温度 (ダイナミック)	類型化区分																																																																																					
第1号機	環境条件、異常・圧力、燃料の欠損/燃料漏	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																					
	異常	(右記に機能を実現する)	-																																																																																					
	漏水	漏水を感知しない*	対象外																																																																																					
	電源機からの影響	(電源機等からの影響により機能を生じおそれがない)	-																																																																																					
	電線経路差	(電線径により機能が生じおそれがない)	-																																																																																					
	関連資料	30-2 配置図																																																																																						
	第2号機	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																						
	第3号機	試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																				
		関連資料	30-2 試験及び検査																																																																																					
第4号機	容疑欠陥	本来の用途として使用一切不可	Bb																																																																																					
	関連資料	30-4 系統図																																																																																						
第5号機	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa																																																																																					
	その他 (廃棄物)	対象外	対象外																																																																																					
関連資料	-																																																																																							
第6号機	計装制御	操作不要	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第7号機	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																					
	関連資料	30-4 容量設定図																																																																																						
第8号機	起用の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第9号機	環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災	禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内	Aa																																																																																					
	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は常設	Ca																																																																																					
関連資料	30-2 系統図/配置図, 30-2 配置図																																																																																							

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0条:計装設備</th> <th>適用設備</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号</td> <td>環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>炉子や燃料原子炉内</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(付属)機能を発働する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏れを遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺機からの影響</td> <td>(周辺機等からの影響により機能を失うおそれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、点検機能・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>目b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>必要設計</td> <td>その他</td> <td>Ae</td> </tr> <tr> <td>その他 (保護物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>取扱い上の注意</td> <td>無人監視等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設定機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>(取扱いしない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号</td> <td>工事条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災</td> <td>計装設備一式 (計装制御設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源</td> <td>対象 (予備電源あり) 一層内の監視装置は監視機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備系統図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第0条:計装設備		適用設備	備考	第1号	環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子や燃料原子炉内	無	異常	(付属)機能を発働する	-	漏水	漏れを遮断しない	対象外	周辺機からの影響	(周辺機等からの影響により機能を失うおそれない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	関連資料	図-3 配線図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3号	試験・検査 (検査性、点検機能・外部入力)	計測制御設備	無	関連資料	図-3 試験及び検査		第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	目b	関連資料	図-4 系統図		第5号	必要設計	その他	Ae	その他 (保護物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第7号	取扱い上の注意	無人監視等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設定機能		第8号	取扱いの禁止	(取扱いしない)設備	-	関連資料	-		第9号	工事条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	計装設備一式 (計装制御設備あり) 一層内	Aa	予備電源	対象 (予備電源あり) 一層内の監視装置は監視機	Ca	関連資料	図-2 準備系統図、図-3 配線図				
第0条:計装設備		適用設備	備考																																																																																						
第1号	環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子や燃料原子炉内	無																																																																																						
	異常	(付属)機能を発働する	-																																																																																						
	漏水	漏れを遮断しない	対象外																																																																																						
	周辺機からの影響	(周辺機等からの影響により機能を失うおそれない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-																																																																																						
	関連資料	図-3 配線図																																																																																							
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第3号	試験・検査 (検査性、点検機能・外部入力)	計測制御設備	無																																																																																						
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																							
第4号	信頼性	本来の用途として使用一切不要	目b																																																																																						
	関連資料	図-4 系統図																																																																																							
第5号	必要設計	その他	Ae																																																																																						
	その他 (保護物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第7号	取扱い上の注意	無人監視等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	図-6 設置設定機能																																																																																							
第8号	取扱いの禁止	(取扱いしない)設備	-																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第9号	工事条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	計装設備一式 (計装制御設備あり) 一層内	Aa																																																																																						
	予備電源	対象 (予備電源あり) 一層内の監視装置は監視機	Ca																																																																																						
	関連資料	図-2 準備系統図、図-3 配線図																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名: 計装設備</th> <th>使用済燃料プールの監視カメラ</th> <th>監視化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>構造・覆壳・圧力/屋外の天候/防振</td> <td>炉子中継器炉子中継内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(炉内に遮蔽を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>両方を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>監視カメラの設置</td> <td>(周辺機器等から影響を受けず設置可能)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラの設置</td> <td>(電線類により遮蔽が認められる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>00-3 監視器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号炉</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ設置</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>00-3 監視器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>本邦の規格として使用一切禁止</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>00-4 監視器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号炉</td> <td>監視カメラ</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>その他(機器類)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号炉</td> <td>監視カメラ</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>00-6 監視器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5号炉</td> <td>監視カメラ</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>対象 (サボット系あり) - 電気伝導線(注)監視器</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ</td> <td>00-2 監視器, 00-3 監視器</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視カメラ	監視化区分	第1号炉	構造・覆壳・圧力/屋外の天候/防振	炉子中継器炉子中継内	B	遮蔽	(炉内に遮蔽を要する)	-	保安	両方を通さない	対象外	監視カメラの設置	(周辺機器等から影響を受けず設置可能)	-	監視カメラの設置	(電線類により遮蔽が認められる)	-	監視カメラ	00-3 監視器	-	監視カメラ	操作手続	対象外	監視カメラ	-	-	第2号炉	監視カメラ	監視カメラ設置	K	監視カメラ	00-3 監視器	-	監視カメラ	本邦の規格として使用一切禁止	B1	監視カメラ	00-4 監視器	-	第3号炉	監視カメラ	その他	A+	監視カメラ	その他(機器類)	対象外	監視カメラ	-	-	監視カメラ	操作手続	対象外	第4号炉	監視カメラ	-	-	監視カメラ	-	-	監視カメラ	重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A	監視カメラ	00-6 監視器	-	第5号炉	監視カメラ	(使用しない設備)	-	監視カメラ	-	-	監視カメラ	防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内	A+	監視カメラ	対象 (サボット系あり) - 電気伝導線(注)監視器	C+	監視カメラ	00-2 監視器, 00-3 監視器	-		
設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視カメラ	監視化区分																																																																																				
第1号炉	構造・覆壳・圧力/屋外の天候/防振	炉子中継器炉子中継内	B																																																																																				
	遮蔽	(炉内に遮蔽を要する)	-																																																																																				
	保安	両方を通さない	対象外																																																																																				
	監視カメラの設置	(周辺機器等から影響を受けず設置可能)	-																																																																																				
	監視カメラの設置	(電線類により遮蔽が認められる)	-																																																																																				
	監視カメラ	00-3 監視器	-																																																																																				
	監視カメラ	操作手続	対象外																																																																																				
	監視カメラ	-	-																																																																																				
	第2号炉	監視カメラ	監視カメラ設置	K																																																																																			
		監視カメラ	00-3 監視器	-																																																																																			
監視カメラ		本邦の規格として使用一切禁止	B1																																																																																				
監視カメラ		00-4 監視器	-																																																																																				
第3号炉	監視カメラ	その他	A+																																																																																				
	監視カメラ	その他(機器類)	対象外																																																																																				
	監視カメラ	-	-																																																																																				
	監視カメラ	操作手続	対象外																																																																																				
第4号炉	監視カメラ	-	-																																																																																				
	監視カメラ	-	-																																																																																				
	監視カメラ	重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A																																																																																				
	監視カメラ	00-6 監視器	-																																																																																				
第5号炉	監視カメラ	(使用しない設備)	-																																																																																				
	監視カメラ	-	-																																																																																				
	監視カメラ	防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内	A+																																																																																				
	監視カメラ	対象 (サボット系あり) - 電気伝導線(注)監視器	C+																																																																																				
監視カメラ	00-2 監視器, 00-3 監視器	-																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第3号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計装設備</td> <td style="width: 50%;"> 安全システム制御システム制御部 (予備用監視装置、制御用監視装置) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">監視化 区分</td> </tr> </table>				第3号	計装設備	安全システム制御システム制御部 (予備用監視装置、制御用監視装置)	監視化 区分																												
第3号	計装設備	安全システム制御システム制御部 (予備用監視装置、制御用監視装置)	監視化 区分																																
第4号	第1項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">構成</td> <td style="width: 15%;">構造・深度・圧力 / 漏洩の対策、防振</td> <td style="width: 70%;">その他の構体内</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>質量</td> <td>(重量に換算を要する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>海水</td> <td>海水を透過しない</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺の施設等から影響により機能不全をおそれない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>特性</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁的により機能が損なわれない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	構成	構造・深度・圧力 / 漏洩の対策、防振	その他の構体内	C	仕様	質量	(重量に換算を要する)	-	材料	海水	海水を透過しない	対象外	性能	施設からの影響	(周辺の施設等から影響により機能不全をおそれない)	-	特性	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-1 配置図			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">操作</td> <td style="width: 15%;">操作手順 (制御室設置を除く) 機器の点検 (緊急時監視装置、制御室設置)</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象外 自己</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	操作	操作手順 (制御室設置を除く) 機器の点検 (緊急時監視装置、制御室設置)		対象外 自己	関連資料	図-1 配置図		
		構成	構造・深度・圧力 / 漏洩の対策、防振	その他の構体内	C																														
		仕様	質量	(重量に換算を要する)	-																														
		材料	海水	海水を透過しない	対象外																														
		性能	施設からの影響	(周辺の施設等から影響により機能不全をおそれない)	-																														
		特性	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-																														
	関連資料	図-1 配置図																																	
	操作	操作手順 (制御室設置を除く) 機器の点検 (緊急時監視装置、制御室設置)		対象外 自己																															
	関連資料	図-1 配置図																																	
	第2項	第3項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">試験・検査</td> <td style="width: 15%;">(検査性、監視機能・有人入力)</td> <td style="width: 70%;">通信監視設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">M</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> </table>	試験・検査	(検査性、監視機能・有人入力)	通信監視設備	M	関連資料	図-1 試験及び検査			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">設置と性</td> <td style="width: 15%;">本来の用途として使用・留置不能</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">B5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 系統図</td> <td></td> </tr> </table>	設置と性	本来の用途として使用・留置不能		B5	関連資料	図-1 系統図																	
			試験・検査	(検査性、監視機能・有人入力)	通信監視設備	M																													
			関連資料	図-1 試験及び検査																															
設置と性			本来の用途として使用・留置不能		B5																														
関連資料			図-1 系統図																																
第3項			第4項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">遮断</td> <td style="width: 15%;">系統設計</td> <td style="width: 70%;">保護設計と関係の系統構成</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td>機能</td> <td>その他 (増設物)</td> <td>対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> </table>	遮断	系統設計	保護設計と関係の系統構成	A4	機能	その他 (増設物)	対象外	対象外	関連資料	-			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">設置場所</td> <td style="width: 15%;">操作手続 (制御室設置を除く) 設備 (設置場所、緊急時監視装置、制御室設置)</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象外 A4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	設置場所	操作手続 (制御室設置を除く) 設備 (設置場所、緊急時監視装置、制御室設置)		対象外 A4	関連資料	図-1 配置図												
	遮断	系統設計		保護設計と関係の系統構成	A4																														
	機能	その他 (増設物)		対象外	対象外																														
	関連資料	-																																	
	設置場所	操作手続 (制御室設置を除く) 設備 (設置場所、緊急時監視装置、制御室設置)			対象外 A4																														
	関連資料	図-1 配置図																																	
第2項	第1項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">適合SAの位置</td> <td style="width: 15%;">設計基準対象施設の系統及び機器の位置等が十分</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> </table>	適合SAの位置	設計基準対象施設の系統及び機器の位置等が十分		E	関連資料	-			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">共同の禁止</td> <td style="width: 15%;">(共用しない設備)</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> </table>	共同の禁止	(共用しない設備)		-	関連資料	-																		
		適合SAの位置	設計基準対象施設の系統及び機器の位置等が十分		E																														
		関連資料	-																																
		共同の禁止	(共用しない設備)		-																														
		関連資料	-																																
		第3項	第2項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">危険要因</td> <td style="width: 15%;">自然現象、人為事 故、漏洩、火災</td> <td style="width: 70%;">緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備 なし)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>予備電源</td> <td>対象 (予備電源あり) 一異なる駆動源又は設備</td> <td style="text-align: center;">C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 系統図参照、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	危険要因	自然現象、人為事 故、漏洩、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備 なし)	対象外	対策	予備電源	対象 (予備電源あり) 一異なる駆動源又は設備	C4	関連資料	図-1 系統図参照、図-3 配置図			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">設置と性</td> <td style="width: 15%;">本来の用途として使用・留置不能</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">B5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-1 系統図</td> <td></td> </tr> </table>	設置と性	本来の用途として使用・留置不能		B5	関連資料	図-1 系統図												
危険要因	自然現象、人為事 故、漏洩、火災			緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備 なし)	対象外																														
対策	予備電源			対象 (予備電源あり) 一異なる駆動源又は設備	C4																														
関連資料	図-1 系統図参照、図-3 配置図																																		
設置と性	本来の用途として使用・留置不能				B5																														
関連資料	図-1 系統図																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (可搬型)																																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計項目</th> <th>可搬型設備</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">機</td> <td>設置・配置・互角 / 屋外の天候 / 防振機</td> <td>その他の屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(長尺に機能を見解する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>設置内</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>他の設備からの影響</td> <td>(他の設備等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>電線配線</td> <td>(電線配線により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td rowspan="10">機</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)</td> <td>試験制設計</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>試験し性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B、b</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="3">機</td> <td>設計設計</td> <td>通常設計(除障又は分断)</td> <td>A、b</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>その他(防振機)</td> <td>設置内</td> <td>設置内</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td rowspan="10">機</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5項</td> <td rowspan="10">機</td> <td>可搬型Aの設置</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>可搬型Aの接続性</td> <td>図-3、図-9 接続</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第7項</td> <td rowspan="4">機</td> <td>風圧と機器の接続関係の検証</td> <td>設置内</td> <td>設置内</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(接続関係の高くなるおそれのない場所を優先)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項</td> <td rowspan="4">機</td> <td>保管場所</td> <td>屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)</td> <td>A、a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>アキセルモード</td> <td>(アキセル不要)</td> <td>設置内</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10項</td> <td rowspan="3">機</td> <td>設置条件、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>図3設置・検査 (代替防振設計あり) → 屋内</td> <td>A、a</td> </tr> <tr> <td>図-3設置図</td> <td>図-3設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目		可搬型設備	規格化区分	第1項	機	設置・配置・互角 / 屋外の天候 / 防振機	その他の屋内	C	設置	(長尺に機能を見解する)	-	機	機	設置内	機	他の設備からの影響	(他の設備等から影響により機能を失うおそれがない)	-	機	電線配線	(電線配線により機能が損なわれない)	-	機	関連資料	図-3 配置図		機	設置場所	中央制御室隣接	A	機	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第2項	機	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	試験制設計	K	関連資料	図-3 試験及び検査		機	試験し性	本来の用途として使用一切不要	B、b	機	関連資料	図-9 可搬型設備について		第3項	機	設計設計	通常設計(除障又は分断)	A、b	機	その他(防振機)	設置内	設置内	機	関連資料	図-3 配置図		第4項	機	設置場所	中央制御室隣接	B	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第5項	機	可搬型Aの設置	その他設備	C	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第6項	機	可搬型Aの接続性	図-3、図-9 接続	A	関連資料	図-9 可搬型設備について		第7項	機	風圧と機器の接続関係の検証	設置内	設置内	関連資料	図-9 可搬型設備について		設置場所	(接続関係の高くなるおそれのない場所を優先)	-	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第8項	機	保管場所	屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)	A、a	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第9項	機	アキセルモード	(アキセル不要)	設置内	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について		第10項	機	設置条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	図3設置・検査 (代替防振設計あり) → 屋内	A、a	図-3設置図	図-3設置図		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について			
設計項目		可搬型設備	規格化区分																																																																																																																																	
第1項	機	設置・配置・互角 / 屋外の天候 / 防振機	その他の屋内	C																																																																																																																																
		設置	(長尺に機能を見解する)	-																																																																																																																																
		機	機	設置内																																																																																																																																
		機	他の設備からの影響	(他の設備等から影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																															
		機	電線配線	(電線配線により機能が損なわれない)	-																																																																																																																															
		機	関連資料	図-3 配置図																																																																																																																																
		機	設置場所	中央制御室隣接	A																																																																																																																															
		機	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																																
		第2項	機	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	試験制設計	K																																																																																																																														
				関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																																																															
機	試験し性			本来の用途として使用一切不要	B、b																																																																																																																															
機	関連資料			図-9 可搬型設備について																																																																																																																																
第3項	機			設計設計	通常設計(除障又は分断)	A、b																																																																																																																														
				機	その他(防振機)	設置内	設置内																																																																																																																													
				機	関連資料	図-3 配置図																																																																																																																														
第4項	機			設置場所	中央制御室隣接	B																																																																																																																														
				関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																															
				第5項	機	可搬型Aの設置	その他設備	C																																																																																																																												
		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																																	
		第6項	機			可搬型Aの接続性	図-3、図-9 接続	A																																																																																																																												
						関連資料	図-9 可搬型設備について																																																																																																																													
		第7項	機			風圧と機器の接続関係の検証	設置内	設置内																																																																																																																												
						関連資料	図-9 可搬型設備について																																																																																																																													
						設置場所	(接続関係の高くなるおそれのない場所を優先)	-																																																																																																																												
						関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																													
第8項	機	保管場所	屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)			A、a																																																																																																																														
		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																																	
		第9項	機	アキセルモード	(アキセル不要)	設置内																																																																																																																														
				関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																															
第10項	機	設置条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	図3設置・検査 (代替防振設計あり) → 屋内	A、a																																																																																																																																
		図-3設置図	図-3設置図																																																																																																																																	
		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型設備について																																																																																																																																	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名・計装設備</th> <th style="width: 70%;">BWR2号炉設備</th> <th style="width: 20%;">相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号機</td> <td>環境条件 / 風速・風向 / 風圧の天候 / 放射線</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>(自然に調節される)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>発生を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧の浮遊</td> <td>(電圧変動により機能に影響しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号機</td> <td>稼働性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、承認構成・再投入)</td> <td>計装制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号機</td> <td>稼働性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 承認図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>定額設計</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>電圧 / その他 (風動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、水災</td> <td>計装設備-対象 (汽機対象設備あり) 一層内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 承認図等図、20-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			項目名・計装設備	BWR2号炉設備	相違状況	第1号機	環境条件 / 風速・風向 / 風圧の天候 / 放射線	その他の構内内	C	温度	(自然に調節される)	—	湿度	発生を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電圧の浮遊	(電圧変動により機能に影響しない)	—	関連資料	20-1 配線図	—	第2号機	稼働性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入)	計装制御設備	C	関連資料	20-2 試験及び検査	—	第3号機	稼働性	本来の用途として使用一切不要	B+	関連資料	20-1 承認図	—	電圧	定額設計	A+	電圧 / その他 (風動物)	対象外	対象外	第4号機	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	関連資料	—	—	第5号機	関連資料	—	—	関連資料	—	—	関連資料	—	—	関連資料	—	—	第6号機	関連資料	—	—	関連資料	—	—	関連資料	—	—	関連資料	—	—	第7号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、水災	計装設備-対象 (汽機対象設備あり) 一層内	A+	予備電源系統	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	20-1 承認図等図、20-2 配線図	—	
項目名・計装設備	BWR2号炉設備	相違状況																																																																																																			
第1号機	環境条件 / 風速・風向 / 風圧の天候 / 放射線	その他の構内内	C																																																																																																		
	温度	(自然に調節される)	—																																																																																																		
	湿度	発生を遮断しない	対象外																																																																																																		
	他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																		
	電圧の浮遊	(電圧変動により機能に影響しない)	—																																																																																																		
関連資料	20-1 配線図	—																																																																																																			
第2号機	稼働性	操作不要	対象外																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入)	計装制御設備	C																																																																																																		
	関連資料	20-2 試験及び検査	—																																																																																																		
第3号機	稼働性	本来の用途として使用一切不要	B+																																																																																																		
	関連資料	20-1 承認図	—																																																																																																		
	電圧	定額設計	A+																																																																																																		
	電圧 / その他 (風動物)	対象外	対象外																																																																																																		
第4号機	関連資料	—	—																																																																																																		
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
第5号機	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
第6号機	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																		
第7号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、水災	計装設備-対象 (汽機対象設備あり) 一層内	A+																																																																																																		
	予備電源系統	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																																		
	関連資料	20-1 承認図等図、20-2 配線図	—																																																																																																		

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1223 794"> <thead> <tr> <th>系統名:計装設備</th> <th>*2号炉専用電圧</th> <th>警戒化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1号</td> <td>環境・保安・圧力・放射線 その他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>負荷 (有源に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水 海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の故障 (周辺機器等から影響により機能を失ふおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧降下 (電圧により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料 01-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性 操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力) 計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料 01-3 試験実行検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>故障上持 本型の用途として使用し得ない</td> <td>第5</td> </tr> <tr> <td>関連資料 01-4 点検図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断 その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (観測物) 対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>計量場所 操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>事故SAの位置 重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>共用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>用途 環境条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災</td> <td>計装設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内</td> </tr> <tr> <td>放射線 放射線 (放射線) による</td> <td>対象外 (放射線) による</td> </tr> <tr> <td>関連資料 01-2 事故検出図、01-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分	第1項 第1号	環境・保安・圧力・放射線 その他の領域内	C	負荷 (有源に機能を発揮する)	-	海水 海水を過水しない	対象外	施設中心の故障 (周辺機器等から影響により機能を失ふおそれがない)	-	電圧降下 (電圧により機能が低下しない)	-	関連資料 01-2 配線図		第2項	操作性 操作不要	対象外	関連資料 -		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力) 計測制御設備	K	関連資料 01-3 試験実行検査		第4項	故障上持 本型の用途として使用し得ない	第5	関連資料 01-4 点検図		第5項	遮断 その他	Aa	その他 (観測物) 対象外	対象外	関連資料 -		第6項	計量場所 操作不要	対象外	関連資料 -		第1項	事故SAの位置 重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A	関連資料 -		第2項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	関連資料 -		第5項	用途 環境条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内	放射線 放射線 (放射線) による	対象外 (放射線) による	関連資料 01-2 事故検出図、01-3 配線図			
系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分																																																													
第1項 第1号	環境・保安・圧力・放射線 その他の領域内	C																																																													
	負荷 (有源に機能を発揮する)	-																																																													
	海水 海水を過水しない	対象外																																																													
	施設中心の故障 (周辺機器等から影響により機能を失ふおそれがない)	-																																																													
	電圧降下 (電圧により機能が低下しない)	-																																																													
	関連資料 01-2 配線図																																																														
	第2項	操作性 操作不要	対象外																																																												
		関連資料 -																																																													
	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力) 計測制御設備	K																																																												
		関連資料 01-3 試験実行検査																																																													
第4項	故障上持 本型の用途として使用し得ない	第5																																																													
	関連資料 01-4 点検図																																																														
第5項	遮断 その他	Aa																																																													
	その他 (観測物) 対象外	対象外																																																													
	関連資料 -																																																														
第6項	計量場所 操作不要	対象外																																																													
	関連資料 -																																																														
第1項	事故SAの位置 重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A																																																													
	関連資料 -																																																														
第2項	共用の禁止 (共用しない設備)	-																																																													
	関連資料 -																																																														
第5項	用途 環境条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内																																																													
	放射線 放射線 (放射線) による	対象外 (放射線) による																																																													
	関連資料 01-2 事故検出図、01-3 配線図																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">表題等・計装設備</th> <th style="width: 60%;">内容等</th> <th style="width: 30%;">規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線</td> <td>その他の種別内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)</td> <td>計装設備設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験仕様</td> <td>本表の項として従属・従属不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>品質保証</td> <td>放射線と同様の品質保証</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>設置方式の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>運用の停止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災</td> <td>防止設備・対策 (放射線防護機器あり) 一箇内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>非正常・事故時</td> <td>対象外 (非正常・事故時)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表題等・計装設備	内容等	規定化状況	第1項	環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	その他の種別内	C	質量	(圧力に機能を発揮する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装設備設備	K	関連資料	第1-5 試験及び検査		試験仕様	本表の項として従属・従属不要	Bb	関連資料	第1-4 系統図		第4項	品質保証	放射線と同様の品質保証	A4	その他 (検査物)	対象外	対象外	関連資料	-		第5項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第1項	設置方式の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	M	関連資料	-		第2項	運用の停止	(利用しない設備)	-	関連資料	-		第3項	環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備・対策 (放射線防護機器あり) 一箇内	A4	非正常・事故時	対象外 (非正常・事故時)	対象外	関連資料	第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図			
表題等・計装設備	内容等	規定化状況																																																																																				
第1項	環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	その他の種別内	C																																																																																			
	質量	(圧力に機能を発揮する)	-																																																																																			
	漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																			
	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																			
	関連資料	第1-2 配置図																																																																																				
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装設備設備	K																																																																																			
	関連資料	第1-5 試験及び検査																																																																																				
	試験仕様	本表の項として従属・従属不要	Bb																																																																																			
	関連資料	第1-4 系統図																																																																																				
第4項	品質保証	放射線と同様の品質保証	A4																																																																																			
	その他 (検査物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第5項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第1項	設置方式の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	M																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第2項	運用の停止	(利用しない設備)	-																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第3項	環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備・対策 (放射線防護機器あり) 一箇内	A4																																																																																			
	非正常・事故時	対象外 (非正常・事故時)	対象外																																																																																			
	関連資料	第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1218 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号 計装設備</th> <th>※20号機電圧</th> <th>類型記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号</td> <td>環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・日照量)</td> <td>その他の種別内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高度</td> <td>(有線) 機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機室</td> <td>機室を過ぎない</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(開閉機動作からの遮断電圧により機能喪失のおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (機室性、事故検出・劣化入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>設置形態</td> <td>本来の用途として使用一切せず</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統図</td> <td>系統図上同様の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (感測物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td>設置する人の作業</td> <td>設計基準特殊設備の試験及び調整の作業等が中心</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常の発生</td> <td>(発生しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第10号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災</td> <td>防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源設備</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 系統図参照、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第0号 計装設備		※20号機電圧	類型記号	第1号	環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・日照量)	その他の種別内	C	高度	(有線) 機能を実現する	-	機室	機室を過ぎない	対象内	他設備からの影響	(開閉機動作からの遮断電圧により機能喪失のおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が低下しない)	-	関連資料	図-1 配線図	-	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	試験・検査 (機室性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-2 試験及び検査	-	第3号	設置形態	本来の用途として使用一切せず	Ba	関連資料	図-4 系統図	-	第5号	系統図	系統図上同様の系統構成	Aa	その他 (感測物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6号	設置場所	操作不要	対象内	関連資料	-	-	第7号	設置する人の作業	設計基準特殊設備の試験及び調整の作業等が中心	B	関連資料	-	-	異常の発生	(発生しない設備)	-	第10号	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	図-1 系統図参照、図-3 配線図	-		
第0号 計装設備		※20号機電圧	類型記号																																																																																
第1号	環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・日照量)	その他の種別内	C																																																																																
	高度	(有線) 機能を実現する	-																																																																																
	機室	機室を過ぎない	対象内																																																																																
	他設備からの影響	(開閉機動作からの遮断電圧により機能喪失のおそれがない)	-																																																																																
	電圧の降下	(電圧降下により機能が低下しない)	-																																																																																
	関連資料	図-1 配線図	-																																																																																
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																
	試験・検査 (機室性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B																																																																																
	関連資料	図-2 試験及び検査	-																																																																																
第3号	設置形態	本来の用途として使用一切せず	Ba																																																																																
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																
第5号	系統図	系統図上同様の系統構成	Aa																																																																																
	その他 (感測物)	対象外	対象外																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																
第6号	設置場所	操作不要	対象内																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																
第7号	設置する人の作業	設計基準特殊設備の試験及び調整の作業等が中心	B																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																
	異常の発生	(発生しない設備)	-																																																																																
第10号	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa																																																																																
	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																
	関連資料	図-1 系統図参照、図-3 配線図	-																																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 167 1220 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号機</th> <th>計装設備</th> <th>4-2項目機電圧</th> <th>数量化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号機</td> <td rowspan="6">機電圧</td> <td>環境・気候・圧力 / 最大の天候・放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>(有震に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>涌水</td> <td>海水不浸水なし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路直</td> <td>(電線直により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>操作性能</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>試験・検査 (構造性, 系統構成 - 外加入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>切替処理</td> <td>本系の用途として使用一切手要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>系統設計</td> <td>同機図と同様の系統構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実設シムの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力の禁止</td> <td>(負荷しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災</td> <td>対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号機</td> <td rowspan="2">機電圧</td> <td>セグメント系設備</td> <td>対象外 (セグメント系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第0号機		計装設備	4-2項目機電圧	数量化区分	第1号機	機電圧	環境・気候・圧力 / 最大の天候・放射線	その他の建屋内	C	地震	(有震に機能を発揮する)	-	涌水	海水不浸水なし	対象外	他設備からの影響	(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電線経路直	(電線直により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		第2号機	機電圧	操作性能	操作手要	対象外	関連資料	-		第3号機	機電圧	試験・検査 (構造性, 系統構成 - 外加入力)	計測制御設備	B	関連資料	図-5 試験及び検査		第4号機	機電圧	切替処理	本系の用途として使用一切手要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5号機	機電圧	系統設計	同機図と同様の系統構成	A4	その他 (機動物)	対象外	対象外	第6号機	機電圧	関連資料	-		設置場所	操作手要	対象外	第7号機	機電圧	関連資料	-		実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第8号機	機電圧	関連資料	-		出力の禁止	(負荷しない設備)	-	第9号機	機電圧	関連資料	-		環境条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)	対象外	第10号機	機電圧	セグメント系設備	対象外 (セグメント系なし)	対象外	関連資料	図-2 制御設備図, 図-3 配線図			
第0号機		計装設備	4-2項目機電圧	数量化区分																																																																																																
第1号機	機電圧	環境・気候・圧力 / 最大の天候・放射線	その他の建屋内	C																																																																																																
		地震	(有震に機能を発揮する)	-																																																																																																
		涌水	海水不浸水なし	対象外																																																																																																
		他設備からの影響	(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																
		電線経路直	(電線直により機能が損なわれない)	-																																																																																																
		関連資料	図-2 配線図																																																																																																	
第2号機	機電圧	操作性能	操作手要	対象外																																																																																																
		関連資料	-																																																																																																	
第3号機	機電圧	試験・検査 (構造性, 系統構成 - 外加入力)	計測制御設備	B																																																																																																
		関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																																	
第4号機	機電圧	切替処理	本系の用途として使用一切手要	Bb																																																																																																
		関連資料	図-4 系統図																																																																																																	
第5号機	機電圧	系統設計	同機図と同様の系統構成	A4																																																																																																
		その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																
第6号機	機電圧	関連資料	-																																																																																																	
		設置場所	操作手要	対象外																																																																																																
第7号機	機電圧	関連資料	-																																																																																																	
		実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																
第8号機	機電圧	関連資料	-																																																																																																	
		出力の禁止	(負荷しない設備)	-																																																																																																
第9号機	機電圧	関連資料	-																																																																																																	
		環境条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																
第10号機	機電圧	セグメント系設備	対象外 (セグメント系なし)	対象外																																																																																																
		関連資料	図-2 制御設備図, 図-3 配線図																																																																																																	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第0項: 計装設備</th> <th style="width: 70%;">4-2) 計装機能</th> <th style="width: 20%;">相違比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出</td> <td>その他の機能内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>(自動に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>過熱</td> <td>発生を通知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>燃料棒からの影響</td> <td>(異山機等からの影響により機能を実行しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の検出</td> <td>(電圧により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管材料</td> <td>加-2 配管回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>調整・検査 (検査性、事故検出・再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>加-2 調整及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>調整手段</td> <td>本来の用途として設置・調整不要</td> <td>注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>計装材料</td> <td>加-4 系統回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>表示</td> <td>制御盤内での表示機能</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (検定機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>計装材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td>燃料棒Aの検出</td> <td>燃料棒Aの検出機能及び機能の信頼性が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装の停止</td> <td>(実用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>計装材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出</td> <td>計装設備-対象 (計装対象設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>計装材料</td> <td>加-2 系統回</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>計装材料</td> <td>加-2 系統回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作外 (停止→ト送分)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>加-2 系統回</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		第0項: 計装設備	4-2) 計装機能	相違比較	第1項	監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出	その他の機能内	C	監視	(自動に機能を実現する)	-	過熱	発生を通知しない	対象外	燃料棒からの影響	(異山機等からの影響により機能を実行しない)	-	電圧の検出	(電圧により機能が低下しない)	-	配管材料	加-2 配管回	-	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第2項	調整・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K	関連資料	加-2 調整及び検査	-	調整手段	本来の用途として設置・調整不要	注)	第3項	計装材料	加-4 系統回	-	表示	制御盤内での表示機能	Aa	その他 (検定機)	対象外	対象外	第4項	計装材料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第1項	燃料棒Aの検出	燃料棒Aの検出機能及び機能の信頼性が十分	B	関連資料	-	-	計装の停止	(実用しない設備)	-	第2項	計装材料	-	-	監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出	計装設備-対象 (計装対象設備あり) 一層内	Aa	計装材料	加-2 系統回	対象外	第3項	計装材料	加-2 系統回	-	設置場所	操作外 (停止→ト送分)	対象外	関連資料	加-2 系統回	-	
第0項: 計装設備	4-2) 計装機能	相違比較																																																																																									
第1項	監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出	その他の機能内	C																																																																																								
	監視	(自動に機能を実現する)	-																																																																																								
	過熱	発生を通知しない	対象外																																																																																								
	燃料棒からの影響	(異山機等からの影響により機能を実行しない)	-																																																																																								
	電圧の検出	(電圧により機能が低下しない)	-																																																																																								
	配管材料	加-2 配管回	-																																																																																								
	操作性	操作不要	対象外																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																								
	第2項	調整・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K																																																																																							
		関連資料	加-2 調整及び検査	-																																																																																							
調整手段		本来の用途として設置・調整不要	注)																																																																																								
第3項	計装材料	加-4 系統回	-																																																																																								
	表示	制御盤内での表示機能	Aa																																																																																								
	その他 (検定機)	対象外	対象外																																																																																								
第4項	計装材料	-	-																																																																																								
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																								
第1項	燃料棒Aの検出	燃料棒Aの検出機能及び機能の信頼性が十分	B																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																								
	計装の停止	(実用しない設備)	-																																																																																								
第2項	計装材料	-	-																																																																																								
	監視・検定・圧力 / 異常の検出 / 異常検出	計装設備-対象 (計装対象設備あり) 一層内	Aa																																																																																								
	計装材料	加-2 系統回	対象外																																																																																								
第3項	計装材料	加-2 系統回	-																																																																																								
	設置場所	操作外 (停止→ト送分)	対象外																																																																																								
	関連資料	加-2 系統回	-																																																																																								

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1220 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号 計装設備</th> <th>4号機発電機</th> <th>測定位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>環境・風速・湿度・圧力 (電気の系統/送電線)</td> <td>その他の機室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>(有線)機器を監視する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>機室を過剰しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁抵抗からの影響</td> <td>(測定機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧高により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (断定性、異常検出・再投入)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>切替と切</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>系統図</td> <td>系統図上同様の表示機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>主の値(相数別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視点Aの設置</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異常条件、自然現象、人為事 故、漏れ、火災</td> <td>防止設備-対象 (異常対策設備あり) -機内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>予部(1)再故障</td> <td>対象外(予部(1)をなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 制御回路図、20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第0号 計装設備		4号機発電機	測定位置	第1項	環境・風速・湿度・圧力 (電気の系統/送電線)	その他の機室内	C	温度	(有線)機器を監視する	-	振動	機室を過剰しない	対象外	絶縁抵抗からの影響	(測定機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧高により機能が損なわれる)	-	関連資料	20-2 配線図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (断定性、異常検出・再投入)	計装制御設備	K	関連資料	20-3 試験及び検査		第4項	切替と切	本来の用途として使用一切不要	Bb	関連資料	20-4 系統図		第5項	系統図	系統図上同様の表示機	Aa	主の値(相数別)	対象外	対象外	第6項	関連資料	-		設置場所	操作不要	対象外	第7項	関連資料	-		監視点Aの設置	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	第8項	関連資料	-		利用の禁止 (共用しない設備)	-	-	第9項	関連資料	-		異常条件、自然現象、人為事 故、漏れ、火災	防止設備-対象 (異常対策設備あり) -機内	Aa	第10項	予部(1)再故障	対象外(予部(1)をなし)	対象外	関連資料	20-2 制御回路図、20-3 配線図			
第0号 計装設備		4号機発電機	測定位置																																																																																						
第1項	環境・風速・湿度・圧力 (電気の系統/送電線)	その他の機室内	C																																																																																						
	温度	(有線)機器を監視する	-																																																																																						
	振動	機室を過剰しない	対象外																																																																																						
	絶縁抵抗からの影響	(測定機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電圧の降下	(電圧高により機能が損なわれる)	-																																																																																						
	関連資料	20-2 配線図																																																																																							
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第3項	試験・検査 (断定性、異常検出・再投入)	計装制御設備	K																																																																																						
	関連資料	20-3 試験及び検査																																																																																							
第4項	切替と切	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																																						
	関連資料	20-4 系統図																																																																																							
第5項	系統図	系統図上同様の表示機	Aa																																																																																						
	主の値(相数別)	対象外	対象外																																																																																						
第6項	関連資料	-																																																																																							
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
第7項	関連資料	-																																																																																							
	監視点Aの設置	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
第8項	関連資料	-																																																																																							
	利用の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																						
第9項	関連資料	-																																																																																							
	異常条件、自然現象、人為事 故、漏れ、火災	防止設備-対象 (異常対策設備あり) -機内	Aa																																																																																						
第10項	予部(1)再故障	対象外(予部(1)をなし)	対象外																																																																																						
	関連資料	20-2 制御回路図、20-3 配線図																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">項目名</th> <th style="width: 30%;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4章</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>第5項</td> <td>第5項</td> <td>第5項</td> <td>第5項</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>第6項</td> <td>第6項</td> <td>第6項</td> <td>第6項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> <td>第1項</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> <td>第2項</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> <td>第3項</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>第4項</td> </tr> </tbody> </table>			項目	項目名	規格化区分	第4章	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第2項	第2項	第2項	第2項	第2項	第3項	第3項	第3項	第3項	第3項	第4項	第4項	第4項	第4項	第4項	第5項	第5項	第5項	第5項	第5項	第6項	第6項	第6項	第6項	第6項	第2項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第2項	第2項	第2項	第2項	第2項	第3項	第3項	第3項	第3項	第3項	第4項	第4項	第4項	第4項	第4項
項目	項目名	規格化区分																																																														
第4章	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項																																																											
	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項																																																										
		第2項	第2項	第2項	第2項	第2項																																																										
		第3項	第3項	第3項	第3項	第3項																																																										
		第4項	第4項	第4項	第4項	第4項																																																										
		第5項	第5項	第5項	第5項	第5項																																																										
		第6項	第6項	第6項	第6項	第6項																																																										
	第2項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項																																																										
		第2項	第2項	第2項	第2項	第2項																																																										
		第3項	第3項	第3項	第3項	第3項																																																										
第4項		第4項	第4項	第4項	第4項																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1220 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 計装設備</th> <th>1254番機主母線2号機</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1項</td> <td>電圧・電流・圧力・流量の記録・制御線</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>差動</td> <td>(電流に機差を発生する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏れ</td> <td>検出を通知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(隣接機器等から電磁波により機能を生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線表により機能が果たされない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td rowspan="4">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)</td> <td>計装機器設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>記録方式</td> <td>本来の用途として使用・記録手続</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td rowspan="4">第4項</td> <td>差動設計</td> <td>単機設計同様の差動機差</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機差検出)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="3">第5項</td> <td>事故SAの保護</td> <td>設計基準対象機器の正統及び機差の容量等10分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組の禁止 (取組しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td rowspan="4">第2項</td> <td>地震・洪水・自然現象, 人為事象, 盗電, 火災</td> <td>防止設備・対象 (汽管対象機器設置あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備・予断設備</td> <td>対象外 (予断・予断なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備結線図, 図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第1項 計装設備		1254番機主母線2号機	類型化区分	第1項	第1項	電圧・電流・圧力・流量の記録・制御線	その他の機器内	C	差動	(電流に機差を発生する)	-	漏れ	検出を通知しない	対象外	施設内からの影響	(隣接機器等から電磁波により機能を生じおそれがない)	-	電線経路表	(電線表により機能が果たされない)	-	関連資料	図-2 配線図	-	第2項	操作性	操作手続	対象外	第3項	関連資料	-	-	第4項	第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)	計装機器設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	-	記録方式	本来の用途として使用・記録手続	Bb	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	第4項	差動設計	単機設計同様の差動機差	Aa	その他 (機差検出)	対象外	対象外	関連資料	-	-	設置場所	操作手続	対象外	第1項	第5項	事故SAの保護	設計基準対象機器の正統及び機差の容量等10分	H	関連資料	-	-	取組の禁止 (取組しない設備)	-	-	第2項	第2項	地震・洪水・自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対象 (汽管対象機器設置あり) 一層内	Aa	予備・予断設備	対象外 (予断・予断なし)	対象外	関連資料	図-2 準備結線図, 図-3 配線図	-		
第1項 計装設備		1254番機主母線2号機	類型化区分																																																																																		
第1項	第1項	電圧・電流・圧力・流量の記録・制御線	その他の機器内	C																																																																																	
		差動	(電流に機差を発生する)	-																																																																																	
		漏れ	検出を通知しない	対象外																																																																																	
		施設内からの影響	(隣接機器等から電磁波により機能を生じおそれがない)	-																																																																																	
		電線経路表	(電線表により機能が果たされない)	-																																																																																	
		関連資料	図-2 配線図	-																																																																																	
		第2項	操作性	操作手続	対象外																																																																																
		第3項	関連資料	-	-																																																																																
		第4項	第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)	計装機器設備	K																																																																															
				関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																															
記録方式	本来の用途として使用・記録手続			Bb																																																																																	
関連資料	図-4 系統図			-																																																																																	
第5項	第4項	差動設計	単機設計同様の差動機差	Aa																																																																																	
		その他 (機差検出)	対象外	対象外																																																																																	
		関連資料	-	-																																																																																	
		設置場所	操作手続	対象外																																																																																	
第1項	第5項	事故SAの保護	設計基準対象機器の正統及び機差の容量等10分	H																																																																																	
		関連資料	-	-																																																																																	
		取組の禁止 (取組しない設備)	-	-																																																																																	
第2項	第2項	地震・洪水・自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対象 (汽管対象機器設置あり) 一層内	Aa																																																																																	
		予備・予断設備	対象外 (予断・予断なし)	対象外																																																																																	
		関連資料	図-2 準備結線図, 図-3 配線図	-																																																																																	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 20%;">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第43条</td> <td>第1項 計装設備</td> <td>(2)BWR高圧系統2A-4電力</td> <td>適合性区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>高度・保護・圧力 / 局外の火災・防制線</td> <td>その他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>(有動) (構造を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>発生を避けない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺施設等) (工事等) により機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電磁波) により機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-1 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検検査・再入力)</td> <td>目視検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>切替装置</td> <td>本来の用途として使用一切装置</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設計上の影響</td> <td>他大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>利用の禁止</td> <td>(表用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>天災事象 (地震、洪水、火災)</td> <td>同設備・対象 (代替制御設備あり) (屋内)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外 (平部) (注意し)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 系統図参照、00-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	適合性	第1項 第43条	第1項 計装設備	(2)BWR高圧系統2A-4電力	適合性区分	第2項	高度・保護・圧力 / 局外の火災・防制線	その他の領域内	C	振動	(有動) (構造を考慮する)	-	漏洩	発生を避けない	対象外	施設周辺の影響	(周辺施設等) (工事等) により機能を失うおそれがない	-	電磁干渉	(電磁波) により機能が損なわれない	-	関連資料	00-1 配線図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性、点検検査・再入力)	目視検査設備	K	関連資料	00-2 試験及び検査		第4項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb	関連資料	00-4 系統図		第5項	遮断装置	その他	Aa	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第7項	設計上の影響	他大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	-		第8項	利用の禁止	(表用しない) (設備)	-	関連資料	-		第9項	天災事象 (地震、洪水、火災)	同設備・対象 (代替制御設備あり) (屋内)	Aa	その他 (種別別)	対象外 (平部) (注意し)	対象外	関連資料	00-2 系統図参照、00-3 配線図		
項目	内容	適合性																																																																																								
第1項 第43条	第1項 計装設備	(2)BWR高圧系統2A-4電力	適合性区分																																																																																							
	第2項	高度・保護・圧力 / 局外の火災・防制線	その他の領域内	C																																																																																						
		振動	(有動) (構造を考慮する)	-																																																																																						
		漏洩	発生を避けない	対象外																																																																																						
		施設周辺の影響	(周辺施設等) (工事等) により機能を失うおそれがない	-																																																																																						
		電磁干渉	(電磁波) により機能が損なわれない	-																																																																																						
		関連資料	00-1 配線図																																																																																							
		操作性	操作不要	対象外																																																																																						
		関連資料	-																																																																																							
		第3項	試験・検査 (検査性、点検検査・再入力)	目視検査設備	K																																																																																					
関連資料			00-2 試験及び検査																																																																																							
第4項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb																																																																																							
	関連資料	00-4 系統図																																																																																								
第5項	遮断装置	その他	Aa																																																																																							
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																							
	関連資料	-																																																																																								
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																							
	関連資料	-																																																																																								
第7項	設計上の影響	他大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																							
	関連資料	-																																																																																								
第8項	利用の禁止	(表用しない) (設備)	-																																																																																							
	関連資料	-																																																																																								
第9項	天災事象 (地震、洪水、火災)	同設備・対象 (代替制御設備あり) (屋内)	Aa																																																																																							
	その他 (種別別)	対象外 (平部) (注意し)	対象外																																																																																							
関連資料	00-2 系統図参照、00-3 配線図																																																																																									

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図38条:計装設備</th> <th style="width: 70%;">図39条:計装設備</th> <th style="width: 20%;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>機能</td> <td>他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(有効に機能させ得る)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>施設からの影響 (周辺機器等から電磁界により機能し劣化おそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界)より機能が損なわれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適合性</td> <td>適合手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、記録構成・外部入力)</td> <td>計測機器設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同等性</td> <td>本案の用途として適用可能手続</td> <td>目上</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 記録図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3項</td> <td>影響</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td>施設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6項</td> <td>取組の禁止</td> <td>(取組しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7項</td> <td>用途</td> <td>防災設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>中性-3系設備</td> <td>対象外 (中性-3系なし)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 設備図解図、20-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		図38条:計装設備	図39条:計装設備	規格化区分	第1項	機能	他の領域内	C	構造	(有効に機能させ得る)	—	材料	海水を含まない	対象外	設置	施設からの影響 (周辺機器等から電磁界により機能し劣化おそれがない)	—	電磁的障害	(電磁界)より機能が損なわれない	—	関連資料	20-3 配管図		適合性	適合手続	対象外	関連資料	—		第2項	試験・検査 (検査性、記録構成・外部入力)	計測機器設備	B	関連資料	20-1 試験及び検査		同等性	本案の用途として適用可能手続	目上	関連資料	20-4 記録図		第3項	影響	その他	A+	その他 (機動性)	対象外	対象外	関連資料	—		第4項	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	—		第5項	施設SAの容量	重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第6項	取組の禁止	(取組しない設備)	—	関連資料	—		第7項	用途	防災設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋内	A+	材料	中性-3系設備	対象外 (中性-3系なし)	関連資料	20-2 設備図解図、20-3 配管図		
図38条:計装設備	図39条:計装設備	規格化区分																																																																																			
第1項	機能	他の領域内	C																																																																																		
	構造	(有効に機能させ得る)	—																																																																																		
	材料	海水を含まない	対象外																																																																																		
	設置	施設からの影響 (周辺機器等から電磁界により機能し劣化おそれがない)	—																																																																																		
	電磁的障害	(電磁界)より機能が損なわれない	—																																																																																		
	関連資料	20-3 配管図																																																																																			
	適合性	適合手続	対象外																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
	第2項	試験・検査 (検査性、記録構成・外部入力)	計測機器設備	B																																																																																	
		関連資料	20-1 試験及び検査																																																																																		
同等性		本案の用途として適用可能手続	目上																																																																																		
関連資料		20-4 記録図																																																																																			
第3項	影響	その他	A+																																																																																		
	その他 (機動性)	対象外	対象外																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
第4項	設置場所	操作手続	対象外																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
第5項	施設SAの容量	重大事故等への対応を本案の目的として設置するもの	A																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
第6項	取組の禁止	(取組しない設備)	—																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
第7項	用途	防災設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋内	A+																																																																																		
	材料	中性-3系設備	対象外 (中性-3系なし)																																																																																		
	関連資料	20-2 設備図解図、20-3 配管図																																																																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名・計装設備</th> <th>2500ボルト主母線電圧</th> <th>調整状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>地震・爆発・圧力・異常の監視・制御装置</td> <td>その他の建屋内</td> <td>-C</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>(異常に機能が発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(隣接施設等からの影響により機能が失われおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td rowspan="4">第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>操作時間</td> <td>操作手続</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)</td> <td>非強制試験</td> <td>-K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">第4項 第4項</td> <td>設計仕様</td> <td>本来の用途として使用し得る仕様</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">第5項 第5項 第5項</td> <td>系統設計</td> <td>実施設と同様の系統構成</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>その他 (埋設物)</td> <td>知照済</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">第6項 第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第14項</td> <td rowspan="3">第14項 第14項 第14項</td> <td>施設SAの設置</td> <td>重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第15項</td> <td rowspan="4">第15項 第15項 第15項 第15項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>知照済 (共通期間の共通対策設備なし)</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>予部への影響</td> <td>知照済 (予部へもなし)</td> <td>知照済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-7 事故試験報告、30-9 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名・計装設備	2500ボルト主母線電圧	調整状況	第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	地震・爆発・圧力・異常の監視・制御装置	その他の建屋内	-C	保護	(異常に機能が発揮する)	-	海水	海水を過水しない	知照済	施設からの影響	(隣接施設等からの影響により機能が失われおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	30-1 配置図		第2項	第2項 第2項 第2項 第2項	操作時間	操作手続	知照済	関連資料	-		試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)	非強制試験	-K	関連資料	30-1 試験及び検査		第4項	第4項 第4項	設計仕様	本来の用途として使用し得る仕様	B1	関連資料	30-4 系統図		第5項	第5項 第5項 第5項	系統設計	実施設と同様の系統構成	A1	その他 (埋設物)	知照済	知照済	関連資料	-		第6項	第6項 第6項	設置場所	操作手続	知照済	関連資料	-		第14項	第14項 第14項 第14項	施設SAの設置	重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	-		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第15項	第15項 第15項 第15項 第15項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	知照済 (共通期間の共通対策設備なし)	知照済	予部への影響	知照済 (予部へもなし)	知照済	関連資料	30-7 事故試験報告、30-9 配置図			
項目	設備名・計装設備	2500ボルト主母線電圧	調整状況																																																																																							
第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	地震・爆発・圧力・異常の監視・制御装置	その他の建屋内	-C																																																																																						
		保護	(異常に機能が発揮する)	-																																																																																						
		海水	海水を過水しない	知照済																																																																																						
		施設からの影響	(隣接施設等からの影響により機能が失われおそれがない)	-																																																																																						
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																						
		関連資料	30-1 配置図																																																																																							
第2項	第2項 第2項 第2項 第2項	操作時間	操作手続	知照済																																																																																						
		関連資料	-																																																																																							
		試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)	非強制試験	-K																																																																																						
		関連資料	30-1 試験及び検査																																																																																							
第4項	第4項 第4項	設計仕様	本来の用途として使用し得る仕様	B1																																																																																						
		関連資料	30-4 系統図																																																																																							
第5項	第5項 第5項 第5項	系統設計	実施設と同様の系統構成	A1																																																																																						
		その他 (埋設物)	知照済	知照済																																																																																						
		関連資料	-																																																																																							
第6項	第6項 第6項	設置場所	操作手続	知照済																																																																																						
		関連資料	-																																																																																							
第14項	第14項 第14項 第14項	施設SAの設置	重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの	A																																																																																						
		関連資料	-																																																																																							
		共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																						
第15項	第15項 第15項 第15項 第15項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	知照済 (共通期間の共通対策設備なし)	知照済																																																																																						
		予部への影響	知照済 (予部へもなし)	知照済																																																																																						
		関連資料	30-7 事故試験報告、30-9 配置図																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部番号</th> <th style="width: 10%;">計装設備</th> <th style="width: 60%;">参照仕様書又は仕様書</th> <th style="width: 20%;">類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4工系</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>環境・気候・圧力 / 電圧の大幅な変動</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐蝕</td> <td>(対策に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺機器等から電磁界により機能を生じおそれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (調査性、予防検査・再投入)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>設置条件</td> <td>本車の構造として適用・適合不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5工系</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計段階から確認済</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>施設SAの容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実際の停止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5工系</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>地震条件、自然現象、人為事 故、洪水、火災</td> <td>対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>ボルト系設備</td> <td>対象外 (ボルト系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				部番号	計装設備	参照仕様書又は仕様書	類型化区分	第4工系	第1項	環境・気候・圧力 / 電圧の大幅な変動	その他の機器内	C	腐蝕	(対策に機能を実現する)	—	洪水	洪水を遮水しない	対象外	施設周辺の影響	(周辺機器等から電磁界により機能を生じおそれない)	—	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—	第2項	関連資料	図-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3項	試験・検査 (調査性、予防検査・再投入)	計装制御設備	B	関連資料	図-3 試験及び検査	—	第4項	設置条件	本車の構造として適用・適合不要	Bb	関連資料	図-4 系統図	—	第5工系	第1項	系統設計	系統設計段階から確認済	Aa	その他 (振動等)	対象外	対象外	第2項	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3項	施設SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	実際の停止	(適用しない設備)	—	第5工系	第1項	地震条件、自然現象、人為事 故、洪水、火災	対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)	対象外	ボルト系設備	対象外 (ボルト系なし)	対象外	第2項	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図	—
部番号	計装設備	参照仕様書又は仕様書	類型化区分																																																																																					
第4工系	第1項	環境・気候・圧力 / 電圧の大幅な変動	その他の機器内	C																																																																																				
		腐蝕	(対策に機能を実現する)	—																																																																																				
		洪水	洪水を遮水しない	対象外																																																																																				
		施設周辺の影響	(周辺機器等から電磁界により機能を生じおそれない)	—																																																																																				
		電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—																																																																																				
	第2項	関連資料	図-2 配置図	—																																																																																				
		操作性	操作不要	対象外																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																				
		第3項	試験・検査 (調査性、予防検査・再投入)	計装制御設備	B																																																																																			
			関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																			
第4項	設置条件	本車の構造として適用・適合不要	Bb																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図	—																																																																																					
第5工系	第1項	系統設計	系統設計段階から確認済	Aa																																																																																				
		その他 (振動等)	対象外	対象外																																																																																				
	第2項	関連資料	—	—																																																																																				
		設置場所	操作不要	対象外																																																																																				
		関連資料	—	—																																																																																				
第3項	施設SAの容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																					
	関連資料	—	—																																																																																					
	実際の停止	(適用しない設備)	—																																																																																					
第5工系	第1項	地震条件、自然現象、人為事 故、洪水、火災	対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																				
		ボルト系設備	対象外 (ボルト系なし)	対象外																																																																																				
	第2項	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図	—																																																																																				

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1227 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名:計装設備</th> <th>高圧電源がA供給系 ADR入口圧力</th> <th>調整区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">機</td> <td>構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>直産</td> <td>(直産に機能も実装する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1) 海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>2) 施設中心の影響</td> <td>(施設機能等中心の影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>設置方法</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>承認設計</td> <td>承認設計同様の承認機械</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その他(無動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td>設計SAの設置</td> <td>設計基準対象範囲の認識及び機能の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取替の禁止</td> <td>(其用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>自然現象、自然現象、人為事 害、洪水、火災</td> <td>対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>承認一上承認機</td> <td>対象外(予備一上承認機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名:計装設備		高圧電源がA供給系 ADR入口圧力	調整区分	第1項	機	構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機	原子炉建屋原子炉室内	B	直産	(直産に機能も実装する)	-	1) 海水	海水を過水しない	対象外	2) 施設中心の影響	(施設機能等中心の影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配置図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)	計装制御設備	B	関連資料	図-2 試験及び検査	-	第4項	設置方法	本来の用途として使用・設置不要	Bb	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	承認設計	承認設計同様の承認機械	Bb	その他(無動物)	対象外	対象外	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第1項	設計SAの設置	設計基準対象範囲の認識及び機能の容量等が十分	B	関連資料	-	-	取替の禁止	(其用しない設備)	-	第2項	自然現象、自然現象、人為事 害、洪水、火災	対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)	対象外	承認一上承認機	対象外(予備一上承認機)	対象外	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図	-		
項目名:計装設備		高圧電源がA供給系 ADR入口圧力	調整区分																																																																															
第1項	機	構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																														
		直産	(直産に機能も実装する)	-																																																																														
		1) 海水	海水を過水しない	対象外																																																																														
		2) 施設中心の影響	(施設機能等中心の影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																														
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																														
		関連資料	図-2 配置図	-																																																																														
		第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																													
		関連資料	-	-																																																																														
		第3項	試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)	計装制御設備	B																																																																													
		関連資料	図-2 試験及び検査	-																																																																														
第4項	設置方法	本来の用途として使用・設置不要	Bb																																																																															
関連資料	図-4 系統図	-																																																																																
第5項	承認設計	承認設計同様の承認機械	Bb																																																																															
	その他(無動物)	対象外	対象外																																																																															
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																															
関連資料	-	-																																																																																
第1項	設計SAの設置	設計基準対象範囲の認識及び機能の容量等が十分	B																																																																															
	関連資料	-	-																																																																															
	取替の禁止	(其用しない設備)	-																																																																															
第2項	自然現象、自然現象、人為事 害、洪水、火災	対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
	承認一上承認機	対象外(予備一上承認機)	対象外																																																																															
	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図	-																																																																															

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部号等</th> <th style="width: 70%;">計装設備</th> <th style="width: 20%;">設置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件 震度・震害・圧力 「屋外の天候」(屋外設備)</td> <td>その他の屋内外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(有防) (構造を免する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付</td> <td>取付を適さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心からの影響</td> <td>(隣接施設等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故調査・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・信頼不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 信頼性</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断装置 その他 (遮断物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>英語SAの設置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>初期の禁止 (初期しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、暴風、火災</td> <td>防犯設備-対象 (代替防犯設備あり) 一層内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>干渉 (干渉)</td> <td>対象外 (干渉→干渉なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 信頼性確保、30-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部号等	計装設備	設置区分	第1項	環境条件 震度・震害・圧力 「屋外の天候」(屋外設備)	その他の屋内外	C	構造	(有防) (構造を免する)	—	取付	取付を適さない	対象外	施設中心からの影響	(隣接施設等からの影響等により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—	関連資料	30-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3項	試験・検査 (検査性、事故調査・再発防止)	計装制御設備	K	関連資料	30-2 試験及び検査		第4項	信頼性	本来の用途として使用・信頼不要	Bb	関連資料	30-4 信頼性		第5項	遮断装置 その他 (遮断物)	対象外	対象外	関連資料	—		設置場所	操作不要	対象外	第1項	英語SAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第2項	初期の禁止 (初期しない設備)	—	—	関連資料	—		第3項	環境条件、自然現象、人為事 故、暴風、火災	防犯設備-対象 (代替防犯設備あり) 一層内	A*	干渉 (干渉)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外	関連資料	30-2 信頼性確保、30-3 配置図		
部号等	計装設備	設置区分																																																																													
第1項	環境条件 震度・震害・圧力 「屋外の天候」(屋外設備)	その他の屋内外	C																																																																												
	構造	(有防) (構造を免する)	—																																																																												
	取付	取付を適さない	対象外																																																																												
	施設中心からの影響	(隣接施設等からの影響等により機能を失うおそれがない)	—																																																																												
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—																																																																												
	関連資料	30-2 配置図																																																																													
	操作性	操作不要	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													
	第3項	試験・検査 (検査性、事故調査・再発防止)	計装制御設備	K																																																																											
		関連資料	30-2 試験及び検査																																																																												
第4項	信頼性	本来の用途として使用・信頼不要	Bb																																																																												
	関連資料	30-4 信頼性																																																																													
第5項	遮断装置 その他 (遮断物)	対象外	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													
	設置場所	操作不要	対象外																																																																												
第1項	英語SAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第2項	初期の禁止 (初期しない設備)	—	—																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第3項	環境条件、自然現象、人為事 故、暴風、火災	防犯設備-対象 (代替防犯設備あり) 一層内	A*																																																																												
	干渉 (干渉)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外																																																																												
	関連資料	30-2 信頼性確保、30-3 配置図																																																																													

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>注:設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。(例:A②、A③、A④等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	<p>【女川】記載充実(大阪参照) 【大阪】記載分類記号等の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p>	<p>相違理由</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α又はβを記載する。（例：①α、①β、②α、②β）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1272 619 1809 705"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>相違理由</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉構築層の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直電設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋又は原子炉構築層の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直電設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を奪取されない時間確保を要するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、診断、点検、メンテナンス、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を奪取されない時間確保を要する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、診断、点検、メンテナンス、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>①、②以外 — c</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉構築層の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋又は原子炉構築層の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量も自前で設計方針とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直結かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直結かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 — 原子のボルト・ネジによる接続 — A 通信・計装用配電盤 — 専用の接続方法による接続 — D <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口継手 — ボルト締フランジ接続 — B 小口継手 — より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装用配管 — 専用の接続方法による接続 — D 	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書による影響因子 ・ 洪水、火災 ・ 自然現象 ・ 外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（窓等） — C 接続箇所なし — D 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境条件 ・ 漏水、火災 ・ 自然現象 ・ 外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A その他（窓等） — 対象外 	<p>相違理由</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
58-2 配置図 3号炉	58-3 配置図 表 58-3-1 配置図一覧表 (1/4) <table border="1" data-bbox="672 247 1220 1029"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉圧力容器温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-3, 4, 5</td></tr> <tr><td>原子炉圧力</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉圧力 (SA)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (燃料域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (SA広帯域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (SA燃料域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>高圧代替注水系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>代替蒸発冷却ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1, 2</td></tr> <tr><td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部注水流量</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>ドライウェル湿度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2, 3, 4, 5</td></tr> <tr><td>圧力制御室内空気温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>サブレーションプール水温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5	原子炉圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	代替蒸発冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉格納容器代替スプレイ流量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉格納容器下部注水流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	ドライウェル湿度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5	圧力制御室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	サブレーションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1	原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	58-2 配置図 第1表 配置図一覧表 (1/3) <table border="1" data-bbox="1254 255 1814 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1次冷却材温度 (広域-高温側)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度 (広域-低温側)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>1次冷却材圧力 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>加圧器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>原子炉容器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>高圧注入流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>低圧注入流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>格納容器内温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器圧力</td><td>周辺補機棟 T.P. 17, 8m</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>格納容器圧力 (AM用)</td><td>周辺補機棟 T.P. 24, 8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>原子炉下部キャビティ水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>出力領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>中間領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>中性子源領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (狭域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第6図</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	1次冷却材温度 (広域-高温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材温度 (広域-低温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図	加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図	高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	第3図	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図	原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P. 17, 8m	第5図	格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 24, 8m	第6図	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図	【女川】資料構成の相違 【大阪】記載方針の相違 ・泊では, 女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5																																																																																																																																											
原子炉圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
代替蒸発冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																																																											
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
原子炉格納容器代替スプレイ流量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部注水流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
ドライウェル湿度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5																																																																																																																																											
圧力制御室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
サブレーションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域-高温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域-低温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	第3図																																																																																																																																											
B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P. 17, 8m	第5図																																																																																																																																											
格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 24, 8m	第6図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図																																																																																																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
	<p>表58-3-1 配置図一覧表(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ドライウェル圧力</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力抑制室圧力</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力抑制室水位</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>ドライウェル水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (D/W)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (S/C)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>格納容器内帯電気放射線モニタ (S/C)</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>起動領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>平均出力領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口水素濃度</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>耐圧強化ベント系放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器出口温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系系破流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>庫水貯蔵タンク水位</td><td>屋外 (CST連絡トンネルバルブ室)</td><td>図58-3-8</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力抑制室圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力抑制室水位	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5	格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	格納容器内帯電気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-4	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5	フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5	残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	残留熱除去系熱交換器出口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉補機冷却水系系破流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	庫水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トンネルバルブ室)	図58-3-8	<p>第1表 配置図一覧表 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>蒸気発生器水位 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水流量</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>主蒸気ライン圧力</td><td>周辺補機棟 T.P. 33.1m</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サーージタンク水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 43.6m</td><td>第9図</td></tr> <tr><td>燃料取替用水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>ほう酸タンク水位</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット温度 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に 保管)</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5, 9図</td></tr> <tr><td>格納容器水素イグナイト温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3, 5, 6, 8, 9図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)</td><td>周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び 緊急時対策所待機所内に保 管)</td><td>第9, 10図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (可搬型)</td><td>燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)</td><td>第7図</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	蒸気発生器水位 (広域)	原子炉格納容器内	第5図	補助給水流量	周辺補機棟 T.P. 10.3m	第3図	主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P. 33.1m	第7図	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	周辺補機棟 T.P. 43.6m	第9図	燃料取替用水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図	ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図	補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図	使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置	原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に 保管)	第7図	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)	第6図	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)	第6図	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図	格納容器水素イグナイト温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図	原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び 緊急時対策所待機所内に保 管)	第9, 10図	使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)	第7図	<p>【大阪】記載方針の相違 ・泊では, 女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																		
ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
圧力抑制室圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
圧力抑制室水位	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																		
原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5																																																																																																																																		
格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
格納容器内帯電気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
格納容器内帯電気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																		
起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																																		
平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																																		
フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器出口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水系系破流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
庫水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トンネルバルブ室)	図58-3-8																																																																																																																																		
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																		
蒸気発生器水位 (広域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																		
補助給水流量	周辺補機棟 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																																																		
主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P. 33.1m	第7図																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水サーージタンク水位	周辺補機棟 T.P. 43.6m	第9図																																																																																																																																		
燃料取替用水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図																																																																																																																																		
ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図																																																																																																																																		
補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置	原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に 保管)	第7図																																																																																																																																		
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)	第6図																																																																																																																																		
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保 管)	第6図																																																																																																																																		
原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図																																																																																																																																		
格納容器水素イグナイト温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び 緊急時対策所待機所内に保 管)	第9, 10図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)	第7図																																																																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
	<p>表 58-3-1 配置図一覧表(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替止水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>直流駆動軟圧注水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1, 2</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>復水移送ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋地上3階, 地上1階, 地下1階, 地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2, 3, 4, 6</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置 動作監視装置</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気酸素濃度</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-5</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水収/温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水収/温度 (ライトバルス式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上異常開放射 線モニタ (高線量, 低線量)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>6-2F-1母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2F-2母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2C母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2D母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2H母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2C母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2D母線電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線25電圧</td> <td>新幹建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	高圧代替止水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	直流駆動軟圧注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4	代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4	高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	復水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階, 地上1階, 地下1階, 地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6	静的触媒式水素再結合装置 動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	使用済燃料プール水収/温度 (ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール水収/温度 (ライトバルス式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール上異常開放射 線モニタ (高線量, 低線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	6-2F-1母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	6-2F-2母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	6-2C母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	6-2D母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	6-2H母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	4-2C母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	4-2D母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線25電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9	<p>第1表 配置図一覧表 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</td> <td>周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)</td> <td>第7図</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)</td> <td>第4, 5, 10図</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)</td> <td>第5, 10図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. -1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. -1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>6-A, B母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 (発電所内)</td> <td>データ収集計算機</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所指揮所内</td> <td>第10図</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第4, 5, 10図	可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第5, 10図	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図	6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図	A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図	データ伝送設備 (発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図	データ表示端末	緊急時対策所指揮所内	第10図	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では, 女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
高圧代替止水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																														
直流駆動軟圧注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4																																																																																																														
代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4																																																																																																														
高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																														
低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
復水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階, 地上1階, 地下1階, 地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6																																																																																																														
静的触媒式水素再結合装置 動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																														
使用済燃料プール水収/温度 (ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール水収/温度 (ライトバルス式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール上異常開放射 線モニタ (高線量, 低線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
6-2F-1母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2F-2母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2C母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2D母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2H母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2C母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2D母線電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
125V直流主母線25電圧	新幹建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図																																																																																																														
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第4, 5, 10図																																																																																																														
可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第5, 10図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図																																																																																																														
原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図																																																																																																														
原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図																																																																																																														
6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																														
A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																														
データ伝送設備 (発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図																																																																																																													
	データ表示端末	緊急時対策所指揮所内	第10図																																																																																																													

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">表 58-3-1 配置図一覧表(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">取付箇所</th> <th style="width: 30%;">図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V直流主母線2B電圧</td> <td>新幹線屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2A-1電圧</td> <td>新幹線屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2D-1電圧</td> <td>新幹線屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>250V直流主母線電圧</td> <td>新幹線屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>MFCS125V直流主母線電圧</td> <td>新幹線屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>ゲージ取 置装置</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送 装置</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示 装置</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>新幹線屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階</td> <td>図58-3-9, 10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	125V直流主母線2B電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2A-1電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2D-1電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9	250V直流主母線電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9	MFCS125V直流主母線電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9	高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4	安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 置装置	図58-3-9	SPDS伝送 装置	緊急時対策建屋地下2階	SPDS表示 装置	緊急時対策建屋地下2階	可搬型計測器	新幹線屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階	図58-3-9, 10		
名称	取付箇所	図番号																																			
125V直流主母線2B電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9																																			
125V直流主母線2A-1電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9																																			
125V直流主母線2D-1電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9																																			
250V直流主母線電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9																																			
MFCS125V直流主母線電圧	新幹線屋地上3階	図58-3-9																																			
高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																			
代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4																																			
安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 置装置	図58-3-9																																			
	SPDS伝送 装置	緊急時対策建屋地下2階																																			
	SPDS表示 装置	緊急時対策建屋地下2階																																			
可搬型計測器	新幹線屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階	図58-3-9, 10																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

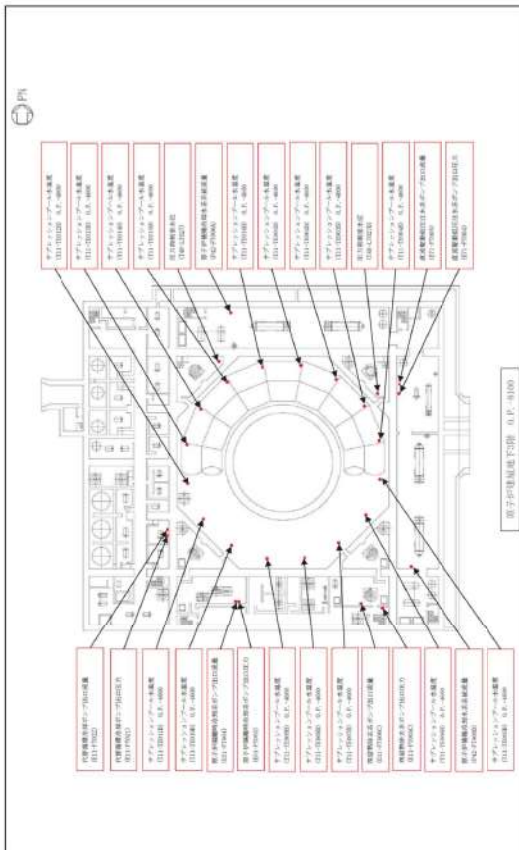
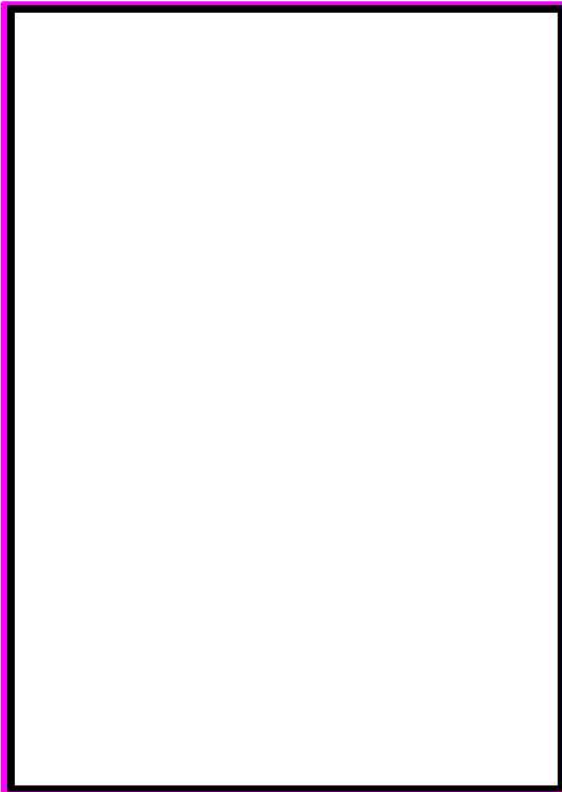
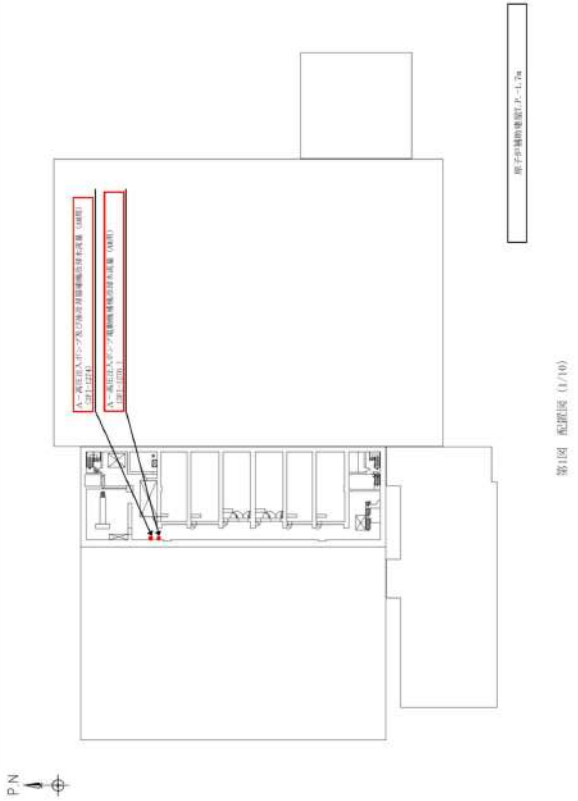


図 58-3-1 配置図 (原子炉建屋地下2階)



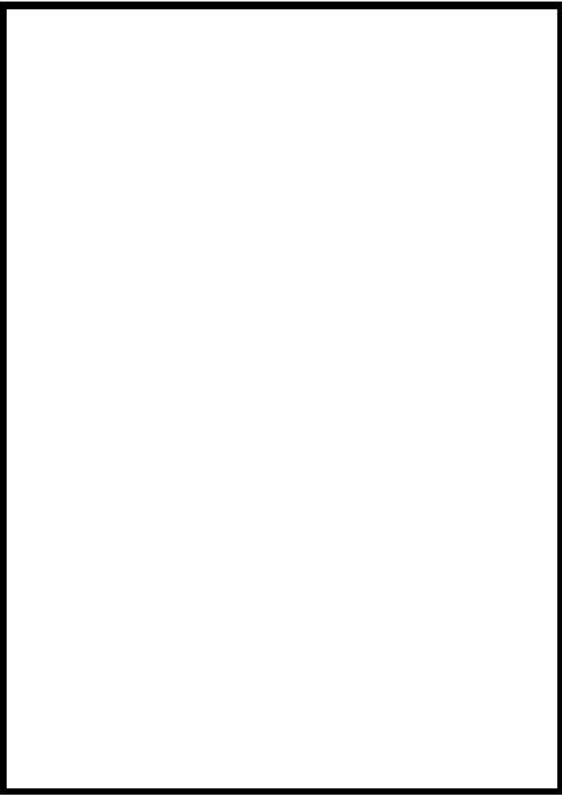
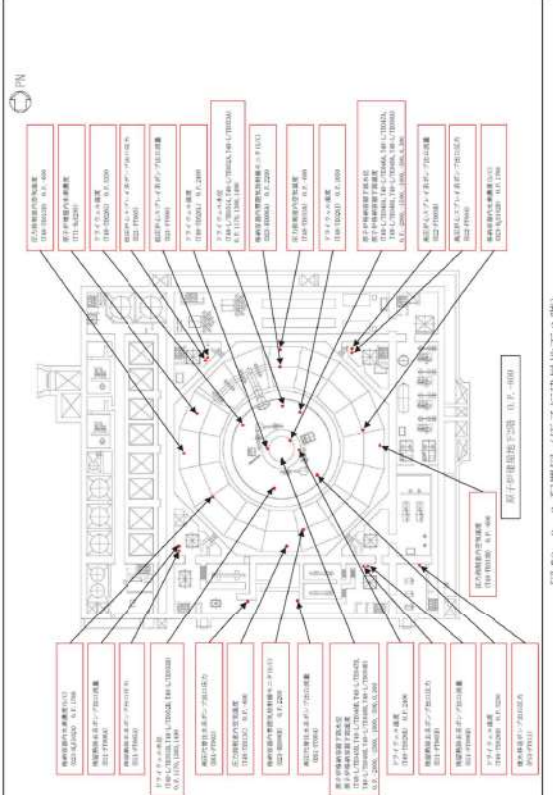
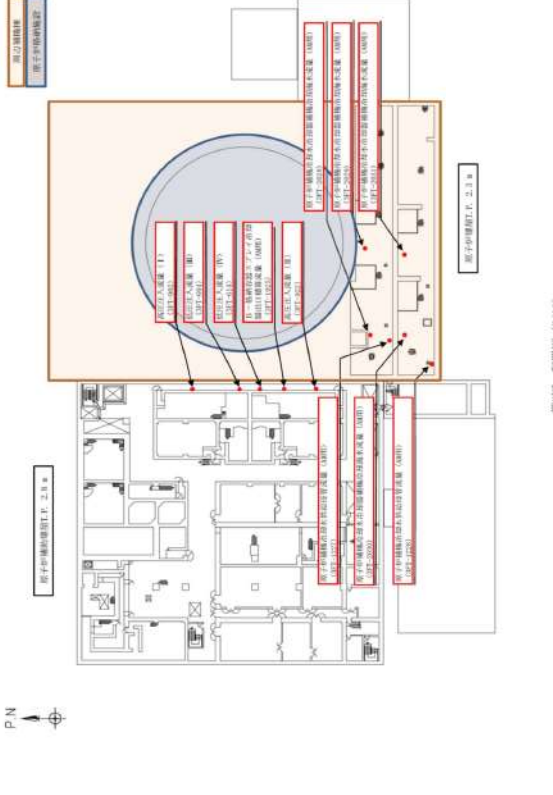
第1図 配置図 (B3F)

【大飯、女川】配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯, 女川】 配置設計の相違</p>
<p>枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

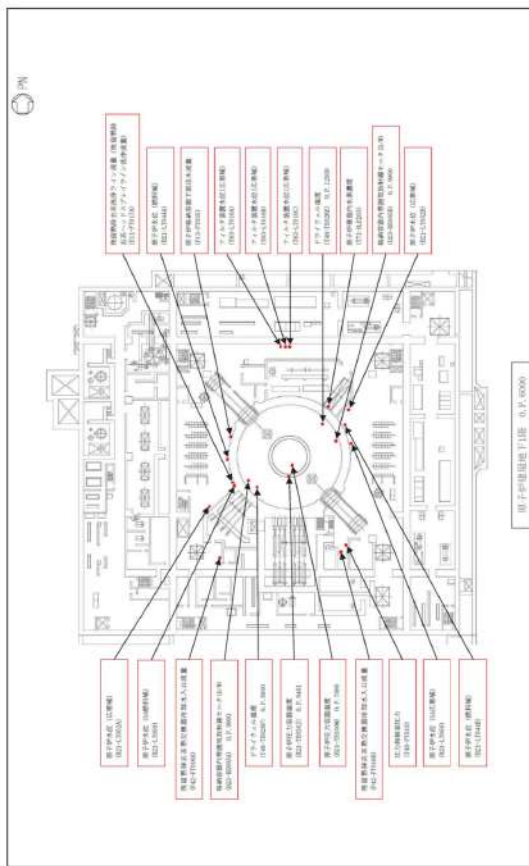
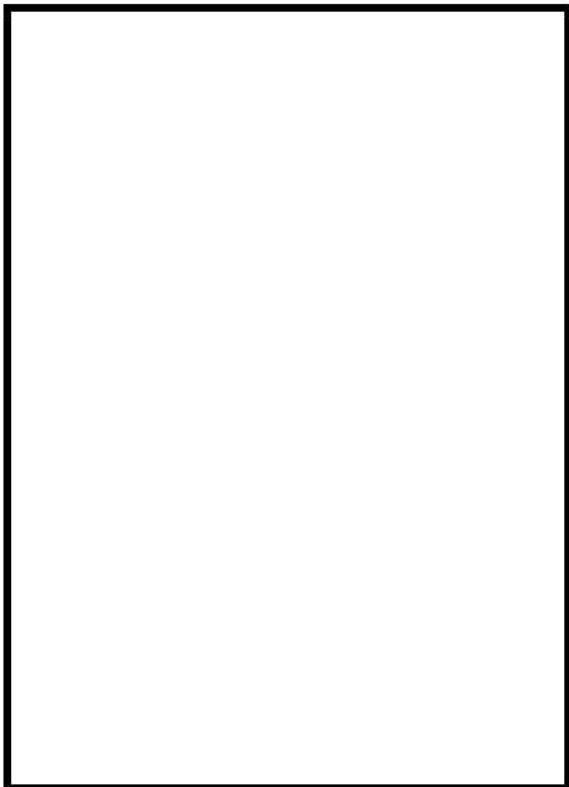
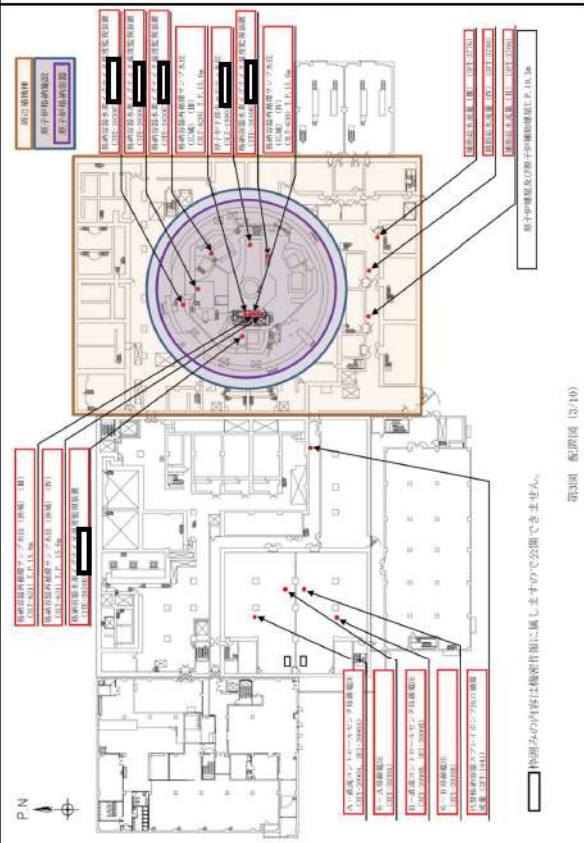


図 58-3-3 配置図 (原子炉建屋地下1階)



【大飯、女川】 配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

□ 枠囲いの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第3図 配置図 (3/10)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 975" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="80 1023 645 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="674 177 1196 1034" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図58-3-4 配置図 (原子炉建屋地上1階)</p> </div>	<div data-bbox="1256 177 1778 970" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第3号機 配置図 (4/10)</p> </div>	<p>【大阪、女川】 配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

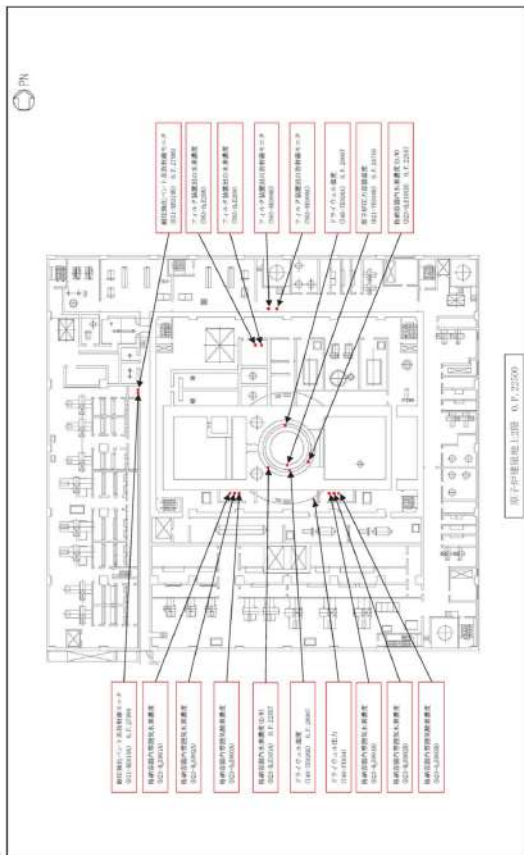
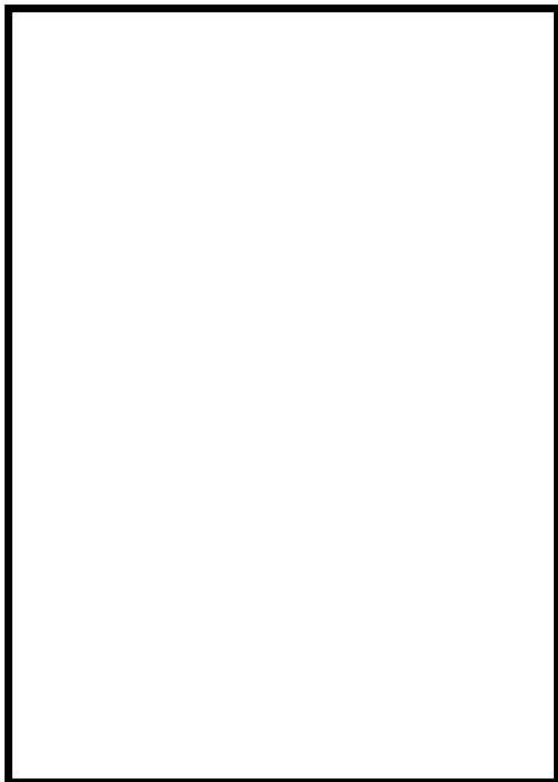
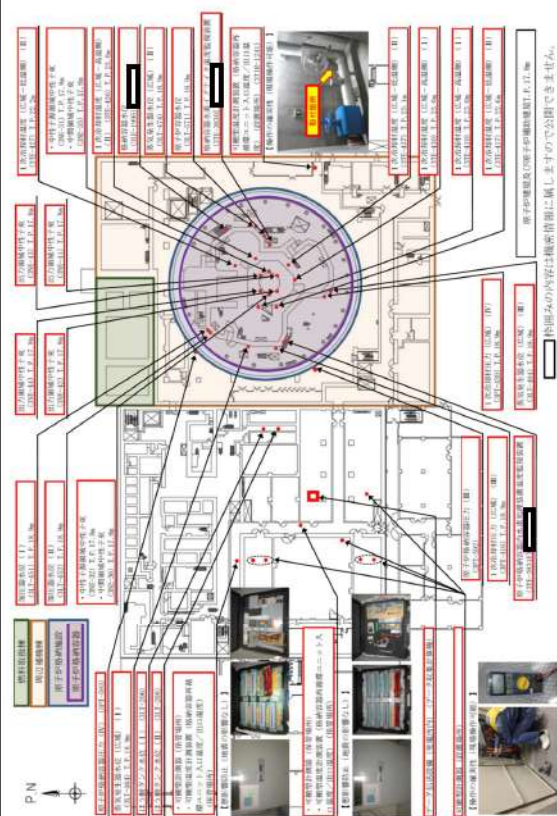


図 58-3-5 配置図 (原子炉建屋地上2階)



【大飯、女川】配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 640 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1018 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="667 177 1211 1054" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-6 配置図 (原子力発電所地上3階)</p> </div>	<div data-bbox="1254 177 1814 1054" style="text-align: center;"> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

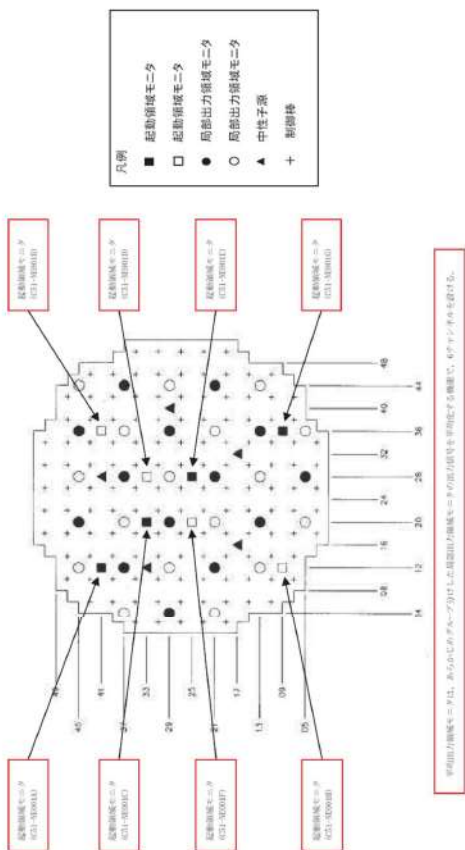
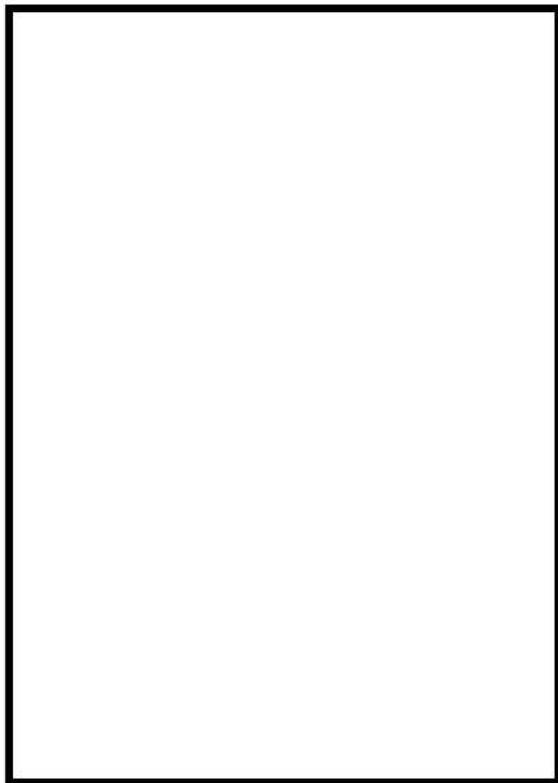
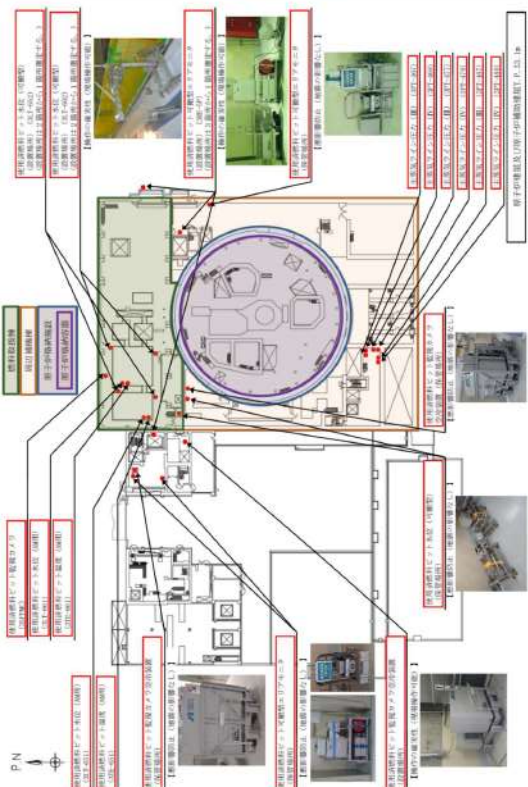


図 58-3-7 配置図 (核計装配置図)



第710 配置図 (7/10)

【大飯, 女川】 配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 640 954" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 994 640 1026" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="705 178 1167 930" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>	<div data-bbox="1256 172 1787 978" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 183 638 965" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="78 1013 638 1053" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="672 167 1209 1045" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急時対策建屋地下2階 0. E. 31000</p> <p style="text-align: center;">図 58-3-10 配置図 (緊急時対策建屋地下2階)</p> </div>	<div data-bbox="1243 167 1825 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急時対策室 0.0/100</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1024 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			<p>【大阪】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			<p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪は、ツインプラントであるため、4号炉の配置図を記載している。以降、同図において同じ。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 640 973" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1024 640 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 973" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1021 645 1053" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 638 970" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="85 1023 638 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 636 951" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="85 995 636 1024" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1023 631 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 640 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1023 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 185 640 970" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="80 1018 640 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1023 631 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

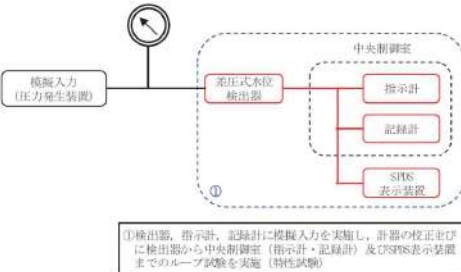
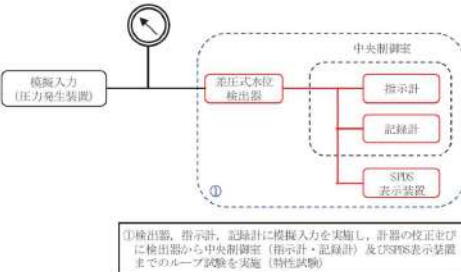
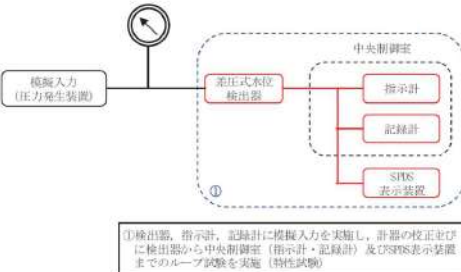
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1024 631 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

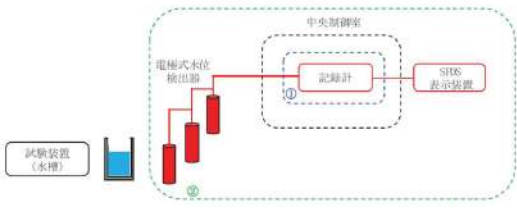
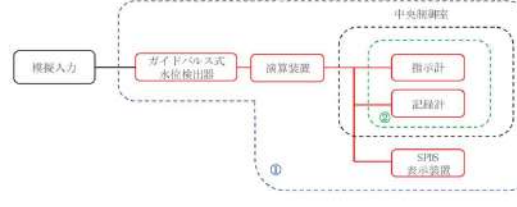
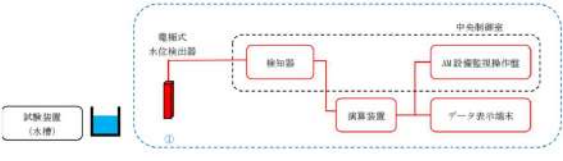
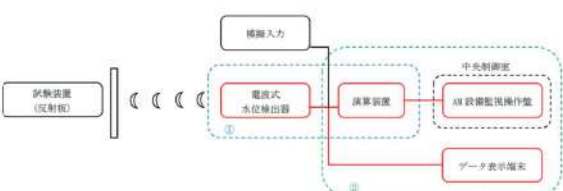
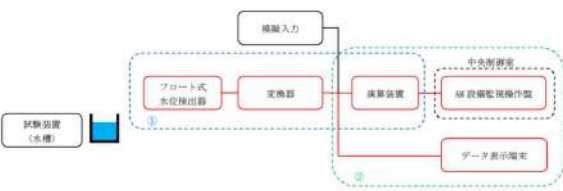
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉 58-4 試験・検査説明資料 3号炉	女川原子力発電所2号炉 58-5 試験及び検査	泊発電所3号炉 58-3 試験・検査説明資料	相違理由
<p>計装設備の試験及び検査について</p> <p>計装設備は、発電用原子炉の停止中又は計器を除外可能な期間に試験及び検査をすることとしており、試験及び検査内容は図58-5-1~18のとおりである。</p>  <p>図58-5-1 水位計の試験及び検査</p>	<p>計装設備の試験及び検査について</p> <p>計装設備は、発電用原子炉の停止中又は計器を除外可能な期間に試験及び検査をすることとしており、試験及び検査内容は第1図~26図のとおりである。</p>  <p>第1図 水位計の試験及び検査</p> <p>(加圧器水位、蒸気発生器水位 (広域)、蒸気発生器水位 (狭域)、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、燃料取替用水ピット水位、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、補助給水ピット水位)</p>  <p>第2図 水位計の試験及び検査 (原子炉容器水位)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川、大阪】資料構成の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・女川に合わせた記載方針とするため、大阪は比較対象外としている。以降同資料において同じ。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・炉型の相違により、監視すべきパラメータが異なるため、パラメータを計測する機器の試験及び検査について図示する数量が異なる。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>・パラメータを計測する機器の構成が異なるため、試験及び検査の方法も異なるものが一部あるものの、特性試験等の試験及び検査が実施できることについては女川と同様。以下、同資料において同じ。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：プラント状態監視設備機能検査 (2/2)【計装編】 要領書番号：O3-16-140</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p>①記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室の記録計及びSPS表示装置で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-2 水位計の試験及び検査 (原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位)</p>  <p>①検出器に模擬入力を実施し、検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 並びに SPS表示装置までの水位確認を実施 (特性試験) ②指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-3 水位計の試験及び検査 (使用済燃料プール水位 (ガイドパルス式))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第3図 水位計の試験及び検査 (原子炉下部キャビティ水位、格納容器水位)</p>  <p>①検出器に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第4図 水位計の試験及び検査 (使用済燃料ピット水位 (AM用))</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第5図 水位計の試験及び検査 (使用済燃料ピット水位 (可搬型))</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 638 1018" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 244px;"></div> <div data-bbox="181 1038 539 1059" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>	<div data-bbox="689 164 1182 464" style="text-align: center;"> <p>① 検出器、指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <p>図 58-5-4 圧力計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1256 212 1809 501" style="text-align: center;"> <p>① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第6図 圧力計の試験及び検査</p> <p>(1 次冷却材圧力 (広域)、原子炉格納容器圧力、主蒸気ライン圧力)</p> </div> <div data-bbox="1256 667 1809 922" style="text-align: center;"> <p>① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (M 設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第7図 圧力計の試験及び検査</p> <p>(格納容器圧力 (AM 用))</p> </div> <div data-bbox="1256 1059 1809 1347" style="text-align: center;"> <p>① 圧力指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p>第8図 圧力計の試験及び検査</p> <p>(原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型))</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 629 1054" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="174 1062 533 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="689 161 1205 440" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="808 448 1084 469">図 58-5-5 流量計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1256 145 1809 451" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1330 464 1742 515">第9図 流量計の試験及び検査 (高压注入流量, 低压注入流量, 補助給水流量)</p> <div data-bbox="1256 619 1809 882" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1294 895 1771 1038">第10図 流量計の試験及び検査 (代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量, B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用), 原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用), 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用))</p> <div data-bbox="1301 1110 1765 1313" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1272 1358 1794 1445">第11図 流量計の試験及び検査 (A-高压注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用), A-高压注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用))</p>	<p data-bbox="1845 201 2024 225">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1845 523 2163 600">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1845 667 2024 691">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1845 959 2163 1035">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1845 1161 2024 1185">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1845 1425 2163 1474">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
設備名	圧力センサー	圧力センサー
規格	圧力センサー	圧力センサー
設置場所	格納容器内	格納容器内
監視項目	圧力	圧力
検出器	圧力センサー	圧力センサー
検出範囲	0.1MPa ~ 1.0MPa	0.1MPa ~ 1.0MPa
検出精度	±0.5%	±0.5%
検出方式	圧力センサー	圧力センサー
検出原理	圧力センサー	圧力センサー
検出対象	格納容器内圧力	格納容器内圧力
検出手段	圧力センサー	圧力センサー
検出装置	圧力センサー	圧力センサー
検出回路	圧力センサー	圧力センサー
検出制御	圧力センサー	圧力センサー
検出表示	圧力センサー	圧力センサー
検出記録	圧力センサー	圧力センサー
検出警報	圧力センサー	圧力センサー
検出異常	圧力センサー	圧力センサー
検出故障	圧力センサー	圧力センサー
検出修理	圧力センサー	圧力センサー
検出廃止	圧力センサー	圧力センサー
検出その他	圧力センサー	圧力センサー

女川原子力発電所2号炉

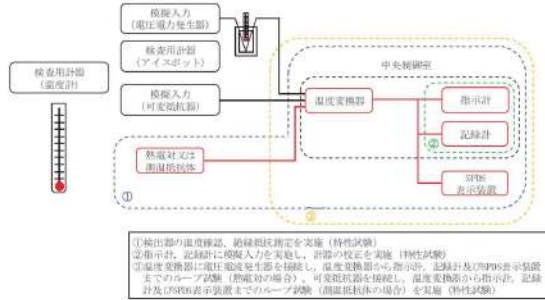


図 58-5-6 温度計の試験及び検査

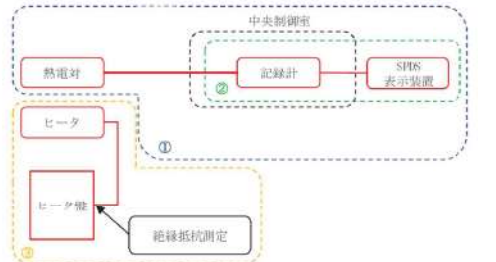


図 58-5-7 温度計の試験及び検査

(使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式))

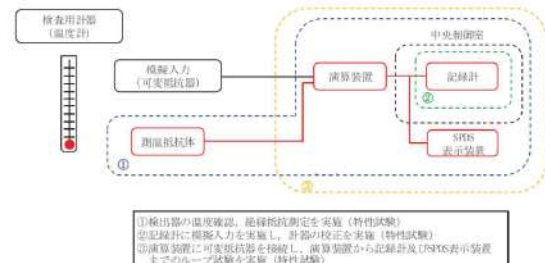
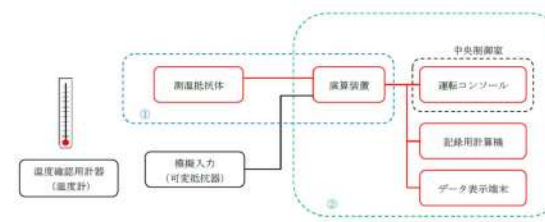


図 58-5-8 温度計の試験及び検査

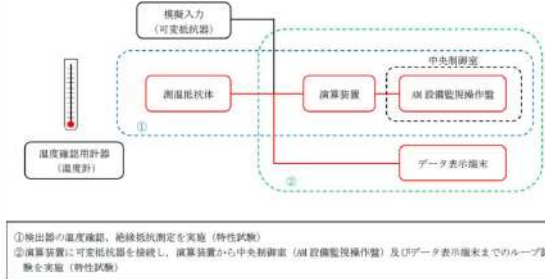
(使用済燃料プール温度 (ガイドパルス式))

泊発電所3号炉



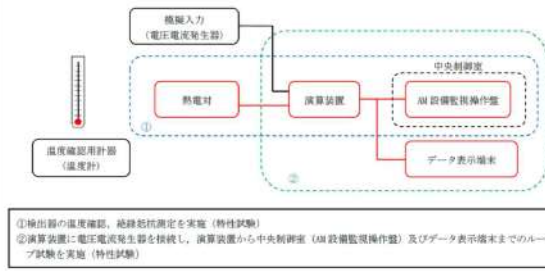
第12図 温度計の試験及び検査

(1次冷却材温度 (広域-高温側), 1次冷却材温度 (広域-低温側), 格納容器内温度)



第13図 温度計の試験及び検査

(使用済燃料ビット温度 (AM用))



第14図 温度計の試験及び検査

(原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置, 格納容器水素イグナイト温度監視装置)

相違理由

験及び検査内容を書き分けた。

【女川】設備構成の相違

【女川】記載方針の相違

・泊は、熱電対を用いた温度計については第14図にて図示する。

【女川】記載方針の相違

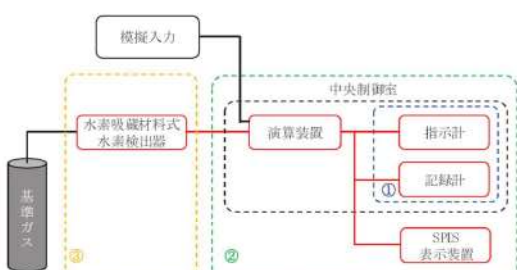
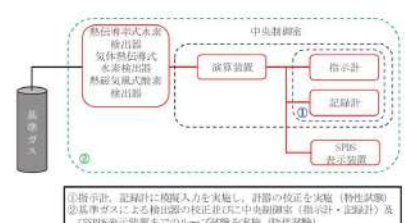
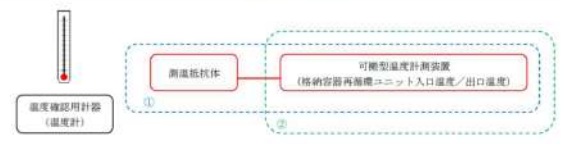
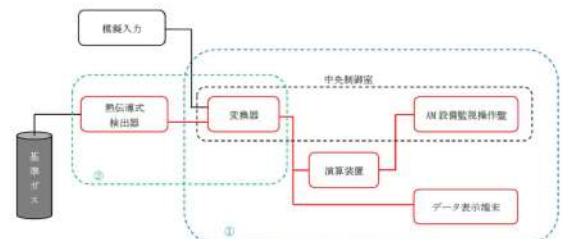
・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。

【女川】設備構成の相違

【女川】設備構成の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：計測制御系監視機能検査 (2/3) [計装A編] 要領書番号：O3-16-310</p>	 <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②模擬入力による中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPIS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験) ③基準ガスによる検出器の校正</p> <p>図 58-5-9 水素濃度計の試験及び検査 (格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C))</p>  <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②基準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPIS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-10 水素及び酸素濃度計の試験及び検査 (格納容器内雰囲気水素濃度、格納容器内雰囲気酸素濃度、フィルタ装置出口水素濃度及び原子炉建屋内水素濃度 (気体熱伝導式))</p>	 <p>①可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) の温度確認を実施 (特性試験) ②可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p>第15図 温度計の試験及び検査 (可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度))</p>  <p>①模擬入力による中央制御室 (AN設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ②基準ガスによる検出器の校正</p> <p>第16図 水素濃度計の試験及び検査 (可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、 可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット)</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 638 1066" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1072 593 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="689 159 1205 375" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②基準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-11 水素濃度計の試験及び検査 (原子炉建屋内水素濃度 (触媒式))</p> </div> <div data-bbox="676 598 1220 774" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>①記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②線源校正室にて標準線源を用いて検出器の線源校正並びに記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-12 放射線量率計の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1310 582 1780 774" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>①検出器内部線源を用いて検出器の電流値確認を実施 (特性試験) ②前置増幅器に模擬入力を実施し、計器の校正並びに前置増幅器から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第 17 図 放射線量率計の試験及び検査 (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ))</p> </div> <div data-bbox="1265 1077 1803 1364" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>①標準線源を用いて検出器の線源校正を実施 (特性試験) ②信号処理部に模擬入力を実施し、信号処理部から変換器までのループ試験を実施 (特性試験) ③演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (炉設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第 18 図 放射線量率計の試験及び検査 (使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="129 1082 611 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="667 247 1227 422"> </div> <div data-bbox="757 434 1205 491"> <p>①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計のループ試験を実施 (特性試験) ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="766 502 1124 529"> <p>図 58-5-13 原子炉出力の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="862 545 1034 571"> <p>(起動領域モニタ)</p> </div> <div data-bbox="705 686 1187 853"> </div> <div data-bbox="743 874 1191 932"> <p>①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験) ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="772 943 1131 970"> <p>図 58-5-14 原子炉出力の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="846 981 1057 1008"> <p>(平均出力領域モニタ)</p> </div>	<div data-bbox="1258 183 1818 422"> </div> <div data-bbox="1258 450 1809 507"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から前置増幅器、中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1415 518 1639 545"> <p>第19図 原子炉出力の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1422 550 1639 577"> <p>(中性子源領域中性子束)</p> </div> <div data-bbox="1258 654 1818 893"> </div> <div data-bbox="1258 912 1809 970"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ②検出器点検として、補償特性測定、飽和特性試験、及び絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1415 981 1639 1008"> <p>第20図 原子炉出力の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1444 1013 1624 1040"> <p>(中間領域中性子束)</p> </div> <div data-bbox="1258 1109 1818 1348"> </div> <div data-bbox="1258 1359 1809 1417"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ②検出器点検として、飽和特性試験、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1415 1428 1639 1455"> <p>第21図 原子炉出力の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1444 1460 1624 1487"> <p>(出力領域中性子束)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 268 645 1066" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div data-bbox="705 135 1187 367"> </div> <div data-bbox="739 383 1153 438"> <p>①指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置からSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="795 446 1097 470"> <p>図 58-5-15 電圧計の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 135 1814 367"> </div> <div data-bbox="1254 383 1803 438"> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1433 446 1635 470"> <p>第22図 電圧計の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1433 486 1635 510"> <p>(6-A, B母線電圧)</p> </div> <div data-bbox="1254 574 1814 813"> </div> <div data-bbox="1254 829 1803 901"> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ③指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1433 917 1635 941"> <p>第23図 電圧計の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1433 957 1736 981"> <p>(A, B-直流コントロールセンタ母線電圧)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div data-bbox="705 1085 1187 1308"> </div> <div data-bbox="806 1276 1086 1316"> <p>①使用済燃料プール監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能試験)</p> </div> <div data-bbox="672 1332 1209 1356"> <p>図 58-5-16 使用済燃料プール監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 1085 1814 1308"> </div> <div data-bbox="1254 1356 1803 1396"> <p>①使用済燃料ピット監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能検査) ②使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の外観確認及び性能確認を実施 (機能・性能検査)</p> </div> <div data-bbox="1321 1412 1736 1436"> <p>第24図 使用済燃料ピット監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 1098 600 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="667 167 1227 526"> </div> <div data-bbox="705 558 1198 582"> <p>図 58-5-17 安全パラメータ表示システム(SPDS)の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="795 726 1108 981"> <div data-bbox="795 981 1108 1005" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ①可搬型計測器に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) </div> </div> <div data-bbox="806 1005 1097 1029"> <p>図 58-5-18 可搬型計測器の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 167 1814 558"> </div> <div data-bbox="1265 574 1736 630"> <p>— : 有線 (建屋内) 第 25 図 データ伝送設備 (発電所内) の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1332 766 1736 1021"> <div data-bbox="1332 1037 1736 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ①可搬型計測器に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) </div> </div> <div data-bbox="1400 1085 1680 1109"> <p>第 26 図 可搬型計測器の試験及び検査</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 252 654 1070" style="border: 2px solid black; height: 513px; width: 260px;"></div> <div data-bbox="116 1099 602 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：エリアモニタリング機能検査 要領書番号：O3-16-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 格納容器中高レンジエリアモニタ (3R-91A.91B.92A.92B)</p> <p>※ モーター制御システム 1. マイコン 2. リレー 3. モーター</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：核計装設備検査 要領書番号：O3-16-335</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 636 928" style="border: 2px solid black; height: 414px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="116 959 600 986" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 258 640 1056" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1069 604 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 640 1098" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="125 1114 613 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 272 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="116 1082 602 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 604 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 272 640 1066" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="107 1082 591 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 640 1046" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="116 1054 604 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

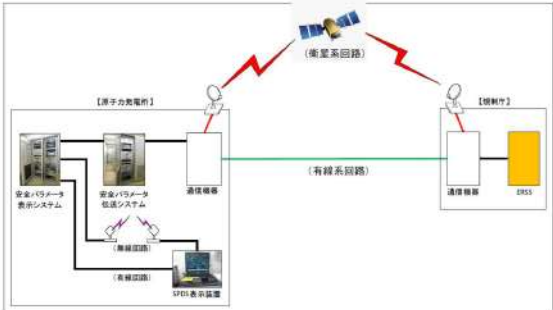
第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 604 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム</p> <p>試験・検査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験構成  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="85 863 636 1174"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付検査</td> <td>工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>工事計画のとおりに据付け竣工されていること。</td> </tr> <tr> <td>通信性能検査</td> <td>通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>通信が正常にできること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。	据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。	通信性能検査	通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。	通信が正常にできること。			
検査項目	検査方法	判定基準													
外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。													
据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。													
通信性能検査	通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。	通信が正常にできること。													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：プラント状態監視設備機能検査 (2/2)【計装編】 要領書番号：○4-15-140</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 277 640 976" style="border: 2px solid black; height: 438px; width: 248px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 986 600 1008" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 280 636 1123" style="border: 2px solid black; height: 528px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 1129 600 1155" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 控囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：計測制御系監視機能検査 (2/3) [計装A編] 要領書番号：O4-15-310</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 256 645 1147" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="114 1158 602 1185" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1082 591 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1072 604 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 600 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1072" style="border: 2px solid black; height: 504px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="125 1082 609 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：エリアモニタリング機能検査 要領書番号：○4-15-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：核計装設備検査 要領書番号：O4-15-335</p> <div style="border: 2px solid black; height: 300px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="116 1072 600 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 258 654 1125" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 254px;"></div> <div data-bbox="125 1145 613 1171" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 252 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 1066 609 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="116 1066 600 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 248 629 1027" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="116 1038 600 1062" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 640 1043" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="116 1054 600 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

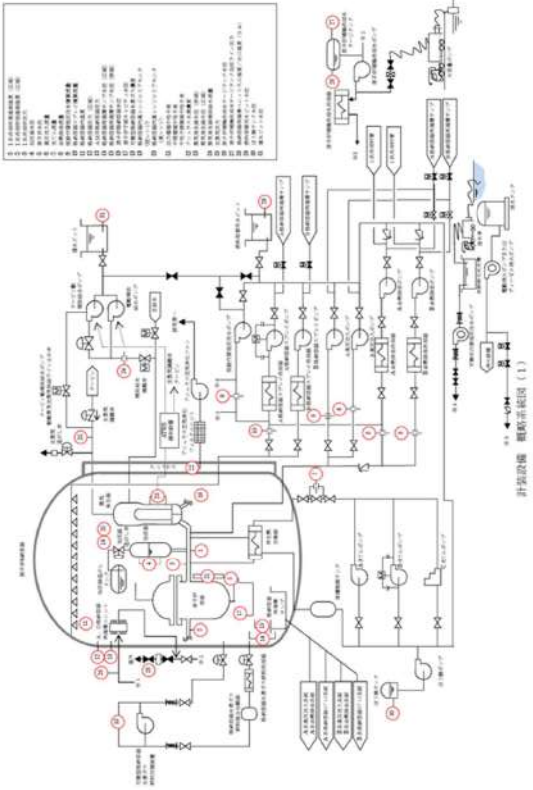
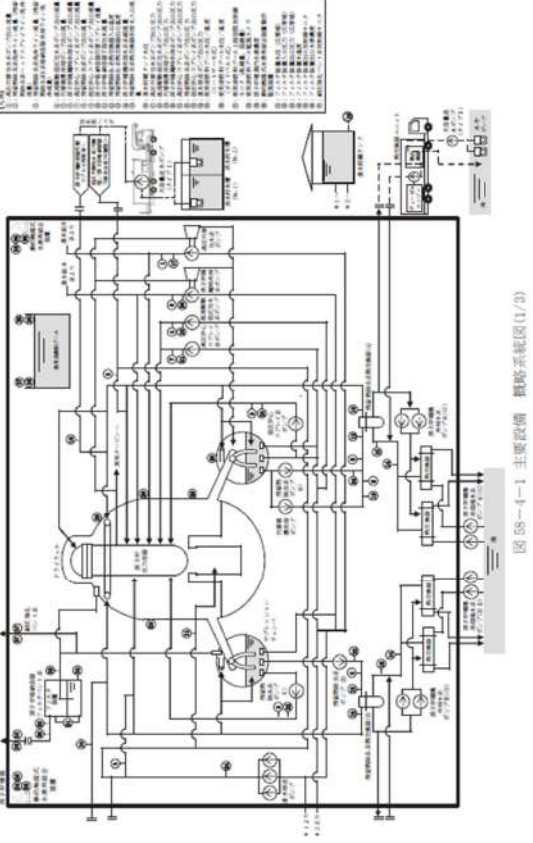
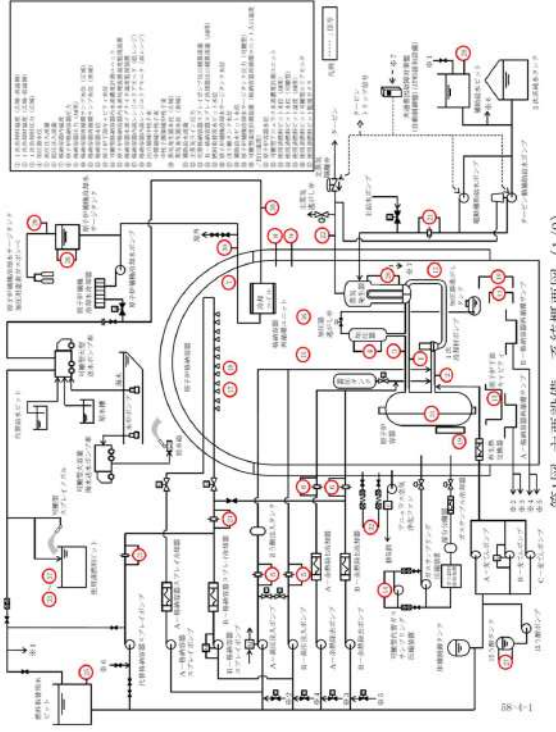
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 636 1034" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 246px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="125 1054 611 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠組みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

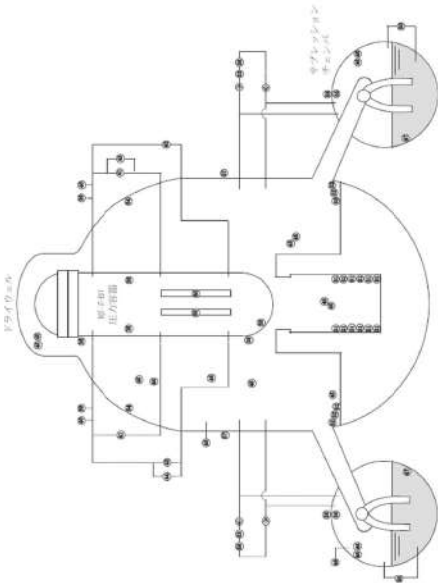
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

<p>大飯発電所3/4号炉 58-5 系統図</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉 58-4 系統図</p> 	<p>泊発電所3号炉 58-4 系統図</p> 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・相違理由②④</p> <p>【女川】炉型の相違 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータがことなるため、比較対象外とする。</p>
---	---	---	---

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 第4-4-2 主要設備 概略系統図 (2/3)</p>		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRでは想定される重大事故等及び対処するために監視するパラメータが異なり、女川はパラメータ数が多いことから格納容器内を示した図を記載しているのに対し、泊では前段の一つの図で示している。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

(大飯該当資料なし)

女川原子力発電所2号炉

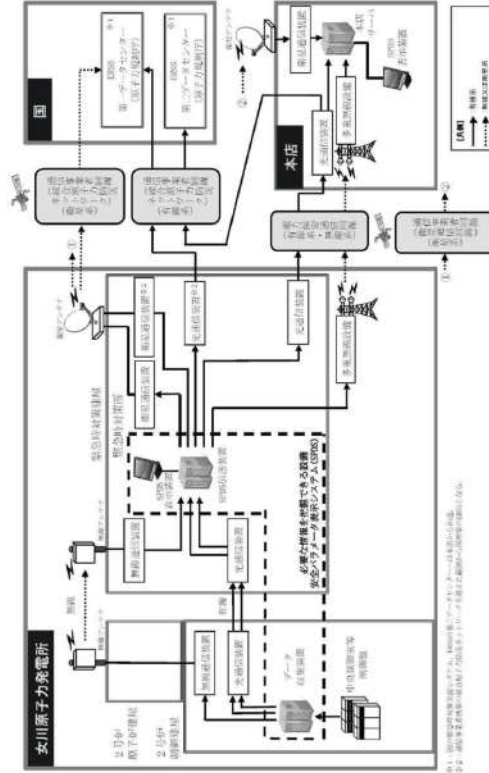
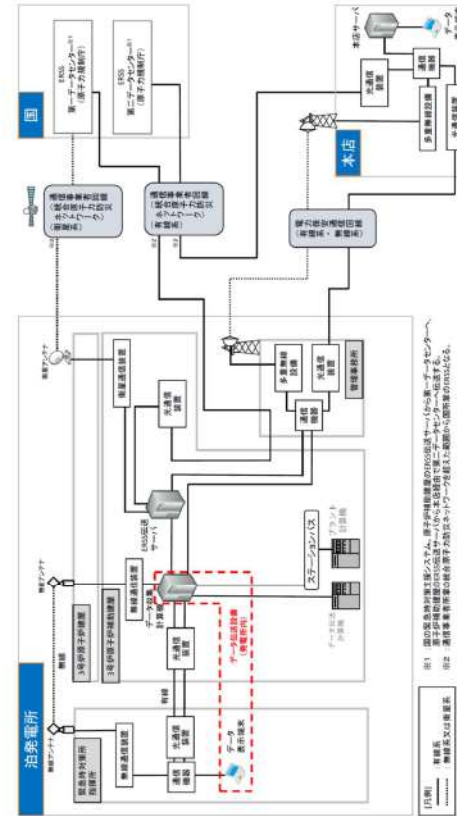


図 58-4-3 主要設備 概略系統図(3/3)

泊発電所3号炉



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>58-6 計測範囲説明書</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 計測装置</p> <p>3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>3.3 安全保護装置</p> <p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 計測装置の計測範囲</p> <p>4.2 計測装置の警報動作範囲</p> <p>※本資料における [] については、防護上の観点又は商業機密を含むため公開できません。</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第34条、第47条、第64条、第65条、第67条、第68条及び第73条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に関わる計測制御系統施設のうち計測装置の構成、計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。併せて技術基準規則第34条及びその解釈に関わる計測装置の計測結果の記録の保存についても説明するとともに、計測装置の機能を有した安全保護装置に関して、技術基準規則第35条及びその解釈に関わる計測制御系統施設のうち安全保護装置の不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置について説明する。</p> <p>なお、技術基準規則第34条及びその解釈に関わる計測装置のうち設計基準対象施設としてのみ使用する計測装置の構成、技術基準規則第35条及びその解釈に関わる安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止以外の構成及び計測範囲並びに技術基準規則第47条の計測装置の警報動作範囲に関しては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</p> <p>今回は、計測制御系統施設のうち設計基準対象施設に関する計測結果の記録の保存及び安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止並びに重大事故等対処設備に関する計測装置の構成、計測範囲について説明する。</p>	<p>58-6 容量設定根拠</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、計測制御系統施設、放射線管理施設、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の以下の計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p> <p>(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置</p> <p>(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(6) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(7) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p>	<p>58-5 容量設定根拠</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、計測制御系統施設、放射線管理施設、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の以下の計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p> <p>(1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）を計測する装置</p> <p>(3) 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置</p> <p>(4) 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(6) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>(8) 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位を計測する装置</p> <p>(9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置</p> <p>(10) 主蒸気の圧力を計測する装置</p> <p>(11) 補助給水流量を計測する装置</p> <p>(12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置</p> <p>(13) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p>	<p>【大飯】【女川】 資料番号の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型の相違</p> <p>PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、計測装置は比較対象外とする。但し、構文は女川に合わせる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） （大飯は技術基準への適合を記載）</p> <p>【女川】 設備構成の相違（加圧器はPWR固有の設備）</p> <p>【女川】 項目番号の相違（以降、同様の相違は相違理由を省略する）。</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>炉型の相違により設備（計測装置）の構成が異なる。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>(1) 計測結果の記録の保存 技術基準規則第34条及びその解釈に基づき、計測装置の計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とし、継続的な試料の分析を行う場合は、従事者が測定結果を記録し保存できる設計とする。</p> <p>(2) 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止 技術基準規則第35条及びその解釈に基づき、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できるよう、物理的及び機能的に分離した設計とするとともに、物理的アクセスの制限及び電気的アクセスの制限を設ける等の措置を講じる設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測 技術基準規則第64条及び第65条並びにそれらの解釈に基づき、原子炉格納容器内の冷却等又は、原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備のうち、格納容器内自然対流冷却時に自然対流冷却の状態を確認するため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）を保管する。</p> <p>また、技術基準規則第67条及び第68条並びにその解釈に基づき、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止又は、原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉格納容器内及び原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素の濃度を測定するため、水素濃度を監視する設備を設ける。</p> <p>技術基準規則第73条及びその解釈に基づき、計測機器の故障により、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための設備を設置又は保管する。</p>	<p>(8) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(9) 放射線管理用計測装置</p> <p>(10) その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>2. 基本方針 重大事故等時において、発電用原子炉施設の主要なプロセス量を計測して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で以下に示す計測装置を設置する。また、重大事故等時において期待されるパラメータに対して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で、以下に示す計測装置を設置する。</p> <p>2.1 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>本計測装置は、炉心中性子束レベル（起動領域（中性子源領域、中間領域）及び出力領域）を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置 本計測装置は、原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力（高压代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、復水移送ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、代替循環冷却ポンプ出口圧力、高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力、低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力、残留熱除去系ポンプ出口圧力）、温度（残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度）及び流量（高压代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量、低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量）を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>(15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置</p> <p>(16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(17) 放射線管理用計測装置</p> <p>(18) その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>2. 基本方針 重大事故等時において、発電用原子炉施設の主要なプロセス量を計測して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で以下に示す計測装置を設置する。また、重大事故等時において期待されるパラメータに対して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で、以下に示す計測装置を設置する。</p> <p>2.1 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>本計測装置は、炉心中性子束レベル（中性子源領域、中間領域及び出力領域）を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）を計測する装置 本計測装置は、原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力（1次冷却材圧力（広域））、温度（1次冷却材温度（広域－高温側）、1次冷却材温度（広域－低温側））及び流量（高压注入流量、低圧注入流量、B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）及び代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量）を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備（計測装置）の構成が異なる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 泊は計測結果を指示計や記録計に指示するのではなく、ディスプレイに壁面表示するため。 （以降、同じ相違については、相違理由の記載を省略する）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等に対処するために監視することが必要な計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、パラメータの推定の対応手段等による推定及び計測又は監視並びに記録及び保存ができる設計とする。</p> <p>2.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置 本計測装置は、原子炉圧力容器本体内の圧力（原子炉圧力、原子炉圧力（SA）及び水位（原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA 広帯域）、原子炉水位（SA 燃料域））を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体内の圧力（ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力）、温度（ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、原子炉格納容器下部温度）、酸素濃度（格納容器内雰囲気酸素濃度）及び水素濃度（格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度）を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置 本計測装置は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位（復水貯槽タンク水位）を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>2.3 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置 本計測装置は、原子炉圧力容器本体内の水位（原子炉容器水位）を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.4 加圧器内の水位を計測する装置 本計測装置は、加圧器水位を計測して、その計測結果を中央制御室における表示、記録装置にて記録する目的で設置する。</p> <p>2.5 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体内の圧力（格納容器圧力（AM 用）、原子炉格納容器圧力）、温度（格納容器内温度）及び水素濃度（格納容器内水素濃度）を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置 本計測装置は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位（燃料取替用水ピット水位）を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.7 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置 本計測装置は、原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力（原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型））及び水位（原子炉補機冷却水サージタンク水位）を計測して、その計測結果を中央制御室若しくは現場に表示又は指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>【女川】 設備構成の相違（加圧器はPWR固有の設備）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備（計測装置）の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 泊（PWR）は自然対流冷却時に原子炉補機冷却水の沸騰防止のための窒素加圧する際、原子炉補機冷却水サージタンク圧力</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体への冷却材流量 (原子炉格納容器代替スプレィ流量、原子炉格納容器下部注水流量) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体の水位 (圧力抑制室水位) を計測して、その結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位) を計測する装置は、熔融炉心の冷却に必要な水深があることを計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>2.8 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位を計測する装置 本計測装置は、蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位 (補助給水ピット水位) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.9 蒸気発生器内の水位を計測する装置 本計測装置は、蒸気発生器内の水位 (蒸気発生器水位 (広域) 及び蒸気発生器水位 (狭域)) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.10 主蒸気の圧力を計測する装置 本計測装置は、主蒸気の圧力 (主蒸気ライン圧力) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.11 補助給水流量を計測する装置 本計測装置は、補助給水流量を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.12 ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置 本計測装置は、ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位 (ほう酸タンク水位) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.13 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体への冷却材流量 (高压注入流量、低压注入流量、B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用) 及び代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.14 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置 本計測装置は、原子炉格納容器本体の水位 (格納容器再循環サンプル水位 (広域) 及び格納容器再循環サンプル水位 (狭域)) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (原子炉下部キャビティ水位) を計測する装置は、熔融炉心の冷却に必要な水深があることを計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (格納容器水位) を計測する装置</p>	<p>(可搬型) を使用して、現場で指示を確認する。 【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 (他箇所と用語統一)</p> <p>【女川】</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置 本計測装置は, 原子炉建屋内の水素濃度を計測して, その計測結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.9 放射線管理用計測装置 本計測装置は, 原子炉格納容器内の放射線量率 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C), フィルタ装置出口の放射線量率 (フィルタ装置出口放射線モニタ), 耐圧強化ベント系の放射線量率 (耐圧強化ベント系放射線モニタ) 及び使用済燃料プールの放射線量率 (使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)) を計測して, その計測結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.10 その他重大事故等対処設備の計測装置 本計測装置は, その他重大事故等の対処に必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ (原子炉圧力容器温度, フィルタ装置入口圧力 (広帯域), フィルタ装置出口圧力 (広帯域), フィルタ装置水位 (広帯域), フィルタ装置水温度, フィルタ装置出口水素濃度, 原子炉補機冷却水系系統流量, 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量, 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置, 使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式), 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式), 使用済燃料プール監視カメラ) を計測して, その計測結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>2.15 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置 本計測装置は, 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) を計測して, その計測結果を現場に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.16 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置 本計測装置は, 二次格納施設内の水素ガス濃度 (アンユラス水素濃度 (可搬型)) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.17 放射線管理用計測装置 本計測装置は, 原子炉格納容器内の放射線量率 (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) 及び使用済燃料ピットの放射線量率 (使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.18 その他重大事故等対処設備の計測装置 本計測装置は, その他重大事故等の対処に必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ (原子炉格納容器内水素処理装置温度, 格納容器水素イグナイタ温度, 使用済燃料ピット水位 (AM用), 使用済燃料ピット水位 (可搬型), 使用済燃料ピット温度 (AM用), 使用済燃料ピット監視カメラ) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>は, 格納容器内への注入量の制限レベルを計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.15 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置 本計測装置は, 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) を計測して, その計測結果を現場に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.16 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置 本計測装置は, 二次格納施設内の水素ガス濃度 (アンユラス水素濃度 (可搬型)) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.17 放射線管理用計測装置 本計測装置は, 原子炉格納容器内の放射線量率 (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) 及び使用済燃料ピットの放射線量率 (使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.18 その他重大事故等対処設備の計測装置 本計測装置は, その他重大事故等の対処に必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ (原子炉格納容器内水素処理装置温度, 格納容器水素イグナイタ温度, 使用済燃料ピット水位 (AM用), 使用済燃料ピット水位 (可搬型), 使用済燃料ピット温度 (AM用), 使用済燃料ピット監視カメラ) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>設備構成の相違 C/V内想定水位の相違による計測装置の相違 (PWR共通)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。 泊 (PWR) は海水を用いた自然対流冷却時に可搬型設備である可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) を使用して, 現場で指示を確認する。</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

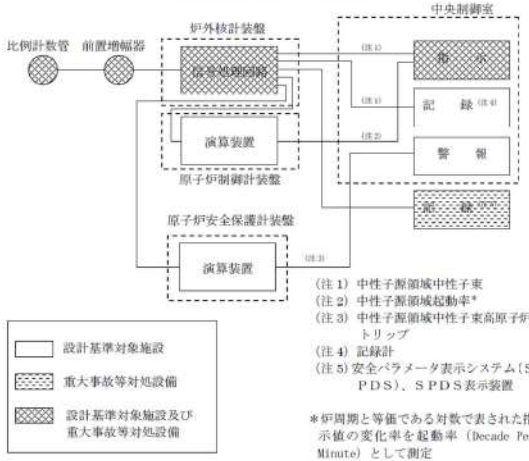
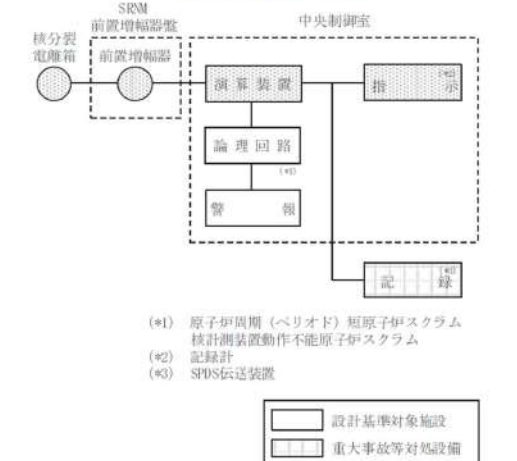
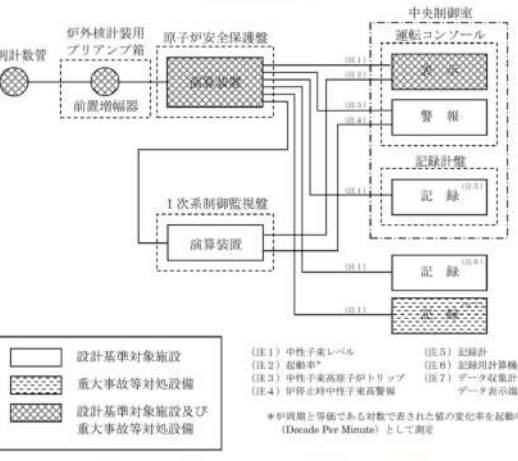
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 計測装置の構成</p> <p>重大事故等対処設備に関する計測装置の検出器から計測結果の指示又は表示、記録及び警報装置に至るシステム構成を設計基準対象施設も含め「3.1 計測装置」に示す。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の計測装置による計測結果の表示、記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」にとりまとめる。</p> <p>また、安全保護装置の構成及び不正アクセス行為等の被害の防止すること等の措置について「3.3 安全保護装置」に示す。</p> <p>3.1 計測装置</p> <p>3.1.1 中性子源領域中性子束、中間領域中性子束及び出力領域中性子束</p> <p>(1) 中性子源領域中性子束</p> <p>中性子源領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中性子源領域中性子束の検出信号は、比例計数管からのパルス信号を前置増幅器で増幅し、炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第1図「中性子源領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.1 起動領域計測装置</p> <p>(1) 起動領域モニタ</p> <p>起動領域モニタは、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、起動領域中性子束の検出信号は、核分裂電離箱にて中性子束レベルをパルス信号として検出する。検出したパルス信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-1「起動領域モニタの概略構成図」参照。)</p>	<p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.1 中性子源領域計測装置</p> <p>(1) 中性子源領域中性子束</p> <p>中性子源領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中性子源領域中性子束の検出信号は、比例計数管にて中性子束レベルをパルス信号として検出する。検出したパルス信号は、前置増幅器で増幅し、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第1図「中性子源領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） （大飯は技術基準34条・35条への適合についても併せて各項で整理する旨を記載。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 図表番号の相違（以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する）</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 中性子源領域中性子束の概略構成図</p>	 <p>図58-6-1 起動領域モニタの概略構成図</p>	 <p>第1図 中性子源領域中性子束の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(2) 中間領域中性子束</p> <p>中間領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中間領域中性子束の検出信号は、γ線補償型電離箱からの電流信号を炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第2図「中間領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>		<p>(2) 中間領域中性子束</p> <p>中間領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中間領域中性子束の検出信号は、γ線補償型電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第2図「中間領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2図 中間領域中性子束の概略構成図</p>	<p>3.1.2 出力領域計測装置</p> <p>(1) 平均出力領域モニタ</p> <p>平均出力領域モニタは、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、核分裂電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-2 「平均出力領域モニタの概略構成図」 参照。)</p>	<p>第2図 中間領域中性子束の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(3) 出力領域中性子束</p> <p>出力領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、γ線非補償型電離箱からの電流信号を炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第3図「出力領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>		<p>3.1.2 出力領域計測装置</p> <p>(1) 出力領域中性子束</p> <p>出力領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、γ線非補償型電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第3図「出力領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 演算装置の盤名称を記載。(大飯と同じ)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3図 出力領域中性子束の概略構成図</p> <p>(注1) 出力領域平均中性子束、出力領域中性子束偏差 (注2) 出力領域上部中性子束、出力領域下部中性子束 (注3) 出力領域低設定中性子束高原子炉トリップ、出力領域高設定中性子束高原子炉トリップ、出力領域中性子束増加率高原子炉トリップ、出力領域中性子束減少率高原子炉トリップ (注4) 記録計 (注5) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p> 設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 </p>	<p>図58-6-2 平均出力領域モニタの概略構成図</p> <p>(※1) 平均中性子束 (※2) 中性子束高原子炉スクラム 核計測装置動作不能原子炉スクラム (※3) 記録計 (※4) SPDS伝送装置</p> <p> 設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 </p>	<p>第3図 出力領域中性子束の概略構成図</p> <p>(注1) 上部中性子束レベル、下部中性子束レベル (注2) 平均中性子束レベル (注3) 軸方向中性子束偏差、上部中性子束偏差、下部中性子束偏差 (注4) 中性子束高 (低設定) 原子炉トリップ、中性子束高 (高設定) 原子炉トリップ、中性子束変化率高 (増加率高) 原子炉トリップ、中性子束変化率低 (減少率高) 原子炉トリップ (注5) 軸方向中性子束偏差警報、上部中性子束偏差警報、下部中性子束偏差警報 (注6) 軸方向中性子束偏差 (注7) 記録計 (注8) 記録用計算機 (注9) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p> 設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 </p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
<p>3.1.2 原子炉容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>(1) 1次冷却材圧力</p> <p>1次冷却材圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材圧力の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材圧力を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第4図「1次冷却材圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>3.2.1 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力</p> <p>(1) 高压代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>高压代替注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、高压代替注水系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-3「高压代替注水系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>3.2.1 原子炉压力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力</p> <p>(1) 1次冷却材圧力 (広域)</p> <p>1次冷却材圧力 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて圧力信号に変換する処理を行った後、1次冷却材圧力 (広域) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第4図「1次冷却材圧力 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

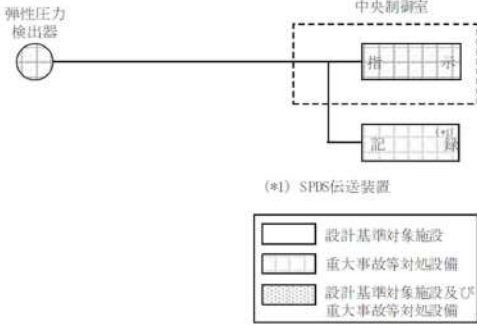
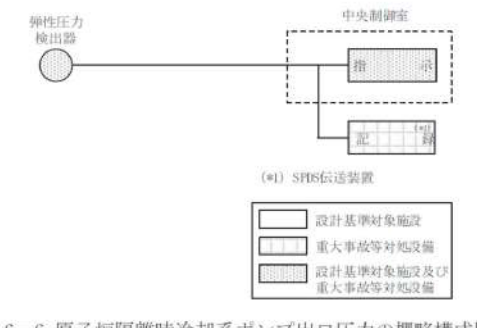
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4図 1次冷却材圧力の概略構成図</p>	<p>図58-6-3 高压代替注水系ポンプ出口圧力の概略構成図</p>	<p>第4図 1次冷却材圧力（広域）の概略構成図</p>	<p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>(2) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 （図58-6-4「直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。）</p>			
<p>図58-6-4 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力の概略構成図</p>			
<p>(3) 代替循環冷却ポンプ出口圧力</p> <p>代替循環冷却ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、代替循環冷却ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 （図58-6-5「代替循環冷却ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。）</p>			

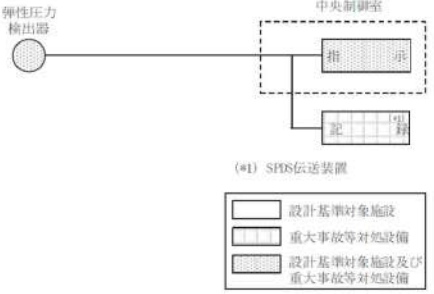
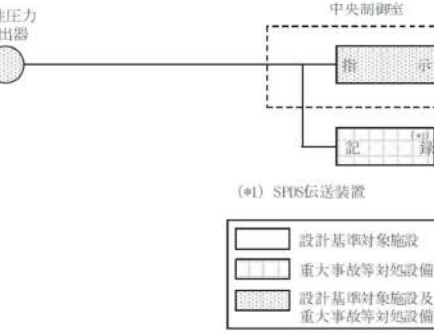
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-5 代替循環冷却ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(4) 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-6「原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-6 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(5) 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-7「高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>		

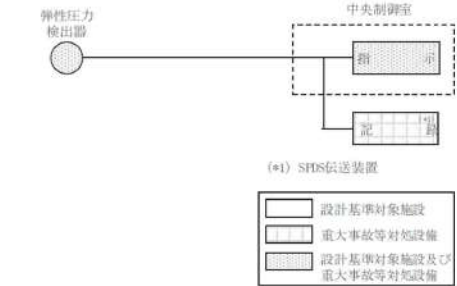
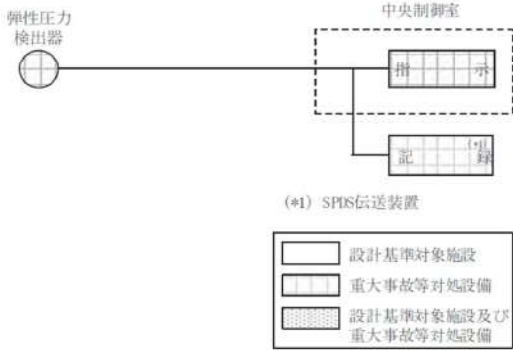
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 58-6-7 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(6) 残留熱除去系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、残留熱除去系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図 58-6-8「残留熱除去系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-8 残留熱除去系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(7) 低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図 58-6-9「低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>		

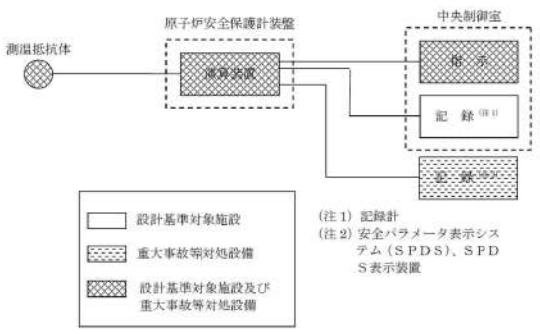
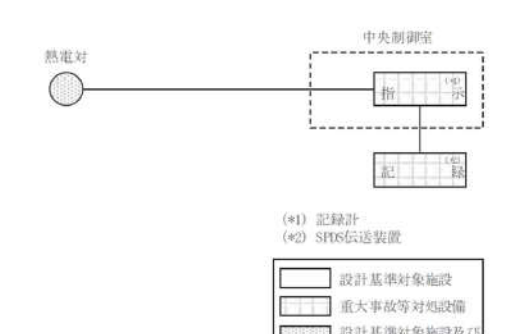
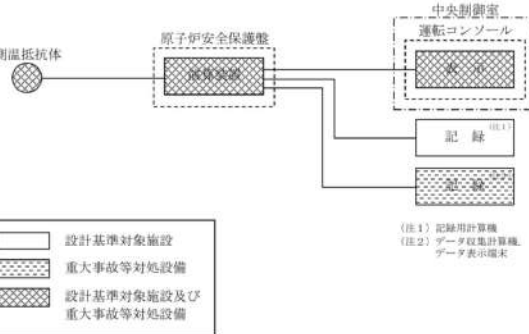
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-9 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(8) 復水移送ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、復水移送ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-10「復水移送ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-10 復水移送ポンプ出口圧力の概略構成図</p>		

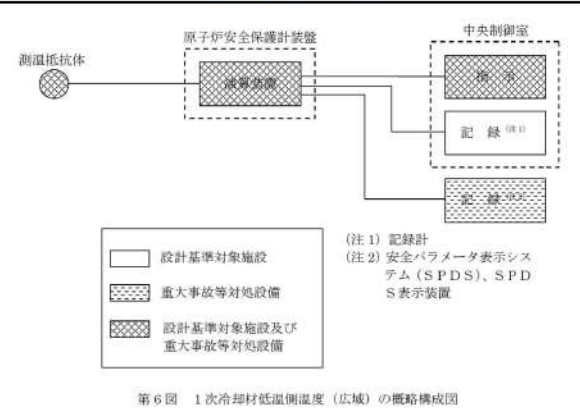
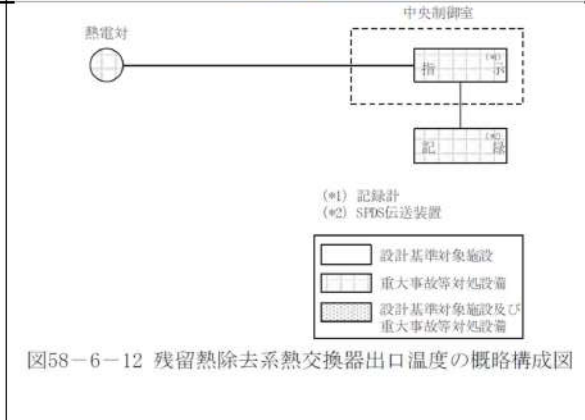
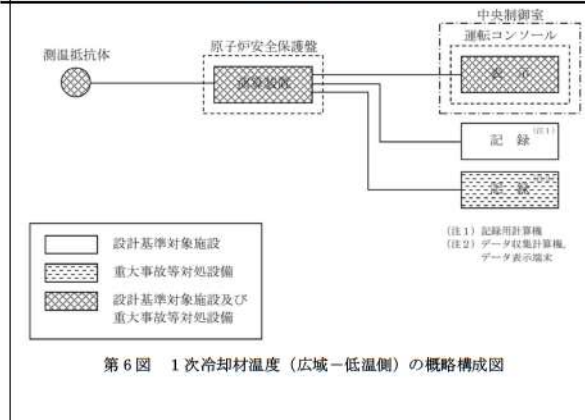
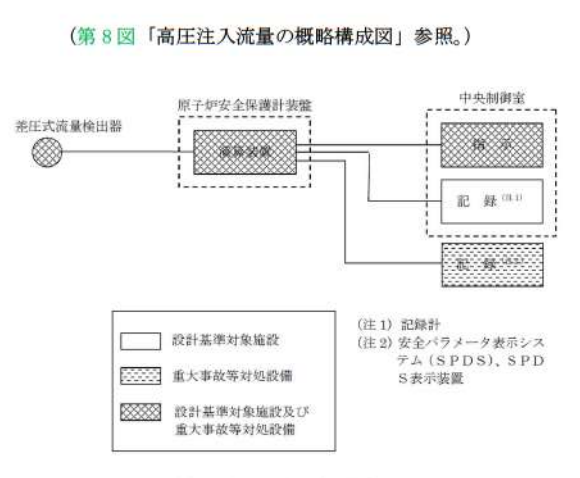
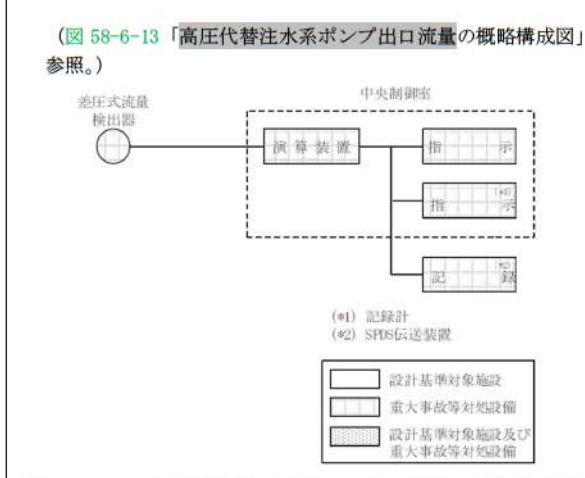
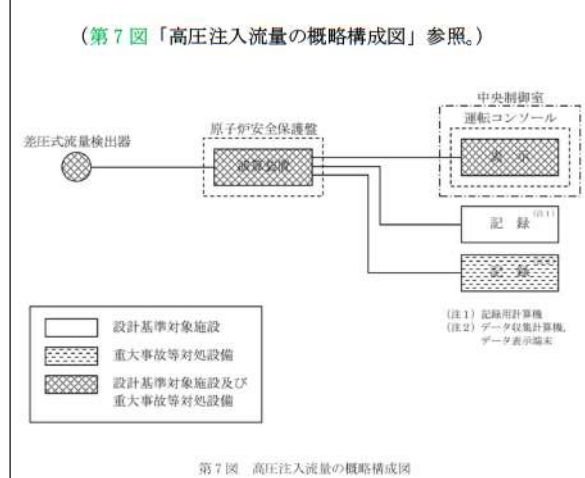
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の温度</p> <p>(2) 1次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>1次冷却材高温側温度 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材高温側温度 (広域) の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材高温側温度 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第5図「1次冷却材高温側温度 (広域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第5図 1次冷却材高温側温度 (広域) の概略構成図</p> <p>(3) 1次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>1次冷却材低温側温度 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材低温側温度 (広域) の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材低温側温度 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第6図「1次冷却材低温側温度 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の温度</p> <p>(1) 残留熱除去系熱交換器入口温度</p> <p>残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、残留熱除去系熱交換器入口温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-11「残留熱除去系熱交換器入口温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-11 残留熱除去系熱交換器入口温度の概略構成図</p> <p>(2) 残留熱除去系熱交換器出口温度</p> <p>残留熱除去系熱交換器出口温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、残留熱除去系熱交換器出口温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-12「残留熱除去系熱交換器出口温度の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の温度</p> <p>(1) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</p> <p>1次冷却材温度 (広域-高温側) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号に変換する処理を行った後、1次冷却材温度 (広域-高温側) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第5図「1次冷却材温度 (広域-高温側) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第5図 1次冷却材温度 (広域-高温側) の概略構成図</p> <p>(2) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</p> <p>1次冷却材温度 (広域-低温側) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号に変換する処理を行った後、1次冷却材温度 (広域-低温側) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第6図「1次冷却材温度 (広域-低温側) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

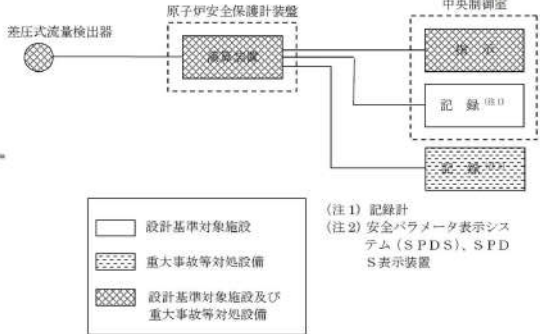
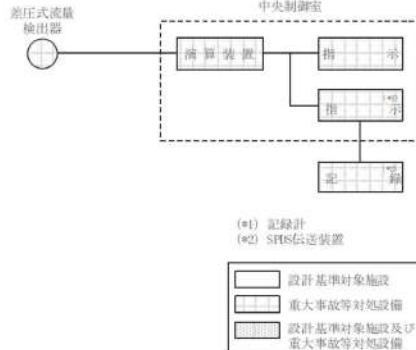
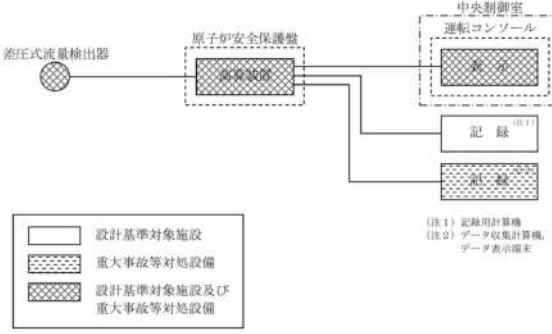
赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図58-6-12 1次冷却材低温側温度 (広域) の概略構成図</p> <p>第6図 1次冷却材低温側温度 (広域) の概略構成図</p>	 <p>図58-6-12 残留熱除去系熱交換器出口温度の概略構成図</p>	 <p>第6図 1次冷却材温度 (広域-低温側) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(5) 高压注入流量</p> <p>高压注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、高压注入流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高压注入流量を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第8図「高压注入流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.3 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の流量</p> <p>(1) 高压代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>高压代替注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高压代替注水系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(第8図「高压代替注水系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.3 原子炉压力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の流量</p> <p>(1) 高压注入流量</p> <p>高压注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高压注入流量として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第7図「高压注入流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
 <p>第8図 高压注入流量の概略構成図</p>	 <p>図58-6-13 高压代替注水系ポンプ出口流量の概略構成図</p>	 <p>第7図 高压注入流量の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(4) 余熱除去流量</p> <p>余熱除去流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p>	<p>(2) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレ</p>	<p>(2) 低压注入流量</p> <p>低压注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

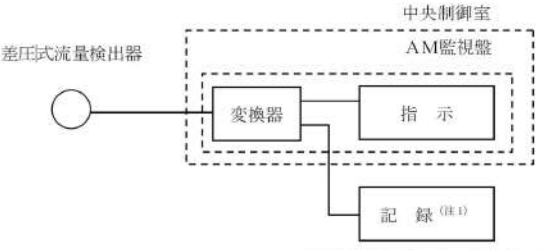
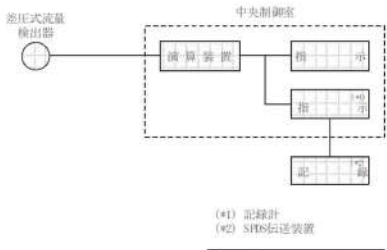
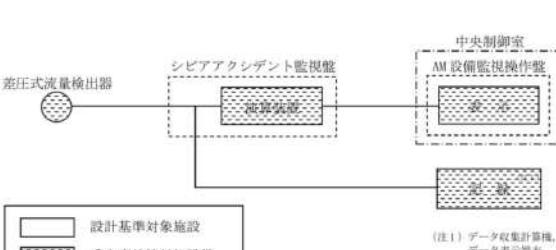
第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>備の機能を有しており、余熱除去流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、余熱除去流量を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第7図「余熱除去流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>第7図 余熱除去流量の概略構成図</p>	<p>ライン洗浄流量)は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-14「残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-14 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の概略構成図</p>	<p>備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、低圧注入流量として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第8図「低圧注入流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>第8図 低圧注入流量の概略構成図</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>(6) 恒設代替低圧注水積算流量</p> <p>恒設代替低圧注水積算流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、恒設代替低圧注水流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号をAM監視盤の指示計にて流量信号へ変換する処理を行った後、恒設代替低圧注水流量をAM監視盤に指示し、記録及び保存する。</p> <p>また、恒設代替低圧注水積算流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、AM監視盤の指示計に接続し、瞬時流量を指示計内部にて演算し、積算流量を指示し、記録及び保存する。</p>	<p>(3) 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）として中央制御室に指示し、記録する。</p>	<p>(3) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、代替格納容器スプレイポンプ出口流量として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、シビアアクシデント監視盤内の演算装置に接続し、瞬時流量を演算装置にて演算し、積算流量を中央制御室に表示し、記録する。</p>	<p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p> <p>泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて流量信号に変換する。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

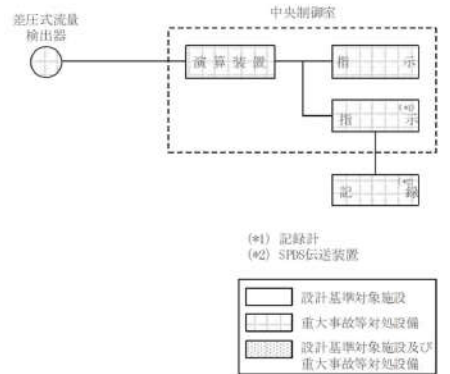
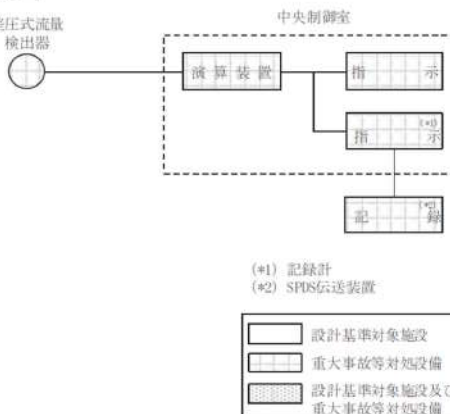
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第9図「恒設代替低圧注水積算流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム(S P D S)、S P D S表示装置</p>	<p>(図58-6-15「残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)の概略構成図」参照。)</p>  <p>(*) 記録計 (**) S P D S伝送装置</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p>	<p>(第9図「代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) データ収集計量機、データ表示端末</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>第9図 恒設代替低圧注水積算流量の概略構成図</p>	<p>図58-6-15 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)の概略構成図</p> <p>(4) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-16「直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>第9図 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量の概略構成図</p> <p>(4) B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用) 3.13(3) B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)と同じ。</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>大飯は、A-格納容器スプレイポンプによる原子炉圧力容器への注水を行う場合、A-格納容器スプレイ積算流量を通らない系統となっている。</p>

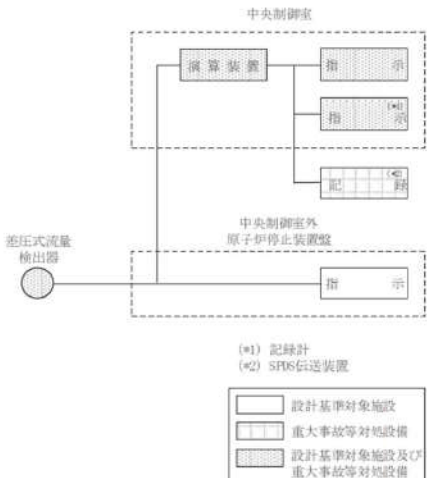
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-16 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(5) 代替循環冷却ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、代替循環冷却ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 (図 58-6-17 「代替循環冷却ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-17 代替循環冷却ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(6) 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、原子</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>炉隔離時冷却系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 (図 58-6-18「原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-18 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 (図 58-6-19「高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>		

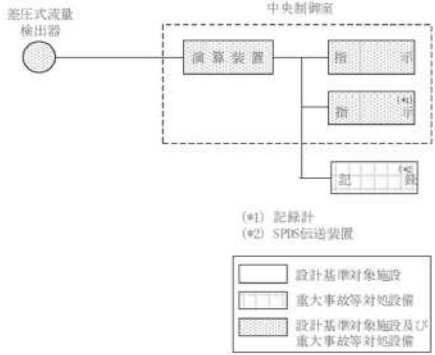
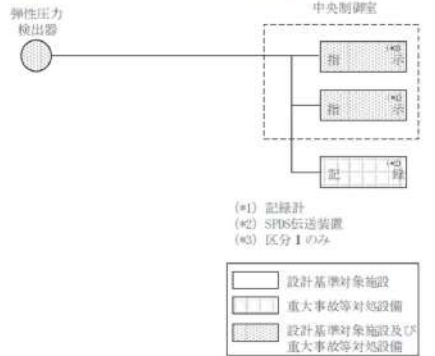
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="734 140 1211 502"> </p> <p data-bbox="667 515 1218 539">図58-6-19 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p data-bbox="689 576 987 600">(8) 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p data-bbox="689 608 1234 746"> 残留熱除去系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、残留熱除去系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 </p> <p data-bbox="689 754 1234 802">(図 58-6-20 「残留熱除去系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p> <p data-bbox="792 810 1106 1173"> </p> <p data-bbox="763 1185 1128 1209">図58-6-20 残留熱除去系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p data-bbox="689 1217 1048 1241">(9) 低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p data-bbox="689 1249 1234 1417"> 低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。 </p> <p data-bbox="689 1425 1234 1473">(図 58-6-21 「低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-21 低圧炉心スプレー系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>3.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置 3.3.1 原子炉圧力容器本体内の圧力 (1) 原子炉圧力 原子炉圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉圧力として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-22「原子炉圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-22 原子炉圧力の概略構成図</p> <p>(2) 原子炉圧力(SA) 原子炉圧力(SA)は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉圧力(SA)として中央制御室に指示し、記録する。 (図58-6-23「原子炉圧力(SA)の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.3 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

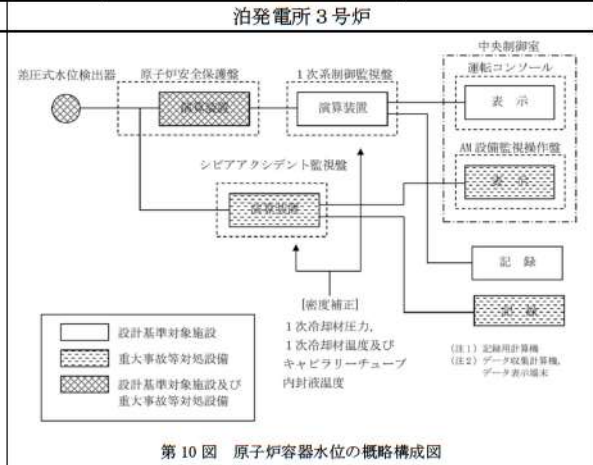
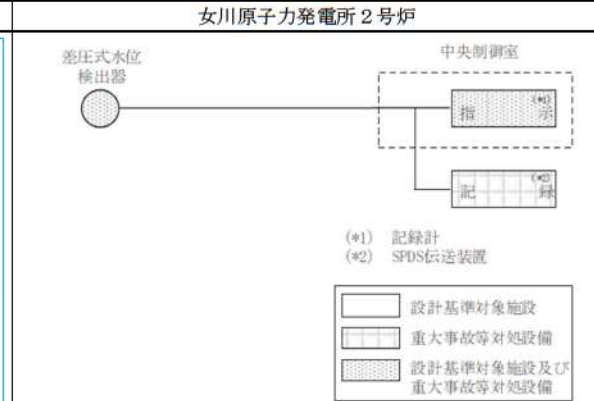
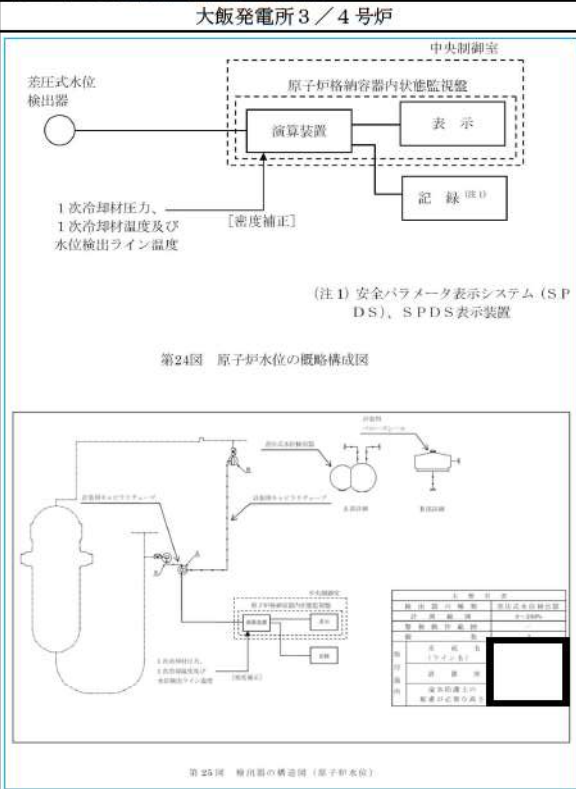
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">比較のため補 58-5-52 より転載</p> <p>(1) 原子炉水位</p> <p>原子炉水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤に入力し、演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉水位を中央制御室に表示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第24図「原子炉水位の概略構成図」、第25図「検出器の構造図(原子炉水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>	 <p style="text-align: center;">図58-6-23 原子炉圧力 (SA) の概略構成図</p> <p>3.3.2 原子炉圧力容器本体内の水位</p> <p>(1) 原子炉水位 (広帯域)</p> <p>原子炉水位 (広帯域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-24「原子炉水位 (広帯域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>(1) 原子炉容器水位</p> <p>原子炉容器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤を経由してシビアアクシデント監視盤に入力し、演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉容器水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第10図「原子炉容器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 女川は原子炉圧力容器の圧力を計測し前段で記載しているため、水位としての項目がある。</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 泊は既設の原子炉容器水位を重大事故等対処設備として機能を追加 (大飯は新設)。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

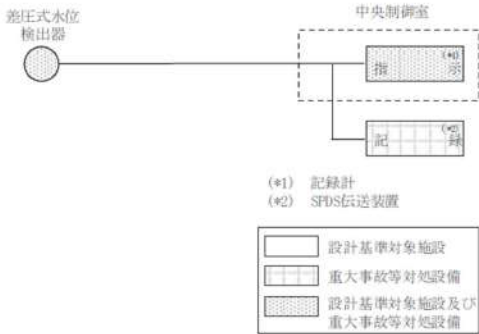
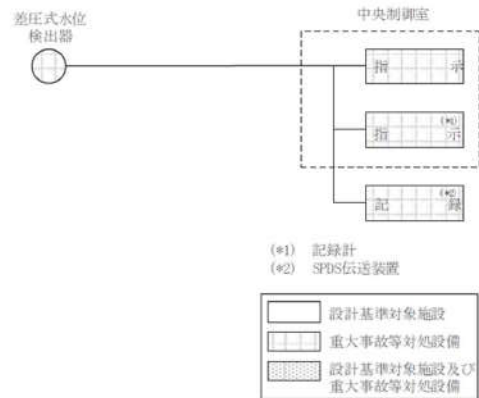


相違理由

【大飯】
 設備構成の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 原子炉水位 (燃料域)</p> <p>原子炉水位 (燃料域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (燃料域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-25 「原子炉水位 (燃料域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-25 原子炉水位 (燃料域) の概略構成図</p> <p>(3) 原子炉水位 (SA広帯域)</p> <p>原子炉水位 (SA広帯域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (SA広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-26 「原子炉水位 (SA広帯域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-26 原子炉水位 (SA広帯域) の概略構成図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.3 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 加圧器水位</p> <p>加圧器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、加圧器水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、加圧器水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第10図「加圧器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>(4) 原子炉水位 (SA 燃料域)</p> <p>原子炉水位 (SA 燃料域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (SA 燃料域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-27「原子炉水位 (SA 燃料域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-27 原子炉水位 (SA燃料域) の概略構成図</p>	<p>3.4 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 加圧器水位</p> <p>加圧器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、加圧器水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第11図「加圧器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映) 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第10図 加圧器水位の概略構成図</p>	<p>3.4 原子炉格納容器本体内の圧力, 温度, 酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.4.1 原子炉格納容器本体内の圧力</p> <p>(1) ドライウェル圧力</p> <p>ドライウェル圧力は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は, ドライウェル圧力として中央制御室に指示し, 記録する。</p> <p>(図 58-6-28 「ドライウェル圧力の概略構成図」 参照。)</p>	<p>第11図 加圧器水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力, 温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(1) AM用格納容器圧力</p> <p>AM用格納容器圧力は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, AM用格納容器圧力の検出信号は, 弾性圧力検出器からの電流信号をAM監視盤内の信号処理回路にて圧力信号へ変換する処理を行った後, AM用格納容器圧力を中央制御室に指示し, 記録及び保存する。記録及び保存については, 「3.2 計測装置の計測結果の表示, 記録及び保存」に示す。</p> <p>(第11図「AM用格納容器圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.5 原子炉格納容器本体内の圧力, 温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.5.1 原子炉格納容器本体内の圧力</p> <p>(1) 格納容器圧力 (AM用)</p> <p>格納容器圧力 (AM用) は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後, 格納容器圧力 (AM用) として中央制御室に表示し, 記録する。</p> <p>(第12図「格納容器圧力 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.5.1 原子炉格納容器本体内の圧力</p> <p>(1) 格納容器圧力 (AM用)</p> <p>格納容器圧力 (AM用) は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後, 格納容器圧力 (AM用) として中央制御室に表示し, 記録する。</p> <p>(第12図「格納容器圧力 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第11図 AM用格納容器圧力の概略構成図</p> <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p>	<p>図58-6-28 ドライウェル圧力の概略構成図</p> <p>(*1) 記録計 (*2) SPDS伝送装置</p>	<p>第12図 格納容器圧力 (AM用) の概略構成図</p> <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(2) 格納容器圧力 (広域)</p> <p>格納容器圧力 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器圧力 (広域) の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、格納容器圧力 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第12図「格納容器圧力 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>(2) 圧力抑制室圧力</p> <p>圧力抑制室圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、圧力抑制室圧力として中央制御室に指示し記録する。</p> <p>(図58-6-29「圧力抑制室圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>(2) 原子炉格納容器圧力</p> <p>原子炉格納容器圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、原子炉格納容器圧力として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第13図「原子炉格納容器圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

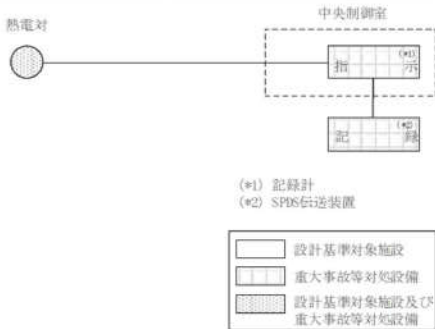
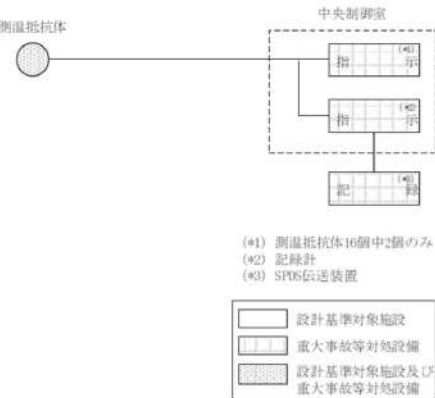
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第12図 格納容器圧力（広域）の概略構成図</p>	<p>図58-6-29 圧力抑制室圧力の概略構成図</p>	<p>第13図 原子炉格納容器圧力の概略構成図</p>	<p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>(3) 格納容器内温度</p> <p>格納容器内温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内温度の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内温度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第13図「格納容器内温度の概略構成図」参照。)</p> <p>第13図 格納容器内温度の概略構成図</p>	<p>3.4.2 原子炉格納容器本体内の温度</p> <p>(1) ドライウェル温度</p> <p>ドライウェル温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、ドライウェル温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-30「ドライウェル温度の概略構成図」参照。)</p> <p>図58-6-30 ドライウェル温度の概略構成図</p>	<p>3.5.2 原子炉格納容器本体内の温度</p> <p>(1) 格納容器内温度</p> <p>格納容器内温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内温度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第14図「格納容器内温度の概略構成図」参照。)</p> <p>第14図 格納容器内温度の概略構成図</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p>

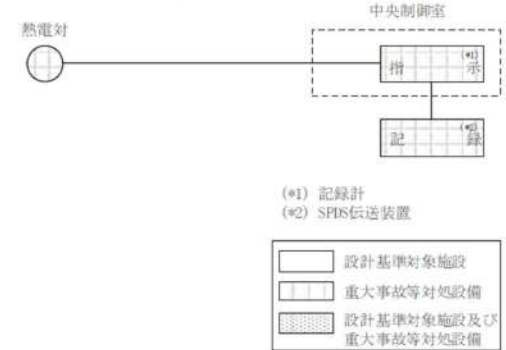
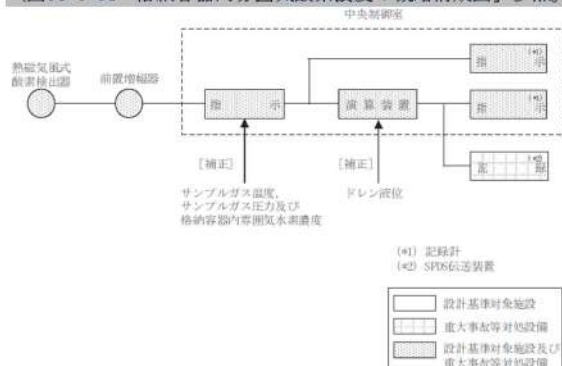
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 圧力抑制室内空気温度</p> <p>圧力抑制室内空気温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、圧力抑制室内空気温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-31「圧力抑制室内空気温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-31 圧力抑制室内空気温度の概略構成図</p> <p>(3) サプレッションプール水温度</p> <p>サプレッションプール水温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、測温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、サプレッションプール水温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-32「サプレッションプール水温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-32 サプレッションプール水温度の概略構成図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

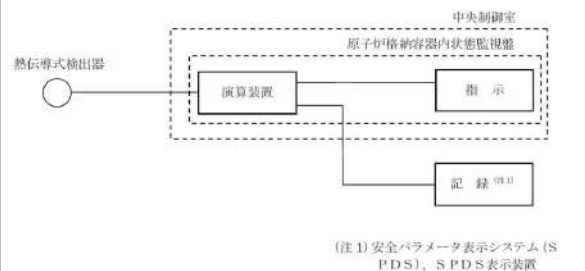
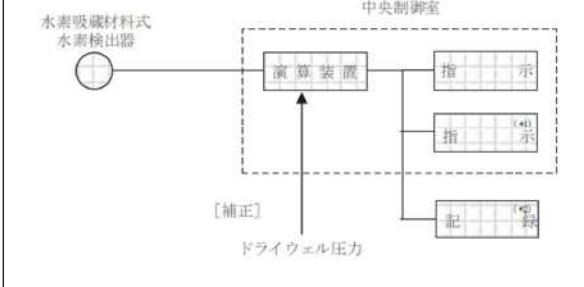
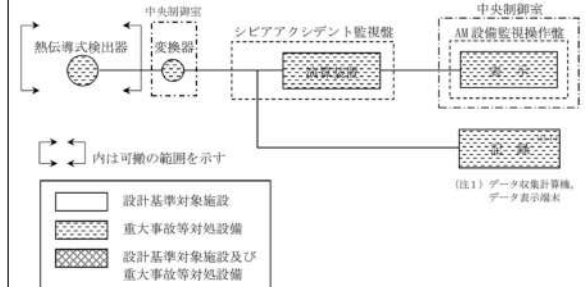
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 原子炉格納容器下部温度</p> <p>原子炉格納容器下部温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、原子炉格納容器下部温度として中央制御室に指示し、記録する。(図58-6-33「原子炉格納容器下部温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-33 原子炉格納容器下部温度の概略構成図</p> <p>3.4.3 原子炉格納容器本体内の酸素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内雰囲気酸素濃度</p> <p>格納容器内雰囲気酸素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱磁気風式酸素検出器にて酸素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて酸素濃度信号に変換した後、格納容器内雰囲気酸素濃度として中央制御室に指示し、記録する。(図58-6-34「格納容器内雰囲気酸素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-34 格納容器内雰囲気酸素濃度の概略構成図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

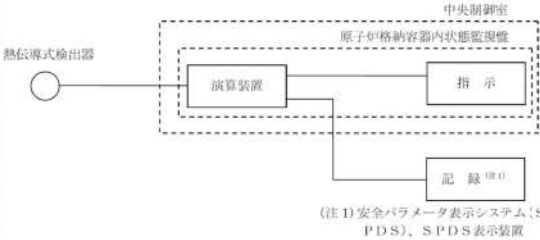
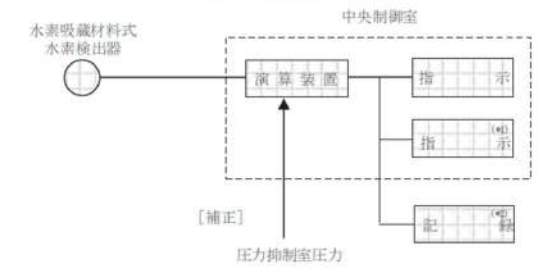
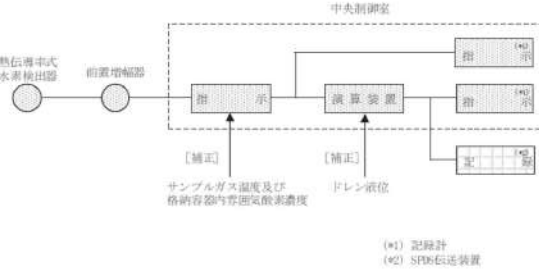
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 可搬型格納容器水素ガス濃度</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、可搬型格納容器水素ガス濃度の検出信号は、熱伝導式検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、水素濃度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第14図「可搬型格納容器水素ガス濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム(S P D S)、S P D S表示装置</p> <p>第14図 可搬型格納容器水素ガス濃度の概略構成図</p>	<p>3.4.4 原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内水素濃度(D/W)</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)は、重大事故等対処設備の機能を有しており、水素吸蔵材料式水素検出器にて水素濃度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内水素濃度(D/W)として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-35「格納容器内水素濃度(D/W)の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 記録計 (注2) SPDS伝送装置</p> <p>図58-6-35 格納容器内水素濃度(D/W)の概略構成図</p> <p>(2) 格納容器内水素濃度(S/C)</p> <p>格納容器内水素濃度(S/C)は、重大事故等対処設備の機能を有しており、水素吸蔵材料式水素検出器にて水素濃度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内水素濃度(S/C)として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-36「格納容器内水素濃度(S/C)の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.5.3 原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内水素濃度</p> <p>格納容器内水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内水素濃度の検出信号は、熱伝導式検出器にて水素濃度を電圧信号として検出する。検出した電圧信号は、変換器にて電流信号に変換し、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内水素濃度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第15図「格納容器内水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>第15図 格納容器内水素濃度の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 泊は検出した電圧信号を変換器にて電流信号に変換し、その電流信号をシビアアクシデント監視盤にて水素濃度信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

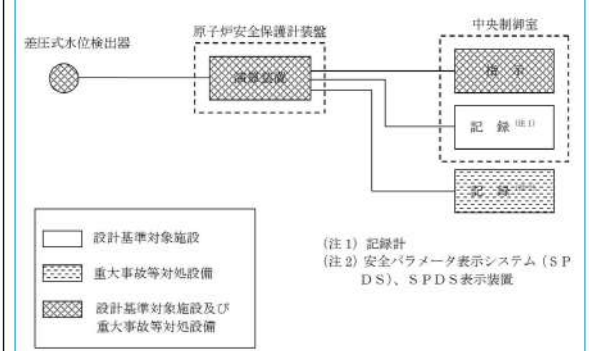
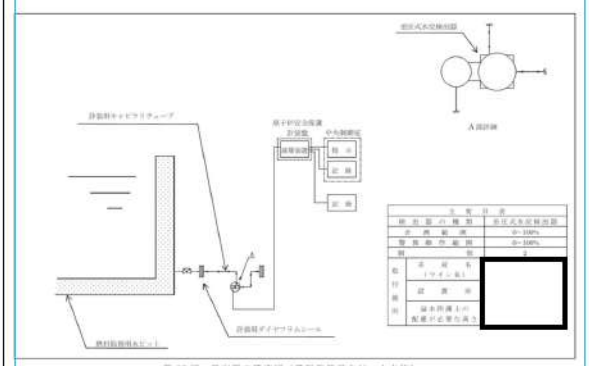
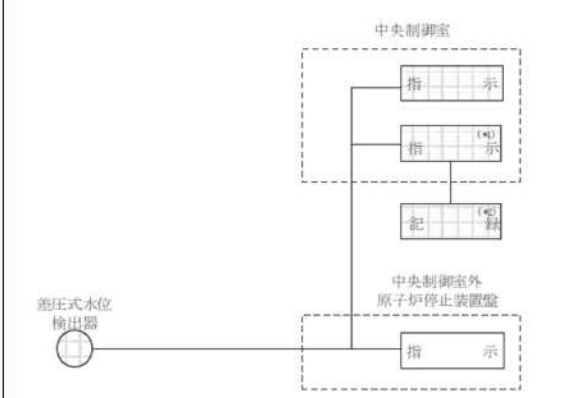
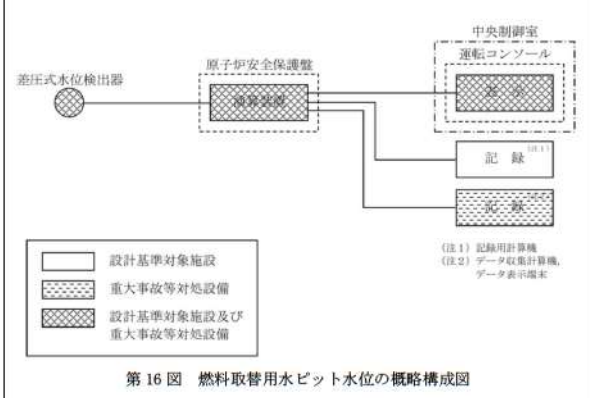
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">比較のため補58-5-47へ再掲</p> <p>(5) アニュラス水素濃度</p> <p>アニュラス水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、アニュラス水素濃度の検出信号は、熱伝導式検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、水素濃度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。 (第15図「アニュラス水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p style="text-align: center;">第15図 アニュラス水素濃度の概略構成図</p>	<p style="text-align: center;">中央制御室</p>  <p style="text-align: center;">[補正] 圧力抑制室圧力</p> <p style="text-align: center;">(*) 記録計 (**) SPDS伝送装置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>□ 設計基準対象施設</p> <p>▨ 重大事故等対処設備</p> <p>■ 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> </div> <p style="text-align: center;">図58-6-36 格納容器内水素濃度(S/C)の概略構成図</p> <p>(3) 格納容器内雰囲気水素濃度</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱伝導率式水素検出器にて水素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内雰囲気水素濃度として中央制御室に指示し、記録する。(図58-6-37「格納容器内雰囲気水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">(*) 記録計 (**) SPDS伝送装置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>□ 設計基準対象施設</p> <p>▨ 重大事故等対処設備</p> <p>■ 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> </div> <p style="text-align: center;">図58-6-37 格納容器内雰囲気水素濃度の概略構成図</p>		

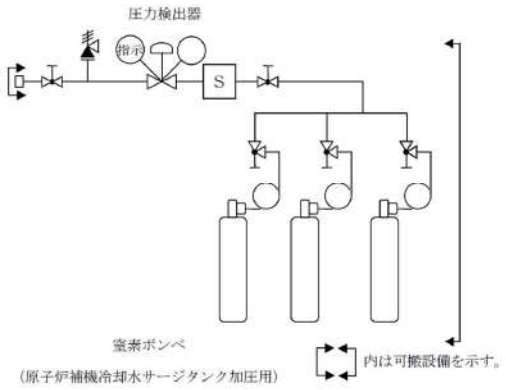
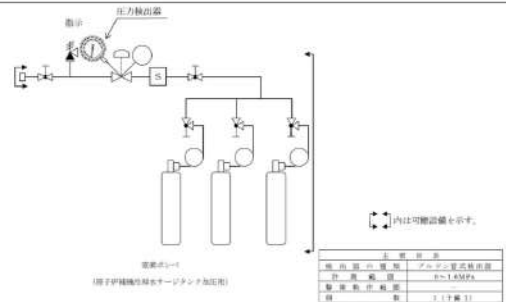
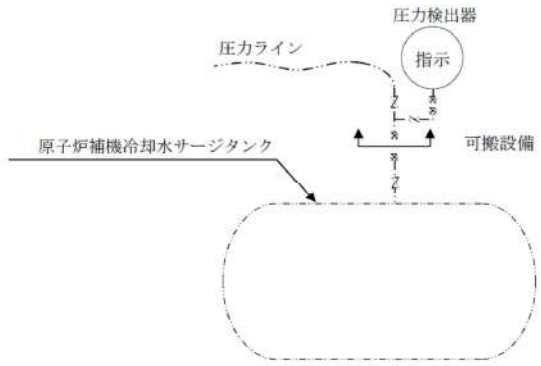
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため58-5-54より再掲</p> <p>(3) 燃料取替用水ピット水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、燃料取替用水ピット水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、燃料取替用水ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第28図「燃料取替用水ピット水位の概略構成図」、第29図「検出器の構造図(燃料取替用水ピット水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第28図 燃料取替用水ピット水位の概略構成図</p>  <p>第29図 検出器の構造図(燃料取替用水ピット水位)</p>	<p>3.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 復水貯蔵タンク水位</p> <p>復水貯蔵タンク水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、復水貯蔵タンク水位として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-38「復水貯蔵タンク水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-38 復水貯蔵タンク水位の概略構成図</p>	<p>3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 燃料取替用水ピット水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、燃料取替用水ピット水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第16図「燃料取替用水ピット水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>第16図 燃料取替用水ピット水位の概略構成図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

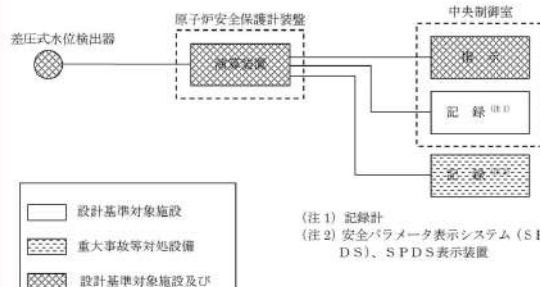
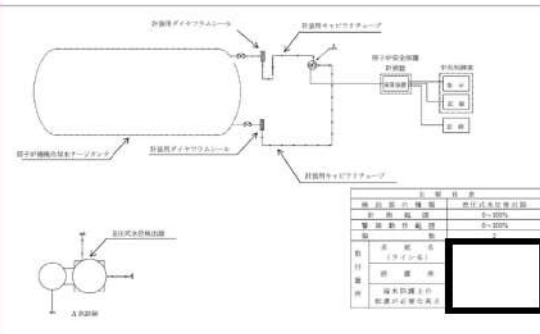
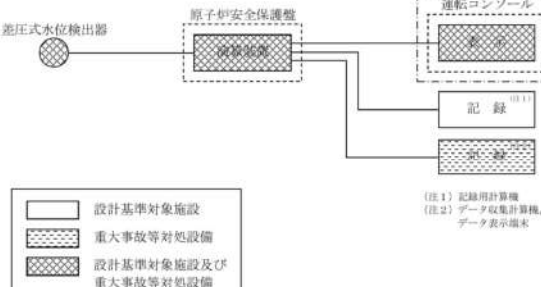
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p style="text-align: center;">比較のため補58-5-58より再掲</p> <p>(7) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉補機冷却水サージタンクの圧力を原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力により指示する。測定結果は従事者が記録用紙にて記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第36図「原子炉補機冷却水サージタンク圧力の概略構成図」、第37図「検出器の構造図(原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)」及び第45図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">第36図 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の概略構成図</p>  <p style="text-align: center;">第37図 検出器の構造図(原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)</p> <table border="1" data-bbox="448 1348 638 1404"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の種別</td> <td>ブルジョア型圧力検出器</td> </tr> <tr> <td>許容圧力</td> <td>0~1.45MPa</td> </tr> <tr> <td>電源数・消費電圧</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>1.17(高さ)</td> </tr> </tbody> </table>	主要仕様		検出器の種別	ブルジョア型圧力検出器	許容圧力	0~1.45MPa	電源数・消費電圧	—	寸法	1.17(高さ)	<p>3.7 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>3.7.1 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力</p> <p>(1) 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉補機冷却水サージタンクの圧力を原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型) により指示する。測定結果は従事者が記録用紙にて記録する。</p> <p>(第17図「原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型) の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">第17図 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 章立ての相違 (大飯は後段の「その他重大事故等対処設備の計測装置」に記載)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>	
主要仕様													
検出器の種別	ブルジョア型圧力検出器												
許容圧力	0~1.45MPa												
電源数・消費電圧	—												
寸法	1.17(高さ)												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

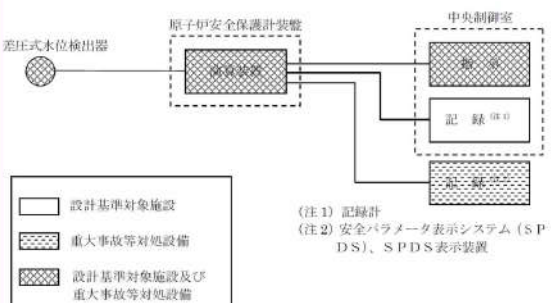
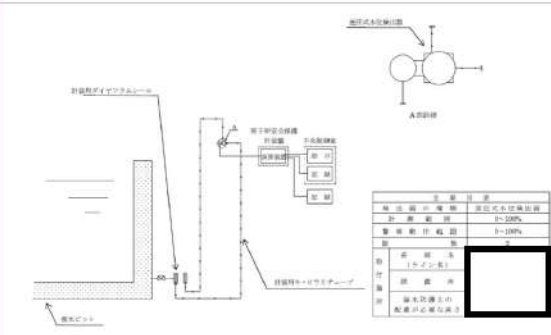
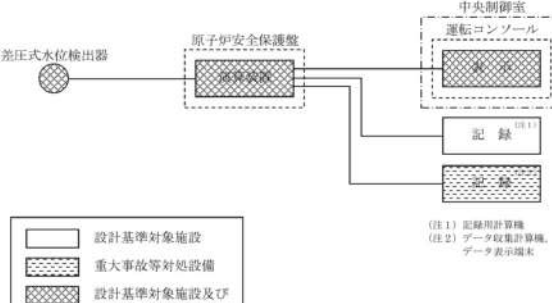
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p style="text-align: center;">比較のため補 58-5-55 より再掲</p> <p>(4) 原子炉補機冷却水サージタンク水位</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉補機冷却水サージタンク水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉補機冷却水サージタンク水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第30図「原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図」、第31図「検出器の構造図（原子炉補機冷却水サージタンク水位）」及び第44図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第30図 原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図</p>  <p>第31図 検出器の構造図（原子炉補機冷却水サージタンク水位）</p> <table border="1" data-bbox="425 1228 627 1372"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の構造</td> <td>差圧式水位検出器</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付箇所</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付高さ</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付径</td> <td>φ100</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付長さ</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付角度</td> <td>0°</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付方向</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付方向</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	検出器の構造	差圧式水位検出器	検出器の取付箇所	原子炉補機冷却水サージタンク	検出器の取付高さ	原子炉補機冷却水サージタンク水位	検出器の取付径	φ100	検出器の取付長さ	1000	検出器の取付角度	0°	検出器の取付位置	原子炉補機冷却水サージタンク水位	検出器の取付方向	原子炉補機冷却水サージタンク水位	検出器の取付位置	原子炉補機冷却水サージタンク水位	検出器の取付方向	原子炉補機冷却水サージタンク水位		<p>3.7.2 原子炉補機冷却設備に係る容器内の水位</p> <p>(1) 原子炉補機冷却水サージタンク水位</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉補機冷却水サージタンク水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第18図「原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>第18図 原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 章立ての相違（大飯は後段の「その他重大事故等対処設備の計測装置」に記載）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>
項目	仕様																								
検出器の構造	差圧式水位検出器																								
検出器の取付箇所	原子炉補機冷却水サージタンク																								
検出器の取付高さ	原子炉補機冷却水サージタンク水位																								
検出器の取付径	φ100																								
検出器の取付長さ	1000																								
検出器の取付角度	0°																								
検出器の取付位置	原子炉補機冷却水サージタンク水位																								
検出器の取付方向	原子炉補機冷却水サージタンク水位																								
検出器の取付位置	原子炉補機冷却水サージタンク水位																								
検出器の取付方向	原子炉補機冷却水サージタンク水位																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

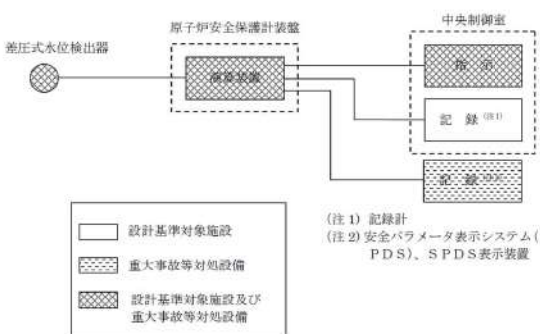
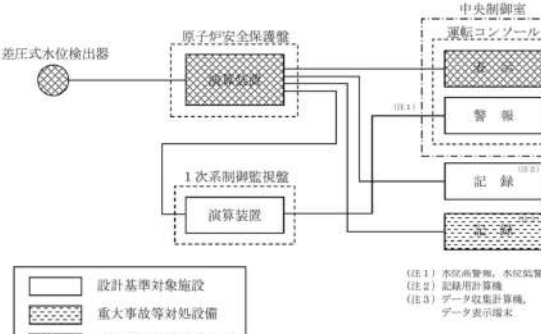
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">比較のため補58-5-57より再掲</p> <p>(6) 復水ピット水位</p> <p>復水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、復水ピット水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、復水ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第34図「復水ピット水位の概略構成図」、第35図「検出器の構造図(復水ピット水位)」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第34図 復水ピット水位の概略構成図</p>  <p>第35図 検出器の構造図(復水ピット水位)</p>		<p>3.8 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 補助給水ピット水位</p> <p>補助給水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、補助給水ピット水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第19図「補助給水ピット水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>第19図 補助給水ピット水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 章立ての相違 (大飯は後段の「その他重大事故等対処設備の計測装置」に記載)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

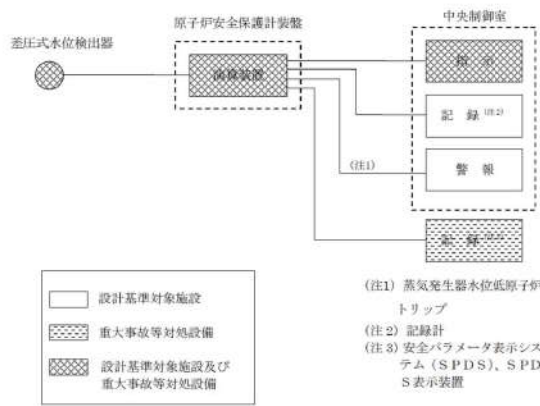
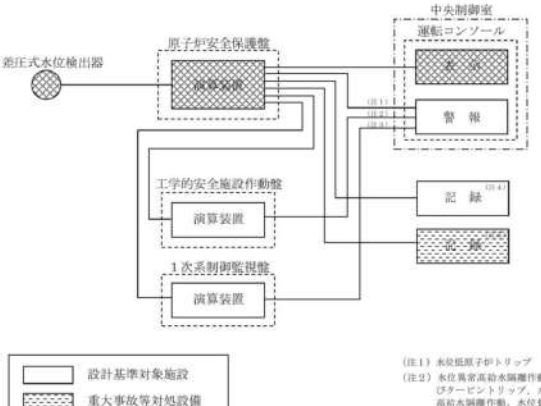
第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.5 蒸気発生器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 蒸気発生器水位（広域）</p> <p>蒸気発生器水位（広域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、蒸気発生器水位（広域）の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器水位（広域）を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第16図「蒸気発生器水位（広域）の概略構成図」参照。)</p>  <p>第16図 蒸気発生器水位（広域）の概略構成図</p> <p>(2) 蒸気発生器水位（狭域）</p> <p>蒸気発生器水位（狭域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、蒸気発生器水位（狭域）の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器水位（狭域）を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第17図「蒸気発生器水位（狭域）の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.9 蒸気発生器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 蒸気発生器水位（広域）</p> <p>蒸気発生器水位（広域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器水位（広域）として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第20図「蒸気発生器水位（広域）の概略構成図」参照。)</p>  <p>第20図 蒸気発生器水位（広域）の概略構成図</p> <p>(2) 蒸気発生器水位（狭域）</p> <p>蒸気発生器水位（狭域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器水位（狭域）として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第21図「蒸気発生器水位（狭域）の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第17図 蒸気発生器水位（狭域）の概略構成図</p>		 <p>第21図 蒸気発生器水位（狭域）の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>3.1.6 主蒸気の圧力を計測する装置</p> <p>(1) 主蒸気圧力</p> <p>主蒸気圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、主蒸気圧力の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、主蒸気圧力を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第18図「主蒸気圧力の概略構成図」参照。)</p>		<p>3.10 主蒸気の圧力を計測する装置</p> <p>(1) 主蒸気ライン圧力</p> <p>主蒸気ライン圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、主蒸気ライン圧力として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第22図「主蒸気ライン圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第18図 主蒸気圧力の概略構成図</p>	<p>第22図 主蒸気ライン圧力の概略構成図</p>	<p>第22図 主蒸気ライン圧力の概略構成図</p>	<p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>比較のため補58-5-53より再掲</p>			
<p>(2) 蒸気発生器補助給水流量</p>			<p>【大阪】 設備名称の相違</p>
<p>蒸気発生器補助給水流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、蒸気発生器補助給水流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器補助給水流量を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p>			<p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
<p>（第26図「蒸気発生器補助給水流量の概略構成図」、第27図「検出器の構造図（蒸気発生器補助給水流量）」及び第43図並びに第44図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。）</p>			<p>【大阪】 設備名称の相違</p>
<p>（第23図「補助給水流量の概略構成図」参照。）</p>			<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

第26図 蒸気発生器補助給水流量の概略構成図

女川原子力発電所2号炉

第23図 補助給水流量の概略構成図

図27 検出器の構造図（蒸気発生器補助給水流量）

検出器の種類	測定方法
圧力差検出器	0-10Vdc
温度検出器	0-10Vdc
水位検出器	0-10Vdc
流量検出器	0-10Vdc
その他	

比較のため補58-5-56より再掲

(5) ほう酸タンク水位

ほう酸タンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、ほう酸タンク水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、ほう酸タンク水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

（第32図「ほう酸タンク水位の概略構成図」、第33図「検出器の構造図（ほう酸タンク水位）」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。）

3.12 ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置

(1) ほう酸タンク水位

ほう酸タンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、ほう酸タンク水位として中央制御室に表示し、記録する。

（第24図「ほう酸タンク水位の概略構成図」参照。）

【大飯】
 章立ての相違（大飯は後段の「その他重大事故等対処設備の計測装置」に記載）

【大飯】
 記載表現の相違（女川実績の反映）

【大飯】
 設備名称の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映）

【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映）

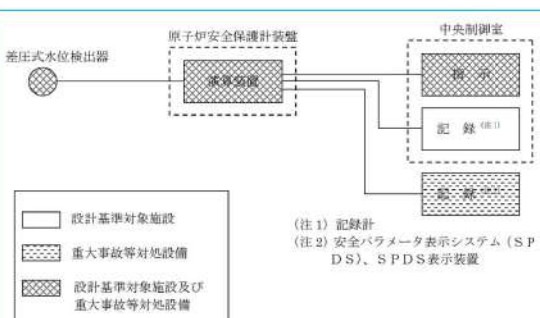
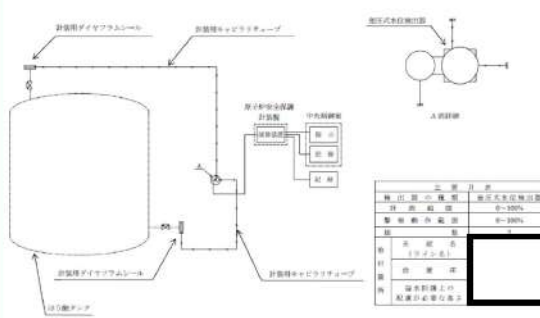
【大飯】
 設備構成の相違

相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

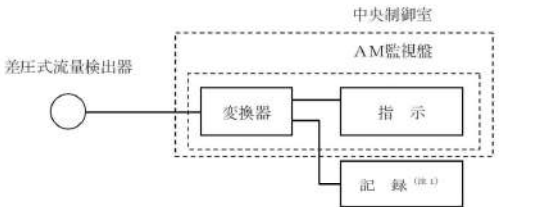
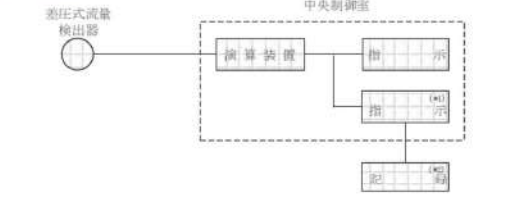
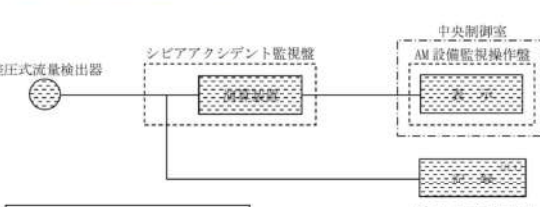
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第32図 ほう酸タンク水位の概略構成図</p>  <p>第33図 検出器の構造図（ほう酸タンク水位）</p>	<p>3.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(1) 原子炉格納容器代替スプレイ流量</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、原子炉格納容器代替スプレイ流量として中央制御室に指示し、記録する。</p>	<p>3.13 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(1) 高压注入流量</p> <p>3.2.3(1) 高压注入流量と同じ。</p> <p>(2) 低压注入流量</p> <p>3.2.3(2) 低压注入流量と同じ。</p> <p>(3) B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）</p> <p>B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、B-格納容器スプレイ冷却器出口流量（AM用）として中央制御室に表示し、記録する。</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 大飯も高压注入流量及び余熱除去流量（泊の低压注入流量）を原子炉格納容器への流量を計測する装置として用いるが、前段の3.1.2(4)及び(5)に記載していることからここでは記載をしていない。</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて流量信号に変換する。</p>

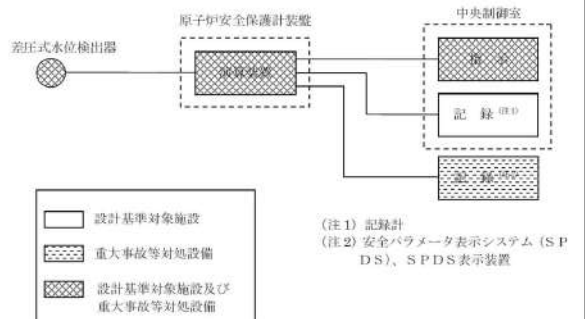
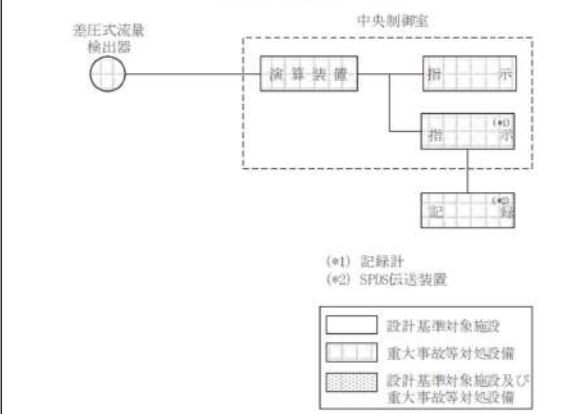
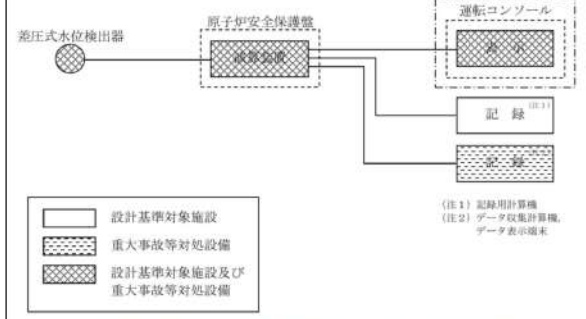
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、格納容器スプレイ積算流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、AM監視盤の指示計に接続し、瞬時流量を指示計内部にて演算し、積算流量をAM監視盤に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第19図「格納容器スプレイ積算流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>第19図 格納容器スプレイ積算流量の概略構成図</p>	<p>(図58-6-39「原子炉格納容器代替スプレイ流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 記録計 (注2) SPDS伝送装置</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>図58-6-39 原子炉格納容器代替スプレイ流量の概略構成図</p> <p>(2) 原子炉格納容器下部注水流量</p> <p>原子炉格納容器下部注水流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、原子炉格納容器下部注水流量として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-40「原子炉格納容器下部注水流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>また、B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、シビアアクシデント監視盤内の演算装置に接続し、瞬時流量を演算装置にて演算し、積算流量を中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第25図「B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>第25図 B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) の概略構成図</p> <p>(4) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</p> <p>3.2.3(3) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量と同じ。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて流量信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>大飯は恒設代替低圧注水積算流量を原子炉格納容器への流量を計測する装置として用いるが、前段の3.1.2(6)に記載していることからここでは記載をしていない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

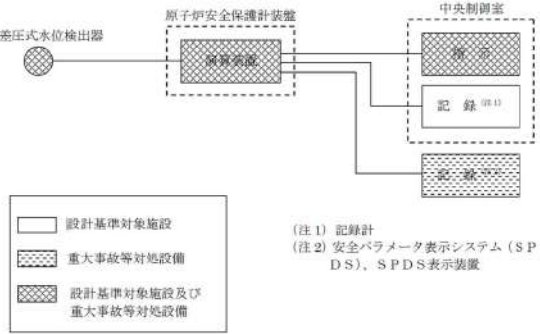
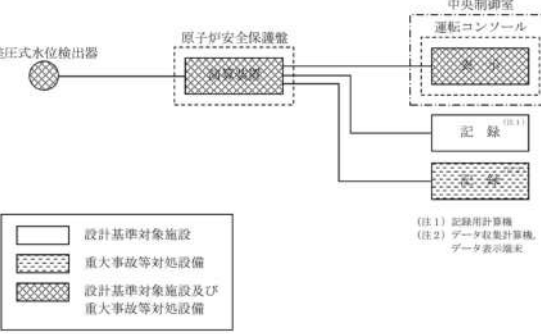
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.8 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p> <p>(1) 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</p> <p>格納容器再循環サンプ水位 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器再循環サンプ水位 (広域) の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、格納容器再循環サンプ水位 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第20図「格納容器再循環サンプ水位 (広域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第20図 格納容器再循環サンプ水位 (広域) の概略構成図</p>	<p>3.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p> <p>(1) 圧力抑制室水位</p> <p>圧力抑制室水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、圧力抑制室水位として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-41「圧力抑制室水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-40 原子炉格納容器下部注水流量の概略構成図</p>	<p>3.14 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p> <p>(1) 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</p> <p>格納容器再循環サンプ水位 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、格納容器再循環サンプ水位 (広域) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第26図「格納容器再循環サンプ水位 (広域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第26図 格納容器再循環サンプ水位 (広域) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】 設備名称の相違 【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

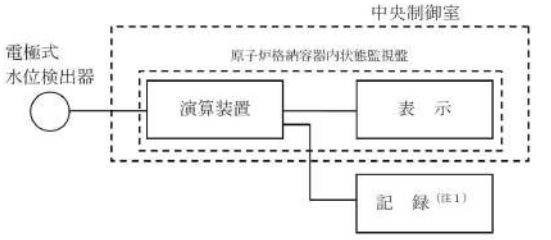
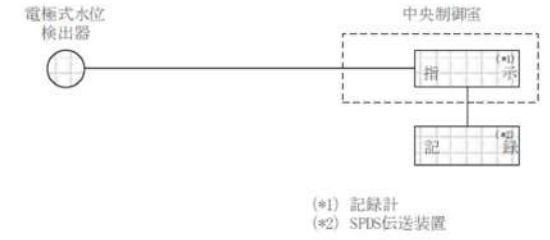
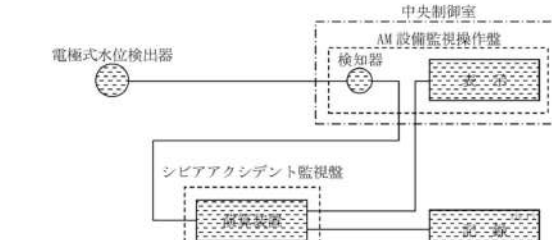
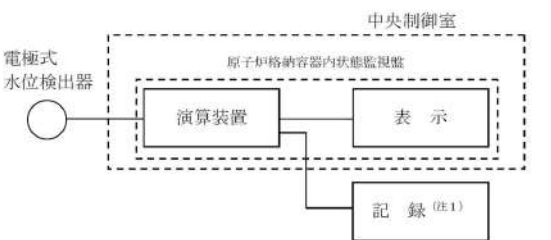
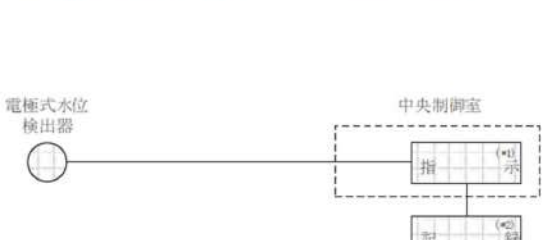
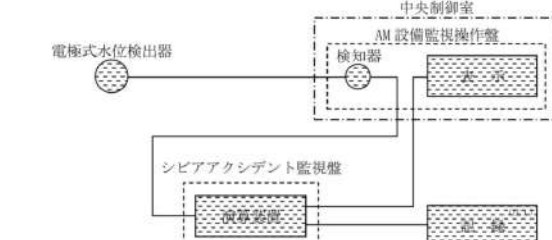
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 格納容器再循環サンプ水位（狭域）</p> <p>格納容器再循環サンプ水位（狭域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器再循環サンプ水位（狭域）の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、格納容器再循環サンプ水位（狭域）を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>（第21図「格納容器再循環サンプ水位（狭域）の概略構成図」参照。）</p>  <p>第21図 格納容器再循環サンプ水位（狭域）の概略構成図</p> <p>(3) 原子炉下部キャビティ水位</p> <p>原子炉下部キャビティ水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉下部キャビティ水位の検出信号は、電極式水位検出器からの水位状態(ON-OFF)を中央制御室に表示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>（第22図「原子炉下部キャビティ水位の概略構成図」参照。）</p>	<p>(2) 原子炉格納容器下部水位</p> <p>原子炉格納容器下部水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電極式水位検出器にて水位状態をON-OFF信号として検出する。検出したON-OFF信号は、原子炉格納容器下部水位として、中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>（図58-6-42「原子炉格納容器下部水位の概略構成図」参照。）</p>	<p>(2) 格納容器再循環サンプ水位（狭域）</p> <p>格納容器再循環サンプ水位（狭域）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、格納容器再循環サンプ水位（狭域）として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>（第27図「格納容器再循環サンプ水位（狭域）の概略構成図」参照。）</p>  <p>第27図 格納容器再循環サンプ水位（狭域）の概略構成図</p> <p>(3) 原子炉下部キャビティ水位</p> <p>原子炉下部キャビティ水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電極式水位検出器にて水位状態をON-OFF信号として検出する。検出したON-OFF信号は、原子炉下部キャビティ水位として、中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>（第28図「原子炉下部キャビティ水位の概略構成図」参照。）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>原子炉格納容器内状態監視盤</p> <p>演算装置</p> <p>表示</p> <p>記録 (注1)</p> <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>第22図 原子炉下部キャピティ水位の概略構成図</p>	<p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>指 示</p> <p>記 録</p> <p>(※1) 記録計 (※2) SPDS伝送装置</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>図58-6-42 原子炉格納容器下部水位の概略構成図</p>	<p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>AM設備監視操作盤</p> <p>検知器</p> <p>表示</p> <p>シビアアクシデント監視盤</p> <p>演算装置</p> <p>記録</p> <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>第28図 原子炉下部キャピティ水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(4) 原子炉格納容器水位</p> <p>原子炉格納容器水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉格納容器水位の検出信号は電極式水位検出器からの水位状態 (ON-OFF) を中央制御室に表示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第23図「原子炉格納容器水位の概略構成図」参照。)</p> <p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>原子炉格納容器内状態監視盤</p> <p>演算装置</p> <p>表示</p> <p>記録 (注1)</p> <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>第23図 原子炉格納容器水位の概略構成図</p>	<p>(3) ドライウエル水位</p> <p>ドライウエル水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電極式水位検出器にて水位状態を ON-OFF 信号として検出する。検出した ON-OFF 信号は、ドライウエル水位として、中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-43「ドライウエル水位の概略構成図」参照。)</p> <p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>指 示</p> <p>記 録</p> <p>(※1) 記録計 (※2) SPDS伝送装置</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>図58-6-43 ドライウエル水位の概略構成図</p>	<p>(4) 格納容器水位</p> <p>格納容器水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電極式水位検出器にて水位状態を ON-OFF 信号として検出する。検出した ON-OFF 信号は、格納容器水位として、中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第29図「格納容器水位の概略構成図」参照。)</p> <p>電極式水位検出器</p>  <p>中央制御室</p> <p>AM設備監視操作盤</p> <p>検知器</p> <p>表示</p> <p>シビアアクシデント監視盤</p> <p>演算装置</p> <p>記録</p> <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>第29図 格納容器水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

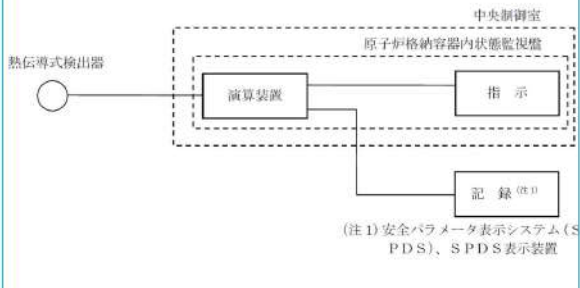
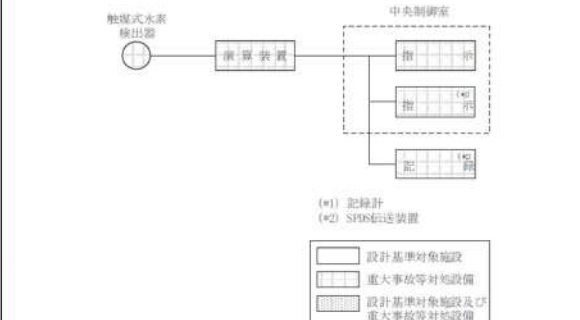
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">比較のため補58-5-59より再掲</p> <p>(8) 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)</p> <p>格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器再循環ユニット出入口の冷却水配管に設置した熱電対の起電力を可搬型温度計測装置にて温度に変換して表示し、記録する。記録した温度を用いて出入口配管を流れる冷却水の温度差を求めることにより、格納容器再循環ユニットの動作状態を確認する。記録は、データ収集周期1分で10日間以上電磁的に記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第38図「格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) の概略構成図」、第39図「検出器の構造図 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA))」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p> <div data-bbox="152 662 560 790" style="text-align: center;"> </div> <p>第38図 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) の概略構成図</p> <div data-bbox="85 941 645 1316" style="text-align: center;"> </div> <p>第39図 検出器の構造図 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA))</p>		<p>3.15 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置</p> <p>(1) 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度</p> <p>格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器再循環ユニット出入口の冷却水配管に設置した测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) にて温度に変換して表示し、記録する。記録した温度を用いて出入口配管を流れる冷却水の温度差を求めることにより、格納容器再循環ユニットの動作状態を確認する。</p> <p>(第30図「格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度の概略構成図」参照。)</p> <div data-bbox="1299 638 1769 798" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1254 821 1814 965" style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>設計基準対象施設</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">内は可搬の範囲を示す</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d3d3d3; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</td> </tr> </table> </div> <p>第30図 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度の概略構成図</p>		設計基準対象施設	}	内は可搬の範囲を示す		重大事故等対処設備		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備の相違 (検出器の相違)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>
	設計基準対象施設	}	内は可搬の範囲を示す								
	重大事故等対処設備										
	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備										

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため補 58-5-32 より再掲</p> <p>(5) アンユラス水素濃度</p> <p>アンユラス水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、アンユラス水素濃度の検出信号は、熱伝導式検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、水素濃度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第15図「アンユラス水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>第15図 アンユラス水素濃度の概略構成図</p>	<p>3.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(1) 原子炉建屋内水素濃度</p> <p>原子炉建屋内水素濃度（触媒式）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、触媒式水素検出器にて水素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、原子炉建屋内水素濃度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-44及び図58-6-45「原子炉建屋内水素濃度（触媒式）の概略構成図」参照。)</p> <p>原子炉建屋内水素濃度（気体熱伝導式）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、気体熱伝導式水素検出器にて水素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉建屋内水素濃度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-46「原子炉建屋内水素濃度（気体熱伝導式）の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-44 原子炉建屋内水素濃度（触媒式）の概略構成図 (原子炉建屋地上3階)</p>	<p>3.16 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(1) アンユラス水素濃度（可搬型）</p> <p>アンユラス水素濃度（可搬型）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱伝導式検出器にて水素濃度を電圧信号として検出する。検出した電圧信号は、変換器にて電流信号に変換し、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水素濃度信号に変換した後、アンユラス水素濃度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第31図「アンユラス水素濃度（可搬型）の概略構成図」参照。)</p>  <p>第31図 アンユラス水素濃度（可搬型）の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 泊は検出した電圧信号を変換器にて電流信号に変換し、その電流信号をシビアアクシデント監視盤にて水素濃度信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

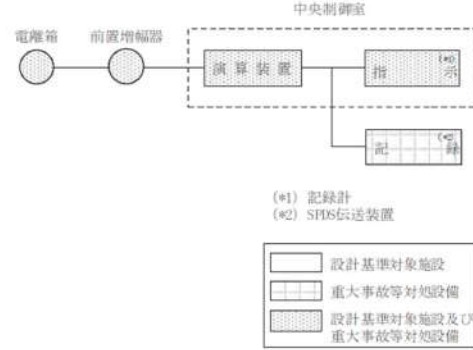
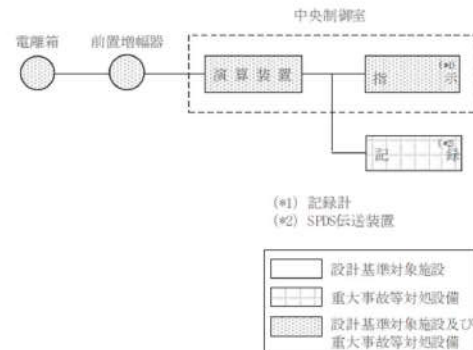
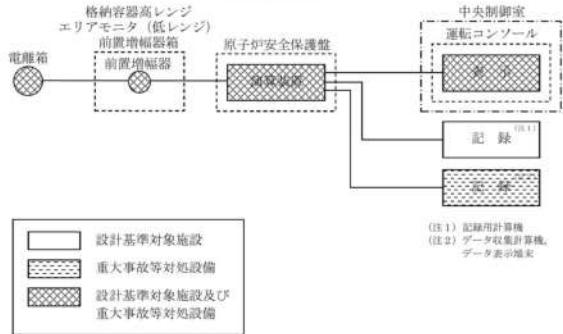
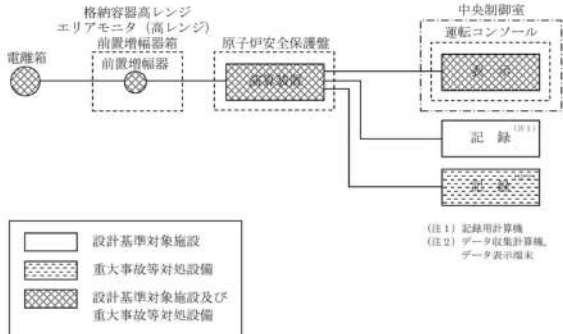
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) は設置しているが、類似記載なし)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>図58-6-45 原子炉建屋内水素濃度 (触媒式) の概略構成図 (原子炉建屋地下2階)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図58-6-46 原子炉建屋内水素濃度 (気体熱伝導式) の概略構成図 (原子炉建屋地上1階及び地下1階)</p> </div> <p>3.9 放射線管理用計測装置</p> <p>(1) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</p> <p>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-47 「格納容器内雰囲気モニタ (D/W) の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.17 放射線管理用計測装置</p> <p>(1) 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)</p> <p>格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、原子炉安全保護盤内の演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第 32 図「格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) を放射線管理用計測装置として使用するが、本資料及び他条文の資料に記載なし。</p>

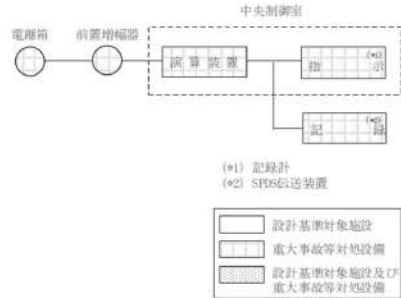
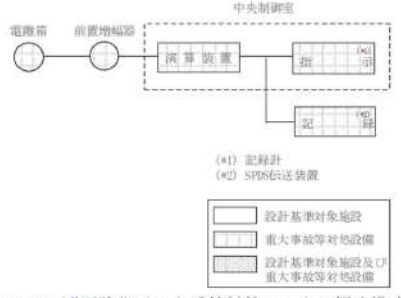
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) は設置しているが、類似記載なし)</p>	<p>図58-6-47 格納容器内雰囲気モニタ(D/W)の概略構成図</p>  <p>(2) 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)</p> <p>格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-48 「格納容器内雰囲気モニタ(S/C)の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-48 格納容器内雰囲気モニタ(S/C)の概略構成図</p>	<p>第32図 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) の概略構成図</p>  <p>(2) 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)</p> <p>格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、原子炉安全保護盤内の演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第33図「格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第33図 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) を放射線管理用計測装置として使用するが、本資料及び他条文の資料に記載なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) フィルタ装置出口放射線モニタ</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタは、重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-49 「フィルタ装置出口放射線モニタの概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-49 フィルタ装置出口放射線モニタの概略構成図</p> <p>(4) 耐圧強化ベント系放射線モニタ</p> <p>耐圧強化ベント系放射線モニタは、重大事故等対処設備の機能を有しており、電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後、放射線量率として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-50 「耐圧強化ベント系放射線モニタの概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-50 耐圧強化ベント系放射線モニタの概略構成図</p>		

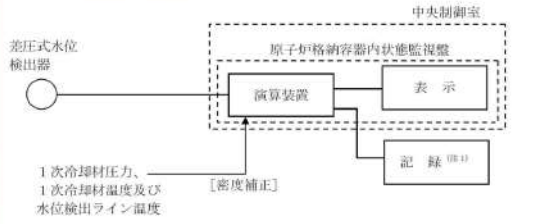
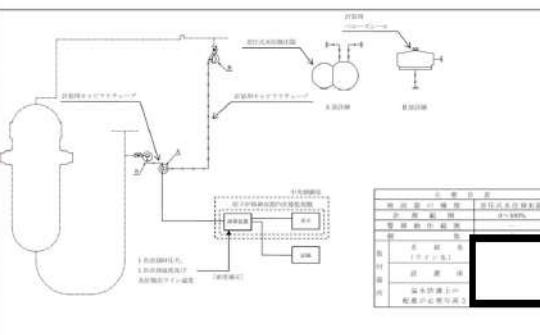
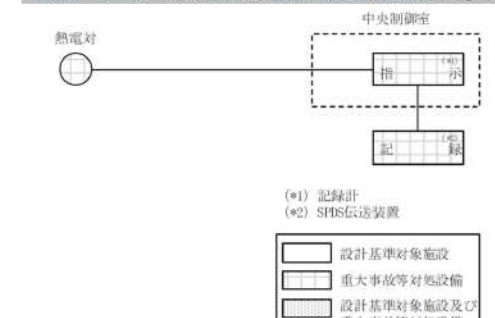
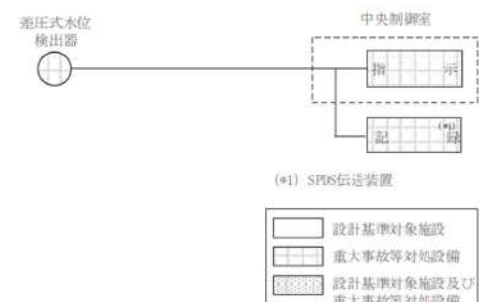
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">16条まとめ資料 別添2より転載</p> <p>(4) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ 計測目的は, 重大事故等における使用済燃料貯蔵槽上部の空間線量率について, 変動する可能性のある範囲にわたり監視することである。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタは, 使用済燃料貯蔵槽の線量当量率を, 可搬型の半導体式検出器を用いてパルス信号として検出する。</p> <p>検出したパルス信号を可搬型の測定処理装置にて線量当量率信号へ変換した後, 可搬型の表示器にて線量当量率を中央制御室に表示し, 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びSPDS表示装置に電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。</p> <p>(第8図「可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタの概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">第8図 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタの概略構成図</p>	<p>(5) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 電離箱にて放射線量率を電流信号として検出する。検出した電流信号は, 前置増幅器で増幅し, 演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後, 放射線量率として中央制御室に指示し, 記録する。</p> <p>(図58-6-51「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">図58-6-51 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) の概略構成図</p>	<p>(3) 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エアモニタは, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 半導体式検出器及び NaI (TI) シンチレーション検出器にて放射線量率をパルス信号として検出する。検出したパルス信号は, 無線伝送先である変換器にて電流信号に変換し, シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて放射線量率信号に変換する処理を行った後, 放射線量率として中央制御室に表示し, 記録する。</p> <p>(第34図「使用済燃料ピット可搬型エアモニタの概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">第34図 使用済燃料ピット可搬型エアモニタの概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映) 16条及び54条では泊も同様の記載あり。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は低放射線量率を NaI (TI) シンチレーション検出器で, 高放射線量率を半導体式検出器で計測する。 ・大飯と女川は有線で接続するのに対し, 泊は複数の設置箇所を想定していることから無線伝送する。 ・泊は変換した電流信号をシビアアクシデント監視盤に入力して放射線量率信号に変換する。 <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

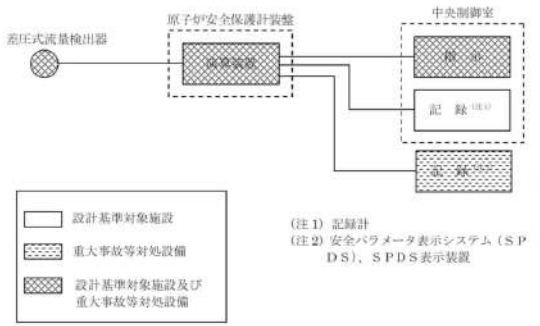
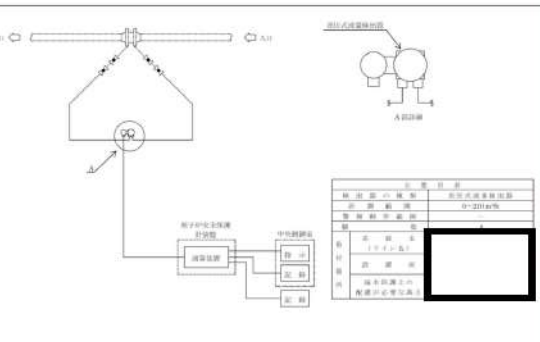
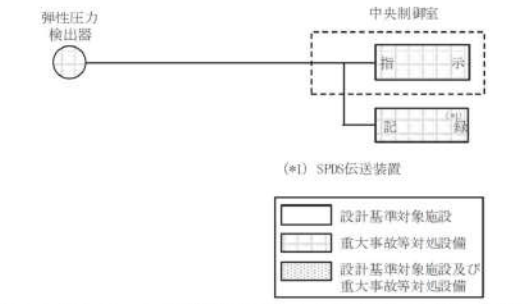
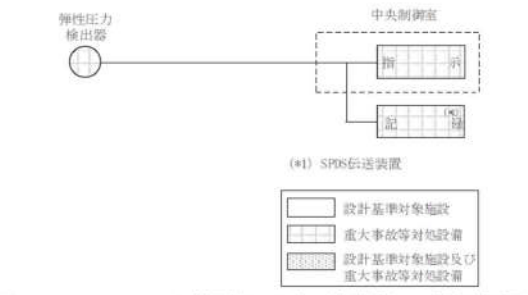
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p style="text-align: right; color: cyan;">比較のため補 58-22, 23 に再掲</p> <p>(1) 原子炉水位</p> <p>原子炉水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤に入力し、演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉水位を中央制御室に表示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第24図「原子炉水位の概略構成図」、第25図「検出器の構造図(原子炉水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>第24図 原子炉水位の概略構成図</p>  <p>電圧源: 検出器の構成図 (電圧・電流値)</p>	<p>3.10 その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>(1) 原子炉圧力容器温度</p> <p>原子炉圧力容器温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、原子炉圧力容器温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-52「原子炉圧力容器温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-52 原子炉圧力容器温度の概略構成図</p> <p>(2) フィルタ装置水位 (広帯域)</p> <p>フィルタ装置水位 (広帯域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、フィルタ装置水位 (広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-53「フィルタ装置水位 (広帯域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-53 フィルタ装置水位 (広帯域) の概略構成図</p>	<p>3.18 その他重大事故等対処設備の計測装置</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため補 58-5-39, 40 へ再掲</p> <p>(2) 蒸気発生器補助給水流量</p> <p>蒸気発生器補助給水流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、蒸気発生器補助給水流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、蒸気発生器補助給水流量を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第26図「蒸気発生器補助給水流量の概略構成図」、第27図「検出器の構造図 (蒸気発生器補助給水流量)」及び第43図並びに第44図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第26図 蒸気発生器補助給水流量の概略構成図</p>  <p>第27図 検出器の構造図 (蒸気発生器補助給水流量)</p>	<p>(3) フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</p> <p>フィルタ装置入口圧力 (広帯域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、フィルタ装置入口圧力 (広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-54「フィルタ装置入口圧力 (広帯域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-54 フィルタ装置入口圧力 (広帯域) の概略構成図</p> <p>(4) フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</p> <p>フィルタ装置出口圧力 (広帯域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、フィルタ装置出口圧力 (広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-55「フィルタ装置出口圧力 (広帯域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-55 フィルタ装置出口圧力 (広帯域) の概略構成図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

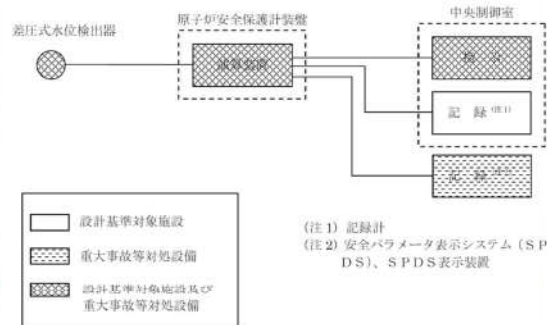
大飯発電所3/4号炉

比較のため58-5-33へ再掲

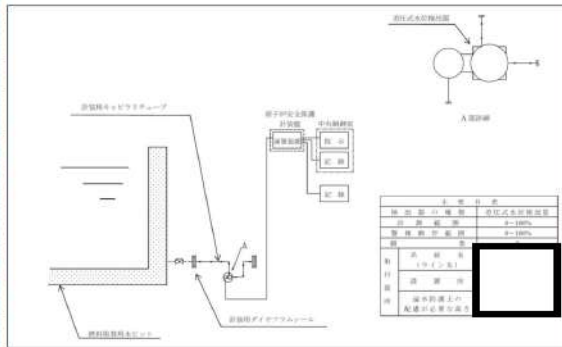
(3) 燃料取替用水ピット水位

燃料取替用水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、燃料取替用水ピット水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、燃料取替用水ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

(第28図「燃料取替用水ピット水位の概略構成図」、第29図「検出器の構造図(燃料取替用水ピット水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)



第28図 燃料取替用水ピット水位の概略構成図



第29図 検出器の構造図 (燃料取替用水ピット水位)

女川原子力発電所2号炉

(5) フィルタ装置水温度

フィルタ装置水温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、フィルタ装置水温度として中央制御室に指示し、記録する。

(図58-6-56「フィルタ装置水温度の概略構成図」参照。)

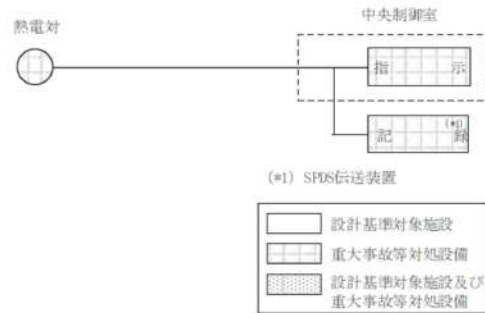


図58-6-56 フィルタ装置水温度の概略構成図

(6) フィルタ装置出口水素濃度

フィルタ装置出口水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱伝導率式水素検出器にて水素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、フィルタ装置出口水素濃度として中央制御室に指示し、記録する。

(図58-6-57「フィルタ装置出口水素濃度の概略構成図」参照。)

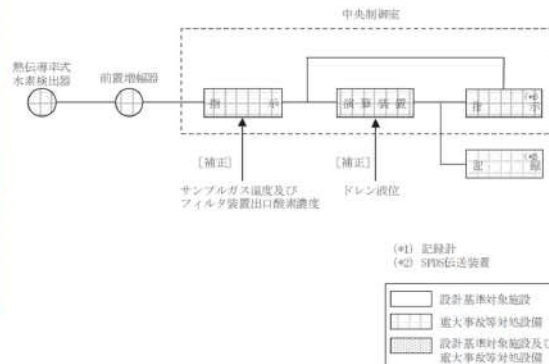


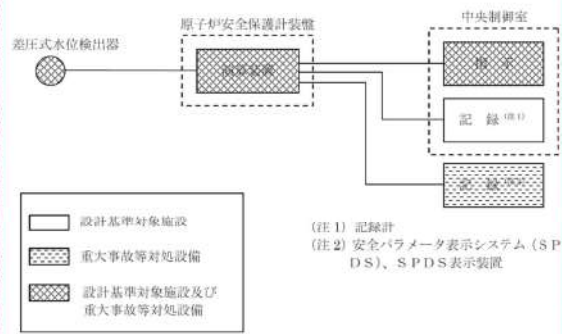
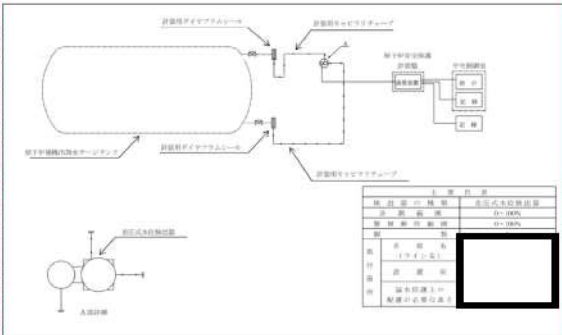
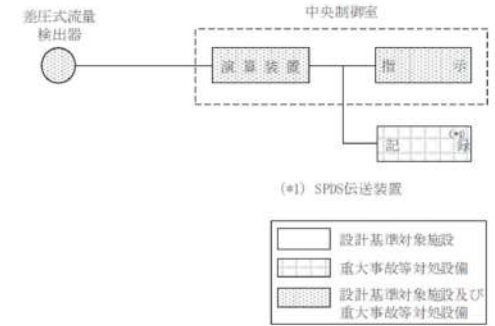
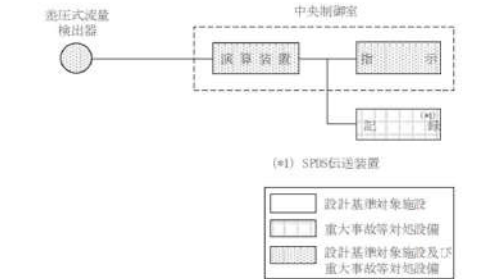
図58-6-57 フィルタ装置出口水素濃度の概略構成図

泊発電所3号炉

相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

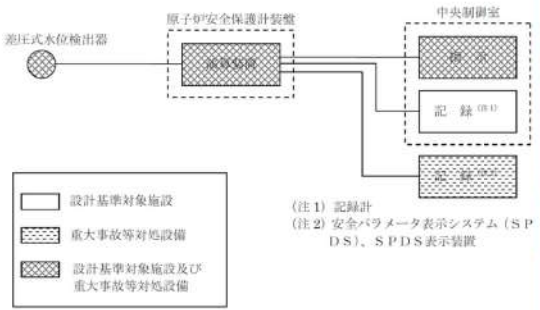
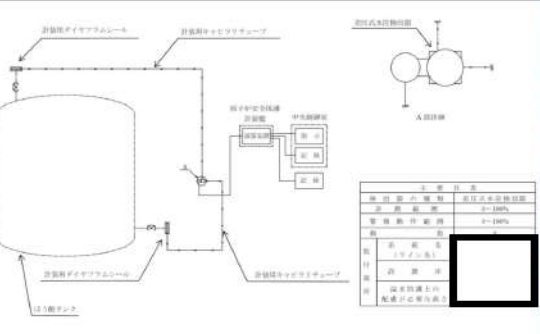
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p style="text-align: right;">比較のため補 58-5-35 へ再掲</p> <p>(4) 原子炉補機冷却水サージタンク水位</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉補機冷却水サージタンク水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉補機冷却水サージタンク水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第30図「原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図」、第31図「検出器の構造図 (原子炉補機冷却水サージタンク水位)」及び第44図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第30図 原子炉補機冷却水サージタンク水位の概略構成図</p>  <table border="1" data-bbox="436 1173 638 1300"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の構造</td> <td>差圧式水位検出器</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付箇所</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付高さ</td> <td>約1.5m</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付径</td> <td>φ100mm</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付材質</td> <td>ステンレス</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置</td> <td>タンク壁面</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付向き</td> <td>水平</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付角度</td> <td>0°</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付歪み</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付公差</td> <td>±0.5mm</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付精度</td> <td>±0.5%</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置公差</td> <td>±0.5mm</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置精度</td> <td>±0.5%</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置公差</td> <td>±0.5mm</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付位置精度</td> <td>±0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	検出器の構造	差圧式水位検出器	検出器の取付箇所	原子炉補機冷却水サージタンク	検出器の取付高さ	約1.5m	検出器の取付径	φ100mm	検出器の取付材質	ステンレス	検出器の取付位置	タンク壁面	検出器の取付向き	水平	検出器の取付角度	0°	検出器の取付歪み	0.5%	検出器の取付公差	±0.5mm	検出器の取付精度	±0.5%	検出器の取付位置公差	±0.5mm	検出器の取付位置精度	±0.5%	検出器の取付位置公差	±0.5mm	検出器の取付位置精度	±0.5%	<p>(7) 原子炉補機冷却水系統流量</p> <p>原子炉補機冷却水系統流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、原子炉補機冷却水系統流量として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-58「原子炉補機冷却水系統流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-58 原子炉補機冷却水系統流量の概略構成図</p> <p>(8) 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量</p> <p>残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-59「残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-59 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量の概略構成図</p>		
項目	仕様																																		
検出器の構造	差圧式水位検出器																																		
検出器の取付箇所	原子炉補機冷却水サージタンク																																		
検出器の取付高さ	約1.5m																																		
検出器の取付径	φ100mm																																		
検出器の取付材質	ステンレス																																		
検出器の取付位置	タンク壁面																																		
検出器の取付向き	水平																																		
検出器の取付角度	0°																																		
検出器の取付歪み	0.5%																																		
検出器の取付公差	±0.5mm																																		
検出器の取付精度	±0.5%																																		
検出器の取付位置公差	±0.5mm																																		
検出器の取付位置精度	±0.5%																																		
検出器の取付位置公差	±0.5mm																																		
検出器の取付位置精度	±0.5%																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

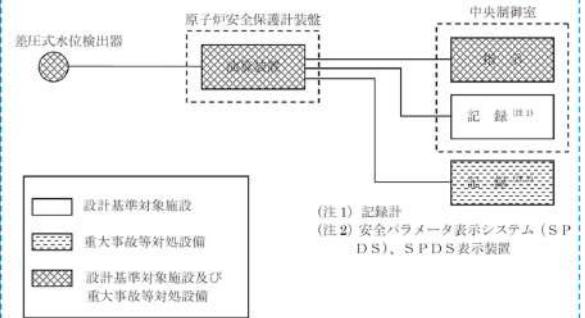
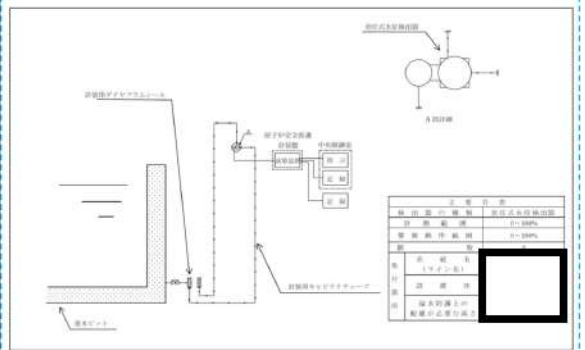
第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: right;">比較のため補 58-5-40, 41 へ再掲</p> <p>(5) ほう酸タンク水位</p> <p>ほう酸タンク水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、ほう酸タンク水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、ほう酸タンク水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第32図「ほう酸タンク水位の概略構成図」、第33図「検出器の構造図（ほう酸タンク水位）」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第32図 ほう酸タンク水位の概略構成図</p>  <p>第33図 検出器の構造図（ほう酸タンク水位）</p> <table border="1" data-bbox="459 1117 638 1244"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要計測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の検出範囲</td> <td>検出器の検出範囲</td> </tr> <tr> <td>検出器の検出精度</td> <td>±10%</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>±10%</td> </tr> <tr> <td>検出器の検出時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出精度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出器の検出単位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要計測		検出器の検出範囲	検出器の検出範囲	検出器の検出精度	±10%	警報動作範囲	±10%	検出器の検出時間		検出器の検出方式		検出器の検出場所		検出器の検出対象		検出器の検出単位		検出器の検出精度		検出器の検出時間		検出器の検出方式		検出器の検出場所		検出器の検出対象		検出器の検出単位				
主要計測																																	
検出器の検出範囲	検出器の検出範囲																																
検出器の検出精度	±10%																																
警報動作範囲	±10%																																
検出器の検出時間																																	
検出器の検出方式																																	
検出器の検出場所																																	
検出器の検出対象																																	
検出器の検出単位																																	
検出器の検出精度																																	
検出器の検出時間																																	
検出器の検出方式																																	
検出器の検出場所																																	
検出器の検出対象																																	
検出器の検出単位																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p style="text-align: right;">比較のため補58-5-36へ再掲</p> <p>(6) 復水ピット水位</p> <p>復水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、復水ピット水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、復水ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第34図「復水ピット水位の概略構成図」、第35図「検出器の構造図（復水ピット水位）」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第34図 復水ピット水位の概略構成図</p>  <p>第35図 検出器の構造図（復水ピット水位）</p> <table border="1" data-bbox="448 1117 627 1244"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>差圧式水位検出器</td> </tr> <tr> <td>検出範囲</td> <td>0~100%</td> </tr> <tr> <td>検出精度</td> <td>±0.5%</td> </tr> <tr> <td>検出速度</td> <td>（仕様書参照）</td> </tr> <tr> <td>計測装置</td> <td>（仕様書参照）</td> </tr> <tr> <td>検出器の取付箇所</td> <td>（仕様書参照）</td> </tr> </tbody> </table>	主要仕様		検出器の種類	差圧式水位検出器	検出範囲	0~100%	検出精度	±0.5%	検出速度	（仕様書参照）	計測装置	（仕様書参照）	検出器の取付箇所	（仕様書参照）			
主要仕様																	
検出器の種類	差圧式水位検出器																
検出範囲	0~100%																
検出精度	±0.5%																
検出速度	（仕様書参照）																
計測装置	（仕様書参照）																
検出器の取付箇所	（仕様書参照）																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

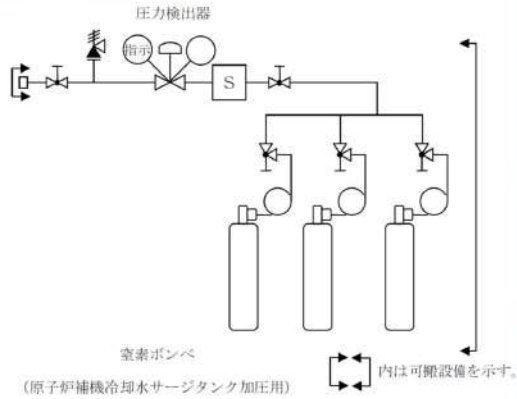
相違理由

比較のため補58-5-34へ再掲

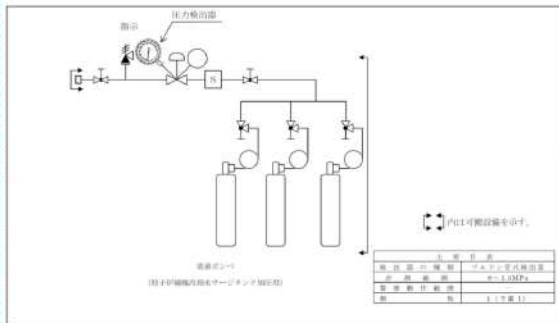
(7) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力

原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉補機冷却水サージタンクの圧力を原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力により指示する。測定結果は従事者が記録用紙にて記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

(第36図「原子炉補機冷却水サージタンク圧力の概略構成図」、第37図「検出器の構造図（原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力）」及び第45図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)



第36図 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の概略構成図


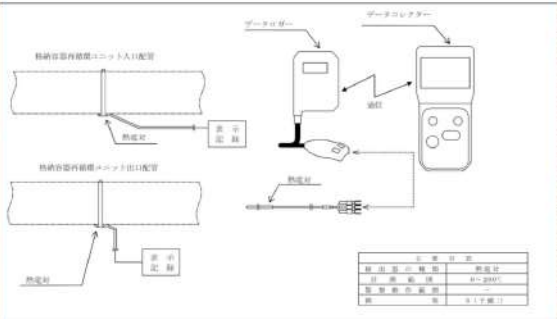


第37図 検出器の構造図（原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

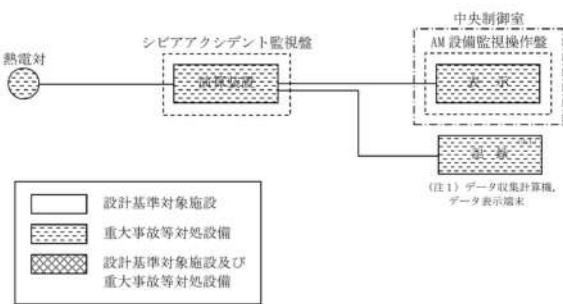
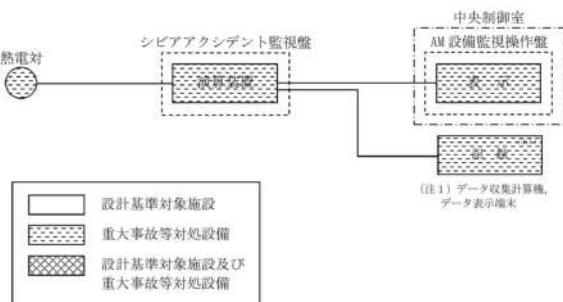
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">比較のため補58-5-46へ再掲</p> <p>(8) 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)</p> <p>格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器再循環ユニット出入口の冷却水配管に設置した熱電対の起電力を可搬型温度計測装置にて温度に変換して表示し、記録する。記録した温度を用いて出入口配管を流れる冷却水の温度差を求めることにより、格納容器再循環ユニットの動作状態を確認する。記録は、データ収集周期1分で10日間以上電磁的に記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第38図「格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) の概略構成図」、第39図「検出器の構造図 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA))」及び第42図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>第38図 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) の概略構成図</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>第39図 検出器の構造図 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA))</p>			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、静的触媒式水素再結合装置動作監視として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-60 「静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-60 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の概略構成図</p>	<p>(1) 原子炉格納容器内水素処理装置温度</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて温度に変換する処理を行った後、原子炉格納容器内水素処理装置温度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第 35 図 「原子炉格納容器内水素処理装置温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>第35図 原子炉格納容器内水素処理装置温度の概略構成図</p> <p>(2) 格納容器水素イグナイト温度</p> <p>格納容器水素イグナイト温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて温度に変換する処理を行った後、格納容器水素イグナイト温度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第 36 図 「格納容器水素イグナイト温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>第36図 格納容器水素イグナイト温度の概略構成図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) 泊は、原子炉格納容器内水素処理装置温度を重要代替パラメータと位置付けている。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) 泊は、格納容器水素イグナイト温度を重要代替パラメータと位置付けている。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 女川(BWR)は、格納容器内を窒素で不活性化し、水素爆発による格納容器破損防止としては静的触媒式水素再結合装置及び同監視装置を用いることとしており、泊の格納容器水素イグナイトに該当する設備がない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

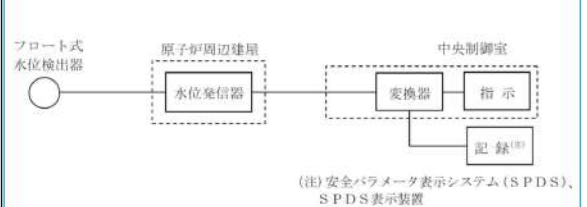
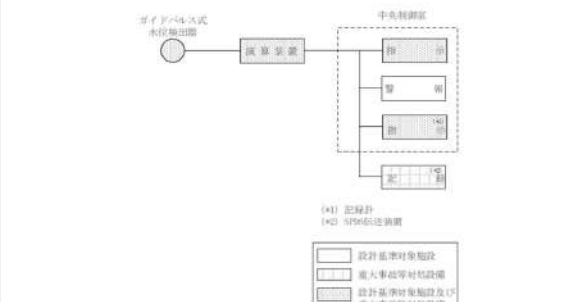
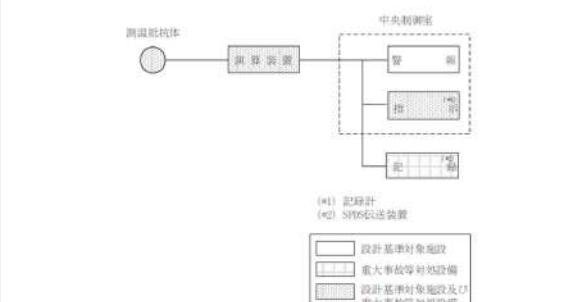
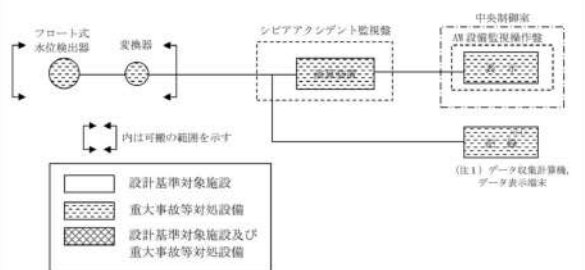
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>16条まとめ資料 別添2 使用済燃料ピット監視設備について より転載</p> <p>(1) 使用済燃料ピット水位（AM用）</p> <p>計測目的は、重大事故等により水位の変動する可能性のある範囲のうち、燃料体頂部近傍から使用済燃料ピット上端近傍まで水位を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）の検出信号は、電波式水位検出器からの電流信号を、使用済燃料ピット監視計器盤内の信号処理回路にて水位信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位（AM用）を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>（第1図「使用済燃料ピット水位（AM用）の概略構成図」参照。）</p>  <p>（注）安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置</p> <p>第1図 使用済燃料ピット水位（AM用）の概略構成図</p>	<p>(10) 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</p> <p>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料貯蔵ラック上端（O.P.25920mm）から上方に14箇所に設置した液相及び気相の熱電対にて温度を起電力として検出する。ヒータ加熱開始前後の熱電対の温度変化を確認することにより間接的に水位を監視することができ、検出した起電力は、使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>（図58-6-61「使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の概略構成図」参照。）</p>  <p>図58-6-61 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の概略構成図</p>	<p>(3) 使用済燃料ピット水位（AM用）</p> <p>使用済燃料ピット水位（AM用）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、電波式水位検出器にて水位を電流信号として検出する。検出した電流信号は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水位信号に変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位（AM用）として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>（第37図「使用済燃料ピット水位（AM用）の概略構成図」参照）</p>  <p>第37図 使用済燃料ピット水位（AM用）の概略構成図</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映） 16条及び54条では泊も同様の記載あり。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて水位信号に変換する。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
<p>16条まとめ資料 別添2 より転載</p> <p>(2) 可搬式使用済燃料ピット水位の構成</p> <p>計測目的は、設置許可基準第54条第2項に要求されている使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下する場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視することである。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位の検出信号は、フロート式水位検出器からの位置変化量を、水位発信器にて水位信号へ変換する処理を行った後、可搬式使用済燃料ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p>	<p>(11) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、ガイドパルス式検出器にて水位を気相／液相界面からの反射パルス信号を検出するまでの時間を電流信号として検出する。検出</p>	<p>(4) 使用済燃料ピット水位（可搬型）</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料ピット水面に浮かべたフロート式水位検出器の使用済燃料ピット水位変化に伴う位置変化を水位変換器で電流信号として検出する。検出した電流信</p>	<p>【大阪】 設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映） 16条及び54条では泊も同様の記載あり。</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

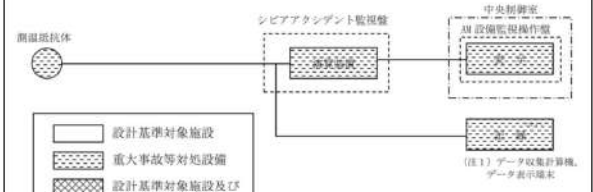
赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3図「可搬式使用済燃料ピット水位の概略構成図」参照。</p>  <p>第3図 可搬式使用済燃料ピット水位の概略構成図</p>	<p>した電流信号は, 演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後, 使用済燃料ピット水位 (ガイドパルス式) として中央制御室に指示し, 記録する。</p> <p>使用済燃料ピット温度 (ガイドパルス式) は, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており, 测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は, 演算装置にて温度信号へ変換した後, 使用済燃料ピット温度 (ガイドパルス式) として中央制御室に指示し, 記録する。</p> <p>(図 58-6-62「使用済燃料ピット水位 (ガイドパルス式) の概略構成図」及び図 58-6-63「使用済燃料ピット温度 (ガイドパルス式) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-62 使用済燃料ピット水位 (ガイドパルス式) の概略構成図</p>  <p>図58-6-63 使用済燃料ピット温度 (ガイドパルス式) の概略構成図</p>	<p>号は, シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後, 使用済燃料ピット水位 (可搬型) として中央制御室に表示し, 記録する。</p> <p>(第38図「使用済燃料ピット水位 (可搬型) の概略構成図」参照)</p>  <p>第38図 使用済燃料ピット水位 (可搬型) の概略構成図</p>	<p>泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて水位信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

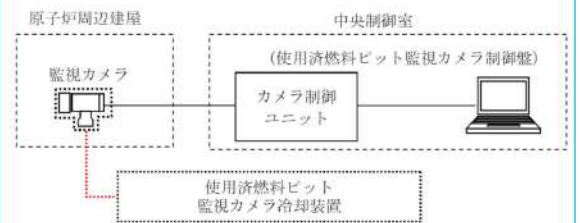
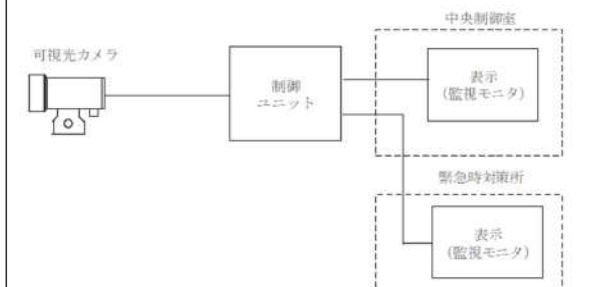
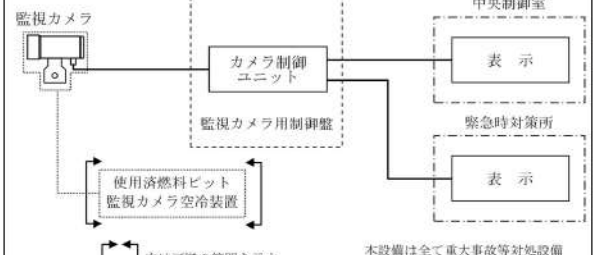
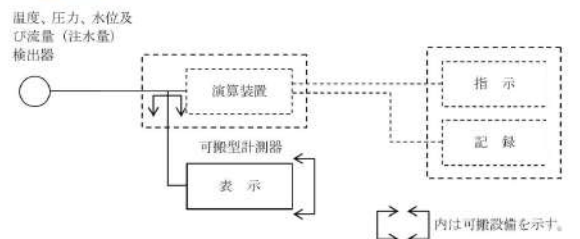
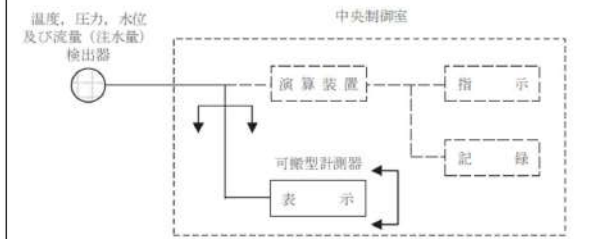
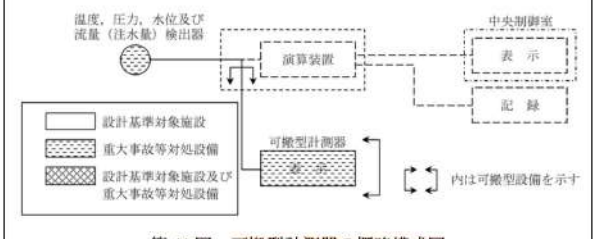
第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため16条まとめ資料 別添2より転載</p> <p>(3) 使用済燃料ピット温度 (AM用)</p> <p>計測目的は、重大事故等により水温の変動する可能性のある範囲のうち、使用済燃料ピット水の沸騰による過熱状態を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) の検出信号は、測温抵抗体の抵抗値を、使用済燃料ピット監視計器盤内の信号処理回路にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度 (AM用) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>(第6図「使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第6図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(12) 使用済燃料プール監視カメラ</p> <p>使用済燃料プール監視カメラは、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料プールの状態が確認できるよう高所に設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、使用済燃料プールの状態を監視する。また、照明がない場合や蒸気雰囲気下においても、可視光カメラに付属している専用照明及び霧除去機能により、使用済燃料プールの状態が監視可能である。使用済燃料プール監視カメラの映像信号は、制御ユニットを経由して中央制御室に表示する。</p> <p>なお、使用済燃料プール監視カメラは、可視光カメラと冷却装置が一体構造であり、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時の高温下においても、冷却装置により可視光カメラを冷却可能なため、監視可能である。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(5) 使用済燃料ピット温度 (AM用)</p> <p>使用済燃料ピット温度 (AM用) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、測温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度 (AM用) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第39図「使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図」参照)</p>  <p>第39図 使用済燃料ピット温度 (AM用) の概略構成図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映) 16条及び54条では泊も同様の記載あり。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 泊は検出した抵抗値をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて温度信号に変換する。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>比較のため16条まとめ資料 別添2より転載</p> <p>(5) 使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>監視目的は、重大事故等発生時の使用済燃料ピットの状態を監視することである。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラの映像信号は、制御ユニットを介し、中央制御室の監視用モニタに表示する。</p>	<p>(6) 使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料ピットの状態が確認できるよう高所に設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、本カメラは照明がない場合や蒸気雰囲気下においても状態監視が可能な赤外線カメラであり、使用済燃料ピットの状態が監視可能である。使用済燃料ピット監視カメラの映像信号は、制御ユニットを経由して中央制御室に表示する。</p> <p>なお、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時の高温下においても、可搬型の空冷装置により赤外線カメラを冷却可能なため、監視可能である。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映) 16条及び54条では泊も同様の記載あり。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(第10図「使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図」参照)</p>  <p>第10図 使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図</p>	<p>(図58-6-64「使用済燃料プール監視カメラの概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-64 使用済燃料プール監視カメラの概略構成図</p>	<p>(第40図「使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図」参照)</p>  <p>第40図 使用済燃料ピット監視カメラの概略構成図</p>	<p>【大阪】 設備構成の相違</p>
<p>(9) 可搬型計測器</p> <p>可搬型計測器は、重大事故等対処設備の機能を有しており、重大事故等が発生し、パラメータの計測範囲を超えた場合、又は直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合に、特に重要なパラメータとして、重大事故等に対処するために監視することが必要な温度、圧力、水位及び流量（注水量）のパラメータについて、検出器の抵抗値又は電気信号を計測した後、その計測結果を換算表を用いて温度、圧力、水位及び流量に換算し、監視するとともに、従事者が記録用紙に記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第40図「可搬型計測器の概略構成図」、第1表「可搬型計測器の測定対象パラメータ」、第41図「検出器の構造図（可搬型計測器）」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第40図 可搬型計測器の概略構成図</p>	<p>(13) 可搬型計測器</p> <p>可搬型計測器は、重大事故等対処設備の機能を有しており、重大事故等時に直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合に、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを抵抗値又は電気信号として計測する。</p> <p>その計測結果を、換算表を用いて温度、圧力、水位及び流量に換算し監視するとともに、記録用紙に記録する。</p> <p>(図58-6-65「可搬型計測器の概略構成図」及び表58-6-1「可搬型計測器の測定対象パラメータ」参照。)</p>  <p>図58-6-65 可搬型計測器の概略構成図</p>	<p>(7) 可搬型計測器</p> <p>可搬型計測器は、重大事故等対処設備の機能を有しており、重大事故等時にパラメータの計測範囲を超えた場合、又は直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合に、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを抵抗値又は電気信号として計測する。</p> <p>その計測結果を、換算表を用いて温度、圧力、水位及び流量に換算し監視するとともに、記録用紙に記録する。</p> <p>(第41図「可搬型計測器の概略構成図」及び第1表「可搬型計測器の測定対象パラメータ」参照。)</p>  <p>第41図 可搬型計測器の概略構成図</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 泊は、パラメータの計測範囲を超えた場合に可搬型計測器を用いた計測を実施することから、大阪と同様の記載とした。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪・女川】 設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

第1表 可搬型計測器の測定対象パラメータ

監視パラメータ

- 1次冷却材圧力
- 1次冷却材高温側温度（広域）
- 1次冷却材低温側温度（広域）
- 余熱除去流量
- 高圧注入流量
- 恒設代替低圧注水積算流量
- 加圧器水位
- AM用格納容器圧力
- 格納容器内温度
- 格納容器圧力（広域）
- 蒸気発生器水位（広域）
- 蒸気発生器水位（狭域）
- 主蒸気圧力
- 格納容器スプレイ積算流量
- 格納容器再循環サンプ水位（広域）
- 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
- 原子炉下部キャビティ水位
- 原子炉格納容器水位
- 原子炉水位
- 蒸気発生器補助給水流量
- 燃料取替用水ピット水位
- 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- ほう酸タンク水位
- 復水ピット水位

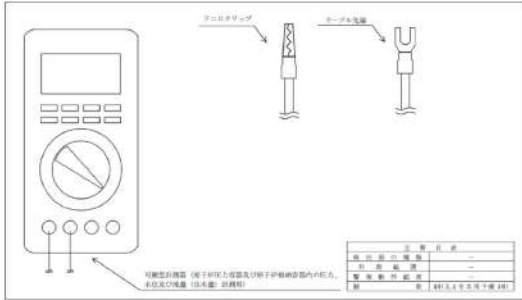


図 41 図 検出器の構造図（可搬型計測器）

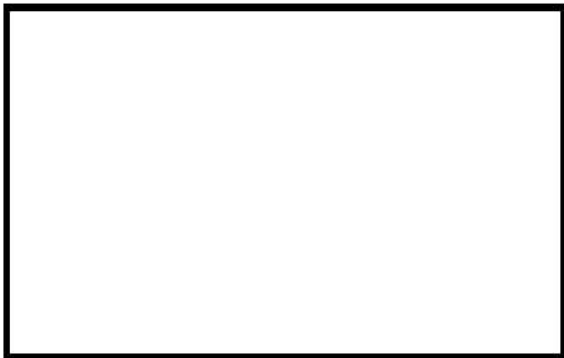


図 42 図 検出器の取付箇所を示した図面（E.L.17.10a）

女川原子力発電所2号炉

表 58-6-1 可搬型計測器の測定対象パラメータ

監視パラメータ	
原子炉圧力容器温度	ドライウェル圧力
原子炉圧力	圧力制御室圧力
原子炉圧力（SA）	圧力制御室水位
原子炉水位（広帯域）	フィルタ装置水位（広帯域）
原子炉水位（燃料域）	フィルタ装置入口圧力（広帯域）
原子炉水位（SA燃料域）	フィルタ装置出口圧力（広帯域）
原子炉水位（SA燃料域）	フィルタ装置温度
高圧代替注水系ポンプ出口流量	残留熱除去系熱交換器入口温度
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系）	残留熱除去系熱交換器出口温度
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系）	残留熱除去系熱交換器出口温度
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系）	残留熱除去系熱交換器出口温度
高圧代替注水系ポンプ出口流量	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量
代替格納容器ポンプ出口流量	復水貯蔵タンク水位
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口圧力
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口圧力
残留熱除去系ポンプ出口流量	代替格納容器ポンプ出口圧力
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力
原子炉格納容器代替スプレイ流量	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
原子炉格納容器下部注水流量	残留熱除去系ポンプ出口圧力
ドライウェル温度	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
圧力制御室内変気温度	復水移送ポンプ出口圧力
サブレーションプール水温度	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置
原子炉格納容器下部温度	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ）

泊発電所3号炉

第1表 可搬型計測器の測定対象パラメータ

監視パラメータ

- 1次冷却材圧力（広域）
- 1次冷却材温度（広域—高温側）
- 1次冷却材温度（広域—低温側）
- 高圧注入流量
- 低圧注入流量
- 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
- 原子炉容器水位
- 加圧器水位
- 格納容器圧力（AM用）
- 格納容器内温度
- 燃料取替用水ピット水位
- 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- 補助給水ピット水位
- 蒸気発生器水位（広域）
- 蒸気発生器水位（狭域）
- 主蒸気ライン圧力
- 補助給水流量
- ほう酸タンク水位
- B—格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）
- 格納容器再循環サンプ水位（広域）
- 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
- 原子炉下部キャビティ水位
- 格納容器水位
- 原子炉格納容器圧力
- 原子炉格納容器内水素処理装置温度
- 格納容器再循環サンプ水位
- 使用済燃料ピット水位（AM用）
- 使用済燃料ピット温度（AM用）

相違理由

【女川】

炉型の相違

想定される重大事故等及び対処設備が異なるため、監視パラメータも異なるため、比較対象外とする。




【大飯】

記載方針の相違（女川実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図43図 吐出部の取付箇所を明示した図面 (図L-21.3a)</p>			
 <p>図44図 吐出部の取付箇所を明示した図面 (図L-25.0a)</p>			
 <p>図45図 吐出部の取付箇所を明示した図面 (図L-29.0a)</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>3.2.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>「3.1 計測装置」に示したパラメータは、原則、中央制御室に指示又は表示するとともに、安全パラメータ表示システム（SPDS）又はSPDS表示装置に記録、保存できる設計とする。第2表に計測装置の計測結果の指示、表示及び記録場所を示す。</p> <p>3.2.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わる計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。制御棒の位置及び原子炉圧力容器の入口及び出口における流量の計測結果は、プラント計算機から記録を帳票として出力し保存できる設計とするとともに液体制御材のほう素濃度、1次冷却材の不純物の濃度及び原子炉格納容器内の水素ガスの濃度については、断続的な試料の分析を行い、従事者が測定結果を記録し保存できる設計とする。なお、記録の管理については、保安規定で定める。</p> <p>記録を保存する計測項目と計測装置等を第3表に示す。</p> <p>3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、原則、中央制御室に指示又は表示するとともに、安全パラメータ表示システム（SPDS）^(注)又はSPDS表示装置^(注)に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないこととともに帳票が出力できる設計とする。</p> <p>また、プラント状態の推移を把握するためにデータ収集周期は1分、記録の保存容量は計測結果を取り出すことで継続的なデータを得ることができるよう、2週間以上保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要となる現場のパラメータについても、可搬型温度計測装置等により記録できる設計とする。</p> <p>（注）安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置は3号及び4号機共用とし、緊急時対策所と兼用する。</p>			<p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違（女川実績の反映） 以降、3.2項及び3.3項は同様。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
第2表 計測装置の計測結果の指示、表示及び記録 (1/2)																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測装置</th> <th>指示又は表示</th> <th>記録 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中性子領域中性子束</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>中間領域中性子束</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>出力領域中性子束</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>1次冷却材圧力 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>1次冷却材高温側温度 (広域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>1次冷却材低温側温度 (広域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>余熱除去流量 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>高圧注入流量 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>恒設代替低圧注水積算流量 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>加圧器水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>AM用格納容器圧力 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>格納容器圧力 (広域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>格納容器内温度 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器水蒸気濃度</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>7ニュラス水蒸気濃度</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (広域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (狭域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>主蒸気圧力 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>格納容器スプレイ積算流量 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンブ水位 (広域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンブ水位 (狭域) (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>原子炉下部キャビティ水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>SPDS</td></tr> <tr><td>蒸気発生器補助給水流量 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>燃料取扱用ベッド水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> </tbody> </table> <p>SPDS：安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置 (注1) 記録計及びSPDSは、自動で記録する設計とする。 (注2) 計装用電源の喪失時の対応として、重大事故等に対処するために監視することが必要な温度、圧力、水位及び流量 (注水量) のパラメータについて、可搬型計測器を接続し、計測結果の記録は、従事者が記録する。</p>	計測装置	指示又は表示	記録 (注1)	中性子領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	中間領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	出力領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	1次冷却材圧力 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	1次冷却材高温側温度 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	1次冷却材低温側温度 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	余熱除去流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	高圧注入流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	恒設代替低圧注水積算流量 (注2)	中央制御室	SPDS	加圧器水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	AM用格納容器圧力 (注2)	中央制御室	SPDS	格納容器圧力 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	格納容器内温度 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	可搬型格納容器水蒸気濃度	中央制御室	SPDS	7ニュラス水蒸気濃度	中央制御室	SPDS	蒸気発生器水位 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	蒸気発生器水位 (狭域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	主蒸気圧力 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	格納容器スプレイ積算流量 (注2)	中央制御室	SPDS	格納容器再循環サンブ水位 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	格納容器再循環サンブ水位 (狭域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	原子炉下部キャビティ水位 (注2)	中央制御室	SPDS	原子炉格納容器水位 (注2)	中央制御室	SPDS	原子炉水位 (注2)	中央制御室	SPDS	蒸気発生器補助給水流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	燃料取扱用ベッド水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS			
計測装置	指示又は表示	記録 (注1)																																																																																		
中性子領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
中間領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
出力領域中性子束	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
1次冷却材圧力 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
1次冷却材高温側温度 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
1次冷却材低温側温度 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
余熱除去流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
高圧注入流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
恒設代替低圧注水積算流量 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
加圧器水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
AM用格納容器圧力 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
格納容器圧力 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
格納容器内温度 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
可搬型格納容器水蒸気濃度	中央制御室	SPDS																																																																																		
7ニュラス水蒸気濃度	中央制御室	SPDS																																																																																		
蒸気発生器水位 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
蒸気発生器水位 (狭域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
主蒸気圧力 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
格納容器スプレイ積算流量 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
格納容器再循環サンブ水位 (広域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
格納容器再循環サンブ水位 (狭域) (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
原子炉下部キャビティ水位 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
原子炉格納容器水位 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
原子炉水位 (注2)	中央制御室	SPDS																																																																																		
蒸気発生器補助給水流量 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
燃料取扱用ベッド水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
第2表 計測装置の計測結果の指示、表示及び記録 (2/2)																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測装置</th> <th>指示又は表示</th> <th>記録 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>注う酸タンク水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>復水ベッド水位 (注2)</td><td>中央制御室</td><td>中央制御室 (記録計)、SPDS</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力</td><td>現場</td><td>現場 (従事者が記録)</td></tr> <tr><td>格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)</td><td>現場</td><td>現場 (電簡的記録)</td></tr> </tbody> </table> <p>SPDS：安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置 (注1) 記録計及びSPDSは、自動で記録する設計とする。 (注2) 計装用電源の喪失時の対応として、重大事故等に対処するために監視することが必要な温度、圧力、水位及び流量 (注水量) のパラメータについて、可搬型計測器を接続し、計測結果の記録は、従事者が記録する。</p>	計測装置	指示又は表示	記録 (注1)	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	注う酸タンク水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	復水ベッド水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	現場	現場 (従事者が記録)	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)	現場	現場 (電簡的記録)																																																																		
計測装置	指示又は表示	記録 (注1)																																																																																		
原子炉補機冷却水サージタンク水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
注う酸タンク水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
復水ベッド水位 (注2)	中央制御室	中央制御室 (記録計)、SPDS																																																																																		
原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	現場	現場 (従事者が記録)																																																																																		
格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)	現場	現場 (電簡的記録)																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>第3表 記録を保存する計測項目と計測装置等</p> <table border="1" data-bbox="73 156 656 662"> <thead> <tr> <th>計測項目</th> <th>計測装置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">炉心における中性子束密度</td> <td>中性子源領域中性子束</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">制御棒の位置及び液体制御棒材の濃度</td> <td>制御用制御棒位置</td> </tr> <tr> <td>停止用制御棒位置</td> </tr> <tr> <td>分析装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材の不純物の濃度</td> <td>分析装置</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</td> <td>加圧器圧力</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材高温側温度（広域）</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低温側温度（広域）</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材流量</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器内及び蒸気発生器内の水位</td> <td>蒸気発生器水位（狭域）</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力（広域）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度</td> <td>格納容器内温度</td> </tr> <tr> <td>分析装置</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器の出口における2次冷却材の圧力、温度^(注)及び流量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気圧力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器主蒸気流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 蒸気発生器の出口における2次冷却材の温度は、主蒸気圧力と飽和温度の関係性を用いて換算することにより間接的に計測する。その他の計測項目については、添付資料31「放射線管線用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」及び添付資料18「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p> <p>3.3 安全保護装置</p> <p>安全保護装置の機能を実現する計測制御設備は、原子炉安全保護計装盤にて4チャンネル、4トレイン構成とし、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用した設計とする。</p> <p>(第46図「原子炉保護装置概略図」参照。)</p> <p>安全保護装置は、チャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とし、原子炉安全保護計装盤とハードワイヤード（リレーやタイマなどのコイル、接点を電線でつないだシーケンス構成）設備及びアナログの中央制御盤等との信号の伝送が必要な箇所は、ハードワイヤード（配線）で行う設計とする。</p> <p>原子炉安全保護計装盤と原子炉制御計装盤等のデジタル制御装置及びプラント計算機設備との信号の伝送が必要な箇所は、多重伝送ラインを用いる設計とする。</p> <p>(第47図「外部ネットワークと物理的又は機能的な分離概略図」参照。)</p>	計測項目	計測装置等	炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束	中間領域中性子束	出力領域中性子束	制御棒の位置及び液体制御棒材の濃度	制御用制御棒位置	停止用制御棒位置	分析装置	1次冷却材の不純物の濃度	分析装置	1次冷却材圧力	原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	加圧器圧力	1次冷却材高温側温度（広域）	1次冷却材低温側温度（広域）	1次冷却材流量	加圧器水位	加圧器内及び蒸気発生器内の水位	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器水位（広域）	格納容器圧力（広域）	原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度	格納容器内温度	分析装置	蒸気発生器の出口における2次冷却材の圧力、温度 ^(注) 及び流量		主蒸気圧力		蒸気発生器主蒸気流量			
計測項目	計測装置等																																	
炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束																																	
	中間領域中性子束																																	
	出力領域中性子束																																	
制御棒の位置及び液体制御棒材の濃度	制御用制御棒位置																																	
	停止用制御棒位置																																	
	分析装置																																	
1次冷却材の不純物の濃度	分析装置																																	
	1次冷却材圧力																																	
原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	加圧器圧力																																	
	1次冷却材高温側温度（広域）																																	
	1次冷却材低温側温度（広域）																																	
	1次冷却材流量																																	
	加圧器水位																																	
加圧器内及び蒸気発生器内の水位	蒸気発生器水位（狭域）																																	
	蒸気発生器水位（広域）																																	
	格納容器圧力（広域）																																	
原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度	格納容器内温度																																	
	分析装置																																	
	蒸気発生器の出口における2次冷却材の圧力、温度 ^(注) 及び流量																																	
	主蒸気圧力																																	
	蒸気発生器主蒸気流量																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第46図 原子炉保護装置概略図</p> <p>3.3.1 不正アクセス行為等の被害の防止</p> <p>安全保護装置は、外部ネットワークと物理的な分離又は機能的な分離、有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作の防止、ソフトウェアの内部管理の強化によるウイルス等の侵入の防止、物理的及び電気的アクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止すること等の措置を講じることによって不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。</p> <p>(1) 外部ネットワークと物理的な分離</p> <p>安全保護装置は、盤に対する施錠によりハードウェアを直接接続させないことにより物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 外部ネットワークと機能的な分離</p> <p>安全保護装置は、国伝送バスに接続されている安全パラメータ表示システム（SPDS）等外部からの侵入に対して、ゲートウェイを介して外部への信号の流れを送信のみに制限することにより機能的に分離する設計とする。</p> <p>また、安全保護装置は、物理的、電気的、機能的に分離された常用系の1次系プロセスバスに接続しデータ通信できる設計とする。</p> <p>（第47図「外部ネットワークと物理的又は機能的な分離概略図」参照。）</p> <p>(3) コンピュータウイルスが動作しない環境</p> <p>安全保護装置のデジタル計算機は、計算機固有のプログラム及び言語を使用し一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境となる設計とする。</p> <p>(4) 物理的及び電気的アクセスの制限</p> <p>人的侵入や不正行為が発生しないように、発電所への入域の出入管理による物理的アクセスを制限するとともに、安全保護装置のデジタル計算機（ソフトウェアを変更するツール）</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>のパスワード管理により電氣的アクセスを制限する設計とする。</p> <p>(5) ソフトウェアの管理外の変更に対する防護措置</p> <p>安全保護装置のデジタル計算機は、システム設計、製作、試験、変更管理の各段階で「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008)に準じて、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアを使用する設計とする。</p> <p>(第48図「デジタル計算機の設計・製作及び検証と妥当性確認の流れ」及び第4表「各検証項目における検証内容」参照。)</p> <p>(6) 有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作の防止及びソフトウェアの内部管理の強化によるウイルス等の侵入の防止</p> <p>外部ネットワークと物理的な分離及び機能的な分離、コンピュータウイルスが動作しない環境、物理的及び電氣的アクセスの制限、ソフトウェアの管理外の変更に対する防護措置の設計を行うことにより有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作の防止及びソフトウェアの内部管理の強化によるウイルス等の侵入を防止できる設計とする。</p>  <p>図47 図 外部ネットワークと物理的又は機能的な分離概略図</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">当 社</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">供 給 先</div> </div> <p style="text-align: center;">第45図 デジタル計装機の設計・製作及び検証と妥当性確認の流程</p>			
第4表 各検証項目における検証内容			
検証項目	検証内容		
検証1	安全保護系システムへの要求事項が正しく設備の基本設計方針書に反映されていることを確認		
検証2	基本設計の要求仕様が正しくハードウェア・ソフトウェア設計要求図書に反映されていることを検証		
検証3	ハードウェア・ソフトウェア設計要求図書が正しくソフトウェア設計に反映されていることを検証		
検証4	ソフトウェア設計通りに正しくソフトウェアが製作されていることを検証		
検証5	ハードウェアとソフトウェアを統合してハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様通りのシステムとなっていることを検証		
妥当性確認	ハードウェアとソフトウェアを統合して検証されたシステムが、デジタル安全保護系システム要求事項を満足していることを確認		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 計測装置の計測範囲</p> <p>計測装置の計測範囲の設定に対する考え方については、共通する基本的な考え方について以下に示し、第5表「計測装置の計測範囲」にて当該パラメータの用途に応じた考え方を個別に示す。また、重大事故等が発生し、パラメータの計測範囲を超えた場合、又は直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合に使用する可搬型計測器の測定範囲を第6表「可搬型計測器の測定範囲」に示す。</p> <p>【計測範囲の設定に係る基本的な考え方】</p> <p>計測装置の計測範囲は、計測を期待されるプラント条件において、警報設定値を包絡し、制御及び保護に必要となるプロセス量を考慮して、総合的な判断をもって設定することを基本とする。</p> <p>制御及び保護に必要となるプロセス量の考慮とは、定格流量や定格出力を包絡する設定とすることや、最高使用圧力及び最高使用温度を包絡する設定とすることなどが挙げられる。</p> <p>また、重大事故等に対処するために監視することが必要な計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とする。</p> <p>このように、いろいろな要素を総合的に勘案して計測範囲を設定することから、各パラメータにおいては、ひとつの計測対象の監視範囲として狭域及び広域を設定するような場合や、プラント状態が一時的に計測範囲を超えるような設定とする場合など、その当該パラメータの用途に応じて適切に設定する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の対応におけるパラメータの推定手段及び推定方法については添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す。</p> <p>4.2 計測装置の警報動作範囲</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計としていること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設けない設計とする。</p>	<p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>計測装置の計測範囲及び警報動作範囲について、表 58-6-2 及び表 58-6-3 に示す。</p>	<p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 計測装置の計測範囲</p> <p>計測装置の計測範囲について、第2表に示す。</p> <p>4.2 計測装置の警報動作範囲</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計としていること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設けない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯と同様）</p>

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

名称	計測範囲	通常運転時	プラントの状態(注1)と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方
			運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	
出力領域中性子束	0~120% ($3.3 \times 10^5 \sim 1.2 \times 10^{10} \text{ n/cm}^2 \cdot \text{sec}$)	0~100%	定格出力の約3.4倍(注2) (原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き)	定格出力の約35倍(注2) (制御棒飛び出し)	発電用原子炉の起動時から定格出力運転時及び運転時の異常な過渡変化時の中性子束を測定できる範囲として0~120%に設定する。設計基準事故時、事業初期は中性子束が急激に上昇し、一時的に計測範囲を超えるが、負のドップラ反応度帰還効果により抑制され急峻に低下する。そのため、現状の計測範囲でも、同計測範囲により事故対応が可能である。「中間領域中性子束」及び「中性子源領域中性子束」と相まって重大事故等時における中性子束の変動範囲を監視可能である。

女川原子力発電所2号炉

表58-6-2 計装装置の計測範囲(2/7)

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態(注1)と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	重大事故等時	
高圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~100%[gag]	-	最大値:14.00%[gag]	重大事故時のパワーマニパレーションによる過渡変化時の圧力変動(注2)を考慮し、高圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~100%に設定する。
高圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~20%[gag]	-	最大値:1.700%[gag]	高圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~20%に設定する。
中間冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~100%[gag]	-	最大値:11.00%[gag]	中間冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~100%に設定する。
高圧中心スプレイ蒸気ポンプ出口圧力	0~120%[gag]	-	最大値:10.00%[gag]	高圧中心スプレイ蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~120%に設定する。
低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~100%[gag]	-	最大値:3.700%[gag]	低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~100%に設定する。
低圧中心スプレイ蒸気ポンプ出口圧力	0~100%[gag]	-	最大値:4.40%[gag]	低圧中心スプレイ蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~100%に設定する。
蒸気発生器出口圧力	0~1.00%[gag]	-	最大値:1.700%[gag]	蒸気発生器出口圧力の計測範囲を0~1.00%に設定する。
低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~300℃	100℃以下	最大値:100℃	低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~300℃に設定する。
低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力	0~300℃	100℃以下	最大値:100℃	低圧冷却水蒸気ポンプ出口圧力の計測範囲を0~300℃に設定する。

泊発電所3号炉

第2表 計装装置の計測範囲(2/19)

名称	計測範囲	通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	計測範囲の設定に関する考え方	
				設計基準事故時	重大事故等時
炉外後計装装置	出力領域 中性子束 $0 \sim 120\%$ ($3.3 \times 10^5 \text{ n/cm}^2 \cdot \text{sec} \sim 1.2 \times 10^{10} \text{ n/cm}^2 \cdot \text{sec}$)	0~100%	最大値: 定格出力の約4.6倍(注2) (原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き)	最大値: 定格出力の約194倍(注2) (制御棒飛び出し)	原子炉の起動時から定格出力運転時、運転時の異常な過渡変化並びに設計基準事故時の中性子束を測定できる範囲として0~120%に設定している。なお、運転時の異常な過渡変化時、一時的に計測範囲を超えるが、負の反応度フィードバック効果により短時間であり、かつ出力上昇及び下降は急峻であるため、現状の計測範囲でも運転状態に影響はない。また、重大事故等時においても同計測範囲により事故対応が可能である。「中間領域中性子束」及び「中性子源領域中性子束」と併せて重大事故等時における中性子束の変動範囲を監視可能。

相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

名称	計測範囲	プラントの状態 (注1) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方		
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時		重大事故等時	
					設計基準事故時	炉心損傷前
1次冷却材圧力	0~20.6 MPa[gage]	0~15.41 MPa[gage]	最大値：約17.9 MPa[gage] (負荷の喪失) 最大値：約17.8 MPa[gage] (主給水管破断)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するようにより、1次系最高使用圧力 (17.16 MPa[gage]) の1.2倍 (設計基準事故時の判断基準) である 20.59 MPa[gage] を包絡する範囲として設定する。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。		

表 58-6-2 計測装置の計測範囲 (3/7)

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時 (設計基準事故時)	
高圧冷却水ポンプ出口流量	0~1200 t/h	-	0~90.00 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧冷却水ポンプの最大流量 (90.00 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面)	0~2200 t/h	-	0~1900 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧冷却水蒸気発生炉の最大流量 (1900 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面)	0~2200 t/h	-	0~1900 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧冷却水蒸気発生炉の最大流量 (1900 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面) / 高圧冷却水蒸気発生炉内流量 (四角形断面)	0~1000 t/h	-	0~800 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧冷却水蒸気発生炉の最大流量 (800 t/h) に余裕を見込んで設定する。
代管循環冷却ポンプ出口流量	0~2000 t/h	-	-	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、代管循環冷却ポンプの最大流量 (1000 t/h) に余裕を見込んで設定する。
原子炉減速機冷却ポンプ出口流量	0~1000 t/h	0~90.00 t/h	0~90.00 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、原子炉減速機冷却ポンプの最大流量 (90.00 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧炉心スプレイト冷却ポンプ出口流量	0~1,000 t/h	0~1,000 t/h	(高圧炉心) 0~310 t/h (低圧炉心) 0~1,000 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧炉心スプレイト冷却ポンプの最大流量 (1,000 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧炉心スプレイト冷却ポンプ出口流量	0~1,000 t/h	0~1,100 t/h	0~1,100 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧炉心スプレイト冷却ポンプの最大流量 (1,100 t/h) に余裕を見込んで設定する。
高圧炉心スプレイト冷却ポンプ出口流量	0~1,000 t/h	0~1,000 t/h	0~1,000 t/h	重大事故等時のパラメータ変動を包絡するようにより、高圧炉心スプレイト冷却ポンプの最大流量 (1,000 t/h) に余裕を見込んで設定する。

第2表 計測装置の計測範囲 (3/19)

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方		
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時		重大事故等時	
						炉心損傷前	炉心損傷後
1次冷却材圧力 (広域)	0~21.0 MPa[gage]	0~15.41 MPa[gage]	最大値：約17.8 MPa[gage] (負荷の喪失)	最大値：約17.8 MPa[gage] (主給水管破断)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するようにより、1次系最高使用圧力 (17.16 MPa[gage]) の1.2倍 (設計基準事故時の判断基準) である 20.59 MPa[gage] を包絡する範囲として設定している。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。		

相違理由

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
名称	計測範囲	プラントの状態 (値I) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方							
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時		重大事故等時						
		0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h	
余熱除去流量	0~1,300 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~1,250m ³ /h) を包絡する値を設定する。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。							
高圧注入流量	0~400 m ³ /h	0 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~320m ³ /h) を包絡する値を設定する。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。							

名称	計測範囲	異常な過渡変化時		設計基準事故時		重大事故等時	
		0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~1,250 m ³ /h	0~320 m ³ /h	0~320 m ³ /h
低圧注入流量	0~1,100m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h
高圧注入流量	0~350m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (値I) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	
		0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h
低圧注入流量	0~1,100m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	0~1,090m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~1,090m ³ /h) を包絡する値として設定する。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。
高圧注入流量	0~350m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	0~320m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~320m ³ /h) を包絡する値として設定する。 重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	
名称	計測範囲 0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約85 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
AM用 格納容器圧力	0 ~ 1.5 MPa [gauge]	通常運転時	—
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約85 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
		重大事故等時 炉心損傷前	最大値： 100 %以上 (注5) 最小値： 0 %以下 (注4)
		重大事故等時 炉心損傷後	—
		計測範囲の設定に 関する考え方 通常運転時～設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するように、加圧器上高側近傍から下部側近傍まで計測できるように設定する。 計測範囲内において、重大事故等時における変動を監視可能である。 通常運転時～重大事故等時のパラメータ変動を包絡するように、格納容器最高使用圧力の2倍 (0.78 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定とする。	

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	
名称	計測範囲 0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約85 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
AM用 格納容器圧力	0 ~ 1.5 MPa [gauge]	通常運転時	—
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約85 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
		重大事故等時 炉心損傷前	最大値： 100 %以上 (注5) 最小値： 0 %以下 (注4)
		重大事故等時 炉心損傷後	—
		計測範囲の設定に 関する考え方 通常運転時～設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するように、加圧器上高側近傍から下部側近傍まで計測できるように設定する。 計測範囲内において、重大事故等時における変動を監視可能である。 重大事故等時のパラメータ変動を包絡するように、原子炉格納容器の限界圧力 (2 Pd : 0.566 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定とする。	

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
名称	計測範囲 0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %	
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
加圧器水位	0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %	通常運転時	0 ~ 100 %	
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
格納容器圧力 (AM用)	0 ~ 1.0 MPa [gauge]	通常運転時	—	通常運転時	—	
		運転時の異常な過渡変化時 最大値： 約85 % (主給水流量の喪失) 最小値： 0 %以下 (注4) (2次冷却系の異常な減圧)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)	設計基準事故時 最大値： 約99 % (主給水管破断) 最小値： 0 %以下 (注4) (主蒸気管破断)
		重大事故等時 炉心損傷前	最大値： 100 %以上 (注5) 最小値： 0 %以下 (注4)	重大事故等時 炉心損傷前	最大値： 100 %以上 (注5) 最小値： 0 %以下 (注4)	
		重大事故等時 炉心損傷後	—	重大事故等時 炉心損傷後	—	
		計測範囲の設定に 関する考え方 通常運転時～設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するように、加圧器上高側近傍から下部側近傍まで計測できるように設定する。 計測範囲内において、重大事故等時における変動を監視可能である。 重大事故等時のパラメータ変動を包絡するように、原子炉格納容器の限界圧力 (2 Pd : 0.566 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定とする。		計測範囲の設定に 関する考え方 通常運転時～設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するように、加圧器上高側近傍から下部側近傍まで計測できるように設定する。 計測範囲内において、重大事故等時における変動を監視可能である。 重大事故等時のパラメータ変動を包絡するように、原子炉格納容器の限界圧力 (2 Pd : 0.566 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定とする。		

第2表 計装装置の計測範囲 (8/19)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

		大飯発電所3/4号炉						女川原子力発電所2号炉			
名称	計測範囲	プラントの状態(注)と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方					
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時						
格納容器圧力(広域)	-50~450 kPa[gauge]	0 kPa[gauge]	0 kPa[gauge]	最大値: 約308 kPa[gauge] (原子炉冷却材喪失)	最大780 kPa[gauge]以下	通常運転時~設計基準事故進展時のパラメータ変動を包絡するよう高使用圧力(390kPa[gauge])に余裕を見込んだ設定とする。計測範囲上限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。					
格納容器内温度	0~220℃	21~49℃	最大値: 65℃ (外部電源喪失)	最大値: 約132℃ (原子炉冷却材喪失)	最大200℃以下	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、格納容器最高使用温度(144℃)を上回る200℃に余裕を見込んだ設定とする。重大事故等時の格納容器最高温度(144℃)を包絡しており、重大事故等時においても監視可能である。					

		泊発電所3号炉						相違理由			
名称	計測範囲	発電用原子炉の状態(注)と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方					
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時						
原子炉格納容器圧力	0~0.35 MPa[gauge]	0 MPa[gauge]	0 MPa[gauge]	最大値: 約0.241 MPa[gauge] (原子炉冷却材喪失)	最大0.566MPa[gauge]以下(注)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、設計基準事故時の原子炉格納容器の最高使用圧力(0.283MPa[gauge])に余裕を見込んだ設定とする。計測範囲上限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。					
格納容器内温度	0~220℃	21~49℃	最大値: 65℃ (外部電源喪失)	最大値: 約124℃ (原子炉冷却材喪失)	最大200℃以下	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、原子炉格納容器の最高使用温度(132℃)を上回る200℃に余裕を見込んだ設定とする。また、重大事故等時のパラメータ変動を包絡するよう、原子炉格納容器の限界温度(200℃)に余裕を見込んだ設定とする。					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉				
名称	計測範囲	プラントの状態 (注1) と予想変動範囲				
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時			
通常運転時	0~100%	0~100% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 約10% (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主蒸気管破断)			
				重大事故等時	炉心損傷後	
通常運転時	0~100%	0~100%	最大値: 100% 以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0% 以下 (注8) (主蒸気管破断)			
通常運転時	0~100%	0~100%	最大値: 100% 以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0% 以下 (注8) (主蒸気管破断)			
蒸気発生器水位 (広域)	0~100%	最大値: 約96% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 約10% (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主蒸気管破断)	重大事故等時 炉心損傷前 最大値: 100% 最小値: 0%以下 (注9)	炉心損傷後	計測範囲の設定に関する考え方 蒸気発生器水張り時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端から管板付近までを計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。
蒸気発生器水位 (狭域)	0~100%	最大値: 約83% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 0%以下 (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主蒸気管破断)	重大事故等時 炉心損傷前 最大値: 100% 最小値: 0%以下 (注10)	炉心損傷後	計測範囲の設定に関する考え方 蒸気発生器水張り時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端から伝熱管上端を計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。

泊発電所3号炉		相違理由				
名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲				
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時			
通常運転時	0~100%	最大値: 約96% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 約16% (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主給水管破断)			
				重大事故等時	炉心損傷後	
通常運転時	0~100%	0~100%	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主給水管破断)			
通常運転時	0~100%	0~100%	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主給水管破断)			
蒸気発生器水位 (広域)	0~100%	最大値: 約96% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 約16% (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主給水管破断)	重大事故等時 炉心損傷前 最大値: 100%以上 (注9) 最小値: 0%以下 (注10)	炉心損傷後	計測範囲の設定に関する考え方 蒸気発生器の水張り時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端付近に位置する上部タップから管板付近に位置する下部タップまでを計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。 起動、停止、定格出力運転時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端付近に位置する上部タップから伝熱管上端と給水内管の間に位置する下部タップまでの間をすべて計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。
蒸気発生器水位 (狭域)	0~100%	最大値: 約82% (蒸気発生器への過剰給水) 最小値: 約0%以下 (主給水流量喪失)	最大値: 100%以上 (注7) (主蒸気管破断) 最小値: 0%以下 (注8) (主給水管破断)	重大事故等時 炉心損傷前 最大値: 100%以上 (注9) 最小値: 0%以下 (注10)	炉心損傷後	計測範囲の設定に関する考え方 蒸気発生器の水張り時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端付近に位置する上部タップから管板付近に位置する下部タップまでを計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。 起動、停止、定格出力運転時の水位監視を含め、通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、に、湿分分離器下端付近に位置する上部タップから伝熱管上端と給水内管の間に位置する下部タップまでの間をすべて計測できるように設定する。 計測範囲下限までは、重大事故等時における変動を監視可能である。

第2表 計測装置の計測範囲 (10/19)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
名称	計測範囲	プラントの状態 (NU) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方		
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	炉心損傷前	炉心損傷後	
主蒸気圧力	0~9 MPa [gauge]	最大値: 約 8.5 MPa [gauge] (負荷の喪失)	最大値: 約 8.4 MPa [gauge] (主給水管破断)	最大値: 約 8.8 MPa [gauge] (原子炉停止機能喪失)	最大値: 約 8.2 MPa [gauge] (過温破損)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、2次系最高使用圧力 (8.17 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定とする。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。
	格納容器スプレイ積算流量	0~1,700 m ³ /h (0~10,000 m ³)	—	0~1,640 m ³ /h (0~約4,400 m ³)	—	重大事故等時に想定される範囲 (0~1,640 m ³ /h) を包絡するよう設定する。必要に応じて数値のリセットが可能であり、実運用上は想定範囲を超えても問題なく対応できる設定とする。
第2表 計測装置の計測範囲 (11/19)						
名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (NU) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方		
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	炉心損傷前	炉心損傷後	
主蒸気ライン圧力	0~8.5 MPa [gauge]	最大値: 約 7.8 MPa [gauge] (炉心の喪失)	最大値: 約 7.8 MPa [gauge] (原子炉停止機能喪失)	最大値: 約 8.0 MPa [gauge] (原子炉停止機能喪失)	最大値: 約 7.7 MPa [gauge] (過温破損)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡するよう、2次系最高使用圧力 (7.48 MPa [gauge]) に余裕を見込んだ設定としている。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。
	B-格納容器スプレイ格納器出口積算流量 (AM用)	0~1,300m ³ /h (0~10,000m ³)	—	0~1,640 m ³ /h (0~約4,400m ³)	—	重大事故等時に想定される範囲 (0~1,640 m ³ /h) を包絡するよう設定する。必要に応じて数値のリセットが可能であり、実運用上は想定範囲を超えても問題なく対応できる設定とする。
[] 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。						

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
名称	計測範囲	プラントの状態(注1)と予想変動範囲		計測範囲の設定に 関する考え方	名称	計測範囲	発電用原子炉の状態(注1)と予想変動範囲		計測範囲の設定に 関する考え方	名称	計測範囲	相違理由
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時				運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時				
格納容器再循環サンプ水位(広域)	0~100%	0%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡する(56%)に余裕を見込んだ設定(E.L.+15.5~E.L.+20.9m)とする。	格納容器再循環サンプ水位(広域)	0~100%	0%	0~100%超過(注12)	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動を包絡する(71%)に余裕を見込んだ設定(T.P.10.3~15.1m)とする。	格納容器再循環サンプ水位(広域)	0~100%	
格納容器再循環サンプ水位(狭域)	0~100%	0%	0~100%超過(注12)	再循環サンプへの貯水状況を確認するため、再循環サンプ上端を包絡するように余裕を見込んだ設定(E.L.+15.5~E.L.+18.1m)とする。	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	0~100%	0%	0~100%超過(注12)	再循環サンプへの貯水状況を確認するため、再循環サンプ上端を包絡する(約48%)に相当する。	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	0~100%	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
名称	計測範囲	プラントの状態 (注) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方	運転時の異常な過渡変化時		重大事故等時		原子炉下部キャビティ室における注水状況を確認するため、溶融炉心の冷却に必要な注水量に相当する水位に余裕を見込んだ設定 (E.L. [] m) とする。	原子炉下部キャビティ室における注水状況を確認するため、溶融炉心の冷却に必要な注水量に相当する水位に余裕を見込んだ設定 (E.L. [] m) とする。	格納容器内への注入による重大事故対策上重要な機器の水没防止を確認するため、原子炉格納容器水位が所定水位以内であることを監視できるよう、上限の注水量に相当する水位 (E.L. [] m) を設定とする。	
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時		設計基準事故時	炉心損傷前	炉心損傷後					
原子炉下部キャビティ水位	E.L. [] m以上 (注)	-	-	-	E.L. [] m以上	-	-	E.L. [] m以上				
原子炉格納容器水位	E.L. [] m以上 (注)	-	-	-	E.L. [] m以上	-	-	E.L. [] m以上				

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注) と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方	
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時	炉心損傷前	炉心損傷後
原子炉下部キャビティ水位	0.0-0.1 [] m	-	-	-	ON (注)	-	重大事故等時において、原子炉下部キャビティにおける注水状況を確認するため、溶融炉心の冷却に必要な水量があることを確認できる設定 (注) とする。
格納容器水位	0.0-0.1 [] m	-	-	-	ON (注)	-	格納容器内への注入による重大事故対策上重要な機器の水没防止を確認するため、格納容器水位が所定水位以内であることを監視できるよう、上限の注水量に相当する水位 (注) を設定とする。

第2表 計装設備の計測範囲 (13/19)

注: 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
名称	計測範囲	プラントの状態 (注) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方	名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方	名称	計測範囲	相違理由	
		運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時				運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時					運転時の異常な過渡変化時
原子炉水位	0~100%	—	—	0~100%	重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。なお、原子炉水位は加圧器の下部に位置し、加圧器水位の計測範囲とラップしないが、原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの原子炉容器内の水位を監視可能である。重大事故等時において、加圧器水位による監視ができない場合、原子炉容器内の水位及び保有水が監視でき、事故対応が可能である。	—	—	—	—	—	—	—	—		
蒸気発生器補助給水流量	0~210 m ³ /h	0 m ³ /h	0~31.3 m ³ /h	0~46.7 m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパワームータ変動 (0~46.7 m ³ /h) を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。	0 m ³ /h	0~26.7 m ³ /h	0~50 m ³ /h	0~92.5 m ³ /h	—	—	—	—	—	
原子炉容器水位	0~100%	100%	0~100%	0~100%	設計基準事故時のパワームータ変動を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。なお、原子炉容器水位は加圧器の下部に位置し、加圧器水位の計測範囲とラップしないが、原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの原子炉容器内の水位を監視可能である。重大事故等時において、加圧器水位による監視ができない場合、原子炉容器内の水位及び保有水が監視でき、事故対応が可能となる。	—	—	—	—	—	—	—	—		
補助給水流量	0~150 m ³ /h	0 m ³ /h	0~26.7 m ³ /h	0~50 m ³ /h	通常運転時~設計基準事故時のパワームータ変動 (0~50 m ³ /h) を包絡するよう値として設定している。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。	0 m ³ /h	0~26.7 m ³ /h	0~50 m ³ /h	0~50 m ³ /h	—	—	—	—	—	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
名称	計測範囲	プラントの状態 (注) と予想変動範囲			計測範囲の設定に関する考え方				
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時			重大事故等時		
								炉心損傷前	炉心損傷後
燃料取扱用水ピット水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。				
原子炉補機冷却水サージタンク水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。				
ほう酸タンク水位	0~100%	0~100%	0~100%	—	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。				

第2表 計測装置の計測範囲 (15/19)		発電用原子炉の状態 (注) と予想変動範囲		計測範囲の設定に関する考え方			
名称	計測範囲	通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時		
						炉心損傷前	炉心損傷後
燃料取扱用水ピット水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定している。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。		
原子炉補機冷却水サージタンク水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定している。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。		
ほう酸タンク水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動 (0~100%) を包絡する値として設定している。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。		

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

名称	計測範囲	プラントの状態 (a) と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方の概要
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時 炉心損傷前 炉心損傷後	
復水ピット水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動(0~100%)を包絡する値として設定する。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。
可搬型格納容器格納ガス濃度	0~20 vol%	—	—	—	0~4 vol% 0~13 vol%	重大事故等時の格納容器破損防止の判断基準である格納容器内水素濃度13%以下に余裕を見込んだ設定とする。
格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	0~200℃	—	—	—	0~144℃	格納容器最高使用温度(144℃)及び重大事故等時の格納容器最高温度(144℃)を超える温度を監視可能であり、重大事故等時に想定される範囲を包絡するように設定する。
原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	0.0~1.6MPa	—	—	—	0.3MPa	加圧目標0.3MPaとなるよう計測範囲を設定する。

第2表 計測装置の計測範囲 (16/19)

名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (a) と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方の概要
		通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時 炉心損傷前 炉心損傷後	
補助給水ピット水位	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	0~100%	通常運転時~設計基準事故時のパラメータ変動(0~100%)を包絡する値として設定している。重大事故等時の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等時においても監視可能である。
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	0~20 vol% 0~20 vol%	—	—	—	0~4 vol% 0~13 vol%	重大事故等時の格納容器破損防止の判断基準である格納容器内水素濃度13%以下に余裕を見込んだ設定とする。
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	0~200℃	—	—	—	0~141℃	格納容器最高使用温度(141℃)及び重大事故等時の格納容器最高温度(141℃)を超える温度を監視可能であり、重大事故等時に想定される範囲を包絡するように設定する。
原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)	0~1.0MPa [range]	—	—	—	0~0.28MPa [range]	原子炉補機冷却水サージタンクの加圧目標0.28MPa [range]を包絡するように計測範囲を設定する。

【大阪】
 記載方針の相違
 大阪はアニュラス水素濃度について、53条で整理しているのに対し、泊は計装設備として58条においても基準適合性を整理する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉						相違理由
		第2表 計測装置の計測範囲 (17/19)						
		発電用原子炉の状態 (a) と予想変動範囲						
		計測範囲	通常運転時	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時		計測範囲の設定に関する考え方
						炉心損傷前	炉心損傷後	
名称	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	10 ⁰ ~10 ⁷ μSv/h	バックグラウンドレベル	バックグラウンドレベル	10 ⁰ msv/h以下	10 ⁰ msv/h以下	10 ⁰ msv/h以下	計測下限値は、原子炉格納容器内の放射線量を計測する用途専用のエリアモニタ (エアロロッキングエリアモニタ) 内検計器区域エリアモニタ) と計測範囲がオーバーラップするよう設定する。 計測上限値は、設計基準事故又は重大事故等時における計測に対して格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) の計測下限値 (10 ⁰ msv/h) とオーバーラップするよう設定する。 計測下限値は、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) の計測上限値 (10 ⁰ msv/h) とオーバーラップするよう設定し、炉心損傷判断の値である、10 ⁰ msv/hを超える放射線量を計測できる範囲として設定する。 計測上限値は、重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量を包摂し、事故時放射線計測指針で要求される測定上限値を満足するよう設定する。 重大事故等時において、変動する可能性のある範囲 (2.6 μSv/h ~ 1,000msv/h) における放射線量を監視可能。 ^{(a)(4)}
		10 ⁰ ~10 ⁰ msv/h	バックグラウンドレベル	バックグラウンドレベル	10 ⁰ msv/h以下	10 ⁰ msv/h以下	1,000msv/h以下	
	使用済燃料ピット可燃型エリアモニタ	10msv/h~1,000msv/h	—	—	—	—	1,000msv/h以下	【大飯】 記載方針の相違 ・相違理由①

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<p style="text-align: center;">第2表 計装装置の計測範囲 (18/19)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th rowspan="3">計測範囲</th> <th colspan="4">発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲</th> <th rowspan="3">計測範囲の設定に関する考え方</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">運転時の異常な過渡変化時</th> <th rowspan="2">設計基準事故時</th> <th colspan="2">重大事故等時</th> </tr> <tr> <th>炉心損傷前</th> <th>炉心損傷後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置</td> <td>0 ~ 800℃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>最大 500℃以下</td> <td>重大事故等時における原子炉格納容器内水素処理装置作動時に想定される温度範囲を監視可能である。</td> </tr> <tr> <td>格納容器水素イグナイタ温度監視装置</td> <td>0 ~ 800℃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300 ~ 500℃程度</td> <td>重大事故等時に格納容器水素イグナイタ周囲で水素燃焼が起こった場合に想定される温度範囲を監視可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方	運転時の異常な過渡変化時	設計基準事故時	重大事故等時		炉心損傷前	炉心損傷後	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	0 ~ 800℃	—	—	最大 500℃以下	重大事故等時における原子炉格納容器内水素処理装置作動時に想定される温度範囲を監視可能である。	格納容器水素イグナイタ温度監視装置	0 ~ 800℃	—	—	300 ~ 500℃程度	重大事故等時に格納容器水素イグナイタ周囲で水素燃焼が起こった場合に想定される温度範囲を監視可能である。	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・相違理由②</p>
名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方																						
		運転時の異常な過渡変化時			設計基準事故時		重大事故等時																					
			炉心損傷前	炉心損傷後																								
原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	0 ~ 800℃	—	—	最大 500℃以下	重大事故等時における原子炉格納容器内水素処理装置作動時に想定される温度範囲を監視可能である。																							
格納容器水素イグナイタ温度監視装置	0 ~ 800℃	—	—	300 ~ 500℃程度	重大事故等時に格納容器水素イグナイタ周囲で水素燃焼が起こった場合に想定される温度範囲を監視可能である。																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p style="text-align: center;">第2表 計測装置の計測範囲 (19/19)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">計測範囲</th> <th colspan="3">発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲</th> <th rowspan="2">計測範囲の設定に 関する考え方</th> </tr> <tr> <th>運転時の異常 な過渡変化時</th> <th>設計基準 事故時</th> <th>重大事故等時 炉心損傷前 炉心損傷後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料 ビット水位 (AM用)</td> <td>T. P. 25.24m~ T. P. 32.76m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>炉心損傷後 T. P. 31.31m</td> <td>重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料 ビット水位 (可搬型)</td> <td>T. P. 21.30m~ T. P. 32.76m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>T. P. 31.31m</td> <td>重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から底部近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料 ビット温度 (AM用)</td> <td>0~100℃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0~100℃</td> <td>重大事故等時において, 変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ビットの温度を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料 ビット 監視カメラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>重大事故等時において, 使用済燃料ビットの状況を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲			計測範囲の設定に 関する考え方	運転時の異常 な過渡変化時	設計基準 事故時	重大事故等時 炉心損傷前 炉心損傷後	使用済燃料 ビット水位 (AM用)	T. P. 25.24m~ T. P. 32.76m	—	—	炉心損傷後 T. P. 31.31m	重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。	使用済燃料 ビット水位 (可搬型)	T. P. 21.30m~ T. P. 32.76m	—	—	T. P. 31.31m	重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から底部近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。	使用済燃料 ビット温度 (AM用)	0~100℃	—	—	0~100℃	重大事故等時において, 変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ビットの温度を監視可能。	使用済燃料 ビット 監視カメラ	—	—	—	—	重大事故等時において, 使用済燃料ビットの状況を監視可能。	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映) ・相違理由①</p>
名称	計測範囲	発電用原子炉の状態 (注1) と予想変動範囲			計測範囲の設定に 関する考え方																															
		運転時の異常 な過渡変化時	設計基準 事故時	重大事故等時 炉心損傷前 炉心損傷後																																
使用済燃料 ビット水位 (AM用)	T. P. 25.24m~ T. P. 32.76m	—	—	炉心損傷後 T. P. 31.31m	重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。																															
使用済燃料 ビット水位 (可搬型)	T. P. 21.30m~ T. P. 32.76m	—	—	T. P. 31.31m	重大事故等時において, 変動する可能性のある使用済燃料ビット上端近傍から底部近傍の範囲で使用済燃料ビットの水位を監視可能。																															
使用済燃料 ビット温度 (AM用)	0~100℃	—	—	0~100℃	重大事故等時において, 変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ビットの温度を監視可能。																															
使用済燃料 ビット 監視カメラ	—	—	—	—	重大事故等時において, 使用済燃料ビットの状況を監視可能。																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(注1) プラントの状態の定義は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時：計画的に行われる起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替え等の原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。 ・運転時の異常な過渡変化時：原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。 ・設計基準事故時：「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は希であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。 ・重大事故等時：発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。 <p>(注2) 120%定格出力を超えるのは短期間であり、かつ出力上昇及び下降は急峻であるため運転監視に影響はない。</p> <p>(注3) 事象によっては350℃を一時的に超えるが、事象の収束に伴い350℃以下となる。</p> <p>(注4) 計測範囲を一時的に超えるが、このときには1次冷却材圧力と1次冷却材温度によって原子炉の冷却状態を監視する。</p> <p>(注5) 事象によっては100%水位を一時的に超えるが、事象の収束に伴い100%以下となる。</p> <p>(注6) 計測範囲を超える場合には、AM用格納容器圧力により監視可能である。</p> <p>(注7) 計測範囲を一時的に超えるが、100%以上であることで冷却されていることを監視可能。</p> <p>(注8) 計測範囲を一時的に超えるのは、破断側の蒸気発生器においてであり、破断のない側の蒸気発生器の水位は監視可能。</p> <p>(注9) 計測範囲を超えるが、蒸気発生器がドライアウトしていることを監視可能。</p> <p>(注10) 計測範囲を一時的に超えるが、蒸気発生器水位（広域）にて監視可能。</p> <p>(注11) 代替格納容器スプレイ等により、原子炉格納容器内に積算注水量制限値まで注水した場合に計測レンジ100%を超えるが、積算流量計によって監視可能。更に、原子炉格納容器水位により水位の直接検知が可能である。</p> <p>(注12) 計測範囲を超える場合は、格納容器再循環サンプ水位（広域）で計測可能。</p> <p>(注13) 水位が検出器に到達した場合にONになる。</p>	<p>*1：発電用原子炉の状態の定義は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時：計画的に行なわれる起動、停止、運転、高温停止、冷温停止、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。 ・運転時の異常な過渡変化時：発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障もしくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。 ・設計基準事故時：「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は希であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。 ・重大事故等時：発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。 <p>*2：定格出力時の値に対する比率で示す。</p> <p>*3：500℃以上となる場合があるが、炉心損傷と判断し冷却未達を判断する上では問題ない。</p> <p>*4：ATWS=発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合。</p> <p>*5：計測範囲の零は、原子炉圧力容器零レベルより1,313cm上のところとする（ドライヤスカート底部付近）。</p> <p>*6：計測範囲の零は、原子炉圧力容器零レベルより900cm上のところとする（有効燃料棒頂部付近）。</p> <p>*7：計測範囲の零は、原子炉格納容器下部（圧力容器ベDESTAL底部）のところとする。</p> <p>*8：計測範囲の零は、ドライウェル床面のところとする。</p> <p>*9：炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線モニタの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h（経過時間とともに判断値は低くなる）であり、炉心損傷しないことからこの値を下回る。</p> <p>*10：炉心損傷前にベントすることを想定した保守的な線量率（炉心損傷の判断値（停止直後で約10Sv/h）を包絡）。</p> <p>*11：計測範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端（O.P.25920mm）のところとする。</p> <p>*12：計器の計測範囲において計測が可能である。</p> <p>*13：700℃以上となる場合があるが、原子炉圧力容器破損を検知する上では問題ない。</p>	<p>(注1) 発電用原子炉の状態の定義は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時：計画的に行われる起動、停止、運転、高温停止、冷温停止、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。 ・運転時の異常な過渡変化時：発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。 ・設計基準事故時：「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は希であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。 ・重大事故等時：発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。 <p>(注2) 120%定格出力を超えるのは短期間であり、かつ出力上昇及び下降は急峻であるため運転監視に影響はない。</p> <p>(注3) 事象によっては350℃を一時的に超えるが、事象の収束に伴い350℃以下となる。</p> <p>(注4) 計測範囲を一時的に超えるが、このときには1次冷却材圧力（広域）と1次冷却材温度（広域-高温側）によって原子炉の冷却状態を監視する。</p> <p>(注5) 事象によっては100%水位を一時的に超えるが、事象の収束に伴い100%以下となる。</p> <p>(注6) 計測範囲を超える場合には、格納容器圧力（AM用）により監視可能である。</p> <p>(注7) 計測範囲を一時的に超えるが、100%以上であることで冷却されていることを監視可能。</p> <p>(注8) 計測範囲を一時的に超えるのは、破断側の蒸気発生器においてであり、破断のない側の蒸気発生器の水位は監視可能。</p> <p>(注9) 計測範囲を超えるが、蒸気発生器がドライアウトしていることを監視可能。</p> <p>(注10) 計測範囲を一時的に超えるが、蒸気発生器水位（広域）にて監視可能。</p> <p>(注11) 代替格納容器スプレイ等により、原子炉格納容器内に積算注水量制限値まで注水した場合に計測レンジ100%を超えるが、積算流量計によって監視可能。さらに、原子炉格納容器水位により水位の直接検知が可能である。</p> <p>(注12) 計測範囲を超える場合は、格納容器再循環サンプ水位（広域）で計測可能。</p> <p>(注13) 水位が検出器に到達した場合にONになる。</p> <p>(注14) 放射線量率の1,000mSv/hは、使用済燃料ピット可搬型</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		エリアモニタ設置箇所における放射線量率の最大値（約 $1 \times 10^8 \mu\text{Sv/h}$ ）を鉛遮蔽によって減衰させた後の値。	記載方針の相違 ・相違理由①

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>第6表 可搬型計測器の測定範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>測定範囲等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>0~20.6 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>測温抵抗体の計測範囲である 0~400℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。測定は、1次冷却材高温側温度 (広域) を優先する。</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高压注入流量</td> <td>0~400m³/hに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>余熱除去流量</td> <td>0~1,300m³/hに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>相設代替紙圧注水積算流量</td> <td>0~160 m³/hに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ積算流量</td> <td>0~1,700 m³/hに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>測温抵抗体の計測範囲である 0~220℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力 (広域)</td> <td>-50~450 kPaに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>AM用格納容器圧力</td> <td>0~1.5 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域) の計測範囲は、格納容器再循環サンプ水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、格納容器再循環サンプ水位 (広域) を優先する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉下部キャビティ水位</td> <td>検出器からの ON-OFF 信号に相当する検出器の抵抗値を計測</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>蒸気発生器水位 (広域) は蒸気発生器水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、蒸気発生器水位 (広域) を優先する。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力</td> <td>0~9 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器補助給水流量</td> <td>0~210 m³/hに相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> <tr> <td>復水ピット水位</td> <td>0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測</td> </tr> </tbody> </table>	監視パラメータ	測定範囲等	1次冷却材圧力	0~20.6 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測	1次冷却材高温側温度 (広域)	測温抵抗体の計測範囲である 0~400℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。測定は、1次冷却材高温側温度 (広域) を優先する。	1次冷却材低温側温度 (広域)		高压注入流量	0~400m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測	余熱除去流量	0~1,300m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測	相設代替紙圧注水積算流量	0~160 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測	加圧器水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	格納容器スプレイ積算流量	0~1,700 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測	格納容器内温度	測温抵抗体の計測範囲である 0~220℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。	格納容器圧力 (広域)	-50~450 kPaに相当する検出器からの電気信号を計測	AM用格納容器圧力	0~1.5 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域) の計測範囲は、格納容器再循環サンプ水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、格納容器再循環サンプ水位 (広域) を優先する。	原子炉下部キャビティ水位	検出器からの ON-OFF 信号に相当する検出器の抵抗値を計測	原子炉格納容器水位		原子炉水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	蒸気発生器水位 (広域)	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器水位 (広域) は蒸気発生器水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、蒸気発生器水位 (広域) を優先する。	主蒸気圧力	0~9 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測	原子炉補機冷却水サージタンク水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	蒸気発生器補助給水流量	0~210 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測	燃料取替用水ピット水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	ほう酸タンク水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測	復水ピット水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測			<p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
監視パラメータ	測定範囲等																																																				
1次冷却材圧力	0~20.6 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
1次冷却材高温側温度 (広域)	測温抵抗体の計測範囲である 0~400℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。測定は、1次冷却材高温側温度 (広域) を優先する。																																																				
1次冷却材低温側温度 (広域)																																																					
高压注入流量	0~400m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
余熱除去流量	0~1,300m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
相設代替紙圧注水積算流量	0~160 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
加圧器水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
格納容器スプレイ積算流量	0~1,700 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
格納容器内温度	測温抵抗体の計測範囲である 0~220℃の抵抗表をもとに外挿法にて抵抗値を近似することで、検出器内部の温度素子の耐熱温度である 500℃程度までの温度測定が可能。																																																				
格納容器圧力 (広域)	-50~450 kPaに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
AM用格納容器圧力	0~1.5 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域) の計測範囲は、格納容器再循環サンプ水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、格納容器再循環サンプ水位 (広域) を優先する。																																																				
原子炉下部キャビティ水位	検出器からの ON-OFF 信号に相当する検出器の抵抗値を計測																																																				
原子炉格納容器水位																																																					
原子炉水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
蒸気発生器水位 (広域)	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器水位 (広域) は蒸気発生器水位 (狭域) の計測範囲を包摂しているため、蒸気発生器水位 (広域) を優先する。																																																				
主蒸気圧力	0~9 MPaに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
原子炉補機冷却水サージタンク水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
蒸気発生器補助給水流量	0~210 m ³ /hに相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
燃料取替用水ピット水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
ほう酸タンク水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				
復水ピット水位	0~100%に相当する検出器からの電気信号を計測																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
(大飯なし)	(泊なし)	(泊なし)	<p>【女川】 設備設計の相違 (有効性評価結果の相違。大飯と同様)</p>									
表 58-6-3 計装装置の警報動作範囲 (1/1)												
	<p style="text-align: center;">警報動作範囲の設定に関する考え方</p> <table border="1" data-bbox="694 180 940 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="694 180 716 1449">名称</th> <th data-bbox="716 180 739 1449">警報動作範囲</th> <th data-bbox="739 180 940 1449">警報動作範囲の設定に関する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="694 180 716 494">起動循環モータ (中間加減)</td> <td data-bbox="716 180 739 494">ベリオド: 10秒以上</td> <td data-bbox="739 180 940 494">プラント起動運転時の循環機故障等に伴う異常反応度付力による燃料相違を防止するため、出力の異常上昇を検出し、原子炉をスクラムさせる。プラント起動時に出力上昇をきたら平均反応度変化のうち、最も大きなものは瞬時機故障引込であり、この瞬時機故障引込異常変化に対して、動作が安全世界を超える前に原子炉をスクラムさせるよう設定するものとし、また、起動循環モータスクラムの許容されるパイプ系事件も考慮し、10秒以上を設定額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 180 716 494">平均出力循環モータ</td> <td data-bbox="716 180 739 494">定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置) 定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置以外) 0.629~0.625以下又は110%以下 ※: 0.625は定時中心の循環に対する再調整後値 (5)</td> <td data-bbox="739 180 940 494">プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。運転モードで異常な過渡変化が生じても燃料・プランとの反応性を保ちつつ、通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 給水加減異常等による燃料循環異常による過渡変化に対し、燃料の過熱防止を目的とし、燃料の過熱防止を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。熱出力信号を再調整後値の閾値として自動可変設定とし、燃料の健全性が保たれるよう熱的に充分な余裕を持つよう、熱出力レベルは0.629~0.625以下又は110%以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	警報動作範囲	警報動作範囲の設定に関する考え方	起動循環モータ (中間加減)	ベリオド: 10秒以上	プラント起動運転時の循環機故障等に伴う異常反応度付力による燃料相違を防止するため、出力の異常上昇を検出し、原子炉をスクラムさせる。プラント起動時に出力上昇をきたら平均反応度変化のうち、最も大きなものは瞬時機故障引込であり、この瞬時機故障引込異常変化に対して、動作が安全世界を超える前に原子炉をスクラムさせるよう設定するものとし、また、起動循環モータスクラムの許容されるパイプ系事件も考慮し、10秒以上を設定額とする。	平均出力循環モータ	定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置) 定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置以外) 0.629~0.625以下又は110%以下 ※: 0.625は定時中心の循環に対する再調整後値 (5)	プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。運転モードで異常な過渡変化が生じても燃料・プランとの反応性を保ちつつ、通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 給水加減異常等による燃料循環異常による過渡変化に対し、燃料の過熱防止を目的とし、燃料の過熱防止を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。熱出力信号を再調整後値の閾値として自動可変設定とし、燃料の健全性が保たれるよう熱的に充分な余裕を持つよう、熱出力レベルは0.629~0.625以下又は110%以下とする。		
名称	警報動作範囲	警報動作範囲の設定に関する考え方										
起動循環モータ (中間加減)	ベリオド: 10秒以上	プラント起動運転時の循環機故障等に伴う異常反応度付力による燃料相違を防止するため、出力の異常上昇を検出し、原子炉をスクラムさせる。プラント起動時に出力上昇をきたら平均反応度変化のうち、最も大きなものは瞬時機故障引込であり、この瞬時機故障引込異常変化に対して、動作が安全世界を超える前に原子炉をスクラムさせるよう設定するものとし、また、起動循環モータスクラムの許容されるパイプ系事件も考慮し、10秒以上を設定額とする。										
平均出力循環モータ	定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置) 定額出力の15%以下 (原子炉モードスイッチ「運転」位置以外) 0.629~0.625以下又は110%以下 ※: 0.625は定時中心の循環に対する再調整後値 (5)	プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 プラント起動時の異常反応度付力による燃料相違を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。運転モードで異常な過渡変化が生じても燃料・プランとの反応性を保ちつつ、通常の運転での中性子束の変動による平均的なスクラムを避ける値として15%以下とする。 給水加減異常等による燃料循環異常による過渡変化に対し、燃料の過熱防止を目的とし、燃料の過熱防止を目的とし、異常時に原子炉をスクラムさせる。熱出力信号を再調整後値の閾値として自動可変設定とし、燃料の健全性が保たれるよう熱的に充分な余裕を持つよう、熱出力レベルは0.629~0.625以下又は110%以下とする。										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料</p> <p>原子炉水位、使用済燃料プール水位の概要図と計測範囲との関係</p> <p>1. 原子炉水位</p> <div data-bbox="676 327 1220 699" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図 58-6-66 原子炉水位の概要図</p> <div data-bbox="676 758 1220 794" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <p>2. 使用済燃料プール水位</p> <p>(1) 使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</p> <div data-bbox="676 949 1220 1220"> </div> <p style="text-align: center;">図 58-6-67 使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) の概要図</p>	<p style="text-align: right;">参考資料</p> <p>使用済燃料ピット水位の概要図と計測範囲との関係及び核計装の計測範囲</p> <p>1. 使用済燃料ピット水位</p> <p>(1) 使用済燃料ピット水位 (AM用)</p> <div data-bbox="1249 933 1818 1276"> </div> <p style="text-align: center;">第42図 使用済燃料ピット水位 (AM用) の概要図</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 女川は、広帯域、燃料域、SA広帯域及びSA燃料域の計4つの原子炉水位があるが、泊は原子炉容器水位1つであり加圧器水位とも計測範囲がラップしないため、概要図と計測範囲との関係を記載していない。</p> <p>【女川】 設備名称の相違 記載内容の明確化</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p>

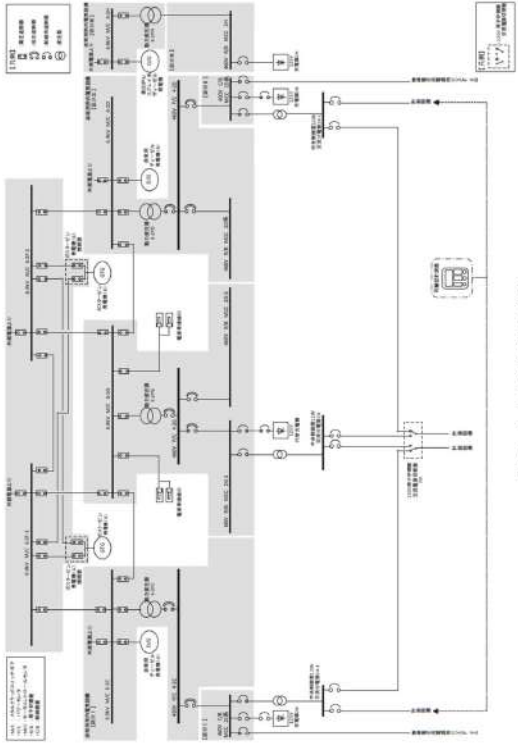
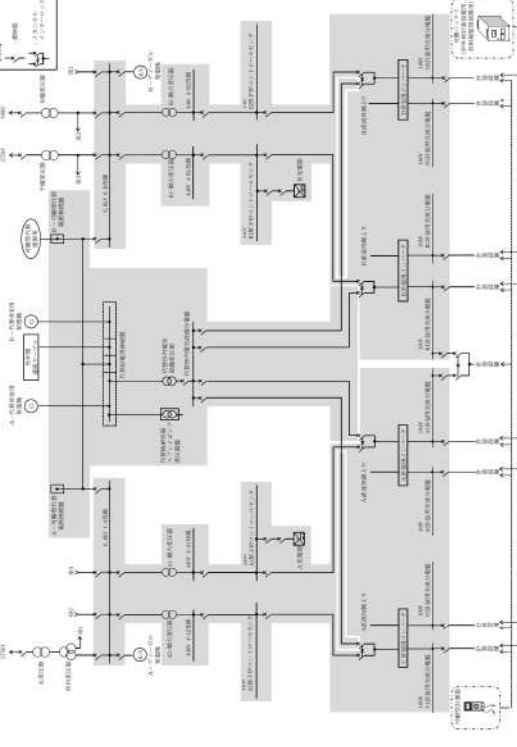
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</p> <p>図 58-6-68 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) の概要図</p> <p>3. 核計装</p> <p>図 58-6-69 核計装の概要図</p>	<p>(2) 使用済燃料ピット水位 (可搬型)</p> <p>第43図 使用済燃料ピット水位 (可搬型) の概要図</p> <p>2. 核計装</p> <p>第44図 核計装の概要図</p>	

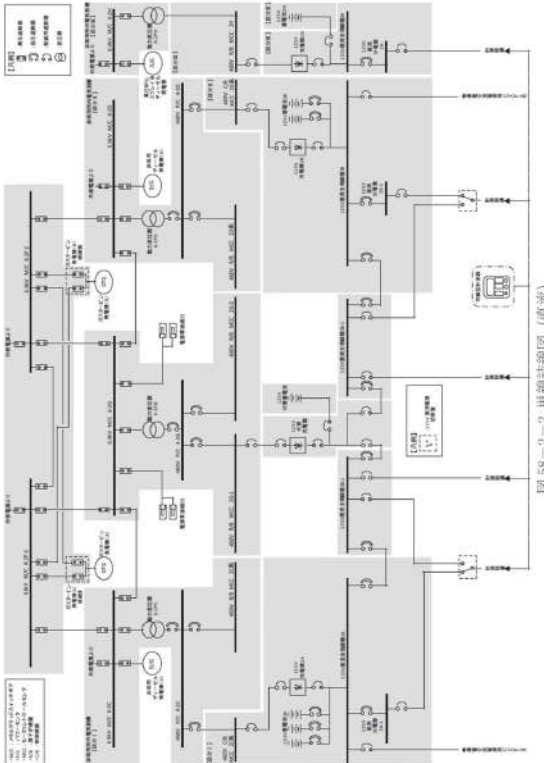
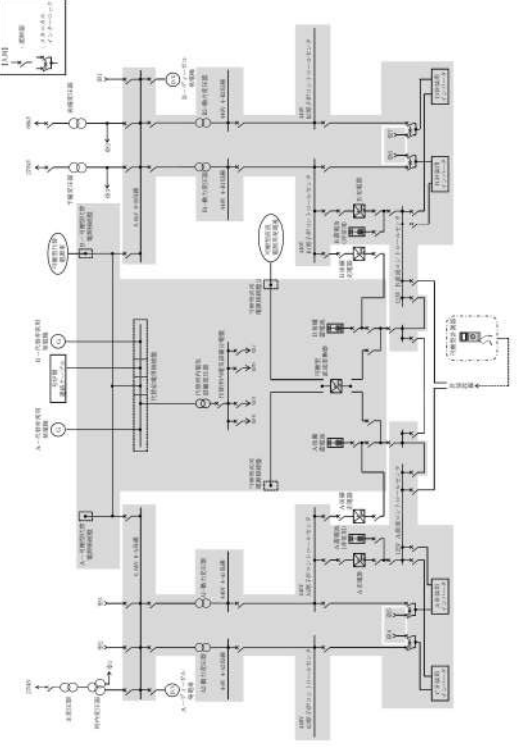
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>58-2 単線結線図</p>  <p>図 58-2-1 単線結線図 (交流)</p>	<p>58-6 単線結線図</p>  <p>第1図 単線結線図 (交流)</p>	<p>【女川】資料番号の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違 ・電源 (交流) 構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

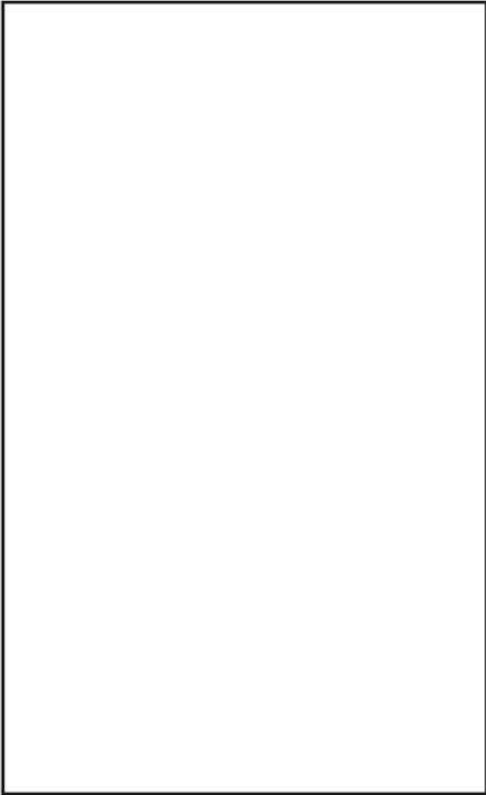
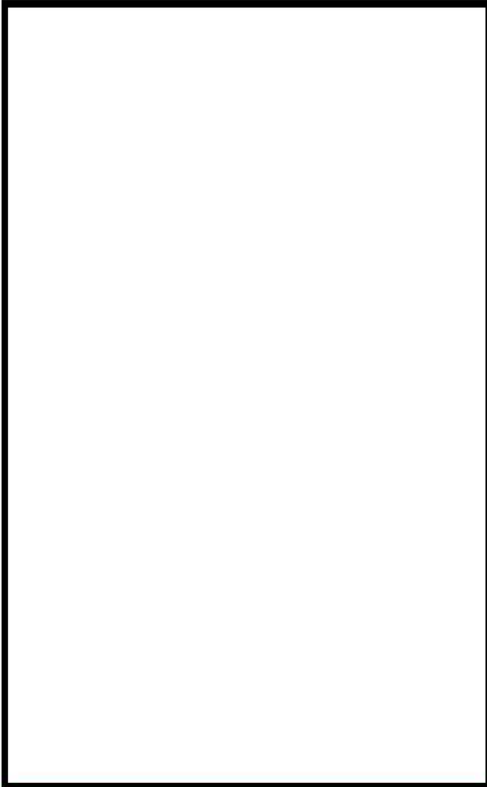
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(大飯該当資料なし)</p>	 <p>図 58-2-2 単線結線図 (直流)</p>	 <p>第9図 単線結線図 (直流)</p>	<p>【女川】設備構成の相違 ・電源 (直流) 構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>58-7 アクセスルート図</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">図58-7-1 ファイナル装置出口水蒸気循環操作場所へのアクセスルート（制御建屋地上3階） 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>58-7 アクセスルート図</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第1図 可搬型計測器搭載環境車へのアクセスルート</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>マスキング対象であり比較対象外とする。 以降、同様。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="663 161 1178 1002" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1178 161 1232 518" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 特図みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="1254 145 1742 943" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1742 236 1774 906" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 第2図 可搬型温度計挿入器 (格納容器圧力測定用) 接続場所へのアクセスルート </div> <div data-bbox="1456 954 1814 973" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 特図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

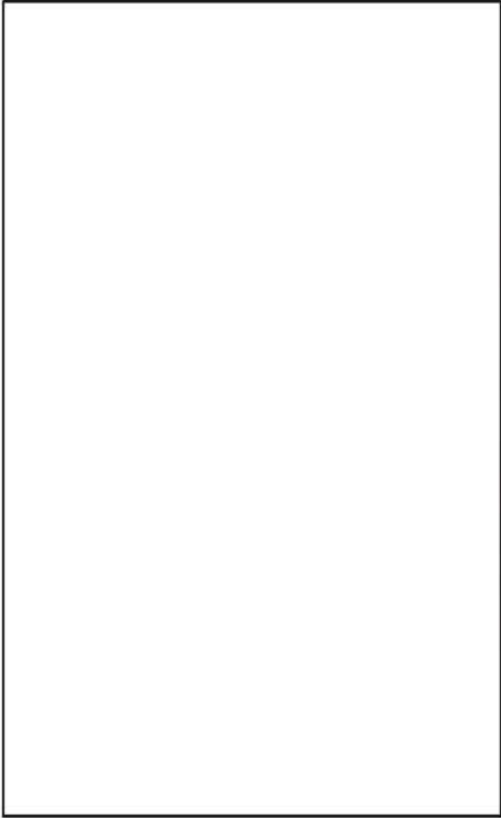
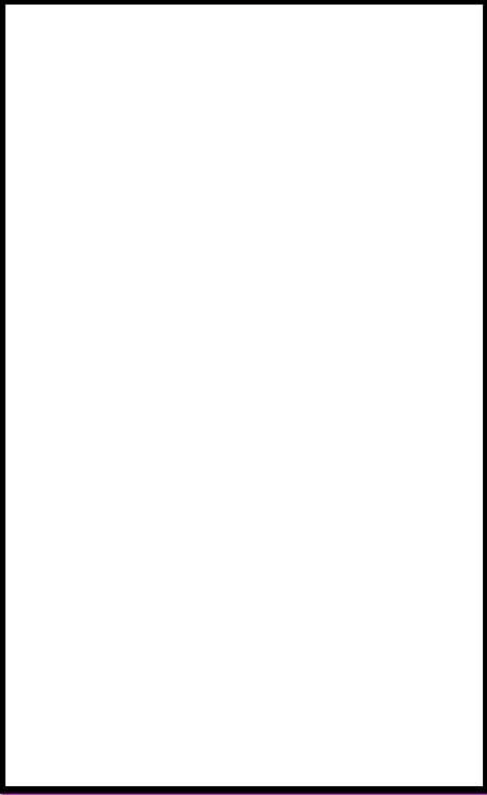
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="667 156 1173 986" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1173 159 1227 869" style="font-size: small; text-align: center;"> 図58-7-3 フィルタ装置出口水素濃度操作場所へのアクセスルート (原子炉建屋地上1階) 待機時の内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="1254 143 1751 949" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1751 239 1780 909" style="font-size: small; text-align: center;"> 第3号炉 可搬型温度計用装置 (格納容器内部循環冷却水温度/出口温度) 格納場所へのアクセスルート 待機時の内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 58-7-4 可能型計測器接続場所へのアクセスルート (運転車居地より階) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p style="text-align: center;">第4図 可能型温度計測装置 (格納容器圧降降ユニット入口温度/出口温度) 接続場所へのアクセスルート 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 151 1176 981" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 225px;"></div> <div data-bbox="1176 151 1220 981" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 図58-7-5 可搬型計測器接続機枠へのアクセスルート (制御室並列上2階) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="1254 151 1747 949" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="1747 151 1792 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 第5図 原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型) 接続機枠へのアクセスルート 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 151 1176 981" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 225px;"></div> <div data-bbox="1176 151 1220 981" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 図58-7-6 可搬型計測器接続箇所へのアクセスルート (制御室階地上1層) 詳細みの内容は防壁上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="1254 151 1747 941" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="1747 151 1792 941" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 第6回 原子炉補機/冷却水サーッキング圧力 (可搬型) 接続箇所へのアクセスルート 詳細みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1256 145 1742 938" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 217px;"></div> <div data-bbox="1453 954 1812 970" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第7図 原子炉補助冷却水サーキットのクランクアップ (可搬型) 接続場所へのクランクアップ

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1249 145 1742 943" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1451 954 1809 970" style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;"> 特図みの内容は機能情報に属しますので公開できません。 </div>	

第8回 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 稼働場所へのアクセスルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1249 145 1742 943" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1451 954 1816 970" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第99回 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 監視器所へのアクセスレポート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1256 150 1742 943" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1742 336 1765 810" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;"> 第10図 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ格納場所へのアクセスルート </div> <div data-bbox="1458 954 1809 970" style="text-align: center; font-size: x-small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1256 148 1742 943" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 217px;"></div> <div data-bbox="1742 331 1765 815" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第11回、使用済燃料ピット可搬出エリアモニタ監視場所へのアクセスルート</div> <div data-bbox="1453 954 1812 975" style="font-size: x-small;">□ 詳細の内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1249 140 1742 941" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1742 331 1765 810" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 第12図 使用済燃料ピット可搬型ユリアモモニタ接続場所へのアクセスルート </div> <div data-bbox="1451 954 1814 970" style="font-size: x-small;"> [] 詳細の内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin: 0 auto;">第13回 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置設置接続場所へのアクセスルート</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 内図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

第11図 使用済燃料ピット監視カメラ空赤表置設置取組所へのアクセスルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

第15回 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット接続場所へのアクセスルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1249 145 1742 943" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1451 954 1816 975" style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第16図 可搬型格納容器内水蒸気発生計測ユニット接続場所へのアクセスルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1249 143 1738 941" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1451 954 1814 970" style="font-size: small;"> 詳細の内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第17回 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット接続場所へのアクセスルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1254 140 1747 941" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1451 949 1814 973" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第18回 可搬型アニュウラス水素濃度計測ユニット接続場所へのアダプタケーブル

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

第10回 可搬型アニュウラス水素濃度計測ユニット接続場所へのアダプタセスルポート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p>58-9 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p>	<p>58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p>	<p>58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p>	<p>【女川】炉型の相違 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、本資料内において同じ。</p>																																																																									
<p>(a) 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p>	<p>(a) 主要パラメータの代替パラメータ（他チャンネルを除く）による推定方法について（原子炉圧力容器内の温度）</p>	<p>(a) 主要パラメータの代替パラメータ（他チャンネル及び他グループを除く）による推定方法について（原子炉圧力容器内の温度）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、女川に合わせて以下の項目の代替パラメータによる推定方法及び参考資料を記載した。</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">原子炉圧力容器内の温度</th> </tr> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>計測範囲</th> <th>設計基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1次冷却材高温度側温度（広域）</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約342℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却材低温度側温度（広域）</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約340℃</td> </tr> </tbody> </table>	項目	原子炉圧力容器内の温度			監視パラメータ	計測範囲	設計基準	主要パラメータ	1次冷却材高温度側温度（広域）	0~400℃	最大値：約342℃		1次冷却材低温度側温度（広域）	0~400℃	最大値：約340℃	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">原子炉圧力容器内の温度</th> </tr> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>計測範囲</th> <th>設計基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>0~500℃</td> <td>最大値：約297℃</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">代替パラメータ</td> <td>①原子炉圧力</td> <td>0~10MPa[gage]</td> <td>最大値：約2.11MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>①原子炉圧力（SA）</td> <td>0~11MPa[gage]</td> <td>最大値：約2.11MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>①原子炉水位（広帯域）</td> <td>-3.800mm~1.300mm^①</td> <td>有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm)^②</td> </tr> <tr> <td>①原子炉水位（燃料域）</td> <td>-3.800mm~1.300mm^①</td> <td>有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm)^②</td> </tr> <tr> <td>①原子炉水位（SA広帯域）</td> <td>-3.800mm~1.300mm^①</td> <td>有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm)^②</td> </tr> <tr> <td>①原子炉水位（SA燃料域）</td> <td>-3.800mm~1.300mm^①</td> <td>有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm)^②</td> </tr> <tr> <td>②残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>0~300℃</td> <td>最大値：186℃</td> </tr> </tbody> </table>	項目	原子炉圧力容器内の温度			監視パラメータ	計測範囲	設計基準	主要パラメータ	原子炉圧力容器温度	0~500℃	最大値：約297℃	代替パラメータ	①原子炉圧力	0~10MPa[gage]	最大値：約2.11MPa[gage]	①原子炉圧力（SA）	0~11MPa[gage]	最大値：約2.11MPa[gage]	①原子炉水位（広帯域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm) ^②	①原子炉水位（燃料域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm) ^②	①原子炉水位（SA広帯域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm) ^②	①原子炉水位（SA燃料域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm) ^②	②残留熱除去系熱交換器入口温度	0~300℃	最大値：186℃	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">原子炉圧力容器内の温度</th> </tr> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>計測範囲</th> <th>設計基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要パラメータ</td> <td>1次冷却材温度（広域-高温側）</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約340℃</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約339℃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替パラメータ</td> <td>①1次冷却材温度（広域-低温側）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び（炉心出口温度）の代替）</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約339℃</td> </tr> <tr> <td>①1次冷却材温度（広域-高温側）（1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替）</td> <td>0~400℃</td> <td>最大値：約340℃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測目的</td> <td>②（炉心出口温度）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び1次冷却材温度（広域-低温側）の代替）</td> <td>40~1,300℃</td> <td>最大値：約346℃</td> </tr> </tbody> </table>	項目	原子炉圧力容器内の温度			監視パラメータ	計測範囲	設計基準	主要パラメータ	1次冷却材温度（広域-高温側）	0~400℃	最大値：約340℃	1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替	0~400℃	最大値：約339℃	代替パラメータ	①1次冷却材温度（広域-低温側）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び（炉心出口温度）の代替）	0~400℃	最大値：約339℃	①1次冷却材温度（広域-高温側）（1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替）	0~400℃	最大値：約340℃	計測目的	②（炉心出口温度）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び1次冷却材温度（広域-低温側）の代替）	40~1,300℃	最大値：約346℃	<p>【参考】第1表 計装設備の計器誤差について</p>
項目		原子炉圧力容器内の温度																																																																										
	監視パラメータ	計測範囲	設計基準																																																																									
主要パラメータ	1次冷却材高温度側温度（広域）	0~400℃	最大値：約342℃																																																																									
	1次冷却材低温度側温度（広域）	0~400℃	最大値：約340℃																																																																									
項目	原子炉圧力容器内の温度																																																																											
	監視パラメータ	計測範囲	設計基準																																																																									
主要パラメータ	原子炉圧力容器温度	0~500℃	最大値：約297℃																																																																									
代替パラメータ	①原子炉圧力	0~10MPa[gage]	最大値：約2.11MPa[gage]																																																																									
	①原子炉圧力（SA）	0~11MPa[gage]	最大値：約2.11MPa[gage]																																																																									
	①原子炉水位（広帯域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm) ^②																																																																									
	①原子炉水位（燃料域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm) ^②																																																																									
	①原子炉水位（SA広帯域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-7.812mm~1.470mm) ^②																																																																									
	①原子炉水位（SA燃料域）	-3.800mm~1.300mm ^①	有効燃料棒底部程度~レベル8 (-3.712mm~5.600mm) ^②																																																																									
②残留熱除去系熱交換器入口温度	0~300℃	最大値：186℃																																																																										
項目	原子炉圧力容器内の温度																																																																											
	監視パラメータ	計測範囲	設計基準																																																																									
主要パラメータ	1次冷却材温度（広域-高温側）	0~400℃	最大値：約340℃																																																																									
	1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替	0~400℃	最大値：約339℃																																																																									
代替パラメータ	①1次冷却材温度（広域-低温側）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び（炉心出口温度）の代替）	0~400℃	最大値：約339℃																																																																									
	①1次冷却材温度（広域-高温側）（1次冷却材温度（広域-低温側）及び（炉心出口温度）の代替）	0~400℃	最大値：約340℃																																																																									
計測目的	②（炉心出口温度）（1次冷却材温度（広域-高温側）及び1次冷却材温度（広域-低温側）の代替）	40~1,300℃	最大値：約346℃																																																																									
	<p>計測目的</p> <p>重大事故等において、主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視する目的は、炉心の冷却状態を把握することである。</p> <p>特に原子炉冷却材喪失事故時において、安全注入に期待できない場合、1次系保有水が流出することにより1次系保有水量が減少し、炉心が露出すれば1次冷却材は過熱状態となり、冷却効果が遅れと炉心損傷に至る。</p> <p>このような場合、炉心の冷却状態を把握し、事故時の対応手段を判断する上で主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視することが重要である。</p>	<p>計測目的</p> <p>重大事故等時において、主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視する目的は、炉心の冷却状態を把握することである。</p> <p>特に原子炉冷却材喪失事故時において、原子炉圧力容器への注水に期待できない場合、原子炉冷却材が流出することにより原子炉水位が低下し、炉心が露出すれば原子炉冷却材が過熱状態となり、冷却効果が遅れと炉心損傷に至る。</p> <p>このような場合、炉心の冷却状態を把握し、事故時の対応手段を判断する上で主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視することが重要である。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度の主要パラメータである原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合には、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より原子炉圧力容器内の温度を推定する。</p> <p>また、スクラム後、原子炉水位が有効燃料棒底部(TAF)に到達してからの経過時間より原子炉圧力容器内の温度を推定できる。</p>	<p>計測目的</p> <p>重大事故等時において、主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視する目的は、炉心の冷却状態を把握することである。</p> <p>特に原子炉冷却材喪失事故時において、原子炉圧力容器への注水に期待できない場合、1次冷却材が流出することにより原子炉圧力容器内の水位が低下し、炉心が露出すれば1次冷却材が過熱状態となり、冷却効果が遅れと炉心損傷に至る。</p> <p>このような場合、炉心の冷却状態を把握し、事故時の対応手段を判断する上で主要パラメータにて原子炉圧力容器内の温度を監視することが重要である。</p>	<p>【参考】第1表 計装設備の計器誤差について</p>																																																																								
<p>推定方法</p> <p>原子炉圧力容器内の温度の主要パラメータである1次冷却材高温度側温度（広域）又は1次冷却材低温度側温度（広域）の計測が困難になった場合、代替パラメータの1次冷却材低温度側温度（広域）又は1次冷却材高温度側温度（広域）により、原子炉圧力容器内の温度を推定（測定）する。</p> <p>これら2種類が各グループに設置されており、各々が代替パラメータとなり、互いに推定（測定）する。</p>	<p>推定方法</p> <p>推定方法は、以下のとおりである。</p> <p>①原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）、原子炉水位（SA燃料域） 原子炉水位が有効燃料棒底部(TAF)以上の場合には、飽和状態と想定し、飽和温度/圧力の関係を利用し、図58-8-1を用いて原子炉圧力より原子炉圧力容器内の温度を推定する。</p> <p>推定可能範囲：100~312℃</p>	<p>推定方法</p> <p>推定方法は、以下のとおりである。</p> <p>①1次冷却材温度（広域-低温側）、1次冷却材温度（広域-高温側）同じ仕様のもので1次冷却材の温度を計測することにより推定する。</p>	<p>【参考】第1表 計装設備の計器誤差について</p>																																																																									
<p>推定の評価</p> <p>2種類の温度計は各グループに同じ仕様のもので設置しており、1次冷却材の温度計により、事故時の炉心の冷却状態を監視する目的において、互いに推定（測定）しても問題となることはなく、炉心損傷^①防止対策に必要な情報を得ることができる。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度を操作判断に用いている炉心損傷防止対策の有効性評価の解析結果を例に挙げ、推定の適用性について確認した結果、全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する場合）事象において、1次冷却材高温度側温度（広域）と1次冷却材低温度側温度（広域）の温度差は、約10℃程度であり、この温度差が炉心損傷防止対策における操作判断に与える影響は軽微であるため、推定（測定）することができる。</p>	<p>推定の評価</p> <p>2種類の温度計は各グループに同じ仕様のもので設置しており、1次冷却材の温度計により、事故時の炉心の冷却状態を監視する目的において、互いに推定（測定）しても問題となることはなく、炉心損傷^①防止対策に必要な情報を得ることができる。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度を操作判断に用いている炉心損傷防止対策の有効性評価の解析結果を例に挙げ、推定の適用性について確認した結果、全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する場合）事象において、1次冷却材高温度側温度（広域）と1次冷却材低温度側温度（広域）の温度差は、約10℃程度であり、この温度差が炉心損傷防止対策における操作判断に与える影響は軽微であるため、推定（測定）することができる。</p>	<p>推定の評価</p> <p>2種類の温度計は各グループに同じ仕様のもので設置しており、1次冷却材の温度計により、事故時の炉心の冷却状態を監視する目的において、互いに推定（測定）しても問題となることはなく、炉心損傷^①防止対策に必要な情報を得ることができる。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度を操作判断に用いている炉心損傷防止対策の有効性評価の解析結果を例に挙げ、推定の適用性について確認した結果、全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する場合）事象において、1次冷却材高温度側温度（広域）と1次冷却材低温度側温度（広域）の温度差は、約10℃程度であり、この温度差が炉心損傷防止対策における操作判断に与える影響は軽微であるため、推定（測定）することができる。</p>	<p>【参考】第1表 計装設備の計器誤差について</p>																																																																									